令和９年度予算概算要求の概要
（事業別の資料集）

こどもまんなか
こども家庭庁

目次

①「こどもまんなか社会」を実現する基盤の確保

「こどもとともに成長する企業構想」の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

地方公共団体の優先課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

こども政策ＤＸの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

②地域一体で「こどもの命と安全を徹底的に守る」支援の強化

こども・若者の自殺対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

こども性暴力防止法の円滑かつ確実な運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備・・・・・・・・・・・・・61

ＣＤＲの確実な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

③若者が希望を持ち、主体的に人生を選択できる環境の整備

若者政策の推進・・・

①「こどもまんなか社会」を実現する基盤の確保

「こどもとともに成長する企業構想」の推進

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもまんなか社会」に向けた民間企業等の取組支援・環境整備事業

継続

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和9年度概算要求額　５億円

事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現には、行政によるこども政策の実施に加え、民間企業において、その従業員や顧客、地域住民等に対してこども・若者・子育て支援が広く展開されることが不可欠である。民間企業にとってこども・若者・子育て支援は、人材確保や事業性向上を通じて企業価値向上につながる取組であり、こうした「こどもまんなか」の取組と企業価値向上の好循環を実現することが重要である。
  - 第６回こども政策推進会議（令和８年６月９日）において、総理より、企業の支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を強力に推進していく旨の発言があり、「日本成長戦略」（同７月21日閣議決定）においても本構想による企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出が盛り込まれた。
- 本事業では、民間企業におけるこども・若者・子育て支援の取組を官民が連携して支援しつつ、こうした取組を行う民間企業等が確実に評価される環境を整備することを目的として、「こどもとともに成長する企業構想」の推進のための効果検証・実装化・情報発信等に関し必要な事業を行う。

事業の概要



（１）調査検討・効果検証・施策への反映

- 「こどもまんなか社会」に向けた取組が企業価値の向上につながるための更なる実装支援・インセンティブ措置についての調査・検討を行う。
- 本構想において実装・展開する様々な施策やインセンティブ措置の効果検証を行う。
- 上記を踏まえ、こども・若者・子育て支援の取組を行う企業向けガイドライン（Ｒ8年度末公表予定）を充実・改定する。
- 「こどもまんなか社会」に資する取組を促進する枠組みや施策について、有識者等からなる場において、効果検証を踏まえつつさらなる施策を検討する。



（２）情報発信・ネットワーク構築

- 「こどもとともに成長する企業」認定制度やCRBP等宣言制度（※）の周知の他、本構想の取組全般について、様々な媒体等を活用し民間企業等への効果的な情報の発信を行う。
- こどもまんなかに取り組む企業・自治体・民間団体等のコミュニティである「こどもまんなか応援サポーター」との連携など、こどもまんなかに取り組む多様なステークホルダー間のネットワークを構築するための支援を行う。

(※)「こどもとともに成長する企業構想」において、令和９年度に「こども若者まんなか」の取組に積極的に取り組む企業等を評価・認定する認定制度、及び「こどもの権利とビジネス原則（CRBP）」を尊重する企業の宣言制度を創設することとしている。

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こども家庭庁「こどもとともに成長する企業構想」認定・宣言事務局等運営事業 新規

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　５億円

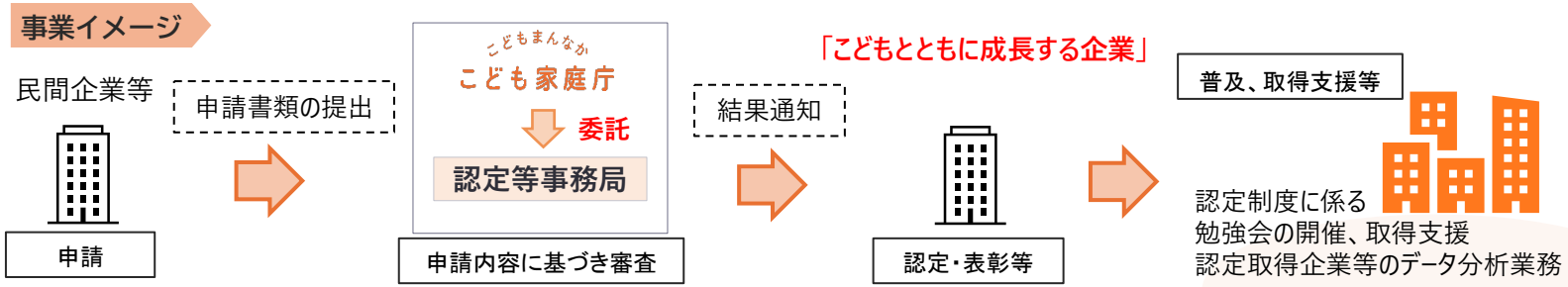
事業の目的

- 「こどもまんなか社会」の実現は、社会の持続的発展を支えるものであり、企業による「こども若者まんなか」の取組は、人材の維持・確保や事業の成長を可能にし、企業の持続的な成長へと繋がる未来への投資である。そのことを踏まえ令和8年度より、企業が「こどもまんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一 体的に取り組めるよう支援と環境整備とを行う、「こどもとともに成長する企業構想」の推進を行っている。
- また、本構想の推進にあたっては、雇用、商品・サービスの提供や地域活動等を通じてこどもや若者の生活に大きな影響を及ぼす立場にある企業が、こどもの権利を尊重し、その視点を経営や事業活動に取り入れることが重要である。
- 本事業は、「こども若者まんなか」の取組を行う企業を認定することにより、企業による自発的な取組を促進すること、また、企業による「子どもの権利とビジネス原則（CRBP）等尊重宣言（仮称）」の運用を通して企業によるこどもの権利尊重の取組を促すこと、更にこれら取組を通してこどもまんなか社会の実現を図ることを目的としている。　※認定制度及びCRBP等尊重宣言制度は令和９年度より開始予定。

事業の概要

- 「こどもとともに成長する企業構想」の認定制度、及びCRBP等宣言制度等について、審査、認定、取得支援、宣言企業等のデータの収集等の事務局を運営する。
- 併せて、申請に係る勉強会の開催等を通じて、制度の普及拡大と認定取得後の効果分析等を行う。

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）　【補助率】定額

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの権利とビジネス原則推進事業（仮称）

継続

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　0.8億円

事業の目的

- 企業はその規模の大小によらず、社会で最も取り残されやすく、脆弱な立場にあるこどもの生活に直接的また間接的に関わり合い、影響を及ぼす主体であり、こどもや若者の権利や利益に配慮して事業活動を行うことが求められる。
- 近年、「ビジネスと人権」に関する取組は国内外で進展し、日本企業においても人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの実施が広がっている。一方でこどもの権利に関しては、企業がこどもの権利を尊重するための国際的な枠組みである「子どもの権利とビジネス原則（CRBP）」が策定されているものの、日本企業における認知や実践は必ずしも十分に進んでいるとは言えず、さらなる普及・促進が課題となっている。
- こうした背景を踏まえ、令和8年度に国際的にも先進的な取組である「企業によるCRBP等尊重宣言制度（仮称）」を創設予定。本事業では、こどもの権利やCRBPに関する企業の更なる理解を促し、本宣言制度に手を挙げる企業数を増やすことを目的に、広報活動や宣言申請に係る企業支援等の環境整備を行う。

事業の概要

（１）こどもの権利・CRBP及び宣言制度の広報

- こどもの権利とCRBPに関する動画教材などの普及啓発ツールや好事例をまとめたコンテンツの制作及び全国の企業に対する普及啓発を行う。
- CRBP宣言制度について、地域金融機関等と連携して地域企業への広報・周知を行う。

（２）地方における事例の発掘と見える化

- 地域経済団体等と連携し、自社の事業活動とこどもの権利との接点を理解するための研修や個別支援を実施する。
- 企業による取組の好事例を横展開する。また、事業者間の情報共有のための交流を推進する。

（３）各業界における行動指針の策定

各業界において、CRBP等の国際文書に則した具体的な行動指針を策定する。

（４）国際的な情報発信

上記の取組について、国際社会に向けた情報発信を行う。（例：世界初となるCRBPの業界指針の策定　等）

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもとともに成長する企業構想」の推進 拡充

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　９億円

事業の目的

- 大企業から地域の中小企業まで、民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための支援と環境整備を行う。
- 特に、地域金融機関と連携した中堅・中小企業などの取組を支援するとともに、企業の取組が市場や社会から適切に評価される仕組みづくりを進める。具体的には、認定・表彰に向けた企業への支援や、地域企業や民間団体等の多様なプレーヤーが連携するための仕組み作り、こども・子育て支援に取り組む企業への民間投資の促進等を支援し、企業による「こども・若者・子育て支援」と「企業成長」の好循環を創出する。

事業の概要

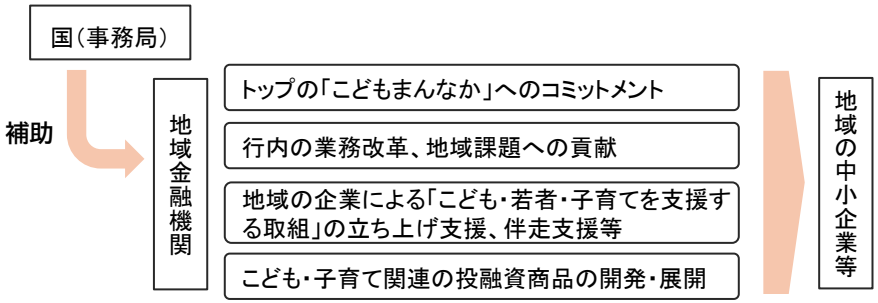
こどもまんなかリーディングバンク※への補助

※地域におけるこども・若者・子育て支援をけん引する地域金融機関

実施主体　地域金融機関

補助対象　地域金融機関の行員や地域の中小企業等に対して行うこども・若者・子育て支援の拡大に向けた取組（地域企業の伴走支援、投融資の開発・展開等）に補助。

事業イメージ



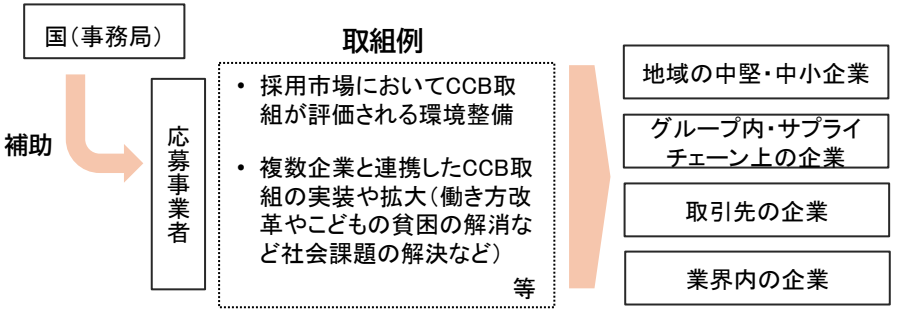
企業・業界団体が行うCCB※の普及、拡大に資する取組への補助

※社内及び社外での「こどもまんなか社会」に向けた取組

実施主体　企業・業界団体等

補助対象　業界、グループ企業、地域等を通じて、社員・顧客・地域社会におけるこども・若者・子育て支援が、社会に普及、拡大するための取組について補助。

事業イメージ



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）【補助率】国：事業者（10/10、3/4、2/3、1/2）

こども家庭庁

中小企業こども若者まんなか環境整備事業

新規

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額 2億円

事業の目的

「こどもとともに成長する企業認定」(※)を取得し、こども・若者・子育て支援に積極的に取り組む中小企業に対し、その取組にかかる経費を補助することで、企業による行動変容を一層促し、「こども若者まんなか」の取組と成長の好循環を創出することを目的とする。

(※)「こどもとともに成長する企業構想」において、令和９年度に「こども若者まんなか」の取組に積極的に取り組む企業等を評価・認定する認定制度を創設することとしている。

事業の概要

対象企業

- 「こどもとともに成長する企業認定」を取得し、認定時に策定した戦略に基づき、社内外におけるこども・若者・子育て支援の取組を行う中小企業

対象となる取組

- こども・若者・子育て支援等の「こども若者まんなか」の取組に要する経費の一部
- 企業等からの申請に基づき、対象となる取組内容等を審査した上で補助金を交付

補助金使途例：
両立支援などの職場環境整備、取組にかかる人材の獲得、地域における取組、将来世代との対話等に係る経費

実施主体等

【実施主体、補助率】
民間団体（公募により決定）、定額

【補助額】
上限100万円/企業等　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

社会の気運醸成に向けた民間主導の取組支援

継続

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　2億円

事業の目的

- 希望する誰もがこどもを持ち安心して子育てでき、全世代が生涯にわたって活躍できる社会を実現し、人口減少社会の流れを変えていくためには、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向けた「社会の気運醸成」が重要であり、経済界・労働界、地方自治体、関係団体、有識者、特に若者世代といった幅広い人々が参画した推進組織による民間主導の取組を支援する。
- 令和9年度においては、「こどもまんなか実行計画2026」に位置づけられた各種取組と密接に連携し、「気運醸成のための経済界、労働界、地方団体の『三位一体』の体制づくりの全国展開を目指す」ことを基本方針として取り組む

事業の概要

- 令和９年度は、特に以下の点に重点を置き、民間主導の観点から取組を進める
  （１）「若者が希望を持ち選択を実現できる環境の整備」のための若者政策の一環としての「対話交流」の推進
  （２）「産・官・学の総力を挙げた『こどもまんなか社会』の実現」の一環としての、経済界、労働界、地方団体の連携体制の強化
  （３）日韓協力の観点からの少子化問題をめぐる民間レベルの交流推進

【具体的な取組内容】

① 人口減少社会における気運醸成のためのシンポジウムの開催等
② 情報発信業務及び対話交流業務
- 一人ひとりの思いや背景を踏まえた意思決定を支える社会環境について考えるドキュメンタリーを活用した若者世代との対話交流の推進
- 全国各地における経済界、労働界、地方団体等幅広いステークホルダーが参画する運動組織の立上げの推進
- 韓国との民間レベルでの交流の推進（我が国同様出生率低下に直面している大韓民国との少子化問題に関する共同研究、成果発信）

③ 調査研究業務
- 人口問題に関する調査研究の実施及び推進
- 人口問題に関する内外の研究者のプラットフォーム機能

④ 関係団体との交流業務、政策提言業務

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

地方公共団体の優先課題への対応

こどもまんなか
こども家庭庁

地域こども政策推進事業

拡充

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　46億円

事業の目的

- こども・子育て支援については、地方自治体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に大きな差が生じており、単に居住地等が要因となり、子育て家庭や児童福祉関係の従事者等が受けられる支援の差異が大きくなっている。
- こうした課題への対応では、都道府県等の広域調整機能を活用して、地域におけるこども・子育て・若者の流出を含む少子化対策に関する優先課題の解決を図る取組について施策の優先順位を検討させた上で、深度ある政策対話を行い、支援を強化する。

事業の概要

以下の（1）～（3）を一連の事業として実施する。

（１）地域こども政策推進計画の策定（都道府県等）

都道府県等で、①都道府県等におけるこども・子育て施策の優先課題、②当該課題に係る近隣道府県との財政力の違いを主とする取組の違い、③差異の解消・緩和のための域内市町村支援に係る複数年の取組案等を内容とする「地域こども政策推進計画」を策定、こども家庭庁に提出。

※財政力が１を下回る道府県を対象とする。また、道府県による支援対象は財政力が１を下回る市町村を対象とする。

（２）地域こども政策推進交付金の交付

（１）で策定された「地域こども政策推進計画」について、こども家庭庁において、必要性・実効性等の観点から審査を行い、適当と認められた道府県に対して、中長期的に計画的・継続的に取り組むことを前提として、地域子ども政策推進交付金を交付。交付を受けた道府県は、域内市町村を支援する事業を実施。

（３）成果の報告

事業実施後、交付を受けた道県は、成果報告書をとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

対象事業

次のア又はイいずれかを目標に、当該地方自治体の三役との深度ある政策対話を通じて優先課題を特定し、他の補助事業による対応可能性も検討した上で、域内の全部または一部の市町村と連携・調整して、課題の解消のために、複数年で推進する事業案に対して支援する。

ア　地域のこども・子育て支援、若者の流出の対策や結婚支援・両立支援を含む少子化対策に関する優先課題の解決

イ　近隣都道府県等との財政力の違いを主とする取組の違いの緩和又は解消

※ 事業実施に当たっては、企業、自治体、関係団体等による政策対話（地域ラウンドテーブル）を行うこととする。

実施主体等

【実施主体】都道府県等　連携中枢都市　定住自立圏における中心市　【補助基準額】１事業あたり２億円

【交付率】国（10/10、１/２）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童手当

令和９年度概算要求額　2兆663億円（2兆973億円）

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和６年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。

  ①所得制限の撤廃　　②高校生年代までの支給期間の延長　　③多子加算について第３子以降３万円とする（※）
  ④支払月を年３回から隔月（偶数月）の年６回とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	**高校生年代まで**の国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限	**所得制限なし**
手当月額	【３歳未満】 （出生日の属する月の翌月から３歳の誕生日の属する月まで） 第１子、第２子：15,000円　　**第３子以降：30,000円** 【３歳～高校生年代】 （３歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで） 第１子、第２子：10,000円　　**第３子以降：30,000円**	受給資格者	• 監護生計要件を満たす父母等 • 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	市区町村(法定受託事務)　※公務員は所属庁で実施
		支払期月	**６回（偶数月）**（各前月までの２カ月分を支払）

費用負担

	被用者			非被用者			公務員
３歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5		支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
３歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属庁 10/10

子ども・子育て支援金制度に係る医療保険者への財政支援について

成育局
支援金制度等担当室

令和９年度概算要求額　16億円

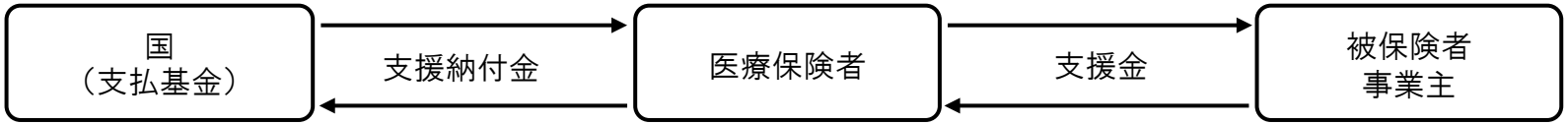
事業の目的

子ども・子育て支援金制度に係る医療保険者等が行う周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。

子ども・子育て支援金制度に係る体制整備

【事業概要】

・子ども・子育て支援金制度に係る体制整備事業
　医療保険者等が行う保険料算定等の業務、周知広報、コールセンターの設置等に要する費用の補助を行う。



【実施主体】

全国健康保険協会、健康保険組合（健康保険組合連合会）、都道府県、市町村、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合

【補助率】

定額（10/10相当）

※定率補助や低所得者の保険料軽減制度等の医療保険者への財政支援＊については、厚生労働省において計上

＊国民健康保険制度（調整交付金、定率補助、国民健康保険組合定率補助等）、後期高齢者医療制度（特別調整交付金、財政安定化基金等）等

こども政策DXの推進

こどもまんなか
こども家庭庁

母子保健事務システム（オンライン資格確認等システム）関係等事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　５億円

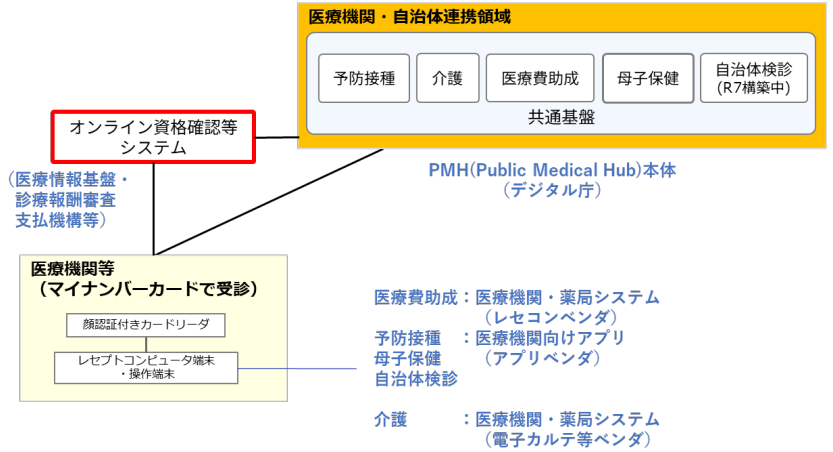
事業の目的

- 母子保健DXにおいては、自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub：PMH）を活用し、乳幼児健診等の母子保健事業について、希望する自治体を対象に「母子保健デジタル健診実証事業」を実施している。また、電子版母子健康手帳については、令和７年度にガイドラインを策定・発出したところであり、令和８年度末から、これらの母子保健DXの全国展開を推進することとしている。さらに、その実現に向けては、電子カルテ連携によるマイナンバーカードで受診可能な医療機関の拡大や、現場における紙併用・二重入力等の負荷を解消するためのPMHの改修を行う必要がある。

- 母子保健DXの全国展開の推進に当たっては、健診会場や医療機関がPMHへ情報照会する際の受診者の本人確認に利用しているマイナ資格確認アプリ及びオンライン資格確認等システムの改修も併せて行う必要がある。このため、これらの運営主体である医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に対し、改修及び保守運営に係る費用について補助を行う。

事業の概要

機構に対し、健診実施機関がマイナ資格確認システムやオンライン資格確認等システムやと連携するための費用や改修費用等について補助を行う。



実施主体等

【実施主体】医療情報基盤・診療報酬審査支払機構　【補助率】定額

こどもまんなか
こども家庭庁

母子保健事務システム（集合契約・請求支払システム）関係等事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　54億円

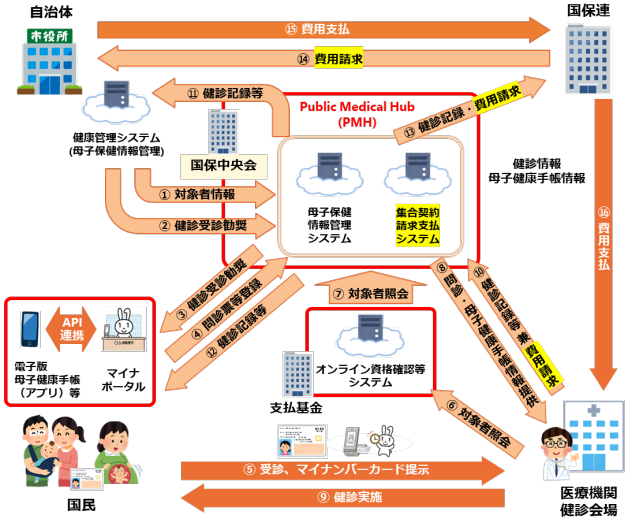
事業の目的

- 里帰り出産においては、住所地自治体と里帰り先自治体との間で妊産婦の健診情報等が十分に共有できておらず、自治体をまたいだ切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があるほか、関連する事務手続が煩雑となっている。住所地自治体・里帰り先自治体双方における手続の簡素化と住民の利便性向上を更に図るため、里帰りする妊産婦の健診等において、償還払い等の煩雑な手続を要さず、自治体を超えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において令和８年度にシステム要件定義を行い、令和９年度以降に集合契約・請求支払システムの開発を進めることとしている。

- 本事業においては、国保中央会におけるシステム開発のための費用を助成することにより、母子保健業務における自治体・医療機関双方の費用請求等の事務負担の軽減及び業務の効率化を図るとともに、妊産婦等の手続き負担の軽減及び利便性の向上を目指す。

事業の概要

国保中央会に対し、費用請求等の事務負担軽減を図るため、市町村と医療機関間での集合契約を行うための集合契約システムや、健診等の費用請求及び支払を行う請求支払システムの開発に必要な経費について、補助を行う。



実施主体等

【実施主体】公益社団法人国民健康保険中央会　【補助率】定額

こどもまんなか
こども家庭庁

母子保健デジタル化等支援事業　新規

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　13億円

事業の目的

- 母子保健DXにおいては、自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub：PMH）を活用し、乳幼児健診等の母子保健事業について、希望する自治体を対象に「母子保健デジタル健診実証事業」を実施している。また、電子版母子健康手帳については、令和７年度にガイドラインを策定・発出したところであり、令和８年度末から、特に乳幼児健診の集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始することとしている。

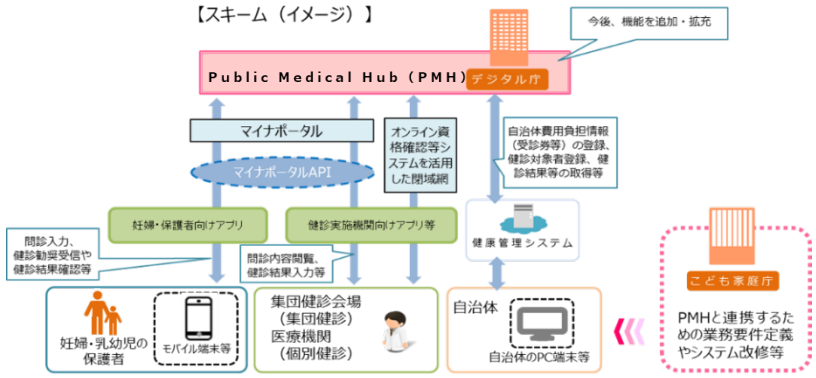
- 母子保健DXの全国展開に当たっては、自治体ごとに既存の健診事務の運用や情報システムの状況が異なる中で、新たにPMHを活用した母子保健事業を導入する自治体や医療機関等において、システムの設定や運用フローの変更、関係者間の調整等の様々な準備が必要となる。各自治体等がこれらの準備を円滑に進め、着実に導入を進められるよう支援していくことが重要である。

- このため、本事業においては、令和８年度末からの全国展開の開始を踏まえ、母子保健DXの円滑な導入・定着を図る観点から、既に取り組んでいる自治体等から得られた知見を集積するとともに、これを踏まえ、新たに取り組む自治体等に対し、導入手順や運用方法等に関する助言・支援を行うとともに、導入過程で生じる課題を把握・整理し、その対応を通じて標準的な導入モデルの確立を図る。これらの取組を通じて、各自治体における円滑かつ着実な導入を促進し、母子保健DXの速やかな全国展開につなげる。

事業の概要

- 母子保健デジタル化等支援事業の全体の進捗管理。

- PMHを活用した母子保健事業を導入する自治体・医療機関等に対する導入手順や運用方法等に関する助言・支援、既に母子保健DXに取り組む自治体等からの知見の集積、導入過程で生じる課題の把握・対応等、母子保健DXの円滑かつ着実な全国展開に資する取組を実施。



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

母子保健に係る情報連携システム（PMH）の整備事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　61億円
（デジタル庁一括計上）

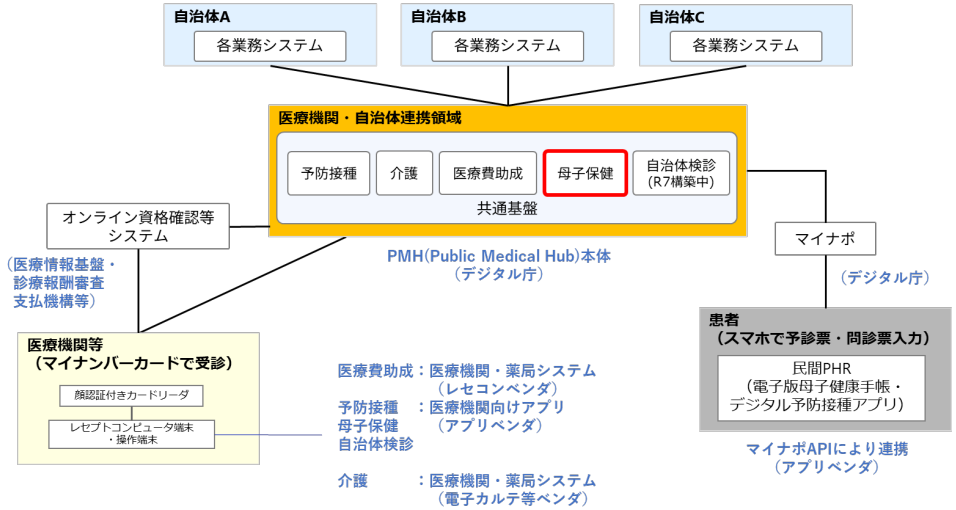
事業の目的

- 母子保健DXにおいては、自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤（Public Medical Hub：PMH）を活用し、乳幼児健診等の母子保健事業について、希望する自治体を対象に「母子保健デジタル健診実証事業」を実施している。また、電子版母子健康手帳については、令和７年度にガイドラインを策定・発出したところであり、令和８年度末から、これらの母子保健DXの全国展開を推進することとしている。

- 国民の利便性の向上及び自治体・医療機関等の業務負担の軽減を図るため、令和９年度以降速やかに利用自治体の拡大を図ることとしており、これに必要な電子カルテ連携によるマイナンバーカードで受診可能な医療機関の拡大や、現場における紙併用・二重入力等の負荷を解消するための更なるシステム改修を実施する。

事業の概要

PMHの機能うち、母子保健の分野について、全自治体における速やかな普及に必要な更なるシステム改修（電子カルテとの連携による受診可能な医療機関の拡大等）を行う。



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

保育所等におけるICT化推進等事業① 新規

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部の補助などにより、保育士等の業務負担の軽減等を図る。保育士等が働きやすい環境を整備することで、保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持を目指す。

事業の概要

（１）保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）に係るICT等を活用した業務システムの導入費用及び外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入にかかる費用の一部を補助する。

（２）こども誰でも通園事業所におけるICT化を推進するため、（１）の対象となっていない乳児等通園支援事業を実施する事業所が、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入退室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。

（３）病児保育事業等において、空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助する。

（４）医療的ケア児を受入れる保育所等について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。

（５）認可外保育施設において、保育記録の入力支援など、保育従事者の業務負担軽減につながる機器の導入に係る費用の一部を補助し、事故防止につなげる。

（６）都道府県等が実施する研修を在宅等で受講できるよう、オンラインで行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用や教材作成経費等の一部を補助する。

（７）都道府県において、保育士資格の登録申請の届出等、自治体等の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等の一部を補助する。

（８）児童館において、入退館やこどもの記録管理、研修のオンライン化などの職員の業務負担軽減につながる機器の導入や、利用者同士の交流、相談支援のオンライン化などの支援の質の向上につながる機器の導入など児童館のICT化を行うために必要なシステム基盤の整備に係る費用の一部を補助する。

保育所等におけるICT化推進等事業②

実施主体等

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助基準額】（１）(ｱ)業務のICT化等を行うためのシステム導入

１機能の場合・・・１施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合： 70万円）
２機能の場合・・・１施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合： 90万円）
３機能の場合・・・１施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合：110万円）
４機能の場合・・・１施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合：130万円）

※ １施設１回限り対象。ただし、新たに「キャッシュレス決済」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

※ 保育業務施設管理プラットフォームを導入している施設において、新たに「登降園管理等の業務」に係る機能を導入する場合には、過去に本補助金を活用して他のシステムを導入している場合でも対象。

(ｲ)翻訳機等の購入　１施設当たり：15万円

（２）こども誰でも通園制度を実施するためのICT機器等の導入　１施設当たり20万円

（３）病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(ｱ) １市区町村当たり：5,000千円　(ｲ) １施設当たり：1,000千円　(ｳ) １都道府県当たり：10,000千円

※ (ｳ)について、都道府県内の広域連携（市町村をまたいだ利用の仕組み）に参加している市町村の病児保育において、他市町村の利用者が予約等できるICTの導入体制を整備する都道府県が対象

※企業主導型保育事業で実施している病児保育も含めた、病児保育の空き状況等について、利用者が把握できるシステムを都道府県又は市町村において構築する場合は、既に本事業により補助を受けている場合であっても補助対象とする。«拡充»

（４）医療的ケア児を受入れる保育所等におけるICT機器導入　１施設当たり　20万円

（５）認可外保育施設における機器の導入　１施設当たり：20万円

（６）研修のオンライン化事業　１自治体当たり：4,000千円

（７）保育士登録等に係るシステム改修等　総額99,640千円のうち各都道府県の受験者数の割合等に応じて設定

（８）児童館のICT化を行うためのシステム導入　１施設当たり　50万円※１施設１回限り対象

【補助割合】（１）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４（＊）国：２／３、市区町村：１／12、事業者：１／４

（２）国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４（＊）国：２／３、市区町村：１／12、事業者：１／４

（３）(ｱ)国：１／２、市区町村：１／２

(ｲ)国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４

(ｳ)国：１／２、都道府県：１／２

※ (ｱ)について、管内の病児保育施設の７０%以上に予約システムを導入した自治体　国：２／３、市区町村：１／３

※ (ｳ)について、都道府県内の病児保育施設の７０%以上に、他市町村の利用者が予約等できるICTシステムを整備した都道府県　国：２／３、都道府県：１／３

（４）国：１／２、市区町村：１／２

（５）国：１／２、都道府県・市区町村：１／４、事業者：１／４　＊国：２／３、都道府県・市区町村：１／12、事業者：１／４

（６）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２　（７）国：１／２、都道府県：１／２　（８）国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

※(１)~(３)、(５)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：１／２、自治体：１／２　（＊）国：２／３、自治体：１／３

((１)~(２)、(５)は、財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。ただし、(１)、(５)は、園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合のみ、特別区及び財政力指数1.0以上の地方自治体も対象とする。)

＊自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合、補助割合を嵩上げ

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

保育ICT人材育成・業務改善支援事業 新規

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 各保育施設等における保育ＩＣＴの活用について、①研修と実践を繰り返す往還型の研修と、②ICTを活用した保育業務改善の専門家によるプッシュ型の巡回支援を通じて、保育ICTを活用した一層の業務負担軽減・保育の質の向上を、自治体ごとに持続的かつ面的に進めるための仕組みづくりを支援する。

事業の概要

● 管内の保育施設等の保育ICT人材の育成や具体的な業務改善の支援に取り組む自治体を対象に、次の事業の実施に必要な費用の一部を補助する。

①保育ICT人材育成・体制づくりのための往還型研修の実施

集合研修による学び・振り返りと各保育施設等における実践とを複数回繰り返すことにより、各保育施設等における体制づくりとICTリテラシーの底上げを図る往還型研修を実施。

②ICTを活用した保育業務改善のための専門家による巡回・相談支援

各保育施設等の実情を踏まえて、ICTを活用した保育業務の改善について伴走して助言又は支援・指導を行うため、専門家による巡回支援及び窓口相談支援を実施。

実施主体等

【実施主体】　都道府県、市区町村

【補助割合】　国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

※以下の取組を実施する市区町村は補助割合をかさ上げ　国：２／３、市区町村１／３

ICT推進協議会を設置し、かつ保育所等にシステム導入にかかる費用の補助以外の取組を実施

【補助基準額】　①都道府県又は指定都市：１自治体あたり　8,130千円

上記以外の自治体：１自治体あたり　4,065千円

②都道府県又は指定都市が巡回支援する専門家を複数人配置する場合：１自治体あたり　8,130千円

上記以外の自治体：１自治体あたり　4,065千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

子ども・子育て支援システム改修支援事業 新規

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育業務施設管理プラットフォームと自治体の基幹業務システム（子ども・子育て支援システム）との連携のための改修を支援することにより、自治体の事務負担の軽減を最大化する。

事業の概要

- 市区町村が、保育業務施設管理プラットフォームと子ども・子育て支援システムとを連携する等のために、子ども・子育て支援システムの改修を行う場合に、当該改修に必要となる費用を補助する。

【改修のイメージ図】



実施主体等

【実施主体】市区町村　　【補助率】国１／２、市区町村１／２　※保育業務施設管理プラットフォームに参画する市区町村を補助対象とする。

こども誰でも通園制度総合支援システムに係る運用保守業務

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

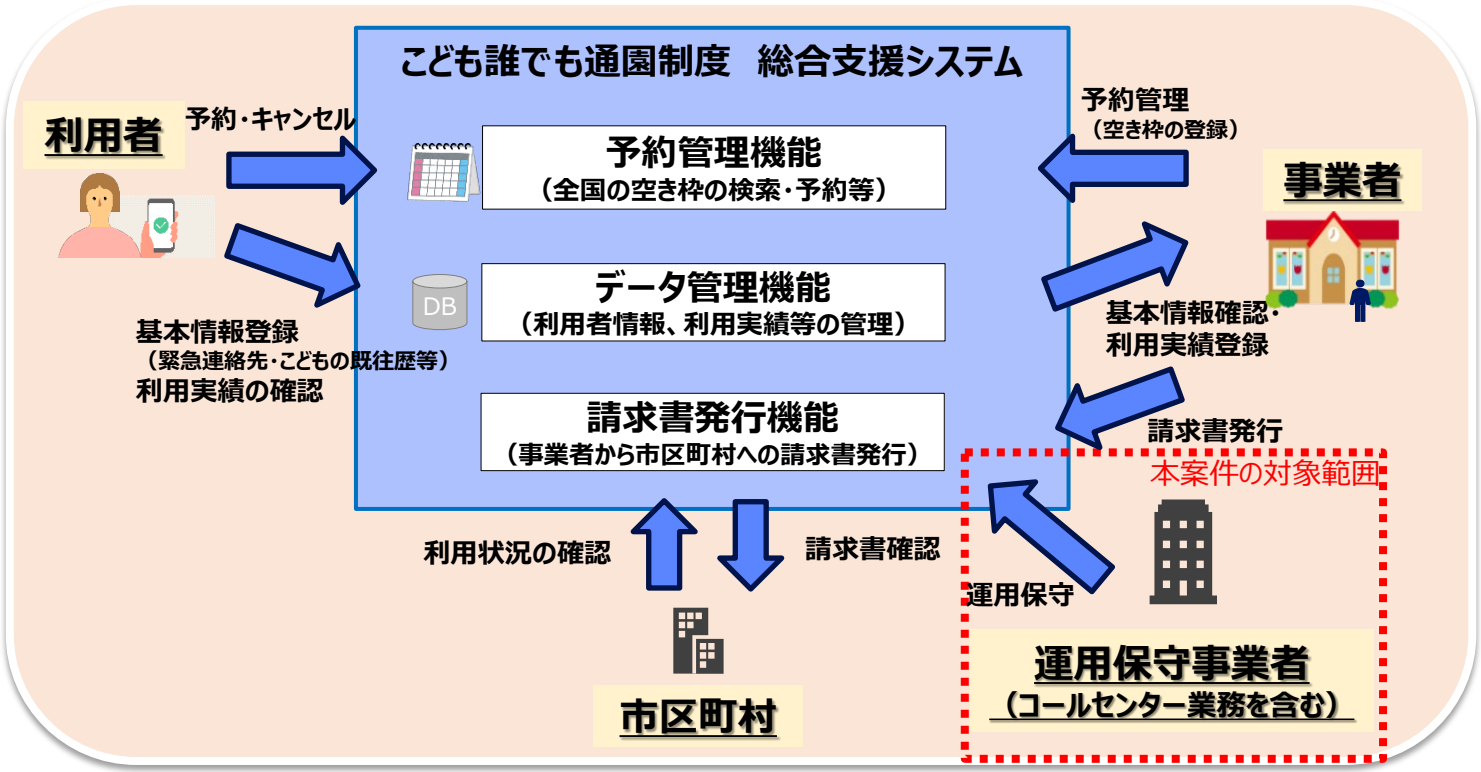
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備した。
- 保護者、市区町村の職員等のスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 総合支援システムにより、
  - ・利用者は空き情報の検索や予約、
  - ・事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理、市区町村への請求書発行、
  - ・市区町村は利用状況の確認や請求書の確認

などを行うことができるよう、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

また、併せてコールセンターについても設置する。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こども誰でも通園制度総合支援システム改修業務 新規

令和９年度概算要求額　３億円

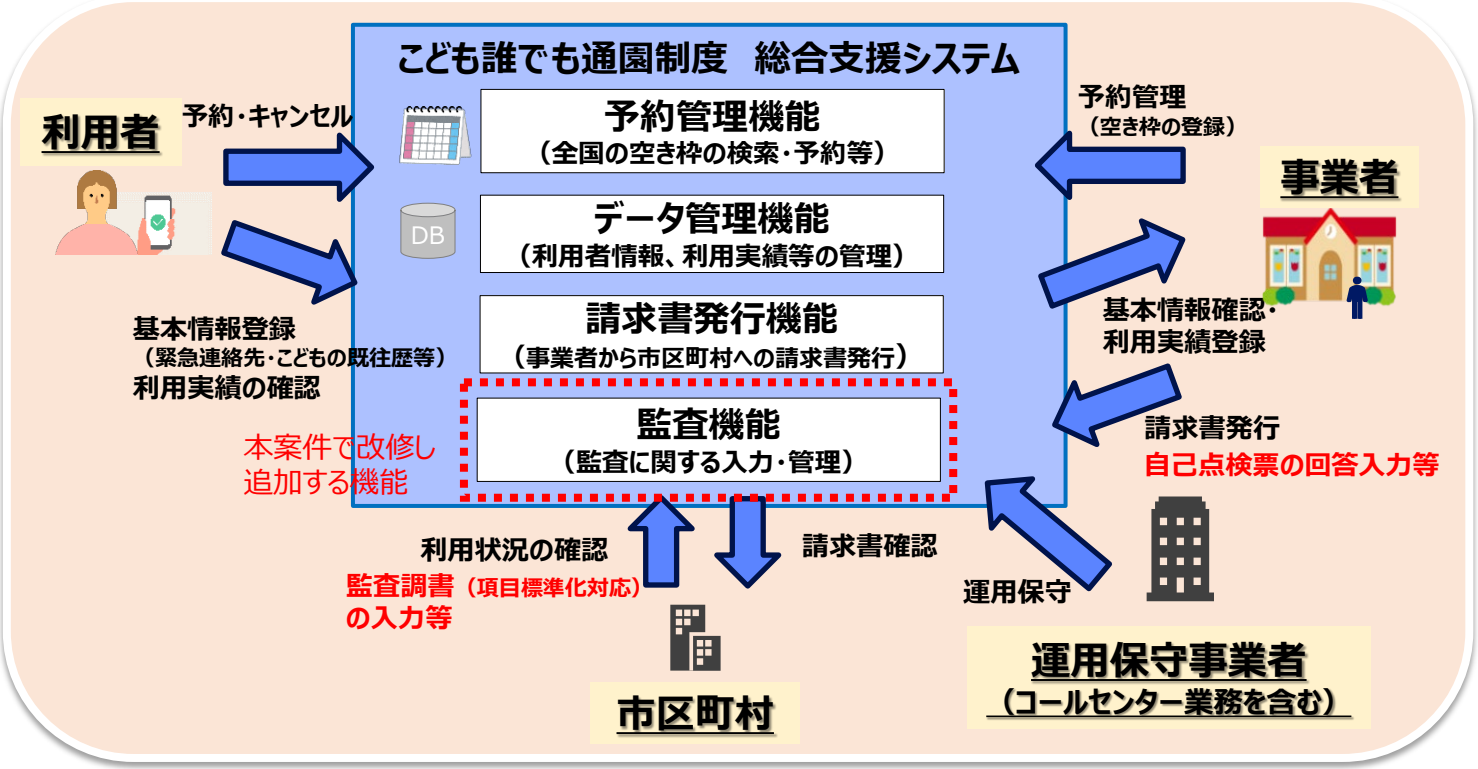
事業の目的

● 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設に当たり整備した、こども誰でも通園制度総合支援システムに監査機能を追加する改修を行うことにより、指導監査業務の標準化並びに市区町村や事業者の負担軽減・効率化を図る。

事業の概要

● 指導監査業務の標準化並びに市区町村や事業者の負担軽減・効率化のために、以下の機能等を実装するための改修を行う。

- ✓ 標準的な指導監査項目を備えた監査調書一覧・自己点検票の整備
- ✓ 市区町村の独自基準等を基に、市区町村職員等が更新等を行う機能
- ✓ 市区町村から連携を受けた自己点検票に対し、事業者が回答を入力する機能



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こどもまんなか
こども家庭庁

保育業務施設管理プラットフォームの運用保守業務

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　12億円

事業の目的

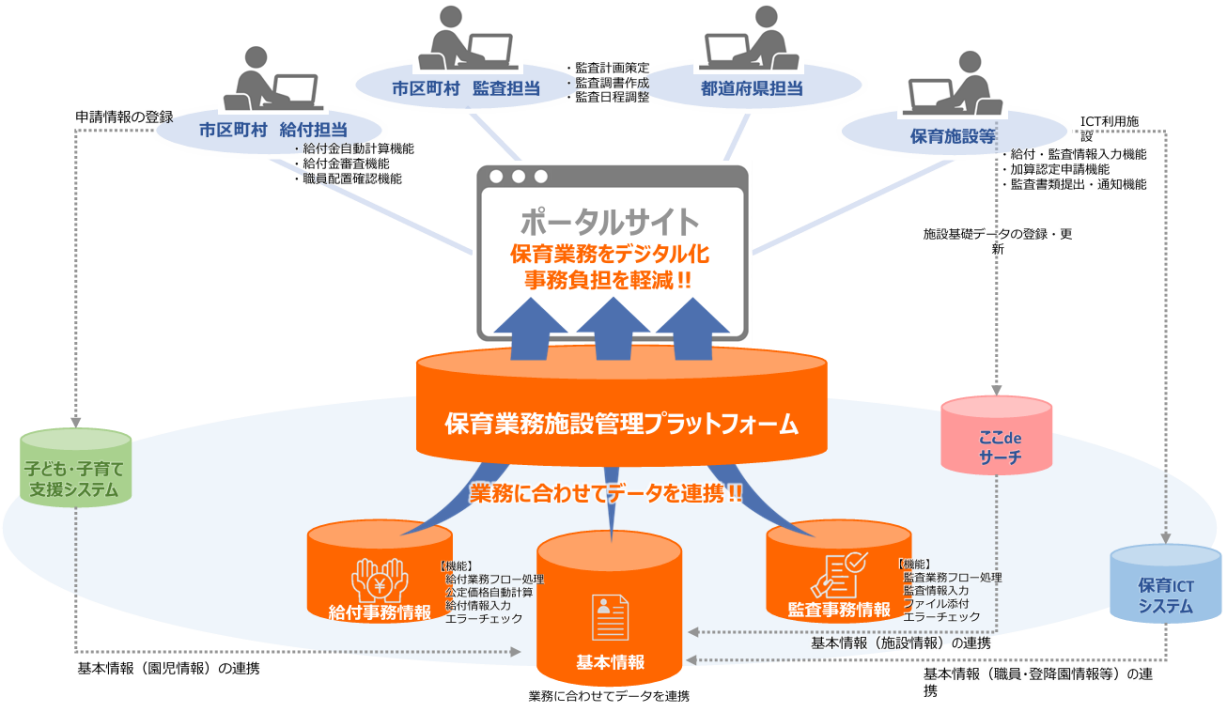
- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、自治体及び保育施設等の職員がスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

事業の概要

- 令和８年度より本格稼働した保育業務施設管理プラットフォームの以下の機能等を提供し、運用保守を実施するもの。
  - ✓ 給付請求等入力機能（施設型給付費及び施設等利用給付費の請求情報入力等）
  - ✓ 給付金自動計算・審査機能（職員配置、公定価格計算等）
  - ✓ 監査書類提出・通知機能（実施通知、結果通知等）
  - ✓ システム間連携機能

- 自治体職員及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて業務を行うに当たり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

保育業務施設管理プラットフォームの改修業務

令和９年度概算要求額　23億円

事業の目的

- 給付・監査等の保育業務のワンスオンリーを実現する保育業務施設管理プラットフォームについて、機能改善のための改修を行うことにより、保育士等の事務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、自治体担当者の事務負担を軽減し、保育の質の向上に関わる業務に注力できるような環境を整備する。

事業の概要

- 保育施設等や自治体の利用しやすさ及び更なる業務負担の軽減を行うために、以下の必要な改修を行う。

(機能改修内容)

1．給付関係
- ✓ 施設等利用給付
- ✓ 実費徴収に係る補足給付
- ✓ 独自加算の計算機能の拡充
- ✓ 延長保育
- ✓ 支弁台帳
- ✓ 集計確認

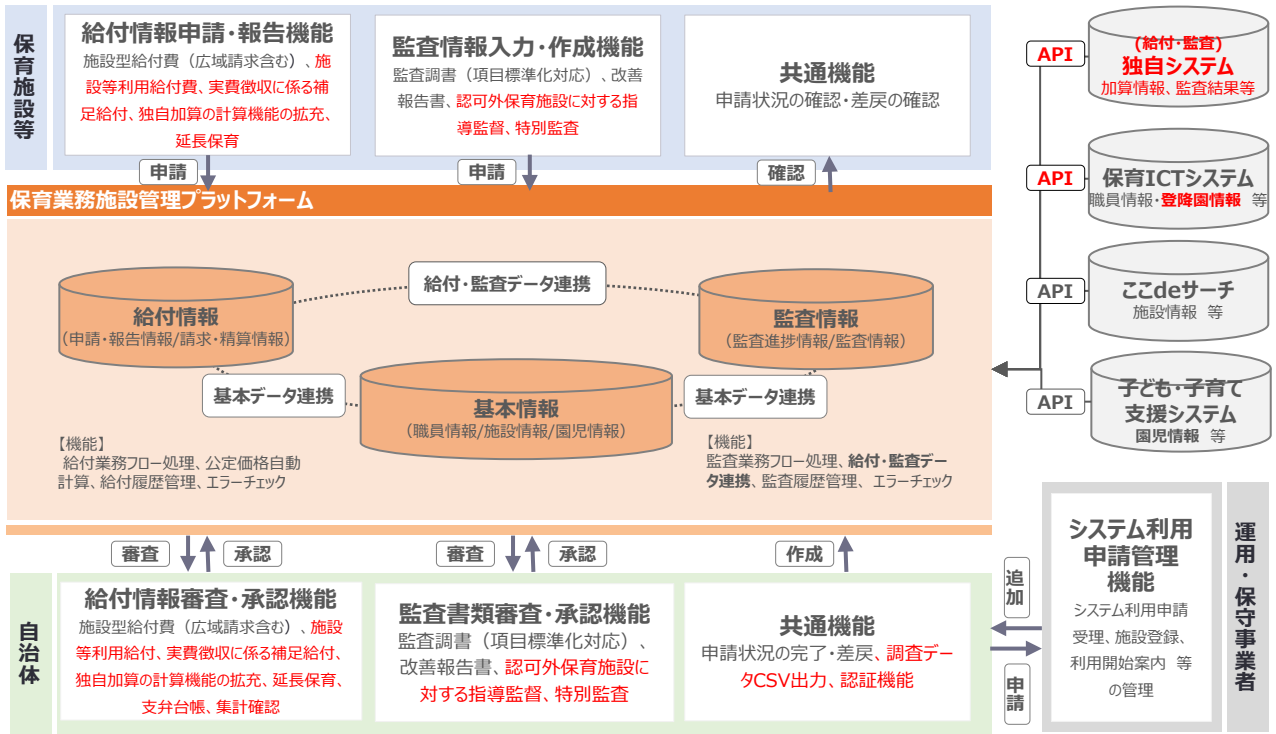
1．監査関係
- ✓ 認可外保育施設に対する指導監督
- ✓ 特別監査

3．データ連携関係
- ✓ 独自システムとのAPI連携（加算情報等）
- ✓ 調査データCSV出力
- ✓ 認証機能

を整備する。

※上記改修に係る工程管理・調達支援、次年度のシステム改修に係る要件定義支援、その他令和９年度の公定価格の対応を上記予算額の中で実施。

【システムのイメージ図】※赤字部分が改修対象



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

保活情報連携基盤の運用保守業務

令和９年度概算要求額　６億円

事業の目的

- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、保護者、市区町村、企業及び保育施設等の職員のスムーズな利用及び持続的なサポートを行うため、運用保守を行う。

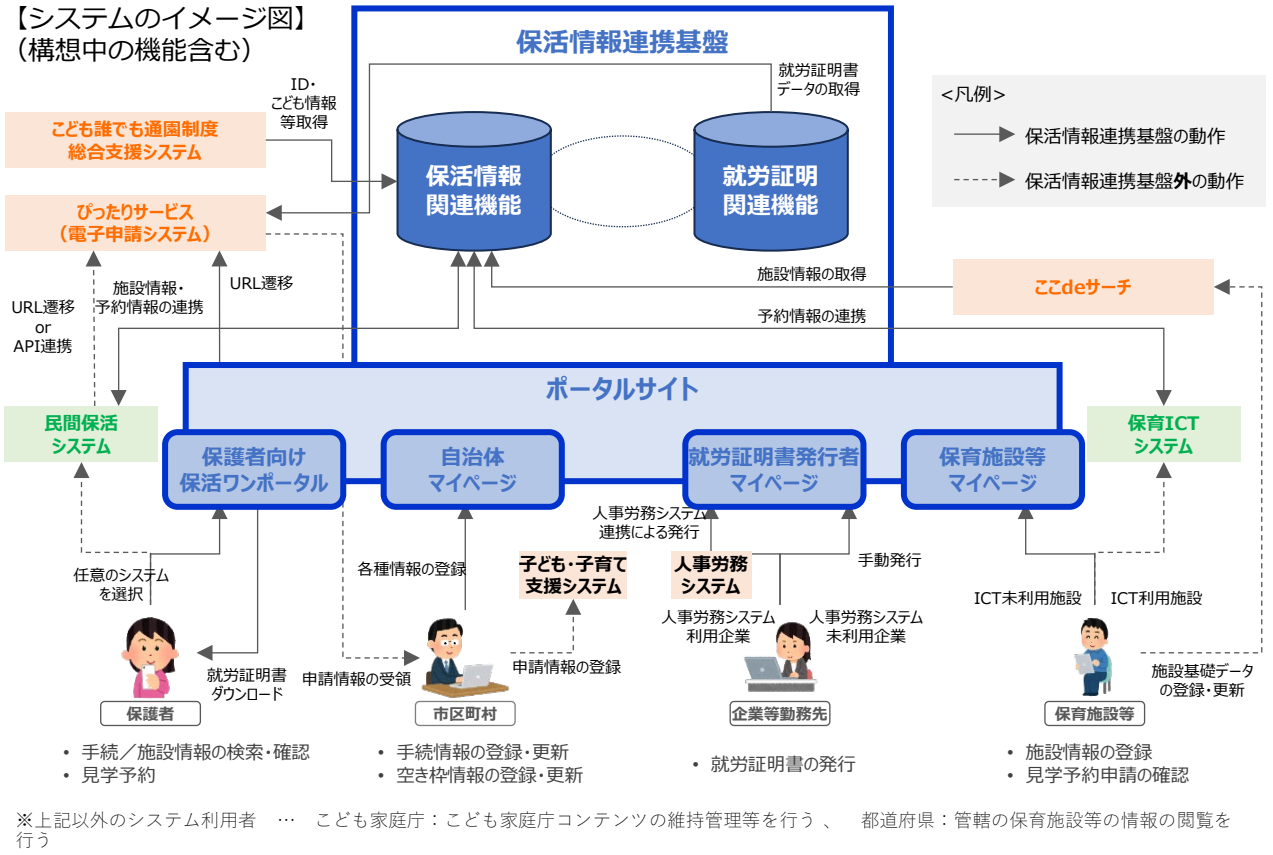
事業の概要

- 令和８年度より稼働した保活情報連携基盤では、以下の機能を順次提供している。
  - ✓ 保護者が利用する民間保活システム
  - ✓ 保育施設等の保育ICTシステム
  - ✓ 自治体の電子申請システム　　等と連携し、

  ①手続／施設情報の検索・確認、見学予約（保護者向け）
  ②手続／空き枠情報の登録（市区町村向け）
  ③就労証明書の発行（企業向け）
  ④施設情報の登録、見学予約申請の確認（保育施設等向け）

- 保護者、自治体職員、企業及び保育施設等職員が、上記の機能を用いて手続・業務を行うにあたり、持続的なサポートを行うため、運用保守をこども家庭庁が委託により実施する。

【システムのイメージ図】
（構想中の機能含む）



※上記以外のシステム利用者　…　こども家庭庁：こども家庭庁コンテンツの維持管理等を行う 、　都道府県：管轄の保育施設等の情報の閲覧を行う

実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

保活情報連携基盤改修事業

令和９年度概算要求額　８億円

事業の目的

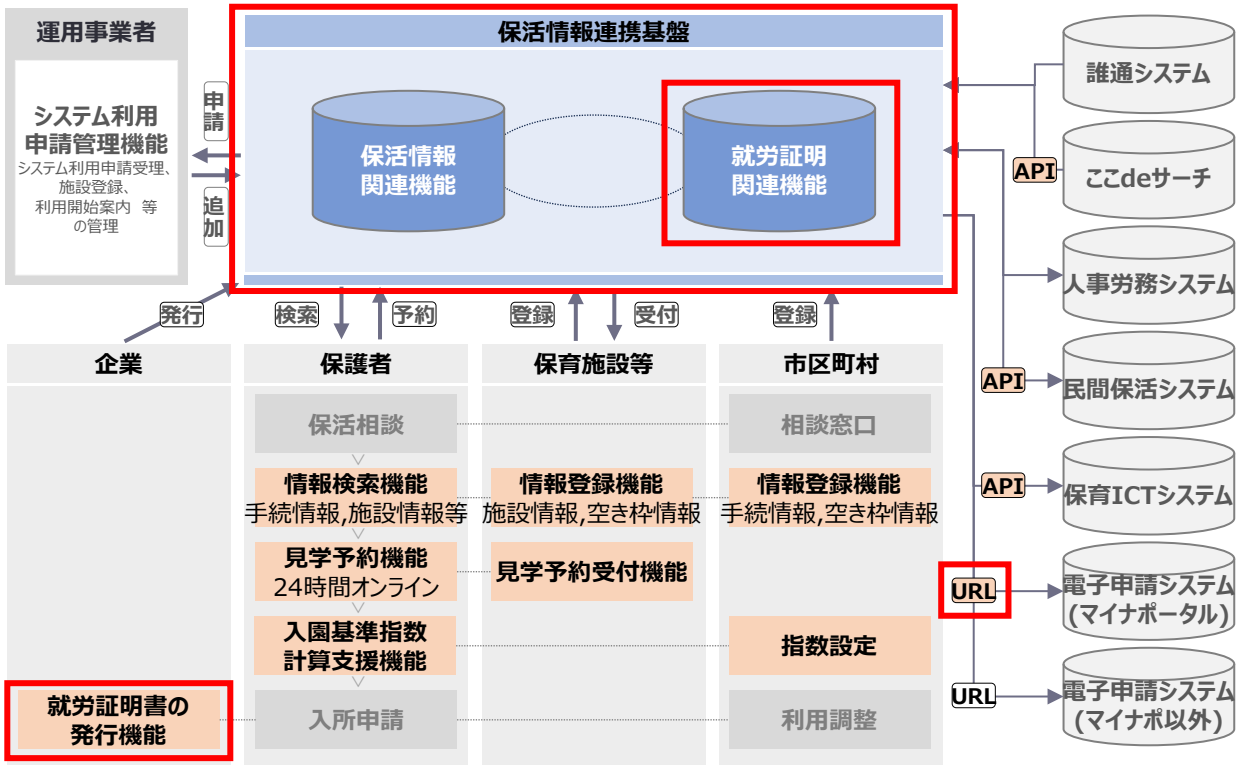
- 保活に関する一連の手続（就労証明書の提出含む。）のオンライン・ワンストップを実現する保活情報連携基盤について、機能改善のための改修を行うことにより、保育施設への入所手続の円滑化並びに当該手続における保護者、保育施設、企業等の負担の軽減を図る。

事業の概要

- 保護者、保育施設、企業等の更なる負担軽減のために、以下の機能を実装するための改修を実施する。
  - ✓ 就労証明書発行機能の拡充
    - ・項目のデータリスト化
    - ・マイナポータルとのAPI連携
  - ✓ 保活情報連携基盤のガバメントクラウド移行
  - ✓ つうえんポータルとのSSO機能

等

【R8年度のシステムイメージ図】※赤枠部分が改修対象



実施主体等

- 【実施主体】国（委託により実施）

子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業 拡充

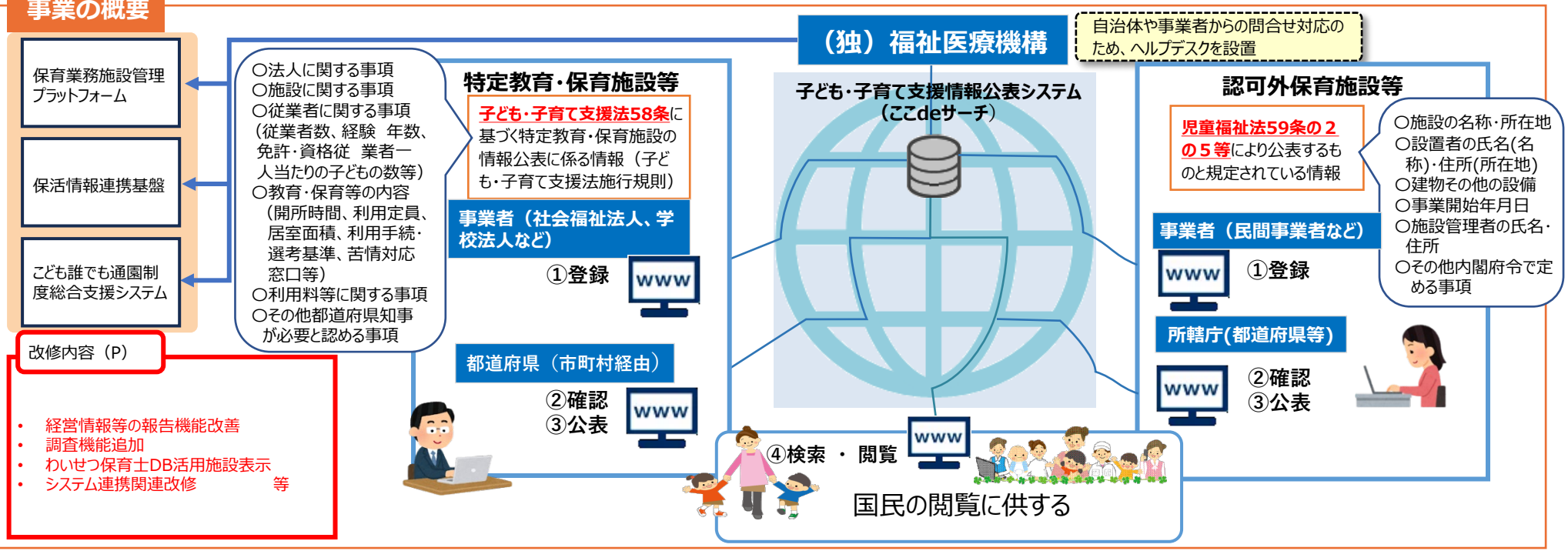
令和９年度概算要求額　20億円

事業の目的

○　子ども・子育て支援法第58条の規定に基づく特定教育・保育施設等の情報公表及び幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報公表について、全国の施設・事業情報をインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築し、安定した運用を行うことを目的とする。

○　令和９年度予算においては、経営情報等の見える化に係る報告機能改善、入力支援・作業効率化等への対応、調査機能の追加等のための改修及び運用保守を行う。あわせて、令和９年度の各事業及び令和10年度の事業調達に向けた準備を円滑に遂行するため、工程管理等支援を行う。

事業の概要



実施主体等

【実施主体】独立行政法人福祉医療機構

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

成育局 参事官（事業調整担当）

＜子ども・子育て支援交付金＞　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（２）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）
【補助率】国：１／３、都道府県：１／３、市町村：１／３
【令和９年度補助基準額案】
（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入 ・・・１か所当たり　500,000円
（２）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　150,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



こどもまんなか
こども家庭庁

障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業 新規

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和５年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ＩＣＴを活用した支援の実証・環境整備を進める」こととしている。
  これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、モデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

（考えられる取組の例）

○ＩＣＴを活用した遠隔支援
- 特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
- 身近な地域では対応できない専門職による支援
- 山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
- 事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）　等

○タブレットや機器等を活用した直接支援　等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国３自治体程度をモデル自治体として選定）　【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

こどもまんなか こども家庭庁

地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業 新規

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 障害児支援分野におけるＩＣＴ活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるＩＣＴ化推進事業を実施する。

事業の概要

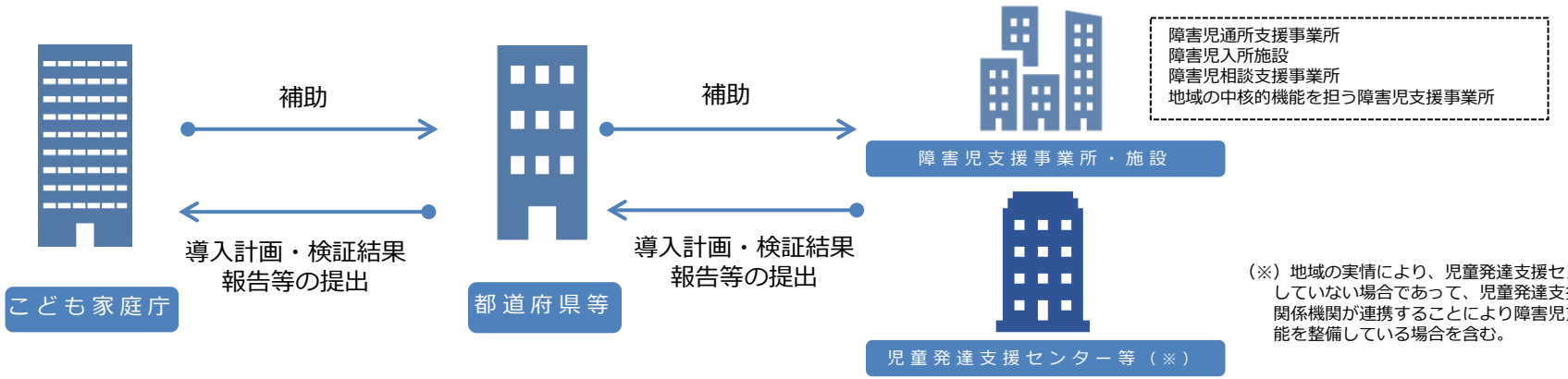
（１）障害児支援分野のICT導入支援事業

・一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるＩＣＴ導入に係る経費を補助する。

・本事業においては、事業開始前に事業所がＩＣＴ導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ＩＣＴ導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

（２）児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

・児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



（※）地域の実情により、児童発達支援センターを設置していない場合であって、児童発達支援事業所等の関係機関が連携することにより障害児支援の中核機能を整備している場合を含む。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援（(1)及び(2)）
国１/２、都道府県・指定都市・中核市１/４、事業者１/４
(B)事業所に対する研修（(1)のみ）
国１/２、都道府県・指定都市・中核市１/２

【補助基準額】(1)の(A)　１施設又は事業所当たり　1,000千円
(1)の(B)　１自治体当たり　272千円
(2)の(A)　児童発達支援センター等１箇所当たり　800千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども政策DX推進体制強化事業

長官官房 総務課

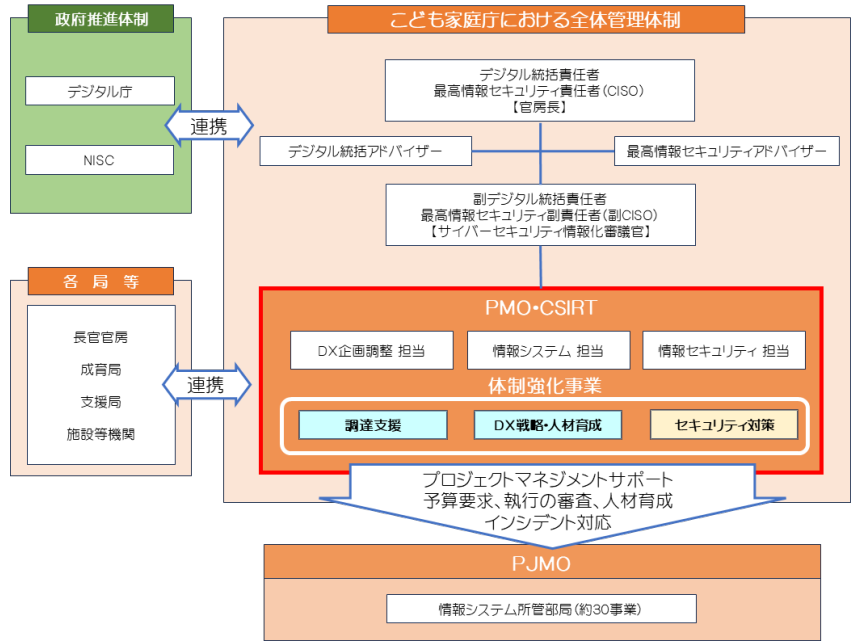
令和９年度概算要求額　４億円

事業の目的

- こどもまんなか社会の実現に向けた「こども子育て支援加速化プラン」の推進にあたり、子育てに係る各種手続及び母子保健健康手帳のデジタル化、日本版ＤＢＳの導入等を始めたとしたデジタル技術の活用は急務である。一方、セキュリティ対策や中長期を考慮した戦略的な計画の策定、職員のデジタルリテラシーの向上においても、バランスよく実行することが重要であることから、業務の一部を専門技術及び知見を持つ事業者へ委託することにより、こども政策ＤＸ推進体制の強化を図る。

事業の概要

- **ＤＸ戦略・人材育成等体制の強化**
  - ・システムの企画立案、予算編成過程等におけるPJMO(※)からの相談への対応支援
  - ・プロジェクトマネジメントサポート（進捗管理、システム・ツールの導入、品質向上、リスクヘッジ、リソースやコストの調整などの管理）
  - ・一元的なプロジェクト監理におけるチェックリストの予算要求段階の回答確認支援
  - ・予算要求を行う案件のうち、ヒアリング対象案件とする者の選定支援・ヒアリング対応、見積精査支援
  - ・中長期計画の策定支援
  - ・デジタル人材確保・育成計画の策定支援、職員研修企画支援
- **調達等支援体制の強化**
  - ・調達手続支援（調達仕様書に係る相談対応、調達仕様書案・評価基準書案の整合性確認、意見招請・入札公告等の手続支援）
  - ・プロジェクトの執行レビュー支援（チェックリストに基づく調達仕様書の確認、PJMOにおけるセルフチェック結果の確認、助言）
  - ・システム監査支援（監査計画の策定支援、監査実施状況の確認、助言）
- **セキュリティ対策体制の強化**
  - ・セキュリティインシデント対応支援（発生時のフォレンジック調査支援）
  - ・PJMOが運用する各システムへの脆弱性点検支援
  - ・情報セキュリティに関する各種計画の策定及び進捗管理支援
  - ・ポリシー及び関係規程等の策定・改定支援
  - ・情報システム運用継続計画の整備支援
  - ・インシデント対処等に係る教育訓練・情報セキュリティに関する調査、注意喚起等の支援
  - ・生成AIによるセキュリティ品質支援（調達仕様、システム導入、運用時脆弱性点検、内部監査）
- **業務効率化支援体制の強化**
  - ・RPA（Robotic Process Automation）ツールを用いた業務の自動化支援
  - ・生成AI等の利活用を前提とした専門的支援
  - ・庁内業務における生成AI利活用環境（ルール含む）の整備
  - ・ノーコードツールを使用した業務アプリケーションの作成及び内製化支援
  - ・業務効率化事例の収集・横展開（テンプレート化・ナレッジ共有）
  - ・業務効率化を推進するマネジメント体制構築支援



※PMO　：Portfolio Management Office
※PJMO：ProJect Management Office

実施主体等

【実施主体】国

こどもまんなか こども家庭庁

こども家庭庁予算執行業務改善推進事業（仮称）

新規 推進枠　長官官房 会計担当参事官

＜こども政策推進事業委託費＞　令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- 補助金等の適正化に向けた提案募集において、こども家庭庁に対しては、「こども・子育て支援に関する情報開示が不足している」「公金の流れなどが見えにくい」「自治体の現場で、必要書類の多さや紙文化・多段階の処理が負担となっている」など、厳しい指摘を受けており、予算の使途の透明性確保及び地方自治体の業務負担への対応は喫緊の課題となっている。
- 本事業は、国・地方間の補助金関係業務の総合的なシステムの導入により、全ての事業の委託・補助先を、交付先の地方自治体からの最終支出先も含め、ネット上で公開する「全部見える化」を実現するとともに、地方自治体の事務負担軽減を図るものである。

事業の概要

- 補助金業務等に関する総合的なシステムを開発・導入し、補助金業務等を電子化（アナログ業務からの脱却）。システムに入力された事業実績報告等から公開用データを自動抽出できるようにすることで、現場の業務負担を軽減する形で「全部見える化」を令和９年度に実現

※システム開発・導入費用は全て国が負担。システム完成後に地方自治体に利用料等の費用負担は求めない。

※令和９年度においては、令和10年度からの全ての地方公共団体でのシステム導入に向け、地方自治体の規模ごとに応じた、試験的な導入・検証を実施する。

- システムに、交付申請・事業実績報告の入力省力化、自動計算、エラーチェック等の機能を実装し、地方自治体の事務負担を軽減。また、こども家庭庁の課室・係ごとに個別に手作業で行っている調査・照会業務等を省力化するため、地方自治体の計数等の自動集計を行う機能も導入。



#	交付先	最終支出先	事業名	支出金額(円)
1	都道府県A	公的施設C	○○○事業	1,000,000
2	都道府県A	民間事業者D	□□□事業	500,000
3	民間事業者B	－	△△△事業	20,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

こどもまんなか こども家庭庁

会計事務等の効率化・業務改革のための調査検討事業 新規

長官官房 総務課（経理室）

令和９年度概算要求額　４億円

事業の目的

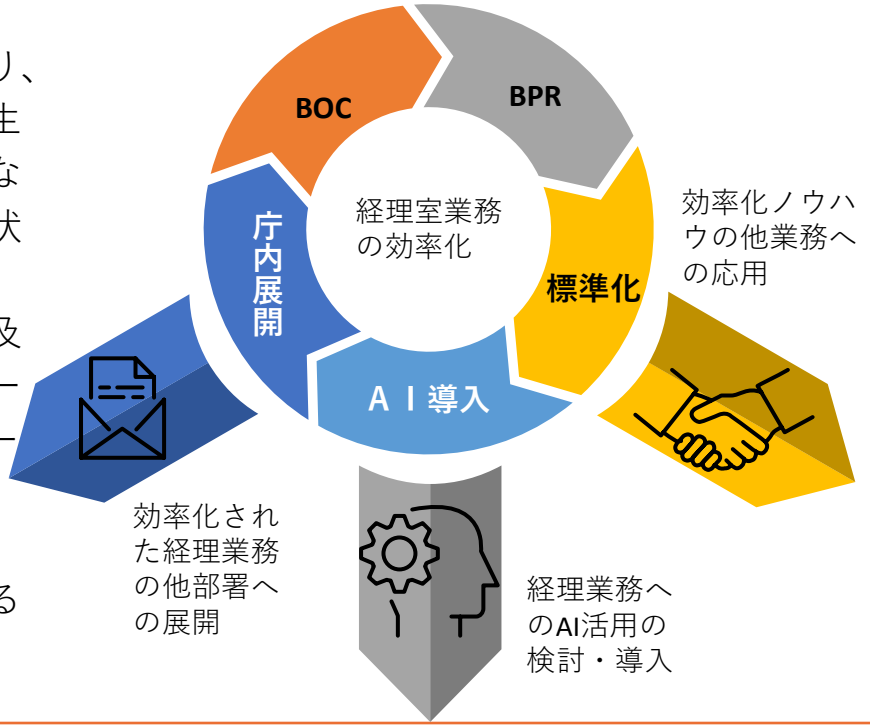
こども家庭庁における旅費・謝金、決算、出納、契約調達及び物品管理等の会計事務について、バックオフィスセンター（BOC）を活用して業務実態を把握し、業務分析、業務標準化、役割再設計及び業務改革（BPR）を推進することにより、庁全体の会計事務の効率化及び適正化を図る。

あわせて、AI・自動化を活用可能な業務基盤を整備し、社会保障施策を継続的かつ適切に執行するための執行基盤を構築する。

事業の概要

現在、会計事務は各部局・各課において個別に実施されており、業務手順や判断基準のばらつきにより、差戻しや重複作業が発生している。また、業務量や課題の実態が十分に可視化されていないことから、庁全体を通じた業務改善や標準化の取組が困難な状況にある。

このため、本事業では、旅費・謝金、決算、出納、契約調達及び物品管理等の経理業務を対象として、バックオフィスセンター（BOC）を活用した業務実態把握を行う。その上で、実運用データに基づく業務分析、業務標準化、役割再設計及び業務改革（BPR）を推進し、経理業務改革のモデルを構築する。さらに、その成果を補助金、委託費等を含む庁全体の経理業務へ展開することで、全庁的な経理業務の効率化及び適正化を図る。



実施主体等

【実施主体】国（委託）

こどもの成長を見守るためのデータ連携の環境整備の推進

令和９年度概算要求額　0.７億円

事業の目的

こどもの成長を見守ることを目的に、これまで個別に管理されてきた福祉分野と教育分野のデータを連携させることで、こども一人ひとりに応じた教育・保育、保健、療育、福祉等を届けられるデータ連携の普及促進のため、有識者検討会や調査を実施する。

事業の概要

（１）潜在的に支援が必要なこども家庭を早期に把握し必要な支援に接続するこどもデータ連携について、過年度の事業の状況や事業実施にあたっての課題について、有識者検討会を実施し、共通的な枠組みの構築や普及促進を進める。

（２）上記を踏まえて、自治体内の関係部局において、こどもや家庭に関する情報の共有が可能となるデータ連携のシステムの在り方について整理する。

※検討に当たっては、データ管理体制の構築についても考慮するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保する。

これまでの取組

- 有識者検討会および実証事業、パブコメ等を踏まえた「こどもデータ連携ガイドライン」の策定
- こどもデータ連携の取組事例集の展開

課題

- データ連携のシステム構築等に、自治体ごとに個別対応、経費がかかる
- 連携したデータの名寄せ作業含めた仕組み構築の効率化



※従来どおり、国が一元的にこどもの情報は管理しない

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こども家庭庁

こども・若者の意見聴取の推進のためのシステム運用・保守

【デジタル庁一括計上】

長官官房 参事官 （総合政策担当）

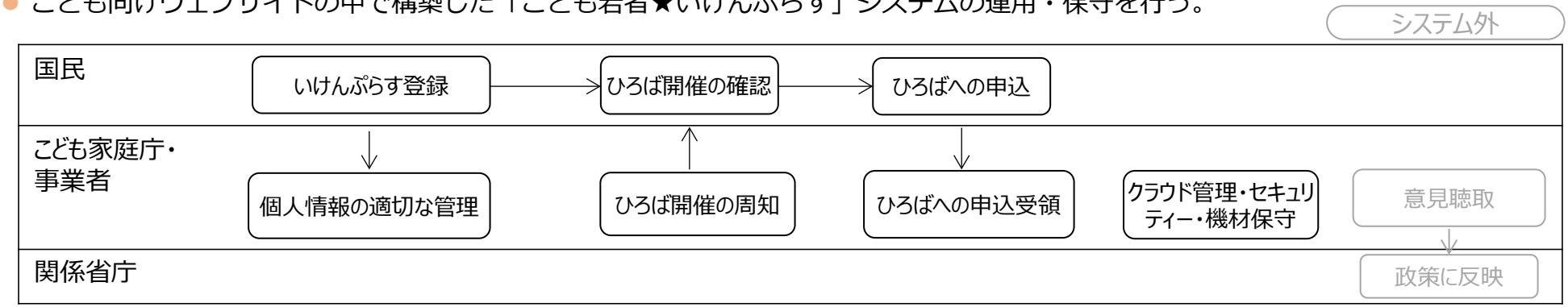
＜情報処理業務庁費＞ 令和９年度概算要求額　0.6億円

事業の目的

- 「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施のため、こどもまんなか実行計画2025（令和７年６月６日こども政策推進会議決定）において、「各種こども施策に関する意見聴取を効果的に実施するため、こども家庭庁こども向けウェブサイトへの『こども若者★いけんぷらす』の基盤の構築に向けて取り組む」こととされたところ。
- これを踏まえ、令和7年度に、こども・若者による「こども若者★いけんぷらす」への登録及び当該登録者情報の適切な管理、登録者に対する情報提供等を行う登録者用サイトを構築した。
- 令和９年度においては、情報発信についてはこども家庭庁HPを活用することとした上で、調達の効率性・適正性にも留意しつつ、本システムの運用・保守を行う。

事業の概要

- こども向けウェブサイトの中で構築した「こども若者★いけんぷらす」システムの運用・保守を行う。



実施主体等

【実施主体】国（委託）

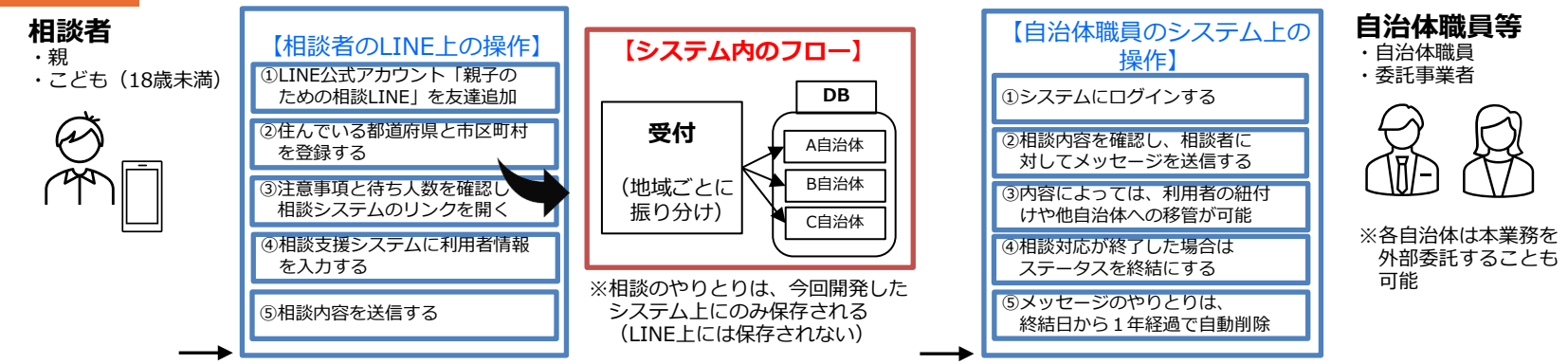
児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム 拡充

項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費　　目：情報処理業務庁費
令和９年度概算要求額　4.6億円　　（デジタル庁一括計上）

事業の目的

児童虐待防止の観点から、こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、ＳＮＳによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを構築する。（令和５年２月より順次、運用を開始）

事業の概要



（※）自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続。委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。

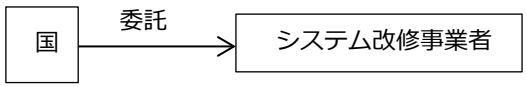
①保守・運用業務
　システムを安定的に運用するため保守・運用を行う。

拡充 ②改修業務
・画像情報（支援プラン等）を相談者へ送付する機能の追加
　現在のシステムでは画像情報を送信することができない。画像情報（支援プラン等）を送付できるようになることで、より分かりやすく、多くの情報を相談者に伝えることができるようになり、相談支援の質を向上させることができるため、画像情報を送付できるよう改修を行う（機能の改修）。
・相談履歴確認時の閲覧性や検索性を向上させる機能の改修
　相談履歴を確認する際に、利用者の情報を迅速に把握できるようにするため、相談の一覧の画面の検索性や閲覧性を向上させる改修を行う（機能の改修）。

拡充 ③ガバメントクラウド移管を見据えたシステム要件定義
　セキュリティの向上等の観点からガバメントクラウドへ移管するため、移管の方針等を策定する。

実施主体等

【実施主体】民間事業者　【補助率】国：１０/１０　【資金の流れ】



次期要保護児童等に関する情報共有システム 新規

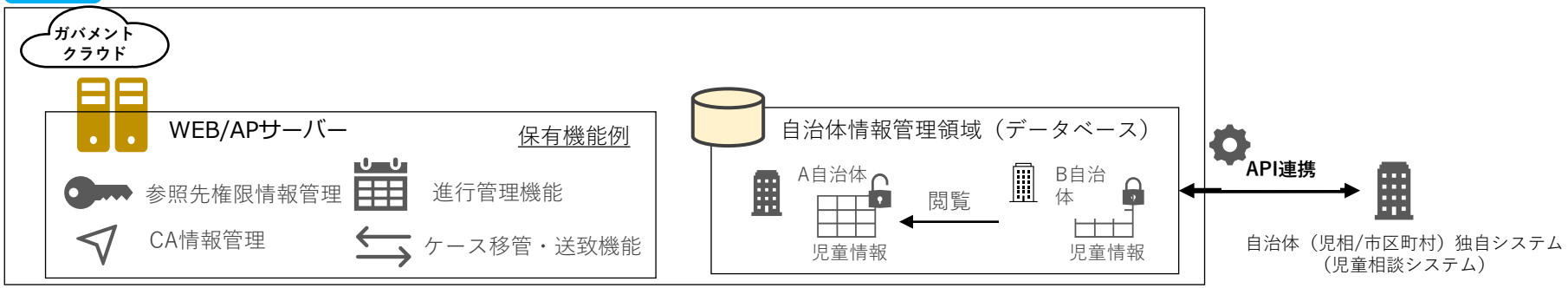
項：情報通信技術調達等適正・効率化推進費　　目：情報処理業務庁費
令和９年度概算要求額　8.4億円　　（デジタル庁一括計上）

事業の目的

○　これまでに発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられていることから、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要。
○　令和３年９月より稼働していた要保護児童等に関する情報共有システムは令和９年９月にシステム更改期限を迎えることから、令和９年４月から次期システムの稼働を開始し、令和９年４月から９月までを移行期間として令和９年10月に完全切替えを行う。

事業の概要

Point　**現行システム運用上の課題を踏まえた機能向上を図ることによりユーザビリティーを高め、更なる活用促進を図る。**



新機能例

1. 自治体が導入している独自システム（児童相談システム）とAPI連携を実現することで、データ入力の手間や時間を効率化。
2. 要保護児童対策地域協議会における進行管理機能等を搭載することで、タイムリーな情報共有及び会議準備の効率化を実現。
3. ガバメントクラウドに構築することで、高いセキュリティ環境での自治体間のデータ授受を実現。
4. 音声マイニング等AIツールと統合し、より業務に密着したシステムを目指すとともに、同ツールの生成AIモデルのアップデート等を行う。

実施主体等

【実施主体】民間事業者　【補助率】国：１０/１０　【資金の流れ】

国 → 委託 → システム開発・運用保守事業者

児童虐待防止対策推進事業委託費
[児童相談所ポータルサイトの構築]

拡充

<児童虐待防止対策推進事業委託費>　令和９年度概算要求額：2.2億円

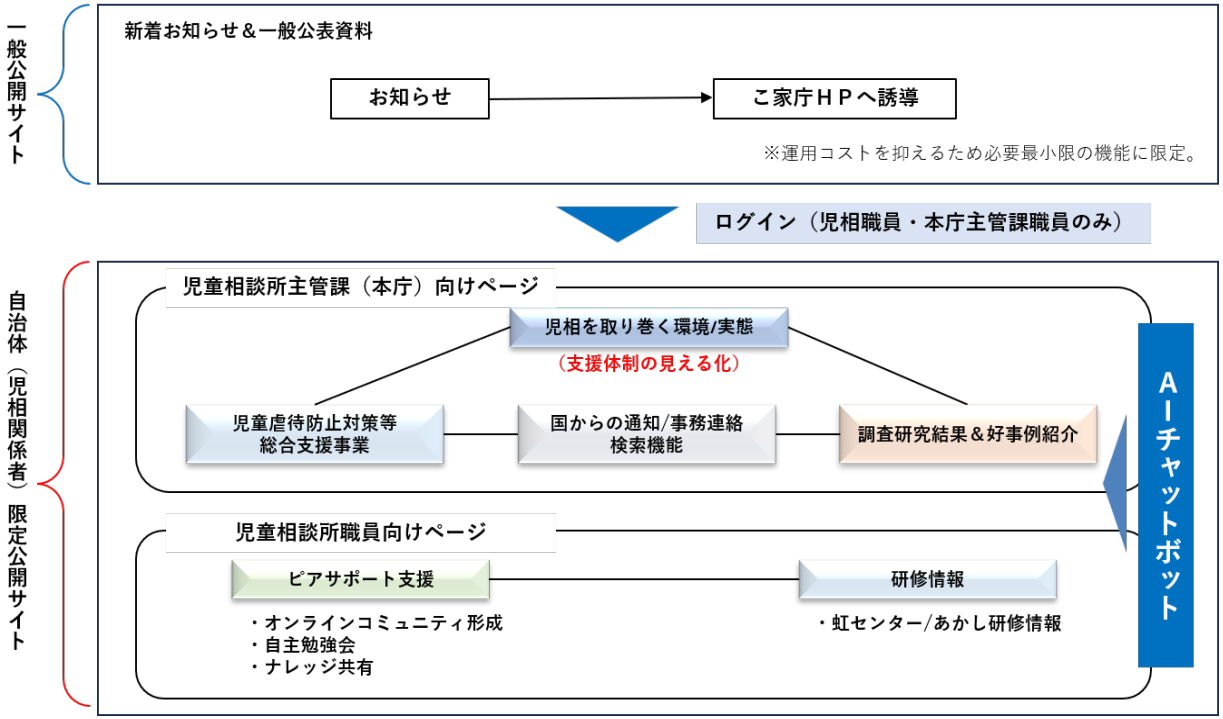
事業の目的

○　児童虐待相談対応件数は依然として多く、また、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっていることや、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多いことから、人材確保・人材定着は喫緊の課題となっている。
○　人員以外の面においても、一時保護の長期化や定員超過等の課題も生じている。
○　そのような中、国の支援事業の活用における各自治体の取組事例の発信、通知やガイドライン等から系統的・効率的に情報収集するためのサイト内検索機能の拡充を望む声や、児相や自治体をまたいだ児相職員同士のピアサポートの場の創出が求められている。
○　これらを踏まえ、国-自治体間や児相職員間の双方向のやりとりが可能なコミュニケーションの場を設け、上記課題の解決につなげる。

事業の概要

○　国-自治体間や児相職員間の双方向のやりとりが可能なコミュニケーションの場を創出するため、児童相談所主管課職員及び児童相談所職員向けのポータルサイトを構築する。

＜想定機能＞
・国の支援事業の体系的な整理
・自治体別の支援体制の見える化
・自治体の好事例紹介
・児相職員同士のオンライン交流
・過去の通知や事務連絡検索機能　等



実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進

こどもまんなか こども家庭庁

こども・若者意見反映推進事業

長官官房 参事官（総合政策担当）

令和９年度概算要求額　１億円

事業の目的

- こども基本法（令和４年法律第77号）において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保及びこどもの意見の尊重が基本理念として位置付けられるとともに、国及び地方公共団体に対し、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見を反映するための必要な措置を講ずることが求められている。
- また、こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）においても「こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。」とされ、こどもまんなか実行計画2026（令和８年６月９日こども政策推進会議決定）においても「こども・若者の主体性と施策の実効性を高めるため、「こども若者★いけんぷらす」の取組を充実させ、各府省庁における施策へのこども・若者の意見反映の取組を推進する。その際、こどもの身近な場や地方での意見聴取を含めた参加機会の拡大・確保も図る。さらに、こども・若者発案テーマの意見聴取に取り組むとともに、自ら声を上げにくい状況にあるこども・若者も含めた意見表明を支える環境整備と結果のフィードバック等の充実を図る。あわせて、意見反映の在り方について不断の見直し・改善を図る。」とされているところである。
- このため、こども・若者の声が政策に適切に反映されるよう、各府省庁及び地方公共団体による意見聴取・意見反映の取組を支援し、その充実・定着を図る。

事業の概要

- 政策決定過程にこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が設定するテーマや、こども・若者自身が提案するテーマについて、対面、オンライン、チャット、Webアンケート、アウトリーチの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者（通称：ぷらすメンバー）から意見聴取を行う。
- 意見聴取に当たっては、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターが参画し、テーマの分かりやすい説明や対話の支援等を行うことで、こども・若者が安心して意見を表明できる環境を整備する。聴取した意見については可能な限り政策への反映を図るとともに、反映できない場合には理由も含めてフィードバックを行う。
- また、意見聴取の実施回数について、重点化を図るとともに、各府省庁によるこども・若者の意見聴取の取組が自立的に実施されるよう、ノウハウ提供や体制整備等の支援を強化し、構造的かつ持続的な意見反映の仕組の定着を図る。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

地方自治体におけるこども・若者の意見反映の取組促進

拡充

長官官房 参事官（総合政策担当）

事業の目的

令和９年度概算要求額　0.2億円

- こども基本法（令和４年法律第77号）の趣旨等を踏まえ、こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）においては、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」こととされている。
- また、こども・若者の政策決定過程への参画に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2026（令和８年７月21日閣議決定）においても、「審議会委員への登用等、若者が参画した政策実施を推し進める」としている。
- これらを踏まえ、従来の地方自治体へのファシリテーター派遣や養成の取組について、これまでに蓄積された実績や知見を基に見直し(重点化・効率化) を図りつつ、取組の拡大に取り組む。その際、自治体における取組の自走化が図られるよう留意する。あわせて、各自治体における意見反映の取組状況に関する調査を行い、更なる取組を促すとともに、各種審議会等のこども・若者委員の参画促進に向けた取組を通して、意見反映・社会参画を推進する。

事業の概要

（１）地方自治体へのファシリテーター等派遣【見直し:重点化】

- こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、地方自治体が実施するこども・若者の意見聴取の場にファシリテーター等を派遣する。

（２）地方自治体におけるファシリテーター養成の支援【見直し:重点化】

- 令和５年度調査研究で作成した「ファシリテーター養成プログラム」を活用し、こども・若者からの意見聴取において活躍が期待されるファシリテーターを養成するための研修を全国の複数箇所で実施する。

（３）地域における意見反映の取組の中核となる自治体への支援【新規】

- 地域における中核的存在となる自治体に対し、こども家庭庁のこれまでの取組を通じて蓄積された先進事例や知見等をもって、こども・若者の意見反映の取組に係る企画・運営(企画段階から当日の運営、事後のフィードバックまでの一連の取組)に係る研修・支援を行う。これにより、国が自治体を一元的に支援する従来の構造から、ノウハウを有する自治体が他の自治体の取組を支援・補完できるような体制への移行を促す。

（４）こども・若者委員の活躍促進に向けた取組【継続】

- 審議会・懇談会等におけるこども・若者の委員登用促進に資するため、地方自治体の審議会等で委員として活動するこども・若者委員を対象に、直面する課題等についての情報共有・意見交換できる場を提供する。

（５）意見反映に関する取組状況に関する調査の実施【継続】

- 各府省庁及び全ての地方自治体におけるこども・若者の意見反映に関する取組状況を調査・把握し、その結果を「見える化」することで、国・地方自治体全体の取組の進捗を確認するとともに、推進の障壁となっている課題を把握する。

実施主体等

【実施主体】国（一部委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発事業 見直し

令和９年度概算要求額　200万円

事業の目的

- こども基本法（令和４年法律第77号）第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとされており、こども基本法の趣旨・内容について、広く社会に周知することを目的とする。また、同法第９条において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならないとされており、同様に広報活動等を通じて国民に周知を図る。

事業の概要

- **こども基本法およびこどもの権利関する広報・啓発に係る連携推進**

　こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨・内容について、こどもや、保護者を含むこどもの育ちに関わる大人の理解を深められるよう、学校、放課後児童クラブ、児童館、こども食堂等における出張講座等の実施や、関係機関・団体等との連携によるイベントへの登壇、ブース出展、意見交換等を通じて、広報・啓発の取組を推進する。

- **こどものけんりプロジェクトの推進**

　官民共催キャンペーン「こどものけんりプロジェクト」を通じて、こどもの権利に関する広報・啓発やコンテンツの発信・活用促進に取り組み、社会におけるこどもの権利に対する理解と実践の定着を図る。

実施主体等

【実施主体】国

こどもの権利擁護環境整備事業

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

○　令和４年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。

○　このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、こどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。

事業の概要

①意見表明等支援事業

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

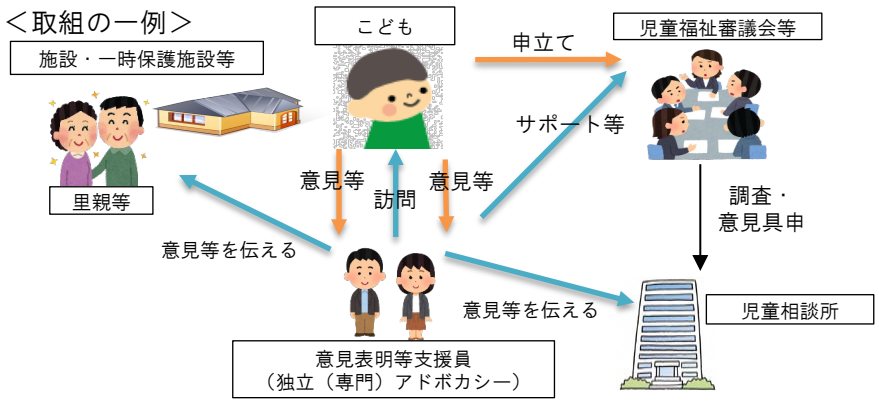
社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）
【補助基準額】①　5,995千円
※活動回数に応じて加算
（加算１）2,990千円　（加算２）5,981千円
②　1,735千円　※②単独は不可
③　児童福祉審議会の場合　4,180千円
その他の権利擁護機関の場合　5,341千円
【補　助　率】　国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜取組の一例＞



②地域一体で
「こどもの命と安全を徹底的に守る」
支援の強化

こども・若者の自殺対策の強化

こどもまんなか こども家庭庁

こども・若者の自殺対策の強化 新規 拡充

支援局 総務課 こどもの自殺対策推進室

令和９年度概算要求額　12.9億円

事業の目的

- 令和７年の小中高生の自殺者数は538人で過去最多となり、コロナ禍以降（令和２年～）こども・若者（29歳まで）の自殺者数の累計は約２万人という危機的な状況。
- こども家庭庁においては、改正自殺対策基本法（令和７年６月改正・令和８年４月施行）により、こどもの自殺対策に係る国の責務が明記され、こどもの自殺対策がこども家庭庁の所掌事務となって以降、**自殺未遂者など、自殺に至る危険性が高いこどもに特に重点を置き、「『こどもの命と安全を徹底的に守る』大臣プロジェクト2026～こども・若者 自殺防止総力戦略～」を始動して取組を加速**しているところ。
- 令和９年度においては、**新たな交付金の創設など、財政支援の規模を大幅に拡充して地域における早急な体制整備を推進**するとともに、**ICT・AI活用の検討を含めた自殺リスクの早期発見の取組**、**こどもの自殺に係る要因分析の深化**等により、こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現を目指す。

事業の概要

１．地域におけるこどもの自殺対策の推進（交付金の創設）＜新規＞10.4億円

地方公共団体等による、①こどもの自殺防止のため地域の関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）の設置、②自殺リスクの高いこどもに対する各関係機関の相談機能・専門的支援機能の強化、③「こども・若者の自殺危機対応チーム」の活動推進、④自殺防止のための先駆的・実験的な取組への支援を行う。

２．協議会設置・運営にかかる地方公共団体への伴走支援（こどもの自殺対策協議会設置促進・機能強化事業）＜新規＞0.9億円

都道府県による管内市町村の協議会設置支援に関する業務を支援及び補完することを通じて、協議会の設置を促すとともに、機能強化のため、管内市町村向けの研修・情報交換会などを行う。

３．こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動　＜拡充＞0.7億円（0.4億円）

特設サイトを開設し、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

４．ICTやAI技術の利活用の促進　0.5億円

ＡＩ等の活用リスクにも配慮した民間事業者等によるこどもの自殺防止のためのツール等の開発を促進する。

５．こどもの自殺の要因分析の深化　0.2億円

これまでに実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

６．こども家庭庁における対策推進機能の強化　＜一部新規＞　0.2億円（0.3百万円）

こども家庭庁におけるこどもの自殺対策に係るアドバイザリーボードの設置、各種データの集計・分析体制の整備等を行う。

実施主体等

【実施主体】１：都道府県・市町村・民間事業者、２～５：民間事業者（国から委託・補助）、６：国

こどもの自殺対策協議会設置促進・機能強化事業 新規

令和９年度概算要求額　0.9億円

事業の目的

- 改正自殺対策基本法（令和７年６月改正、令和８年４月施行）により、地方公共団体はこどもの自殺防止のため関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）が設置できることとなった。
- 協議会は自殺に至る危険性が高いこども・若者を早期に把握し、関係機関が連携して継続的に支援するための核となる機関であり、早急な整備を図る必要があるため、都道府県による管内市町村の協議会設置支援に関する業務を支援又は補完する事業を創設するもの。

事業の概要

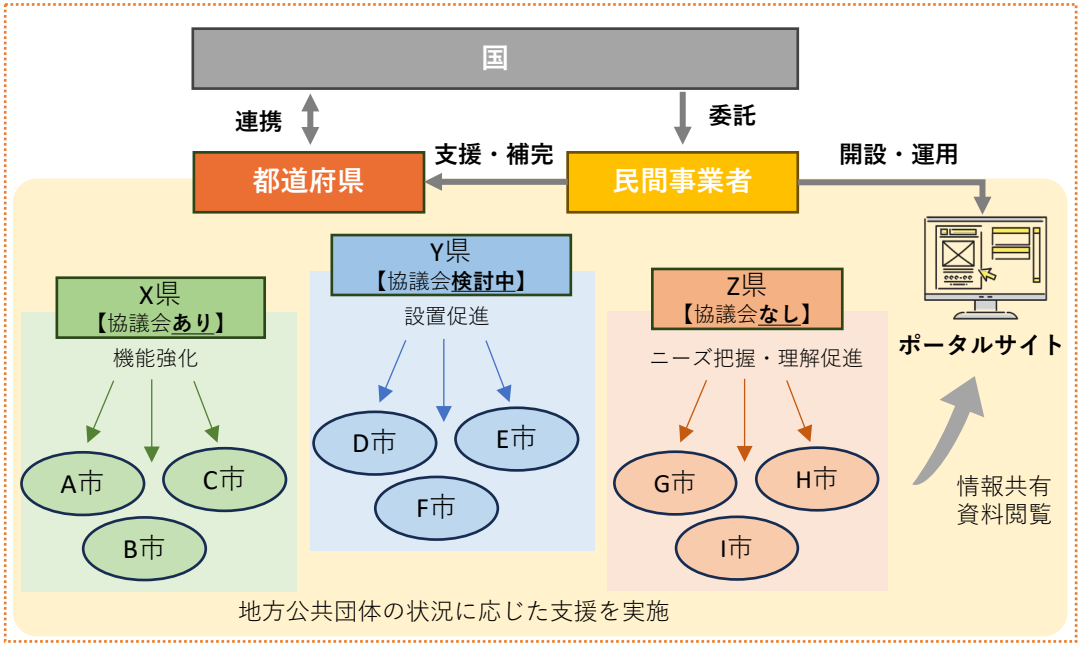
協議会の全国展開を早急に図り、機能させるため、民間事業者に委託して、次の事業を実施する（民間事業者は専門家による助言体制を整備して事業を実施）。

①　協議会設置・機能強化に対する支援

都道府県による市町村協議会の設置支援に関する業務を支援及び補完することを通じて、協議会の設置を促すとともに、機能強化のため、管内市町村向けの研修・情報交換会などを行う。

②　こどもの自殺対策に係る自治体職員向けポータルサイトの開設

他の地方公共団体の協議会の設置・取組状況等の共有や情報交換、対策の企画に資する資料やデータの閲覧等ができる自治体職員向けポータルサイトを開設・運用する。



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ委託）

こどもまんなか こども家庭庁

地域におけるこどもの自殺対策の推進（交付金の創設）

新規

支援局 総務課 こどもの自殺対策推進室

令和９年度概算要求額　10.4億円

事業の目的

- 令和７年の小中高生の自殺者数は538人で過去最多となり、コロナ禍以降（令和２年～）こども・若者（29歳まで）の自殺者数の累計は約２万人という危機的な状況。
- 改正自殺対策基本法（令和７年６月改正、令和８年４月施行）により、地方公共団体はこどもの自殺防止のため関係機関が情報共有や支援方針を協議する場（以下「協議会」という。）を設置できることとなり、協議会の実効性を高めるとともに、関係機関の支援機能の強化等を図るため、新たに交付金を創設し、地域における自殺対策を推進する。

事業の概要

地方公共団体等が行う次の①から④の取組に対して支援を行う。

①　協議会の設置準備（こどもの自殺対策協議会設置準備事業）

協議会の設置に向けた準備や地域住民に対する周知等を行う。

②　協議会による関係機関の連携推進及び各機関の支援機能の強化（こどものいのちを守る地域連携強化事業）

協議会を構成する関係機関間でこどもの自殺の防止等について必要な情報交換を行うとともに、自殺リスクの高いこどもに対する各関係機関の相談機能、専門的支援機能を強化する。

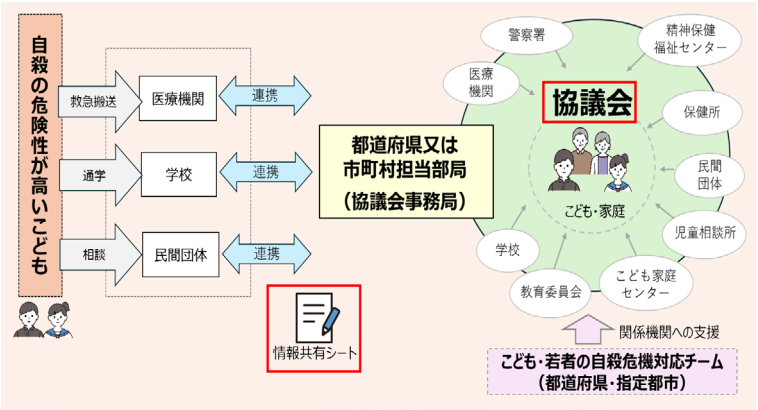
③　「こども・若者の自殺危機対応チーム」による困難事案への対応（こども・若者の自殺危機対応チーム事業）

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う。

④　こどものいのちや尊厳を守るための実証事業

自殺に至るまでの、こども特有の複雑な背景、要因、経過等を踏まえ、各背景等に応じた自殺防止のための有効な支援手法を得るための先駆的・実験的な取組に対する支援を行う。

＜体制のイメージ＞



➡ 全ての自治体（都道府県・市町村）において、協議会を中心にこどもの命を守る体制を確立し機能させることが必要

実施主体等

【実施主体】　①及び②：都道府県・市町村　　③：都道府県・指定都市　　④：都道府県・市町村・民間事業者等（公募により事業者を選定）

【交 付 率】　10/10（①，③及び④）、1/2（②）

こども性暴力防止法の
円滑かつ確実な運用

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法の円滑かつ確実な運用

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

令和９年度概算要求額：91億円

＜情報処理業務庁費＞令和９年度概算要求額： 46億円
＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞令和９年度概算要求額： 45億円

目　的

○　こども性暴力防止法関連システムの開発、業務委託等こども性暴力防止法により求められる業務に対応するための執行体制を引き続き確保するとともに、対象事業者支援のための相談窓口を設置するほか、周知広報を進める等により、本法の円滑かつ確実な運用を図り、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

内　容

１．こども性暴力防止法の運用に必要となる体制の確保

①　こども性暴力防止法関連システムの開発等（こども性暴力防止法関連システム開発等事業）

法律上求められる事務の円滑かつ確実な執行に必要となるこども性暴力防止法関連システムの追加開発を行うとともに、システムを安定して運用するための保守管理等を行う。

②　犯罪事実確認、認定、監督等に係る業務委託（こども性暴力防止法関連業務委託事業）

対象事業者への犯罪事実確認書の交付、認定、監督等の事務のうち、その一部を委託することにより執行体制を確保する。

２．こども性暴力防止法の円滑な運用のために必要な事業者支援（こども性暴力防止法事業者支援事業）

対象事業者が

- 児童対象性暴力等が生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置を講じる際の弁護士への相談
- 犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行うための相談窓口を設置する。

３．こども性暴力防止法の周知等

①　法制度周知や認定取得の促進のための広報啓発（こども性暴力防止法広報啓発事業）

こども性暴力防止法の制度の理解や認定取得を進めるため対象事業者への説明会等を行うとともに、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力から守るという社会全体の機運を醸成する。

②　こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究の実施

こども性暴力防止法の施行状況等に関する調査研究を実施する。

※ 上記のほか、本庁において業務体制を確保するための行政経費を要求。

こども家庭庁

こども性暴力防止法関連システム開発等事業

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

＜情報処理業務庁費＞ 令和９年度概算要求額：46億円

事業の目的

○　こども性暴力防止法上求められる事務の執行を円滑かつ確実に行うために必要となる関連システムの設計・開発やシステムを安定して運用するための保守管理等を行う。

事業の概要

○　こども性暴力防止法においては、制度上求められる手続をシステム（こまもろうシステム）で実施することを予定しているところ、令和9年度以降に業務が生じる、対象事業者からの定期報告、行政による監督等の機能に関するシステムの設計・開発を行う。

※　対象事業者からの犯罪事実確認書の交付申請、認定申請などに関するシステム開発は今年度行っており、本年12月の法施行とともにリリース予定。

○　性犯罪歴など機微な情報を扱う中で、制度を確実かつ円滑に運用するためには、システムの安定的な運用が不可欠であり、適切な体制のもとで、システムの保守管理を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法関連業務委託事業

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和９年度概算要求額：45億円の内数

事業の目的

○　こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認書の交付業務、認定業務、監督業務及びこれらに付随する照会対応業務のうち、公権力の行使に当たらない定型業務として整理できる業務について、外部の事業者へ委託することにより、円滑な執行体制を確保することを目的とする。

事業の概要

１．犯罪事実確認書交付支援業務

法に基づく犯罪事実確認書の交付に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類等の確認、こども性暴力防止法関連システムへの必要事項の情報入力などの業務を行う。

２．認定等支援業務

法に基づく認定等に関する業務のうち、対象事業者から提出された申請書類の審査、認定事業者等の登録情報の変更・廃止に関する届出の確認などの業務を行う。

３．監督等支援業務

法に基づく監督等に関する業務のうち、監督等に必要となる対象事業者からの報告事項の確認や調整などの業務を行う。

４．　照会対応業務

１から３までに関する手続に加え、法に基づく各種措置等に関する照会対応業務を行う。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

こども家庭庁

こども性暴力防止法事業者支援事業

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

<児童対象性暴力等防止等業務委託費> 令和９年度概算要求額：45億円の内数

事業の目的

○　こども性暴力防止法の対象事業者が、

①事業者内で児童対象性暴力等の疑いが生じた際の調査、従事者に対する配置転換等の雇用管理上の措置等を講じる際の弁護士への相談

②犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行う際の情報セキュリティの専門家への相談

を行えるよう対象事業者を支援するとともに、こどもの状況を踏まえた適切な助言ができる弁護士の育成を行うことにより、専門家と連携した対応が迅速かつ適切に行われることを目指す。

事業の概要

こども性暴力防止法の対象事業者が、法で義務付けられた安全確保措置や情報管理措置を講じるに当たっての相談申込を受け付ける窓口を設置し、相談内容を踏まえた専門的な相談先につなぐとともに、相談費用を支援する。

① 安全確保措置に係る支援

対象事業者が、

- 事業者内で児童対象性暴力等の疑いが生じた際、初期対応、事実確認などを行う場合
- 児童対象性暴力等のおそれがあると認める従事者に対して、配置転換等の雇用管理上の措置を講じる場合

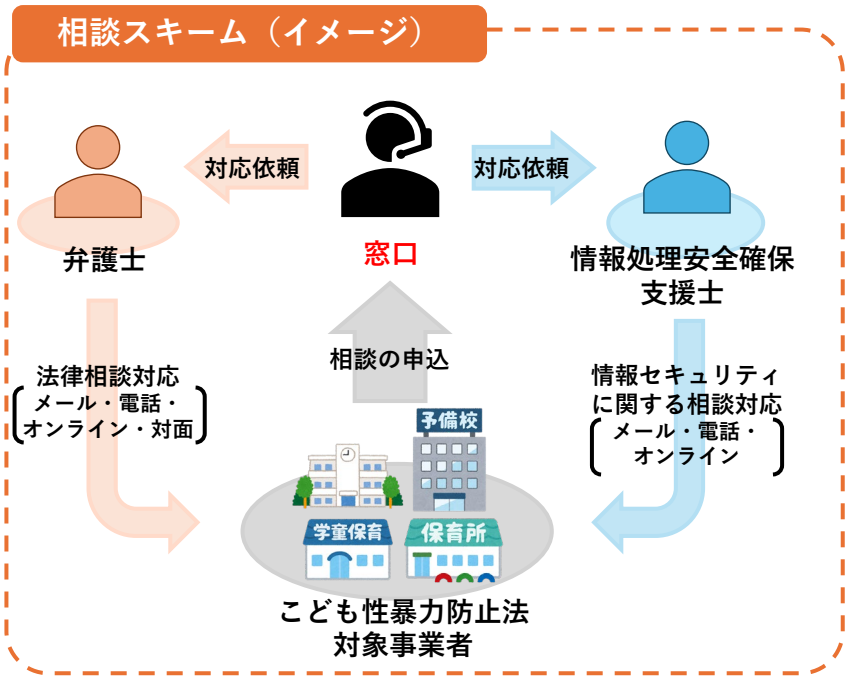
等に弁護士に相談できるよう支援する。

※対象は顧問弁護士のいない中小規模事業者等に限定。

② 情報管理措置に係る支援

対象事業者が、犯罪事実確認記録等の適切な情報管理を行うに当たって、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士に相談できるよう支援する。

あわせて、こどもへの性暴力に関する対応を行う弁護士を対象に、こどもの状況を踏まえた対応に必要な知識や、こども性暴力防止法をはじめとした関連法令について学ぶための研修会を実施する。



実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法広報啓発事業

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和９年度概算要求額：45億円の内数

事業の目的

○　こども性暴力防止法の円滑かつ確実な運用、また事業者の認定取得促進のため、対象事業者への説明会等を開催するとともに、こども、保護者をはじめとする国民全体に向けた周知広報を行い、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。

事業の概要

１．広報施策の展開

法の円滑かつ確実な運用、認定取得促進のための事業者向けの特設ウェブサイトの運営やポスター・リーフレット等の作成・配布を行うことにに加え、様々な広告媒体を活用し、こども、保護者をはじめ、幅広く国民全体に向け、広報施策を展開し、性暴力を防止するための行動変容を喚起する。



＜広報内容＞
- ○ ポスター・リーフレット等の作成・配布
- ○ インターネット広告等各種広告出稿
- ○ 特設ウェブサイトの運営・新規コンテンツの制作　等

２．説明会・イベントの開催

①　対象事業者に対して、法により義務付けられた措置等への理解を深めてもらうとともに、事業者の認定取得を促進するため、全国での説明会を開催する。

②　イベント開催を通じて、国民全体に対する発信を行い、法の認知を高めるとともに、こどもを性暴力等から守るという社会全体の機運を醸成する。



実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの性被害防止に係る諸課題に関する調査研究事業

支援局 参事官
（こども性暴力防止担当）

＜児童対象性暴力等防止等業務委託費＞ 令和９年度概算要求額：45億円の内数

事業の目的

○　こども性暴力防止法の円滑かつ確実な運用及び同法の附帯決議等を踏まえた継続的な制度検討を行うため、同法の施行状況等に関する調査研究を実施する。

事業の概要

１．こども性暴力防止法の施行状況調査等

附帯決議で示されている課題の検討も見据え、法施行後の対象事業者における取組状況・課題を把握することが必要であるため、対象事業者等への調査等を実施する。

２．こどもへの性暴力に係る相談・調査・支援等に係る実態調査

こども性暴力防止法の施行と併せ、こどもへの性暴力の防止に向けた取組をより一層推進していくため、こどもへの性暴力の状況、こどもへの性暴力に関する相談・調査・支援の現状、性暴力を防ぐための先進的な取組等について把握し、課題の整理を行うため、国際比較を含めた調査研究を実施する。

実施主体等

実施主体：国（民間事業者等への委託により実施予定）

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士特定登録取消者管理システムの運用保守・機能改修 拡充

成育局 成育基盤企画課

令和９年度概算要求額　1億円（0.5億円）

事業の目的

○ 令和４年の児童福祉法改正（令和６年４月１日施行）に基づき整備された、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士又は地域限定保育士の登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報が登録されたデータベース（以下「保育士DB」という。）を適切に運用するための保守管理を行う。
○ こども性暴力防止法成立時の附帯決議を踏まえ、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）及び教員性暴力等防止法データベース（教員DB）との連携に向け、必要な機能改修を行う。

事業の概要

【システムの利用イメージ】（右図参考）

○　保育所等は保育士DBを活用し、任命・雇用しようとする者が特定登録取消者に該当するか否かの確認を行うことが必要である。

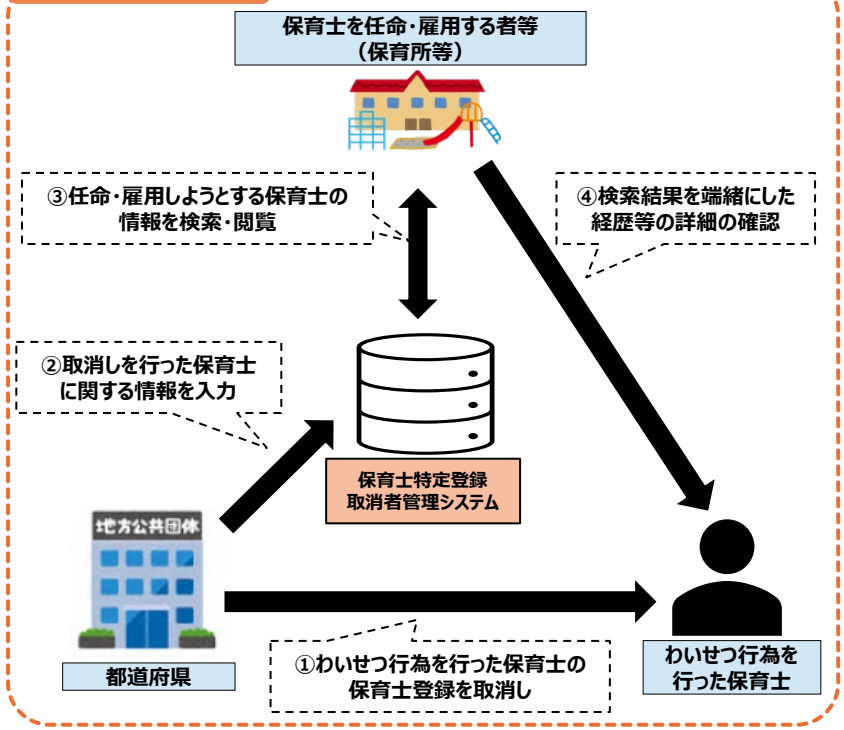
○　また、仮に特定登録取消者に該当することが判明した場合は、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行うことなどが可能である。

【令和９年度に予定している改修内容】

○　保育士DBの活用の徹底に向けて、各自治体において管内に所在する保育所等における保育士DBの登録状況を確認できるよう改修を行う。
（※運用保守契約の中で実施予定）

○　第10回こども性暴力防止法施行準備検討会（令和7年11月21日開催）において、こども性暴力防止法関連システム及び教員性暴力等防止法データベースとの連携に向けて示された方針（マイナンバーカード等による個人認証方式を導入することで統一的なログイン方法に切り替える）に基づき、必要な改修を行う。

利用イメージ



実施主体等

【実施主体】　国（委託により実施）

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援

新規

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞令和９年度概算要求額　０．６億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】
放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、
子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、
親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村
【補助率】国１／２、都道府県等１／４、事業者１／４
【補助基準額】１施設当たり100千円
※放課後児童健全育成事業所については、１支援の単位当たりとする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

青少年が安全に安心して
インターネットを利用できる環境の整備

青少年インターネット環境整備に必要な措置の実施

新規　成育局 安全対策課

令和９年度概算要求額　５億円

事業の目的

昨今のインターネット利用を巡る青少年保護の国内及び主要各国における動向を踏まえつつ、インターネット利用を巡る青少年の保護に関する課題及び論点の整理を行うため、令和７年８月に「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するWG」において「課題と論点の整理」を取りまとめた。

同月、「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、翌月には「課題と論点の整理」に基づく今後の取組や検討の予定を示した工程表を取りまとめ、同工程表に基づき、青少年インターネット環境整備法の今後の在り方等について検討するため、令和８年１月に「青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG」を設置し、令和８年中に具体的な対応を取りまとめた上で、青少年インターネット環境整備法改正法案の令和９年通常国会への提出を目指している。

本事業は、同改正法の施行を見据えた執行体制の整備、基本指針やガイドラインの策定・改定を行うための調査研究、官民連携協議会の創設等の同改正法の施行に係る必要な措置を実施することを目的とする。

事業の概要

- **調査研究の実施**
  - ・基本指針やガイドライン等の策定・改定を行うために必要な調査研究を行う。
  - ・諸外国における最新の法制度の施行状況や動向等について、共管省庁と調査対象国や調査項目等を分担・調整した上で、必要な調査研究を行う。
- **官民連携協議会の創設準備**

改正法に基づく執行の準備や基本指針等の策定・改定のほか、中長期的な調査研究や技術基盤の強化等を含む政策提言等を担う組織として、官民連携協議会の創設準備を行う。

実施主体等

◆ 実施主体：国（調査研究等については、請負契約により実施）

青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備の推進 拡充

令和９年度概算要求額　１億円

事業の目的

○　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

事業の概要

（1）青少年のインターネット利用環境実態調査

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※　回答回収率（令和7年度）：青少年調査61.2%、青少年の保護者調査63.2%、低年齢層の子供の保護者調査63.6%

（2）青少年インターネット環境整備法及び基本計画（第6次）の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題、調査研究について検討する。

※　開催状況等（令和6年度）：検討会　4回開催、WG　2回開催
（令和7年度）：検討会　4回開催、WG　9回開催

（3）青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム（オンライン開催を含む。）を実施する。

※　開催状況（令和6年度）：1回開催（徳島）
（令和7年度）：2回開催（鳥取、高知）

（4）青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は高い水準で推移している。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の被害・非行防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

（5）青少年の被害・非行防止に向けた環境整備に関する新たな調査研究

令和9年通常国会への提出を目指している青少年インターネット環境整備法改正法案の施行を見据え、同改正法施行後の青少年インターネット環境整備法に対応した青少年のインターネット利用環境実態調査を実施するため、当該調査に必要となる新たな調査項目等の調査研究を実施する。

実施主体等

◆ 実施主体　：国（請負契約により実施）

青少年有害環境対策等の推進

令和９年度概算要求額　４百万円

1. 事業の目的

青少年の被害･非行実態等を踏まえた有識者による講演･座談会の開催、青少年有害環境対策ウェブサイトへの各都道府県の取組や先進事例の掲載等の広報啓発活動により、青少年の被害･非行防止及び有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

2. 事業の概要

(1)青少年の被害･非行防止のための啓発経費

令和7年の刑法犯少年の検挙人員は増加しており、また、犯罪組織からの「闇バイト」等と称する勧誘に青少年が安易に応じ、特殊詐欺や重大な犯罪に関与するなど、大きな問題となっている。引き続き、特定少年(18歳以上の少年)を含めた少年の健全育成及び非行防止活動に取り組む必要がある。

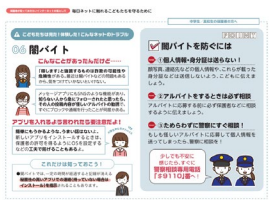
一方、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移するなど、こどもの犯罪被害は深刻な状況にある。次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係機関等が相互に協力しながら、青少年及びその保護者に対する積極的かつ効果的な啓発を行い、青少年の被害･非行防止を図る。

※　令和7年度の主な取組

- 普及啓発リーフレット「毎日ネットに触れるこどもたちを守るために」を発行
- 「青少年の被害･非行防止全国強調月間」に伴う有識者によるリモート講演会･座談会を実施



月間ポスター





普及啓発リーフレット

3. 実施主体等

◆ 実施主体　:国

こどもまんなか こども家庭庁

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリスト作成に係る審査業務等

成育局 安全対策課

令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

本事業は、ガイドライン（※）に適合する安全装置のリストを作成するため、各メーカーから申請がなされた安全装置について、ガイドラインの要件への適否の審査を行うとともに、付随する調査等を行うことを目的としている。

（※）「ガイドライン」とは、令和４年１２月２０日付け、国土交通省が設置した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ」によって取りまとめられた「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」を指す。

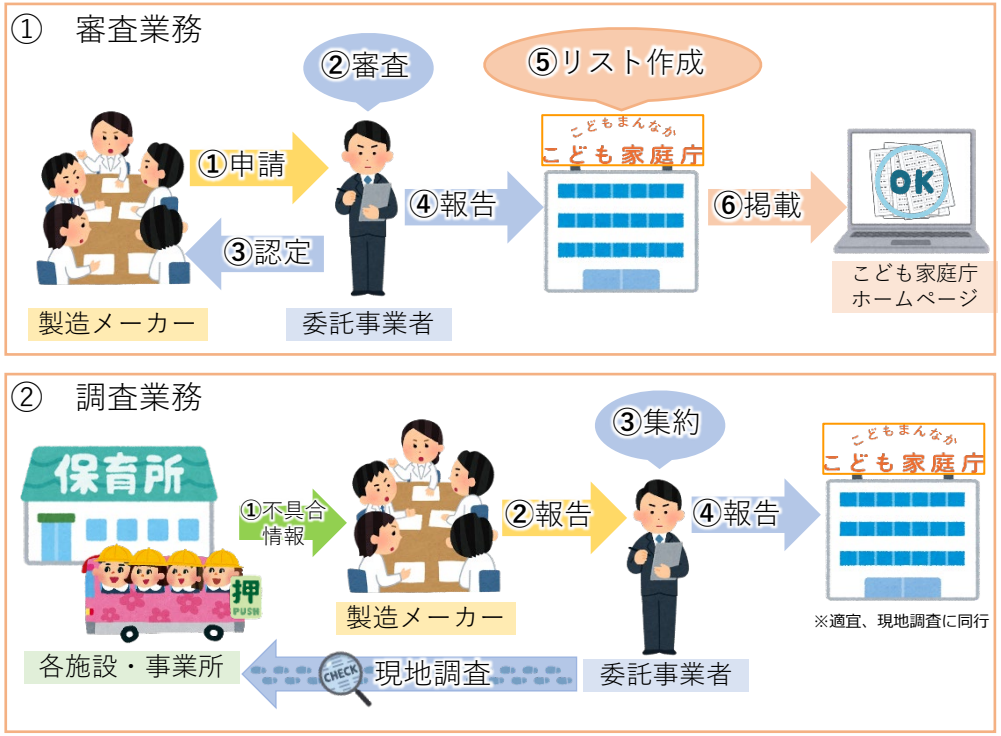
事業の概要

①　ガイドライン適否に関する審査業務

- 申請書類の受付等
  申請者から提出される申請書類の受付及び付随する問合せへの対応
- 申請書類の審査
  製品ごとにガイドラインの要件への適合性について審査
- 実車による試験の実施
  自動車の性能や安全性への影響が懸念される場合は、実車実験を実施
- 審査結果の取りまとめ、通知及び報告
  申請された製品ごとに審査結果を申請者に通知、こども家庭庁に報告

②　適合認定装置に関する調査業務

- 適合認定装置の不具合情報の収集
  適合認定装置の不具合情報を収集し、必要な改善措置が講じられているか確認
- 適合認定装置の現地調査
  適合認定装置が申請された機能要件に従った運用がなされているか現地で確認



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こどもの事故防止に関する取組の推進（事故防止のための情報発信）等

拡充　成育局 安全対策課

令和９年度概算要求額　0.3億円

事業の目的

○ こどもの生命・身体に係る事故の発生を予防し、その拡大を防ぐことを目的とし、こどもの事故に関する情報の収集・分析を行い、それを基に、保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行うほか、特定教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議を開催する。

事業の概要

(1)ハンドブックの作成・配布

こどもの中でも特に未就学児を対象として、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体、事業者、関係団体に配布する。（平成29年度から令和4年度までは消費者庁が実施）

※　配布実績（令和3年度）　①はA5判、②はA4判

令和4年3月　①80,000部発行　220か所の自治体に配布　②20,000部発行　72か所の自治体に配布
令和5年3月　①80,000部発行　265か所の自治体に配布
令和7年3月　①69,000部発行　109か所の自治体に配布
令和8年3月　①63,000部発行　108か所の自治体に配布

＜経費＞

・印刷製本費　19.8円×　89,000部　1,763千円
・配送料　290か所　825千円

※関係省庁等による啓発情報や、動画コンテンツ等も充実させるよう、媒体や周知方法を検討
※こども家庭庁ウェブサイトに電子媒体掲載中



ハンドブック

(2)「こどもの事故防止週間」ポスターの作成・配布

こども家庭庁では、こどもの事故防止のために、「こどもを事故から守る！プロジェクト」を関係府省庁と連携して推進しており、その一環として、毎年「こどもの事故防止週間」を実施している。当該イベントに関し、ポスターを作成し、地方公共団体等に配布する。

※　配布実績（令和8年度）：令和8年7月　2,400枚発行　231か所の地方公共団体、関係府省庁及び駅に配布（A2判）

＜経費＞

・印刷製本費　218.35円×2,400部　525千円
・配送料　171か所　421千円

※こども家庭庁ウェブサイトに電子媒体掲載中



ポスター

(3)教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の開催

地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言等を議題として開催している。

(4)こどもの事故防止に関する新たな取組に関する調査実施

こどもの事故防止に関する新たな取り組みについて、調査及び実施を行う。

実施主体等

◆ 実施主体　：国（請負契約により実施）

CDRの確実な実施

予防のためのこどもの死亡検証等広報啓発事業

令和９年度概算要求額　0.6億円

事業の目的

○　予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review：CDR）の取組や、意義について広く国民に普及啓発し、国民のCDRへの理解促進を図る。
○　CDRモデル事業で得られた予防策や、他制度（例：こども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）、消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁））等のこどもの死亡の予防に関する検証結果について、データベース化を図る。
○　国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、CDRモデル事業や他の検証制度等によって得られた具体的な予防策についての周知を行い、医療、保健、教育等の分野が連携しこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

事業の内容

（１）CDR特設サイトの運用
　予防可能なこどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理した特設サイトを整備・運用を行う。また、ウェブサイト内で予防策について、わかりやすく紹介する動画などのコンテンツを作成する。
（２）シンポジウムの開催
　CDRに関する有識者（こどもを事故で亡くした遺族の方、CDRに取り組まれてきた研究者の方）を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能なこどもの死亡事故の予防について普及・啓発する。
（３）SIDS予防対策月間の周知用ポスター・リーフレットの作成
　乳児期の死亡原因として多いSIDSについて、こども家庭庁にて11月に実施されるSIDS予防対策月間のための周知用ポスター・リーフレットの作成を行う。合わせて効果的な予防策の周知啓発を実施する。

実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和９年度概算要求額　0.8億円

目　的

○　予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡したときに、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。

○　成育基本法や、死因究明等推進基本法を踏まえ、各都道府県のモデル事業で収集した事例・予防策を、国においても収集・分析することによって、国レベルでの予防策の検討が可能であるか、また、国において分析した結果を踏まえて、都道府県でも活用することができるかの検討を行う。

内　容

本事業は、**①情報収集、②検証、③予防策の提言、④予防策の実装・周知**のサイクルにより実施する。

（１）推進会議

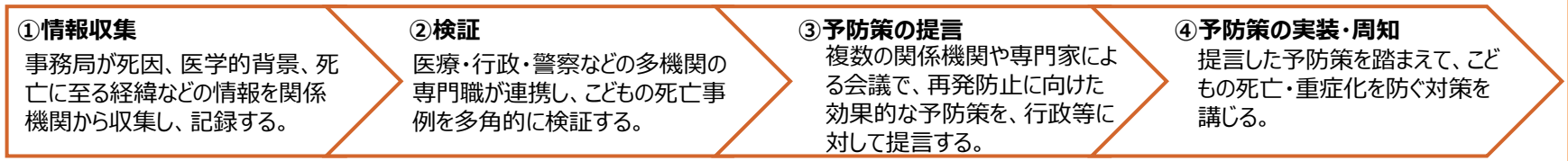
本事業の総合的な推進を行うため推進会議を設置し、関係機関との連携及び調整と本事業の実施方針の検討を中心に行う。それを踏まえ、情報提供に関する協力依頼、検証結果の報告受領、予防策に関する提言の審議及び決定等を行う。また、統計や他の事業等における自治体のこどもの死亡事例の分析や、他自治体や国において分析された情報を活用した予防策の検討等を行う。

（２）事務局

本事業の円滑な運営を担う中核的な機能として事務局を設置する。事務局は、こどもの死亡に関する情報の収集・一元的な管理、情報の取扱いに関するルールの整備、検証に資する基準及び手法の整備、会議の運営支援等を行う。さらに国の要請に応じて、事例・予防策等の情報提供を行う。また、提言された予防策の周知（リーフレット作成等）や、予防策の実装に向けた関係機関との調整、並びにグリーフケアに関する対応指針の検討・作成等を行う。

（３）多機関検証ワーキンググループ（WG）

推進会議は、収集した情報の専門的かつ詳細な検証を行うため、WGを設置する。WGは、個別事例の検証、複数事例の傾向分析（概観検証）、予防策に関わる検討等を行い、検証結果を推進会議に報告する。



実施主体等

◆ 実施主体　　：都道府県
◆ 補 助 率　　：国１０／１０
◆ 補助基準額　：年額　14,064千円

事業実績

◆ 実施自治体数：（変更交付決定ベース）
令和７年度：10自治体
（北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

③若者が希望を持ち、
主体的に人生を選択できる環境の整備

若者政策の推進

若者政策地域実装支援・調査分析事業（仮称）

新規 長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

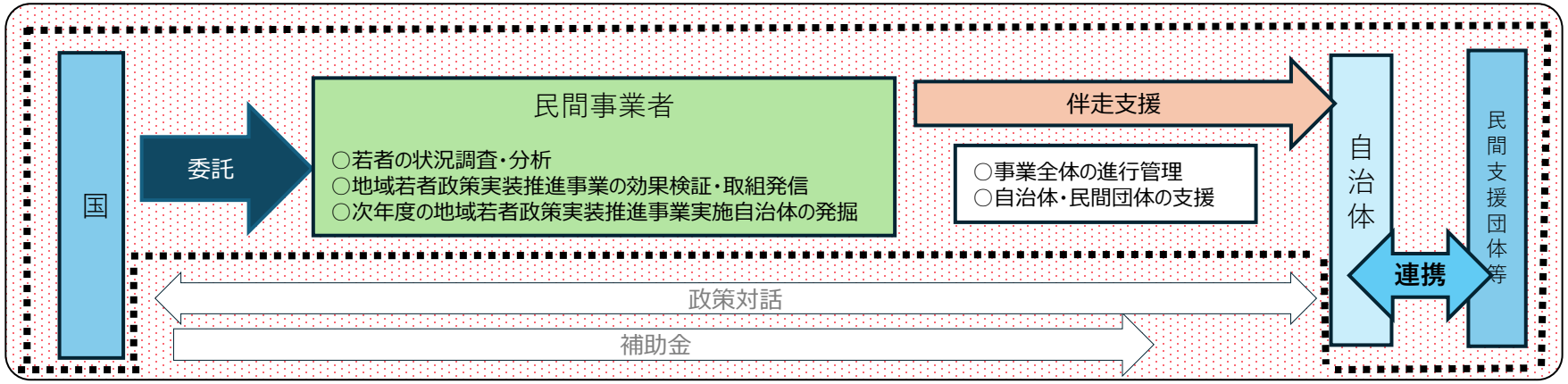
令和９年度概算要求額　0.9億円

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、状況や環境にかかわらず権利を保障され、将来にわたりウェルビーイングな状態で生活できる社会であり、その実現には社会全体で成長と社会参画を支えることが不可欠である。一方、若者はこれまで政策上の位置付けが不明確で、施策に十分包摂されてこなかった課題がある。
- 本事業は、令和８年度の骨太方針やこどもまんなか実行計画2026を踏まえ、若者政策包括的支援モデルとして、令和８年度に国において作成される「若者政策グランドデザイン」に基づく取組である。今若者に対する政策を主要政策として正面から位置付けるとともに、分野ごとの縦割りにとらわれず若者自身のニーズや実情に基づく取組を**日常融合型**（用意した枠組みのなかに若者を当てはめるのではなく、若者の日常の導線上接点となっている場を活用・拡張する形）で推進することにより、各地域の実態に合わせた効果的な若者施策の実現を図るための「地域若者政策実装推進事業」が地域に根付いた有効な事業となるよう、自治体や地域の民間団体等に対して寄り添った支援を行うとともに、地域の若者の実態や行動特性を把握し、支援施策の高度化に資するエビデンスを得ることを目的とする。

事業の概要

- 実装支援事業（進行管理・知見整理・好事例の横展開）
  地域若者政策実装推進事業の円滑な実施と成果最大化を目的として、国が各自治体の取組の進行管理、伴走支援、効果検証を一体的に行う。
  あわせて、現場から得られる知見を整理し、他の自治体にも普及啓発を行うためのモデルを構築、成果を発信することによって、次年度以降の更なる普及啓発に向けた横展開を図る。
- 調査・分析事業（若者実態・デジタル・ビッグデータ）
  若者の実態や行動特性を把握し、より適切かつきめ細やかな支援施策の構築に資するエビデンスを構築することを目的とする。アンケートやヒアリングによる実態把握に加え、SNS等のデジタル行動や位置情報データの分析を行い、若者支援のための効果的なアプローチを導出する。



実施主体

【実施主体】国（民間事業者へ委託）

こども家庭庁

若者政策地域実装推進事業（仮称）

新規

長官官房 参事官（総合政策担当）
こども若者まんなか推進室

令和９年度概算要求額　１１億円

事業の目的

- こども政策の目標である「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、状況や環境にかかわらず権利を保障され、将来にわたりウェルビーイングな状態で生活できる社会である。その実現には、社会全体で若者の成長と社会参画を支えることが不可欠である。他方で、若者はこれまで政策上の位置付けが不明確で、施策に十分包摂されてこなかったことが指摘されている。
- 本事業は、令和８年度の骨太方針やこどもまんなか実行計画2026を踏まえ、若者に対する政策を主要政策として正面から位置付けるとともに、分野ごとの縦割りにとらわれず若者自身のニーズや実情に基づく取組を**日常融合型**（用意した枠組みのなかに若者を当てはめるのではなく、若者の日常の導線上接点となっている場を活用・拡張する形）で推進することにより、各地域の実態に合わせた効果的な若者施策の実現を図ることをその目的とする。

事業の概要

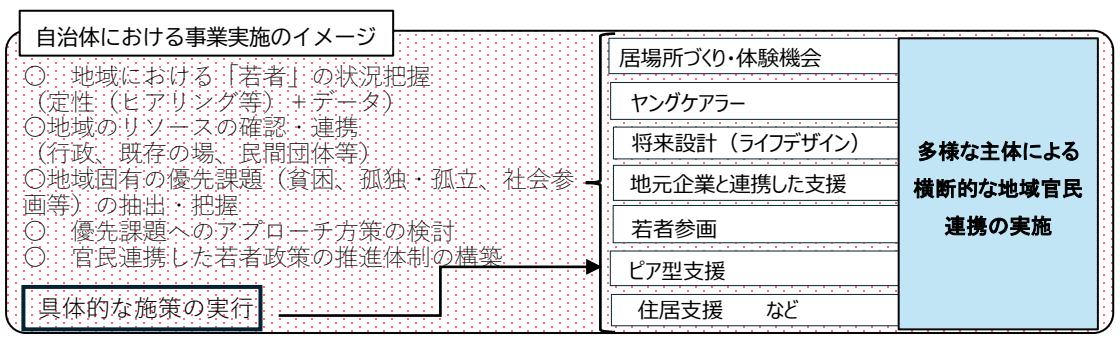
○令和８年度中に国が作成する「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、各地域において、若者政策推進体制の構築及び取組の実装を進める。

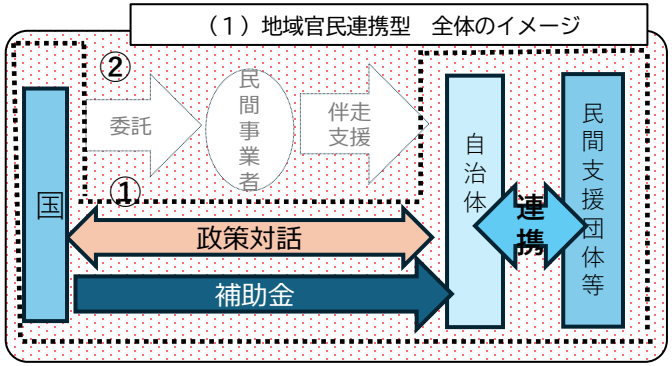
その際、若者（15歳～29歳をメインターゲットとする）**の日常導線上の接点となっている場（たまり場等）を、居場所やコミュニケーションの場として活用・拡張していくことが、**若者との接点を増やし、支援につながるハードルを下げる観点から重要である。また、**学校・企業・地域民間団体・民間支援企業等多様なステークホルダーと連携して一体的な支援を行うこと（日常融合型）が、**地域の多様な主体の連携を促進し、限られた地域資源を有効に活用する観点から重要である。さらには、各メニューに共通して、国と自治体（地域の民間支援団体等を含む）との政策対話を実施することは、国の政策の方向性について十分に認識を共有するとともに、地域の実情やニーズを踏まえ、地域で実装可能な取組につなげる観点から重要である。

（1）地域官民連携型

①　自治体と地域の民間支援団体等が連携し、若者が主体的に参画する体制を構築する。その際、コーディネーターのリーダーシップによって教育・就労・福祉・地域・社会参画等の分野を横断して地域の若者にとって必要な取組及び若者政策の方向性を検討し、これを推進するための体制を構築して実施すること。
　また、「若者政策グランドデザイン」を踏まえ、地域における総合的な若者政策の推進方針を策定すること。

②　上記①の調査・計画立案段階から、事業者・国による包括的な伴走支援の利用も可能（別途　国⇒事業者への委託事業）





（2）居場所構築型

・地域内に、中高生・若者の日常生活導線上接点となる場が定常的にない場合に、中高生や若者を対象とした居場所（校内カフェ等校内の居場所を含む）を生活導線を含めてデザインすることを支援する。また、相談に乗るなど、地域内の若者年代を対象とする民間支援団体・行政サービスとの連携を行った上で把握したニーズに応える取組を支援する。

実施主体等

【実施主体】　都道府県、市町村

【補助率】（1）国 １０／１０　（2）国 ２／３、都道府県・市町村１／３ または 国 １／２、都道府県・市町村１／２　※補助率２／３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。

【補助基準額】地域官民連携型　　１自治体あたり　上限　５,０００万円

居場所構築型　１自治体あたり　上限　１,５００万円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁 こどもまんなか

地域における若者支援コーディネート事業 拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　困難を有する若者への支援は、児童への支援と比較して自治体における対応状況に課題があり、若者への支援を全国に広げることが急務である。
○　困難を有する若者は複合的な課題を有するほか、過去の経験等から行政や支援者への不信感を持つ者や、対人関係・援助希求を苦手とする若者も多いことから、その支援に当たっては、まず安心して話ができ、一度支援が終わった後にも戻って来られるような関係性や場を整える必要がある。
○　また、家庭等に居場所がないこども・若者については、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、一時保護や施設入所等に代わる新たな宿泊可能な安全な居場所の確保も必要である。
○　さらに、15歳・18歳の切れ目など、所属や支援機関が変わるタイミングで支援が途切れることで若者が頼れる先が無くなりやすいことが指摘されており、継続的に支援を必要とする若者と、所属が無くなる前から関係性を構築し、伴走型の支援を行う必要がある。

事業の概要

1　地域における若者支援体制強化

拡充（１）困難を有する若者への相談・伴走支援機能強化

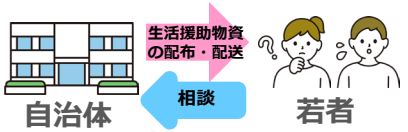
官民が連携し、困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保して効果的に相談につなげるための信頼関係を構築するとともに、必要な支援を提供するためのコーディネートを、子ども・若者総合相談センターやこども家庭センター等の地域の機関・団体等において行うもの。

●　市区町村における相談支援
①　若者とつながり・安心して困り事等を話せる関係を作るための取組（若者向けスペースの運営、若者向けイベント実施、校内カフェの実施等）
②　伴走的サポートのための取組（支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等）
③　地域資源の開拓・連携、広報啓発等
（地域資源マップの作成、若者支援サポーターの養成、地域住民への広報啓発活動等）
●　都道府県における相談支援
①　管内若者支援の充実に向けた取組
②　管内地域資源の開拓・連携、広報啓発等
●　専門的な職員の配置加算（心理専門職、弁護士、地域連携コーディネーター）



（２）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援

生活援助物資の配布・配送及び相談支援の実施を通じて、自治体・支援機関等が困難に直面する若者等とつながりを持ち、若者等が困ったときに相談できる関係性の構築・維持を行うもの。
①　フードパントリー等の配布イベント、自宅等の居場所への配送等
②　配布イベントや配送時における相談支援、子ども・若者総合相談センター等の相談窓口での電話・SNS・窓口相談



拡充（３）こども若者シェルター・相談支援

親からの虐待等に苦しみ、家庭等に居場所がない10代～20代のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（こども若者シェルター）に補助を行う。　※①及び②の基本相談は必須、その他は加算対応
①　こども・若者に対し、宿泊又は夜間帯の利用が可能な居場所（数日～２か月程度）の提供
②　①を利用するこども・若者に対し、基本相談、心理カウンセリング、就労・就学支援、弁護士、医療機関連携によるサポートの提供



拡充2　制度のはざまで支援が途切れやすい若者支援モデル事業　（全国展開に向け３年程度の期間で集中的に実施）

地域において、制度のはざまで支援が途切れやすい若者（少年院出院者、要対協での終結ケース等）と支援制度が途切れる前からつながり、次の支援につなぐための取組及び効果的な実施方法に係る検証を行うモデル事業を実施する。



実施主体等

【実施主体】
1（1）、2　　都道府県、市区町村（指定都市・中核市含む）
1（2）　　都道府県、指定都市
1（3）　　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【実施率】
1（1）　　国：2/3、実施主体：1/3
1（2）、（3）　国：1/2、実施主体：1/2
2　　国10/10

【補助基準額】
1（1）相談支援機能の強化
都道府県：①～②のうち２メニュー実施：23,722千円、１メニュー実施：17,183千円
市区町村：①～③のうち３メニュー実施：16,183千円、２メニュー実施：9,643千円
加算分　：１か所あたり　9,050千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

（2）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援
都道府県：78,774千円
指定都市：47,445千円

（3）こども若者シェルター・相談支援
１か所当たり　基本分：20,623千円
　　加算分26,653千円

2　制度のはざまで支援が途切れやすい若者支援モデル事業
都道府県・市区町村：15,921千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業

<ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業費補助金>令和９年度概算要求額　0.1億円

事業の目的

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

事業の概要

①　地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
②　地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
③　ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化　等
　※　民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。



実施主体等

実施主体：法人（公募により選定）
補助率：国（定額　１０/１０相当）

民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業 新規

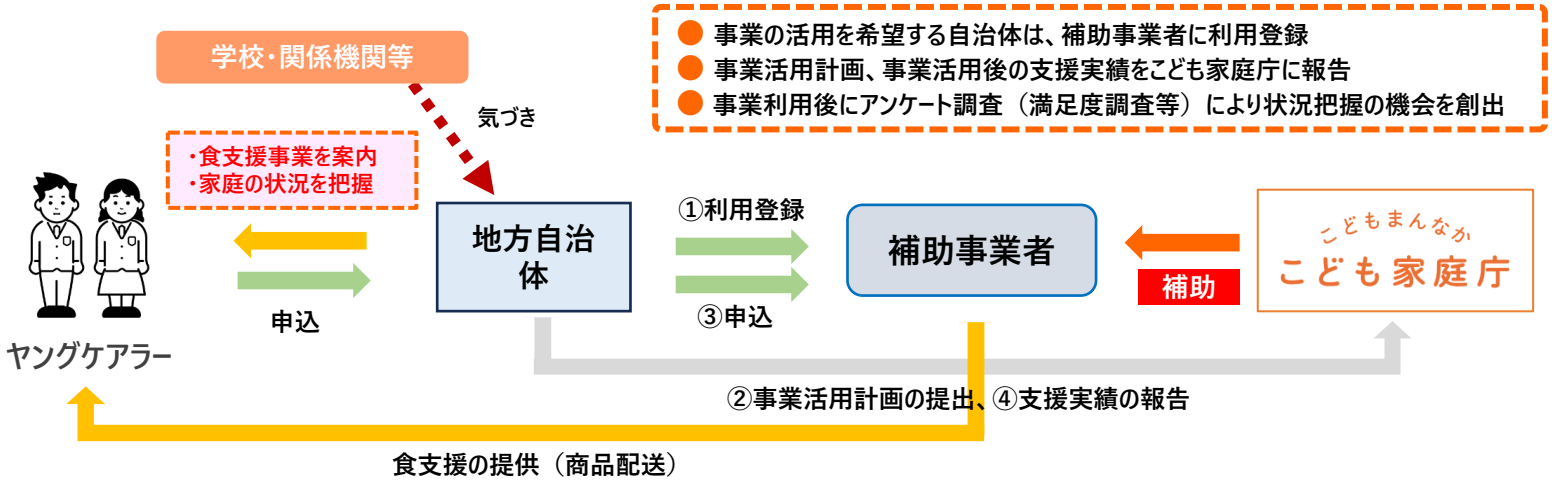
<民間企業等による自治体と連携したヤングケアラーへの食支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 0.2億円

事業の目的

家族や本人に困っている自覚がないことも多いヤングケアラー家庭においては、家庭に他人が入る支援への抵抗感が強いことなどから、ヘルパー派遣等の支援策を開始している自治体においても、個別支援の提供につながらないことが多く、**自治体がヤングケアラー家庭との関係を構築するための「きっかけ」**が必要な状況である。そこで、自治体が把握したヤングケアラーと思われるこども・若者と家庭について、自治体が具体的支援のコーディネートに必要な家庭の状況を把握するために、**家庭が受け入れやすい支援（食支援）を自治体の求めに応じて提供**する民間事業者等に対して、主に配送料等を補助する。

事業の概要

- 実態調査等により、学校や関係機関が把握したヤングケアラーの家庭について、事前に利用登録のあった自治体からの申込に応じて、ヤングケアラーとその家庭に対し、全国の自治体で活用でき、支援対象家庭が比較的受け入れやすい支援（食支援）を提供する。
- 家庭で家事などを担うこども・若者向けに簡単に作れる調理レシピを公開し、負担軽減を図る。



実施主体等

実施主体：民間企業・公益法人等（公募により２事業者を選定）

補助率：国（定額１０／１０相当）

未来をつくる　こどもまんなかアワード等経費

＜こども政策推進事業委託費＞　令和９年度概算要求額　５百万円

事業の目的

「こどもまんなか社会」の基本理念の実現に向け、これらの基本理念に沿う取組を実施する、こども・若者自身（団体又は個人）及びこども・若者、子育て家族等の支援者である団体又は個人を表彰することを通じ、こうした活動に対する国民の理解を増進させるとともに、当該団体や個人の活動をより活性化させることを目的とする。

事業の概要

都道府県等から推薦された候補者について、選考委員による検討や現地調査などを経て受賞者を決定し、以下の表彰事業（内閣総理大臣表彰・内閣府特命担当大臣表彰等）を実施

【未来をつくる　こどもまんなかアワード】

●未来をつむぐ「こども・若者」部門【こども・若者（団体又は個人）が対象】

（表彰例）

・清掃活動で収集した落ち葉を肥料として栽培した野菜のこども食堂への寄付、高齢者施設でのボランティア
・小学生向け体験型教室の運営、町の魅力発信のための地域貢献活動
・生理への理解・認知度を上げるための情報発信、男子生徒も含めた小中学生への出前授業　等

●未来へつなぐ「応援団」部門【こども・若者を支援する団体・個人が対象】

（表彰例）

・子育て等の悩みを抱える者も含め様々な人々が気軽に立ち寄れるカフェ型居場所の運営、地域と共同しての出産祝い事業
・病気を抱えるこども・家族の思いに寄り添った支援の展開、交流支援ロボットの貸出し事業
・アレルギーを抱えたこどもを持つ保護者からの相談に寄り添った活動、被災地に赴いての支援　等

●こども・若者活動奨励章（活動事例紹介事業）

「未来をつくる　こどもまんなかアワード」の被表彰者以外の被推薦者のうち、広く社会に紹介することがふさわしいと認められる団体又は個人を対象とする。

実施主体等

実施主体：国

地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

＜こども政策推進事業委託費＞　令和９年度概算要求額 0.4億円

事業の目的

困難を抱えるこども・若者に対する分野横断的な支援体制である「子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という）及びこども・若者の相談にワンストップで応じる拠点である「子ども・若者総合相談センター」（以下「センター」という）の設置促進や機能の向上を図る（※協議会・センターともに子若法により地方公共団体に設置の努力義務有り）とともに、アウトリーチ（訪問支援）等の支援に従事する者の養成等を図る。

事業の概要

【事業概要】
・協議会・センターの設置促進等に向けた地方公共団体への支援の実施　・・・・・・・・・・①
・既設の協議会・センターの代表者会合、未設置地域等での啓発会合の開催　・・・・・・・・②
・アウトリーチ（訪問支援）等に従事する者の資質向上等を目的とした研修の実施　・・・・③

【具体的内容】
〔①関係〕
・協議会・センターに係る支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーから助言を受ける機会の提供や、都道府県が基礎自治体を対象に開催する講習会の開催等への支援を実施。
〔②関係〕
・協議会・センターの運営の中心を担う者の参集を求め、意見交換・グループワーク等を通じて全国レベルでの課題の共有や相互連携の深化を図る代表者会合（全国サミット）を開催。また、協議会・センターの未設置地域等において、困難を有するこども・若者の現状や支援の必要性について理解を促進するための広報啓発会合を開催。
〔③関係〕
・ⅰ)アウトリーチ（訪問支援）を実践する現場の支援員を対象とした研修、ⅱ)各地域でこども・若者の育成に関わる活動等を展開する機関・団体の若手職員等を対象した研修をそれぞれ実施。

実施主体等

実施主体：国

こども・若者支援パッケージ

① 多様なコンタクトポイントから、様々な若者とのつながりを持ち、自身のことを安心して話せるような信頼関係を構築
② 若者の相談に応じ、抱える困難やニーズを把握
③ 子ども・若者総合相談センター等が連携しながら、地域資源を活用して必要な支援につなぐ。
④ 必要に応じて地方公共団体の居住支援の取組と連携したり、緊急的に安全な居場所が必要な場合はこども・若者シェルターを活用したりする。

つながる・信頼関係構築・悩み等の把握①（コンタクトポイント）

虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援



生活援助物資の配布等
＝生活基盤の支え
＋
相談のきっかけ

各関係機関





中学・高校　要保護児童対策地域協議会
こども家庭センター　少年院　等

地域の多様な居場所

地域こども・若者の生活支援強化事業
（R9～赤字箇所明記）
※困難を有する若者を早期に発見し、支援につなげる居場所

対面



オンライン



校内カフェ　ユースセンター　アバター　等

②つなぐ・アウトリーチ

②つなぐ・アウトリーチ

②つなぐ・アウトリーチ

ハブ機能

ニーズの整理・支援計画作成　等

地域における若者支援コーディネート事業
・法律相談、心理相談
（R9～配置加算）

子ども・若者総合相談センター



コーディネーター配置（R9～）



地元企業等
UR団地等
社会資源開拓

伴走型支援　③

③　伴走型支援

各機関につながるまでの日常的な助言・居場所の提供、同行支援、つないだ後のフォローアップ等

④つなぐ・アウトリーチ

こども・若者シェルター
・安全な宿泊できる居場所
・就労、就学支援等の個別支援
・R9～医療機関連携



居住支援
職業的自立・就業支援
健康相談
修学・進路支援
生活環境改善

《属性を問わない総合的な支援》
＝他分野の専門機関や地域・民間と連携して支援を提

子ども・若者支援地域協議会

生活困窮者支援
サポステ・ハローワーク
保健所・精神保健福祉センター等
教育委員会
福祉事務所等

個別支援

プレコンセプションケアの取組を推進

こどもまんなか
こども家庭庁

プレコンセプションケア普及推進事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　３億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて５か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、令和７年５月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行った。
- 同計画において、今後5年間の集中的な取組として「性と健康に関する正しい知識の普及と情報提供」を柱の１つとしており、本事業ではプレコンセプションケアの概念の幅広い普及とともに、性別を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

事業の概要

プレコンサポーターの養成研修事業

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」の養成研修を令和８年1月から開始した。養成研修は、eラーニング形式で実施し、誰でも受講可能な基礎編と、基礎編を修了した専門職のみが受講可能なアドバンスト編（いずれもオンライン受講）で構成されており、養成研修の引き続きの運用と、ニーズに合わせた改修を行う。

プレコンセプションケアに関する広報啓発事業

令和７年９月にWebサイト「はじめよう プレコンセプションケア」開設やSNS等による情報発信を開始し、コンテンツの充実を図ってきた。これらのコンテンツをより多くの当事者に正しい知識として届くようにするため、各種広告展開やSEO対策によるコンテンツの検索順位の引き上げに取り組む。また、プレコンセプションケアに関する取組が自治体・企業・教育機関等に広がるためには、より多くの方に「プレコンサポーター」の養成研修を受講いただく必要があるため、受講を促すような広報活動も実施する。

プレコンセプションケアに関する情報啓発資材等作成事業

プレコンセプションケアに関する普及啓発のため、当事者のニーズを踏まえたWeb・SNS等のコンテンツ作成、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発を行い、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

プレコンサポーター指導者養成研修

新規

事業の目的

母子保健医療対策検討経費　令和９年度概算要求額　５百万円

○　「プレコンセプションケア推進５か年計画（令和７年５月22日策定）」に基づき、今後５年間で自治体・企業・教育機関等合わせて、プレコンサポーター５万人以上の養成を目指すこととされており、令和８年１月より、「プレコンサポーター養成講座」を開設したところ。

○　プレコンサポーターのうちアドバンスト編は保健師等の専門職を対象としているが、人口減少や専門職の人材不足も進む中、特に小規模市町村においては、母子保健事業に係る体制構築・維持が困難になりつつあるという実情もある。

○　そのため、都道府県においては、プレコンセプションケアをはじめとした母子保健事業について、人材育成に係る研修の強化・充実や、広域的支援がこれまで以上に求められているが、母子保健事業の多くは市町村が実施主体であり、都道府県保健師が実務を取り扱う機会は限定的であるため、「どのように取り組めばよいか分からない」等の声も挙げられている。

○　上記を踏まえ、都道府県保健師に求められる知識・能力の向上、管内市町村に対する効果的な支援の実施や、特に管内の小規模市町村が効果的にプレコンセプションケア等の取組を推進できるよう、都道府県保健師への研修を行うことを目的とする。

事業の内容

◆ 対象者

都道府県保健師

◆ 内　容

管内市町村においてプレコンセプションケア等の取組がより推進されるよう、国立保健医療科学院において、母子保健施策の推進に必要な広域調整機能及び市町村支援機能強化に資するよう、都道府県保健師向け研修を実施する。

実施主体等

◆ 実施主体：国（国立保健医療科学院にて研修実施）

性と健康の相談センター事業

拡充

令和９年度概算要求額　６億円

目　的

成育基本方針（令和３年２月９日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内　容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内　容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（３）及び（８））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

（１）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）

（２）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）

（３）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）

（４）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）

（５）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

【重点事業】

（６）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援

（７）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

（８）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）

（９）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【一般事業】

（10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）

（11）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）

（12）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保

（13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援

（14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等

（15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

（16）相談窓口等の周知のための広報

◆ 実施自治体数　96自治体（47都道府県、49市）　※　令和７年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村　※（７）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（３）及び（８）のみ実施可能

【補助率】

国１／２、都道府県・指定都市・中核市・市町村１／２

＜地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を嵩上げ（一般事業は嵩上げなし）　※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を嵩上げ＞

〇必須事業、重点事業：国２／３、都道府県・指定都市・中核市・市町村１／３

（上記要件に加えて、財政力指数１未満の自治体を補助率嵩上げの対象とする。）

〇一般事業　　：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の嵩上げを実施する

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和９年度概算要求額　６億円の内数

目　的

○　妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が０歳０日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。

○　このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内　容

◆ 対象者

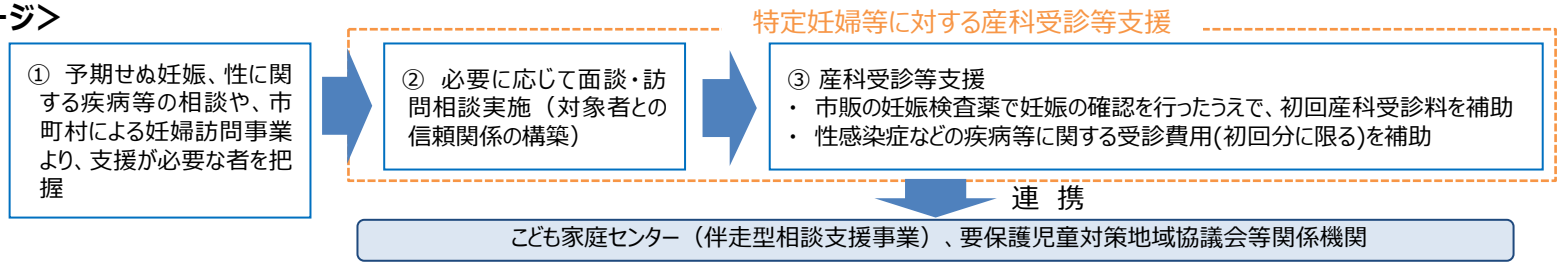
特定妊婦（※）と疑われる者、妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第６条の３第５項））

◆ 内　容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用(初回分に限る※)に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。　※妊娠確定（胎児心拍確認）まで２回以上の診察を要する者は現在の上限額１万円までは支援

＜事業イメージ＞



実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２

◆ 実施自治体数

・ 産科受診等支援　38自治体（38自治体）

・ 初回産科受診料　34自治体（34自治体）

※ 令和７年度変更交付決定ベース
括弧は令和６年度変更交付決定ベース

補助単価

◆ 補助基準額

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

①直　営	産科受診等支援	月額	154,000円
	受診費用	受診１件あたり	10,000円
	交通費	受診１件あたり	2,000円
②委　託	産科受診等支援加算	月額	307,600円
	受診費用	受診１件あたり	10,000円
	交通費	受診１件あたり	2,000円

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和９年度概算要求額　６億円の内数

目　的

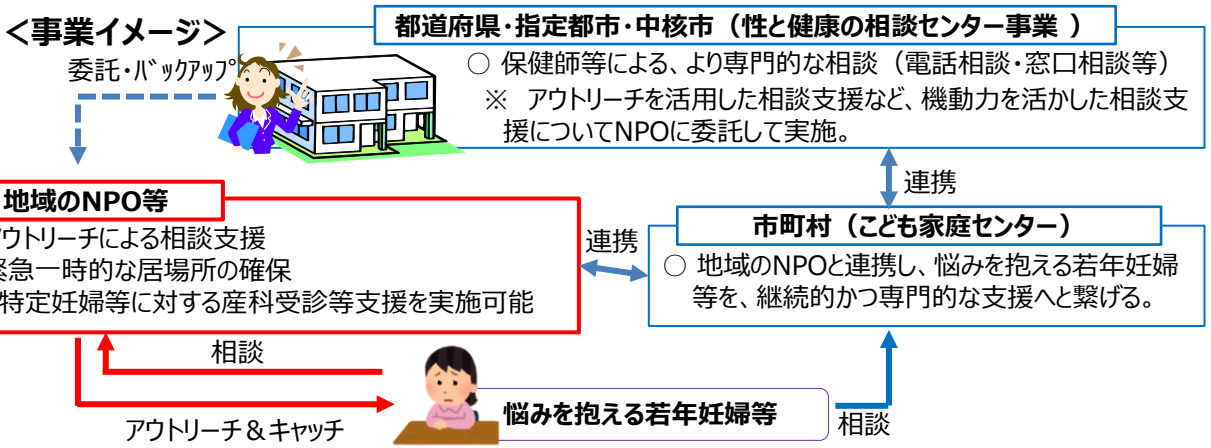
○　予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、アウトリーチによる相談支援等を行う。
○　若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

内　容

◆ **対象者**
10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ **内　容**
（１）相談支援等
① 窓口相談
② アウトリーチによる相談
③ コーディネート業務
（２）緊急一時的な居場所確保

<事業イメージ>



実施主体等

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２
◆ 実施自治体数：２７自治体
・ 直営 ５自治体（静岡県、京都府、福岡県、仙台市、京都市）
・ 委託24自治体
（青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都
神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、
兵庫県、奈良県、広島県、鹿児島県、沖縄県、仙台市、京都市、宮崎市）
※ 令和７年度変更交付決定ベース

補助単価

◆ 補助基準額

①直　営	運営費	月額	168,800円
	一時的な居場所確保	１泊あたり	16,100円
②委　託	基本分	月額	420,300円
	夜間休日対応加算	月額	64,000円
	一時的な居場所確保	１泊あたり	16,100円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、
今後の予算編成過程において変更があり得る。

出生前検査加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和９年度概算要求額　６億円の内数

事業の目的

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについては、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が発足したことなどから、今後実施件数の増加が予想される。
- これらの流れを踏まえ、NIPT等の出生前検査を受けた妊婦、受検を検討している妊婦やその家族を支援するため、性と健康の相談センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

事業の概要

◆ 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族

◆ 内　容

（１）相談支援

性と健康の相談センターにおいて、出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うとともに、出生前検査により胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係機関等の紹介等を行う。

（２）相談支援員への研修等

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体　：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２

◆ 補助基準額：運営費　月額 151,000円

研修費　月額　28,100円

事業実績

◆ 実施自治体数：12自治体

※令和７年度変更交付決定ベース

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

HTLV-1等母子感染対策加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和９年度概算要求額　６億円の内数

事業の目的

○　HTLV-1等の母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査等の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1等母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1等母子感染対策の推進を目的とする。

事業の概要

◆ 事業内容

（１）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置
　　HTLV-1等の母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1等の母子感染対策協議会を設置。

（２）HTLV-1等母子感染対策関係者研修
　　医療機関においてHTLV-1等の母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1等母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を実施

（３）HTLV-1等母子感染普及啓発
　　リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1等母子感染について妊婦等へ普及啓発を実施。

◆ 実施自治体数　32自治体　（※　令和７年度変更交付決定ベース）

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体　：都道府県　　◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県１／２　　◆補助単価：　1,704,000円

（参考）　都道府県における取組状況（令和７年４月１日現在）※国庫補助未活用自治体を含む

（１）HTLV-1母子感染対策協議会の設置自治体：36都道府県
　　協議会での検討事項：抗体検査の実施状況の把握、キャリア妊婦への支援・連携体制、相談窓口・研修・普及啓発　等

（２）HTLV-1母子感染関係者研修実施自治体：医療従事者向け研修　35都道府県、相談窓口従事者向け研修　37都道府県
　　主な研修内容：HTLV-1抗体検査についての基礎知識、母子感染に係る保健指導等に関する研修、母子感染予防に関する研修
　　相談対応に関する研修　等

（３）HTLV-1母子感染普及啓発実施自治体：36都道府県
　　普及啓発方法：リーフレット・ポスターの作成 、ホームページや広報誌に掲載、母子健康手帳副読本に記載、妊娠届出時にHTLV-1検査に関する説明の実施　等

こどもまんなか
こども家庭庁

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　６億円の内数

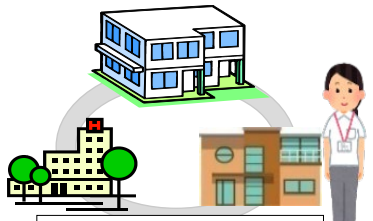
事業の目的

○　不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
○　このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

事業の概要

（１）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

①　不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
②　不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
③　不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施


関係機関間の協議会

（２）ピア・サポート活動等への支援加算

○　当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※　事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市
【補 助 率】 国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２
【補助基準額】（１）月額 696,000円
（２）月額 216,000円

事業実績

【実施自治体数】28自治体
※令和７年度変更交付決定ベース

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援加算
（性と健康の相談センター事業の一部）

令和９年度概算要求額　６億円の内数

目 的

○ 基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援を実施する。

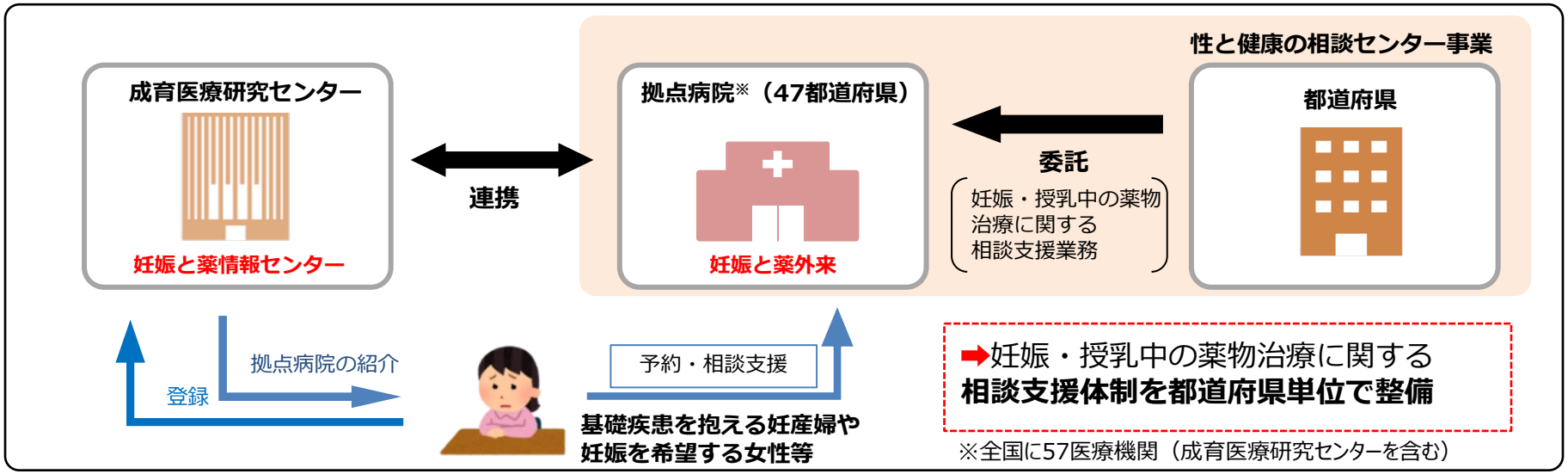
内 容

◆ 対象者

基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

◆ 内　容

現在、全国47都道府県の拠点病院に設置された「妊娠と薬外来」が、国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」と連携して、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ方に対する相談支援を実施している。「性と健康の相談センター事業」において、拠点病院に当該相談支援を委託することで、都道府県単位での相談支援体制の整備を進める。



実施主体等

◆ 実施主体：都道府県　◆ 補 助 率 ：国2/3、都道府県1/3（※）　◆ 補助単価 ：相談１件当たり 7,700円（※）

※一定の要件を満たした場合の嵩上げ後の補助率

※ただし、実際の相談費用の７割相当額を上限とする

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

プレコンセプションケアに関する相談支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　６億円の内数

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて５か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行ったところであり、プレコンセプションケア概念の幅広い普及を行う。
- プレコンセプションケアについて、若年世代を含む国民が、気軽に相談できるよう、身近な地域や機関等における相談体制の整備を図る。

事業の概要

- 対象者
  将来の妊娠・出産やライフデザインに関心がある男女

- 内容
  身近な地域の医療機関等にプレコンセプションケアに関する相談支援の委託等を行い、対象者に相談支援を実施した場合の費用について補助を行う。
  （※性と健康の相談支援センターが直接相談支援を行うことも可能）

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村　【補助率】2/3　※一定の要件を満たした場合の嵩上げ後の補助率
【補助単価】相談１件当たり　7,700円（※）　※ただし、実際の相談費用の７割相当額を上限とする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども・若者のための体験機会の提供

こども家庭庁 こどものウェルビーイング基盤整備事業（居場所・体験創出基盤事業）（仮称）

新規

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEｓ）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え・将来の地域社会での活躍の土台**をつくる。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境**を実現する。

事業の概要

（１）地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））

児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこども・若者が信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、 はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　等



日常的な安心できる関係性の中での体験の積重ね
×
その中で見えてくる
個々のこども・若者の
主体性に基づく
挑戦機会や社会への接点

（２）全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備(実施主体：公募により民間団体等に補助)

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発
- 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども・若者対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例.防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出
- 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業　こども・若者のウィルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化

【実施主体】都道府県(・市区町村※②のみ)

【補助率】国１/２、都道府県(・市区町村１/２)

【補助基準額案】都道府県3000万円(、市区町村350万円)

（２）全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備

【実施主体】民間団体等（公募により補助）

【補助率】　国　10／10

【補助基準額案】　5000万円

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業

【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）

【補助率】①国　10／10　②国　1/2、市区町村　1/2

【補助基準額案】①4,000万　②700万円

優良児童劇等公演事業

令和９年度概算要求額　0.8億円

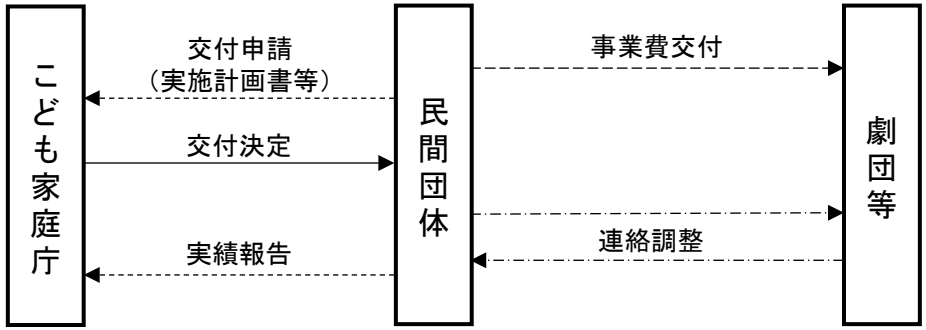
事業の目的

- 「こどもまんなか実行計画2025」において、こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財（※１）を推進していくことが掲げられており、これに基づき具体的な施策に取り組んでいくことが求められている。
- また、「こどもまんなか実行計画2026」においても、「児童福祉文化財の推進」が掲げられている。
- それを実現する手段の一つとして、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品（※２）となった「舞台芸術」部門の作品（児童劇）をはじめとする文化財に触れる機会が少ない地方のこどもやその家族を対象として公演することにより、こどもの情操等を向上せしめ、その生活内容を豊かにする取組をモデル事業として実施する。

※１　こども家庭審議会において、児童の福祉の向上を図るため、絵本や児童図書等の「出版物」、演劇やミュージカル等の「舞台芸術」、映画等の「映像・メディア等」の優れた作品を「児童福祉文化財」として推薦している。
※２　児童福祉文化財のうち特に優れた作品。

事業の概要

実施主体が、特別推薦作品となった「舞台芸術」部門の作品（児童劇等）の公演を行う劇団等と調整を行い、こどもやその家族を対象とした公演を実施する。（アンケート等による効果検証も併せて実施。）



※　こども家庭庁から民間団体に対して交付した事業費を基に、民間団体から劇団等へ交付を行う。

※　観劇後、ワークショップを開催し、こどもたちが考えたことや感じたことを意見交換し、こどもたちの声として結果をまとめる。

※　とりまとめた結果（こどもたちの声）について、全国に発信し、こどもの道徳や情操等を向上させる取組の横展開を図っていく。

実施主体等

【実施主体】　民間団体（公募により決定）

【補助率】　定額



④誰もが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

「こども包括支援基盤」の構築

こどもまんなか
こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業 新規 拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

<市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金> 令和９年度概算要求額 55億円

事業の目的

こども家庭センターは市町村における包括的支援体制づくりの中核を担うこととされている。その役割を財政支援の観点からも明確化し、市町村の支援体制の構築に関わる補助金について、都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編等を行うことによって、市町村による効果的･効率的な補助金の活用を図り、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を推進する。

事業の概要

１．こども家庭センター相談体制･医療連携強化事業【再編】

・こども家庭センターに、こども家庭相談業務の専門的技術･知識を有する実践経験者や有識者等の外部スーパーバイザーを配置･派遣する費用を補助し、関係職員への助言・指導や専門的支援の実施を支援することで、相談支援の質的強化を図る。
・要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修受講時の代替職員配置、調整担当者や関係機関職員に助言する非常勤職員配置を補助する。
・こども自身やこどもの所属機関等からの相談対応を担う職員の配置、公認心理師･精神保健福祉士等の外部専門職の配置･派遣を補助する。
・こども家庭センターへの医師の配置や、地域の協力医療機関からの専門的助言を得る費用を補助し、医療的機能の強化を図る。
・安全確認等対応職員や事務処理対応職員の配置を補助することで、児童虐待の通告等を受けた際のこどもの安全確認等の体制強化を図る。

２．こども家庭センター業務デジタル活用推進事業【拡充】【再編】

拡充 ・こども家庭センターのＩＣＴ化の推進に資する機器等の整備を補助する。
・こども家庭センターにおけるデジタル技術の活用を推進し、業務負担の軽減と業務効率化を図る。
拡充 ・国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村の独自システム間のデータ連携を行う。

３．こども家庭ソーシャルワーカー取得･市町村配置促進事業【再編】

・「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に向けた研修受講費用や配置した場合の賃金引き上げを補助する。

４．市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】【再編】

・ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート、オンラインサロン、家事・通訳派遣支援等を実施し、ヤングケアラーの支援体制の構築を図る。
拡充 ・18歳以上のヤングケアラーへの個別相談を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置する場合に加算を行う。
拡充 ・ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施を行う。
拡充 ・多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を行う。

５．子育て安心アウトリーチ強化事業【拡充】【再編】

こども家庭センターを中核に地域資源（宅食団体その他の民間団体･事業者等）と連携し、多様なアウトリーチ手法によるこどもや家庭の状況把握を行うことにより、支援が必要なこどもや家庭の早期把握や継続的支援を推進する。

６．その他市町村相談支援体制に資する取組【新規】

実施主体

【実施主体】市区町村
【補助率】 １、２、６：国1/2・市区町村1/2
３～５：国2/3・市区町村1/3 又は 国1/2・市区町村1/2 ※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。
※３については、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を２/３とする。

各種相談支援の「こども家庭センター」への一元化に向けた予算の再編について

- 「こども家庭センター」は、市町村において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うこととされており、こうした役割を予算の観点からも推進すべく、令和９年度予算概算要求において、以下のとおり再編することを検討し、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下での相談事業・支援事業の整備を目指す。
- 具体的には、「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」（以下の①～⑩）のうち、
  - 実施主体が市町村（こども家庭センター）であるものについては、新たに「市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金」を創設し、再編
  - 各事業の目的に沿って、相談体制や医療連携の強化のための３事業、システムやデジタルの活用による業務効率化のための３事業、状況把握･アウトリーチ支援のための２事業を統合し、目的達成のための補助内容を明確化・柔軟化
  - 地域の実情に応じた柔軟な事業実施が可能となるよう、新たに、市町村独自の相談支援体制の構築・強化に資する取組への補助メニュー（その他市町村相談支援体制に資する取組）を新設
- 都道府県メニューとの混在解消、明確かつ柔軟な補助内容への再編により、自治体での効果的･効率的な活用が期待される。

＜令和８年度予算＞

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

児童虐待防止対策支援事業

- ①医療的機能強化事
- ②市町村相談体制整備事業
- ③児童相談システム情報連携基盤構築事業
- ④こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業
- ⑤児童の安全確認等のための体制強化事業
- ⑥児童相談所等業務効率化促進事業
- ⑦児童相談所等におけるICT化推進事業
- ⑧ヤングケアラー支援体制強化事業
- ⑨未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業
- ⑩支援対象児童等見守り強化事業

＜令和９年度予算概算要求＞

【再編】市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金

- **【統合】①こども家庭センター相談体制･医療連携強化事業**
- **【統合】②こども家庭センター業務デジタル活用推進事業**
- ③こども家庭ソーシャルワーカー取得･市町村配置促進事業
- ④市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業
- **【統合】⑤子育て安心アウトリーチ強化事業**
- **【拡充】⑥その他市町村相談支援体制に資する取組**

こどもまんなか
こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業
[こども家庭センター相談体制・医療連携強化事業]

再編

支援局 虐待防止対策課

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和９年度概算要求額　55億円の内数

事業の目的

○　こども家庭センターが、妊産婦・こども・子育て家庭の相談支援や多機関連携等の適切なソーシャルワークを実施するとともに、こども自身や関係機関がこども家庭センターにアクセス・相談しやすい環境を整備できるよう、こども家庭センターの相談体制強化やスーパーバイズの活用、関係機関との連携強化を推進する。

○　妊産婦・子育て家庭・こどもの多様なニーズに応じた包括的な支援の提供や、虐待通告事例や医学的判断・治療が必要な事例への迅速かつ適切な対応を可能とするため、専門人材の活用や医療機関との連携等を通じて、市町村の安全確認体制や医療的機能を強化する。

事業の概要

① スーパーバイザー配置・派遣

市町村が適切な相談支援を実施できるよう、こども家庭相談業務の専門的技術・知識を有する実践経験者や有識者等の外部スーパーバイザーの配置又は派遣により、こども家庭センターの職員に対する専門的な助言・指導等を行う。

② 要保護児童対策地域協議会機能強化

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。
イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

③ 相談支援体制強化

ア こども自身やこどもの所属機関等の職員からの相談対応を担当するこども担当職員を配置する。
イ 公認心理師・精神保健福祉士等の外部専門職を派遣・配置する。

④ ヤングケアラー支援

学校等が把握し市町村のこども家庭センター等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

⑤ 医療的機能強化

次のいずれか又は両方を実施する。
・ 医師（非常勤に限る。）を配置する。
・ 地域の医療機関を協力医療機関に指定（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により、専門的助言を得られる体制を構築する。

⑥児童の安全確認体制強化

次のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。
・ 安全確認等対応職員：児童虐待の通告のあったこどもの目視による安全確認や、継続的な支援を行っているこどもの定期的な状況確認を行う。
・ 事務処理対応職員：市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

実施主体

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】市区町村　　【補助率】 国：1/2、市区町村：1/2
【補助基準額案】１市区町村当たり
①中核市等 2,657千円　その他市区町村 1,328千円　　②ア 110千円　イ 2,657千円
③ア 3,211千円／人（上限２名）　イ 2,982千円　　④2,260千円　　⑤7,819千円　　⑥18,912千円

こどもまんなか こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業
[こども家庭センター業務デジタル活用推進事業]

拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞令和９年度概算要求額　55億円の内数

事業の目的

○　こども家庭センターにおけるＩＣＴ化やデジタル技術の活用を推進することで、業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体としてこども家庭センターの業務の改善を図る。

○　こども家庭センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備するために、ケース記録の共有等を通じ、母子保健と児童福祉それぞれの業務の効率化や、両部門の業務連携の効率化を図る。

○　国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとととともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

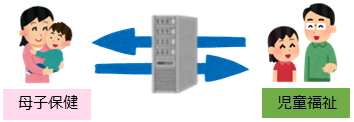
拡充 ①こども家庭センターにおいて、以下のようなＩＣＴ化を推進するための費用について補助する。

・オンライン会議による関係機関との連携・ 調整等を行う際のテレビ会議の活用
・安全確認等を行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のＩＣＴ機器の導入等による環境整備
・電話による相談が困難なケースへの対応や、24時間365日対応を含めたＳＮＳ等を活用した相談窓口の開設
・タブレット端末によるこどもの情報共有化やペーパーレス化　等

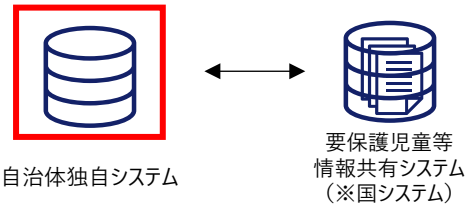


②こども家庭センターにおいて、以下のようなデジタル技術の導入を進めるための費用について補助する。

・母子保健･児童福祉それぞれの部門の効率的な情報の管理・閲覧
・母子保健･児童福祉両部門間の情報共有や業務連携
・児童相談記録システム(音声･文字認識等含む)の導入
・各種住民情報等との連携機能の開発　等



拡充 ③国が構築等を行っている要保護児童等情報共有システムと市町村の独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。



実施主体

【実施主体】市区町村
【補助率】　国：1/2、市区町村：1/2
【補助基準額案】
拡充 ①１か所当たり 1,000千円
②１市区町村当たり 30,000千円
拡充 ③１市区町村当たり 5,452千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業
[こども家庭ソーシャルワーカー取得・市町村配置促進事業]

再編

支援局 虐待防止対策課

＜市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金＞ 令和９年度概算要求額　55億円の内数

事業の目的

○　令和４年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和６年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の１つとして位置づけられた。

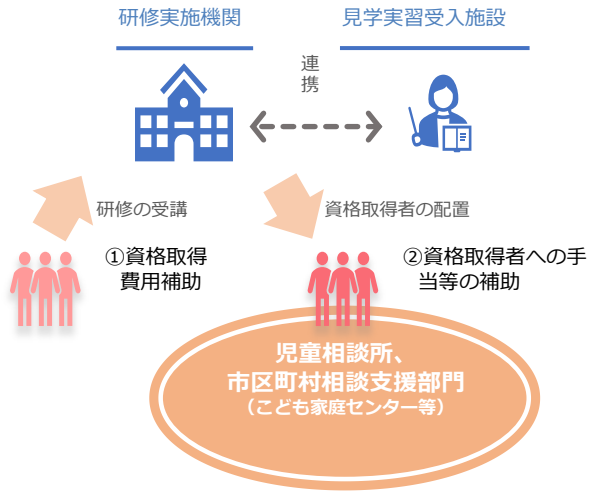
○　こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和４年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。

○　本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

事業の概要

①　研修受講費等の資格取得費用に対する補助
　こども家庭センター等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

②　資格取得者の配置に対する手当等の補助
　こども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。
　また、所属機関内におけるこども家庭ソーシャルワーカーとしての専門性の発揮にとどまらず、地域の多職種、多機関連携のコーディネートや広域的な対応等、地域の支援力向上に資する職務・業務を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】
市区町村

【補助率】
国2/3・市区町村1/3　又は　国1/2・市区町村1/2
※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。
　ただし、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を２/３とする。

【補助基準額】
①　研修受講に係る旅費　１人あたり94,000円
　研修受講費（受講ルートにより異なる）
　　１号　187,000円　２号　236,000円
　　３号　258,000円　４号　346,000円
　代替職員を確保するための雇上費　１日あたり8,620円
②　業務内容に応じて1人当たり月額２万円又は５万円

こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業
[市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業]

拡充　再編

支援局 虐待防止対策課

<市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金> 令和９年度概算要求額　55億円の内数

事業の目的

○　地方自治体において、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握、関係機関の連携及び支援の提供に必要な体制の整備を図ることを目的とする。

事業の概要

1　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

①　実態調査・把握
- ヤングケアラーを把握し支援につなげるため、学校等の関係機関を通じて、任意の記名式等個人が把握できる方法等により調査を実施
- 自治体専用のWebフォーム作成等の構築など調査方法の効率化を図る

②　関係機関職員研修
- ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、ヤングケアラーに関係する職員や機関・団体等向けの研修を開催

2　ヤングケアラー支援体制構築事業

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置　（18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算、訪問支援員の配置加算）
- ヤングケアラーを関係機関や民間支援団体等と連携して支援し、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として配置

拡充
- **18歳以上のヤングケアラーへの個別相談**を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置

- 実態調査の回答結果に基づき、こども・若者や家族等との**面談やアセスメント、支援等を行う訪問支援員**を配置
  ※　訪問支援員の配置加算は、すでにヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の予算を活用した自治体に限る。

②　ピアサポート等相談支援体制の推進（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）
- ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援を実施
- 進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントを開催

③　オンラインサロンの設置・運営、支援
- ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営･支援等を実施

拡充 **④　家事等通訳派遣（家事等派遣支援、外国語対応通訳支援派遣）**
- ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施

拡充 **⑤　専門職における相談支援**
- 多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を実施

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　市区町村

【補助率】　国2/3、市区町村1/3又は国1/2、市区町村1/2

※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

１．ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

	１指定都市あたり	１中核市・特別区あたり	１市町村あたり
①実態調査・把握	6,423千円	3,338千円	1,794千円
実態調査効率化加算	2,260千円	2,045千円	1,938千円
②関係機関職員研修	4,127千円	2,741千円	1,883千円

２．ヤングケアラー支援体制構築事業

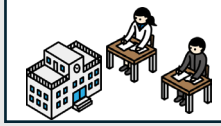
		１指定都市あたり	１中核市・特別区あたり	１市町村あたり
拡充	①ヤングケアラー・コーディネーターの配置	19,040千円	12,229千円	6,873千円
	18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算	8,331千円	8,331千円	8,331千円
	訪問支援員配置加算	4,474千円	4,474千円	4,630千円
	②ピアサポート等相談支援体制の推進	7,896千円	5,611千円	2,894千円
	イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算	2,397千円	2,307千円	1,792千円
	③オンラインサロンの設置・運営、支援	4,426千円	2,942千円	1,885千円
拡充	④家事通訳等支援			
	家事等派遣支援	8,560千円	7,337千円	6,114千円
拡充	外国語対応通訳派遣支援	7,920千円	5,280千円	2,640千円
	⑤専門職による相談支援等	8,392千円	8,392千円	8,392千円

市町村におけるヤングケアラー支援体制強化事業概要

①把握（コンタクトポイント）
学校、関係機関、地域等で
ヤングケアラーを把握

実態調査・把握
実態調査
効率化加算

・市区町村：学校等で調査・把握
・都道府県：高校生世代や18歳以上の調査・把握




関係機関職員研修
関係機関職員や市民等にヤングケアラーに関する研修を実施し、ヤングケアラーの理解を促進。早期把握につなげる。



早期把握・理解促進

情報連携

把握

支援



見守り

自立・社会参画

支える

②情報集約・支援（ヤングケアラー支援体制構築）
ヤングケアラーやその家族の課題について情報を集約し、
関係機関等と連携した**支援体制を構築**

ヤングケアラー担当課




ヤングケアラー担当者
・情報の集約
・関係機関との連携窓口

連携

ヤングケアラー・コーディネーター


・関係機関等との連携、調整
・相談支援・助言等
・研修の実施 等

拡充
訪問支援員配置加算
18歳以上の個別相談加算

調整

連携

施策の活用

関係機関

関係課
児童福祉 / 若者支援 / 生活福祉 / 障害福祉 / 高齢者福祉 / 教育委員会

地域等
福祉関係事業者 / 医療関係業者 / 民生・児童委員 / NPO等（こども食堂等） / 大学・専門学校 / 民間企業等

ヤングケアラー本人やケアの相手の関係機関等と連携し、家庭まるごと支援する体制の構築

家庭まるごと支援

④見守る（ヤングケアラーへの見守り）
ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口や、
ピアサポート等を通じて支援や**継続的な見守り**を実施

オンラインサロンの設置・運営、支援
SNS等のICT機器を使用したサロン等の実施



ピアサポート等相談支援体制の推進
支援者団体等が当事者の悩みや進路やキャリア相談等を実施



レスパイト・イベント加算

③支える（ヤングケアラーの負担軽減）
ヤングケアラーのケア負担や心理的な負担等を軽減するために
直接的な支援を実施

拡充 家事等通訳派遣
ヤングケアラーが担う家事や通訳を行う事業者等を派遣



拡充 専門家による相談支援
医療、司法等の専門職に相談する機会を設け、心理的負担を軽減



支援策の推進

意見聴取を推進し、分野横断的にヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を実施
ヤングケアラーが自らの希望に沿って将来の生き方を選択し、自立・社会参画できることを目指す

こども家庭庁

市町村こども家庭支援推進事業
[子育て安心アウトリーチ強化事業]

拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

<市町村こども家庭支援推進事業費国庫補助金> 令和９年度概算要求額　55億円の内数

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、こども家庭センターを中核として地域の民間団体･事業者等と連携した多様な手法によりアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。

事業の概要

①状況把握等のための経費

多様な手法により、こどもや家庭の状況把握を行うための経費（訪問費、事務職員雇上費、事務運営費等）を補助

①に加え、以下の場合に補助単価を加算する。

②食事提供加算：状況把握のための訪問等に際し、食事を提供する場合に必要な経費を補助

③消耗品提供加算：状況把握のための訪問等に際して、おむつ･ミルク等の消耗品を提供する場合に必要な経費を補助

④育児用品等提供加算：虐待防止の観点から、衣服･哺乳瓶等の用品提供が不可欠な場合に必要な経費を補助

⑤申請手続等支援加算：支援やサービスの利用申請その他の利用支援等を行う場合に必要な経費を補助

※事業にあたっては、民間団体に委託することも可能



市町村こども家庭支援推進事業
[子育て安心アウトリーチ強化事業]

拡充 再編

実施主体

【実施主体】市区町村

【補助率】　国2/3・市区町村1/3　又は　国1/2・市区町村1/2

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。

財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助基準額案】（１市区町村あたり）

実施主体（１市区町村あたり）が実施する訪問の回数（市区町村が複数の事業者に委託等して実施する場合は複数事業者の合計訪問回数）の規模に応じて分類される下記区分Ⅰ～Ⅴのいずれかの基準額を、当該実施主体（１市区町村あたり）に対する補助の基準額とする。

※②③④⑤は、必須の実施内容①「状況把握等のための経費」に加えて、②③④⑤それぞれを該当する場合にそれぞれ加算する。

※区分Ⅰ～Ⅴは実施主体（１市区町村あたり）の合計訪問回数によって固定され、同じ市区町村に対して異なる区分が適用されることはない。

実施訪問回数	区分	①状況把握等のための経費	②食事提供加算	③消耗品提供加算	④育児用品等提供加算	⑤申請手続等加算
200回以下	Ⅰ	2,314千円	750千円	450千円	330千円	1,512千円
201回～750回	Ⅱ	5,814千円	1,500千円	900千円	660千円	1,512千円
751回～2,000回	Ⅲ	12,570千円	2,250千円	1,500千円	990千円	3,024千円
2,001回～3,000回	Ⅳ	23,070千円	3,000千円	2,250千円	1,650千円	3,024千円
3,001回以上	Ⅴ	45,577千円	4,500千円	3,000千円	2,970千円	4,536千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

親子支援による虐待予防実証モデル事業 新規

〈親子支援による虐待予防実証モデル事業補助金〉令和９年度概算要求額　0.9億円

事業の目的

児童虐待相談対応件数が増加する中、虐待の未然防止は喫緊の課題であるが、国内外で研究されている予防的な介入プログラムは自治体や民間団体が活用できる状態で体系的な整理がされておらず、実証を通じたエビデンスの確認・蓄積のサイクルが整備されていない現状にある。支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対する育児･家事援助やレスパイト等の間接的な支援にとどまらず、親がこどもに関わっている場面で**直接的に親子関係構築等を支援する個別アプローチ（親子まるごと支援）**について市町村における効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスの確認・蓄積を３年程度の期間で集中的に実施し、新たな施策を検討することを目的に、市町村での実証事業を実施する。

事業の概要

○実証モデル実施・検証

・補助を受けた自治体（６自治体程度）が、既存のエビデンスを参照したうえで、児童虐待予防や、支援が必要な家庭の早期発見・早期対応に資する個別介入プログラムを、民間事業者への委託等により各家庭に対して実施

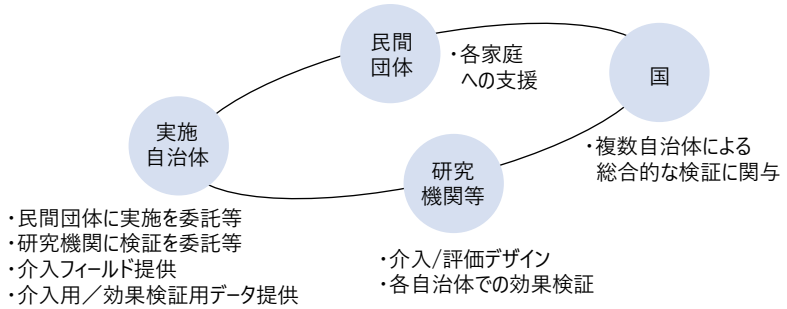
・民間団体が実施した内容と結果について、実施自治体が委託等により協力を依頼した研究機関等において調査・分析

・国も関与し、複数の実施自治体による総合的な検証を実施

・効果的な導入方法や実施内容、介入効果に関するエビデンスを確認・蓄積し、国における既存事業の見直しや新規事業の創設等の検討に活用する。

・各市町村が各地の優先課題や目的に応じた介入プログラムを探索・検討するための情報として整理して公開することにより、こども家庭センターが相談支援に活用する支援事業の整備を後押しし、市町村の機能強化につなげる。

＜実施体制イメージ＞



※複数自治体のコンソーシアムで申請する場合、代表する自治体が応募

実施主体等

【実施主体】市町村（指定都市・中核市・特別区を含む。）　【補助率】国：10/10

国 → 10割補助 → 自治体 → 委託等 → 民間団体・研究機関等

利用者支援事業

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和９年度概算要求額　2,389億円＋437億円の内数

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援
　地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携
　利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置（基本Ⅲ型を除く）
※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》
主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員　など

④妊婦等包括相談支援事業型

○妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型、③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】　市町村（特別区を含む）
【補助率】　①～③※　国（２/３）、都道府県（１/６）、市町村（１/６）【原則】
　　④　国（１/２）、都道府県（１/４）、市町村（１/４）

※２/３の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超えない自治体とし、その他の自治体は④の国庫補助率とする

【主な令和９年度補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,836千円	2,684千円	339千円	3,617千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）
※こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
Ｒ６年度	1,444	391	2,117	－	3,952
Ｒ７年度	2,043	383	2,058	1,340	5,824

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

利用者支援事業（基本型）

成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和９年度概算要求額　2,389億円＋437億円の内数

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

Ⅰ型・Ⅱ型

【事業内容】
利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を実施。
【職員配置】
実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を１事業所１名以上配置
【補助要件】
Ⅰ型：開所日数週５日以上
Ⅱ型：開所日数週５日未満
【主な対象経費】
人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

Ⅲ型

【事業内容】
保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。
【職員配置】
保育所等の既存施設・事業に配置されている職員
【補助要件】
上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合
【主な対象経費】
人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　市町村（特別区を含む）
【補助率】　国２／３（※）、都道府県１／６、市町村１／６

※２/３の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

【主な令和９年度補助基準額案】

○基本事業

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型
8,836千円	2,684千円	339千円

○開設準備経費
改修費等4,000千円（基本Ⅲ型を除く）

○加算事業（基本Ⅰ型、基本Ⅱ型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,749千円	942千円	1,076千円	2,332千円	805千円	933千円	3,491千円	339千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

利用者支援事業（こども家庭センター型）①

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和９年度概算要求額　2,389億円＋437億円の内数

事業の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

事業の概要

※従来の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

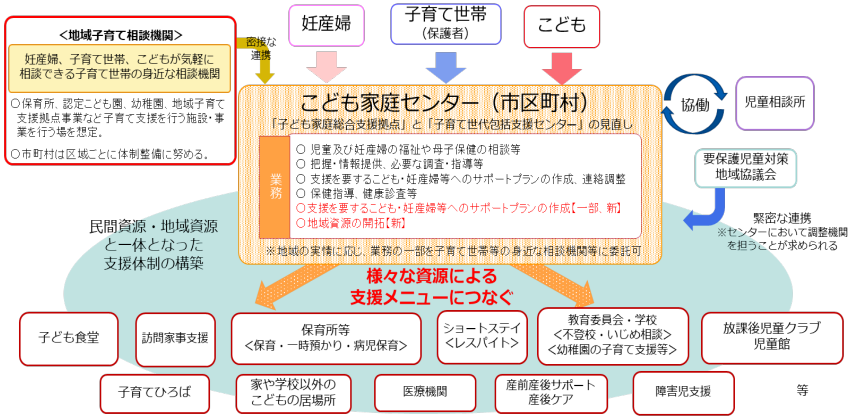
<業務内容>

○　主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施

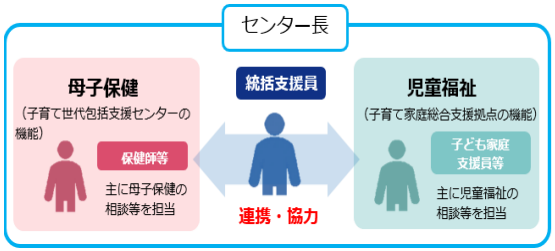
○　統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施

○　妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成

○　民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓　　等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）②

実施主体等

【実施主体】市区町村　　【補 助 率】国：２/３、　都道府県：１/６、　市区町村：１/６
※２/３の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超えない自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする

※令和８年度までは、こども家庭センターの要件を満たしていない場合も、②③それぞれの人員配置基準等を満たす場合は②③の国庫補助を行っていましたが、令和９年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合、②も③も補助対象外となります。

【令和９年度補助基準額案】

①統括支援員の配置
１か所当たり　7,452千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合	１か所当たり	15,535千円
保健師等専門職員及び困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合	１か所当たり	6,815千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等を対応する職員を兼任により配置する場合	１か所当たり	12,633千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等を対応する職員を専任により配置する場合	１か所当たり	9,717千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

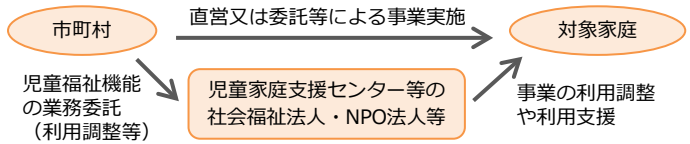
直営の場合（１支援拠点当たり）

小規模Ａ型	3,955千円
小規模Ｂ型	10,878千円
小規模Ｃ型	17,922千円
中規模型	24,613千円
大規模型	45,574千円
上乗せ配置単価	5,472千円（１人当たり）

一部委託の場合（１支援拠点当たり）※１

小規模Ａ型	10,525千円
小規模Ｂ型	17,448千円
小規模Ｃ型	24,492千円
中規模型	37,752千円
大規模型	71,852千円
上乗せ配置単価	
常勤職員	6,782千円（１人当たり）
非常勤職員	5,472千円（１人当たり）

※1　家庭支援事業等の利用調整・利用支援に関する業務委託への活用について



家庭支援事業等の利用や提供の促進に必要な利用調整や利用支援に関する児童福祉機能の業務について、家庭支援事業等の実施事業所その他の法人等に委託する経費（人件費等）は、児童福祉機能一部委託※の補助対象です。 ※上乗せ配置単価含む

（例）養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業などの家庭支援事業の利用者と実施者（訪問員・施設・里親等）とのマッチング、連絡調整、相談対応、支援内容の協議、利用計画やサポートプランの作成など、利用調整・利用支援に関する業務のうち、家庭支援事業の交付金を充てない市町村業務の委託経費

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算
（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）
直営の場合　3,223千円（１人当たり）　　委託の場合　6,782千円（１人当たり）
※配置人数については、サポートプラン40件作成につき１人とする。ただし、人口10万人未満の自治体は１名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は２名、人口30万人以上の自治体は３名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）
（直営の場合は会計年度任用職員及び臨時的任用職員に限り、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）
直営の場合　3,223千円（１人当たり）　　委託の場合　6,782千円（１人当たり）
※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、こども家庭センター１か所当たり１人とする。

⑥こども家庭センターの開設準備費
※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター１か所につき、補助は１度に限るものとする。
１か所当たり　7,678千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

子育て短期支援事業

<子ども・子育て支援交付金> 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）　【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
【主な令和９年度補助基準額案】以下参照

※　（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

１ 運営費

（１）短期入所生活援助（ショートステイ）事業
- ○ ２歳未満児、慢性疾患児　年間延べ日数 × 11,310円（4,200円）
- ○ ２歳以上児　年間延べ日数 × 5,940円（2,100円）
- ○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親　年間延べ日数 × 1,580円（600円）
- ○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　実施日数×2,000円

（３） 専従人員配置支援　1事業所当たり 7,350千円

（２）夜間養護等（トワイライトステイ）事業
- ア 夜間養護事業
  - （ア）基本分　年間延べ日数 ×　1,430円（ 400円）
  - （イ）宿泊分　年間延べ日数 ×　1,430円（ 400円）
- イ 休日預かり事業　年間延べ日数 × 2,660円（1,000円）
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施　実施日数×2,000円

２ 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

養育支援訪問事業

<子ども・子育て支援交付金> 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

（児童福祉法第６条の３第５項に規定される事業）

事業の概要

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、以下に掲げるような養育に関する専門的相談支援を行う。

（１）妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。

（２）出産後間もない時期（概ね１年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。

（３）不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。

（４）児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

⇒　これまでの育児・家事援助については、令和６年度から家庭支援事業の子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、本事業は保健師等による専門的相談支援に特化することとなった。専門的な相談対応のニーズのある家庭については、子育て世帯訪問支援事業と養育支援訪問事業を組み合わせて利用し、両事業の訪問支援者が同時に訪問すること等により適切な支援が提供できるようにする。

実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

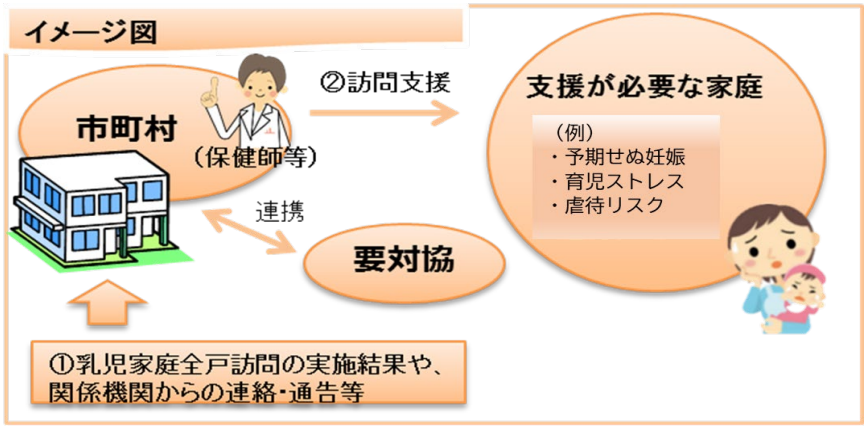
【令和９年度補助基準額案】

（１）専門的相談支援の実施　　８，４００円（１訪問あたり）

（２）分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施

１０，４００円（１訪問あたり）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。



地域子育て支援拠点事業 拡充

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和９年度概算要求額　2,389億円＋437億円の内数

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子（妊娠中の夫婦やパートナーを含む）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等、多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

基本事業

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

＋

○更なる展開として
- 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- 地域に出向き、出張ひろばを開設
- 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　市町村（特別区を含む）　【補助率】　国１/３、都道府県１/３、市町村１/３

【主な令和９年度補助基準額案】　※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業
- 一般型　6,886千円（3日～4日型、職員３名配置の場合）
  10,035千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
  11,191千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
  12,356千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- 連携型　3,581千円（５～７日型の場合）

（拡充）賃借料加算の要件を「１日６時間以上」から「１日５時間以上」開所する事業所に見直す。

○加算事業
- 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
  3,911千円（一般型（５日型）で実施した場合）
- 地域支援加算1,786千円
- 特別支援対応加算1,233千円
- 育児参加促進講習休日実施加算　491千円
  （父親向け講習の実施を含む）
- 賃借料加算2,800千円

○開設準備経費
（１）改修費等　4,000千円
（２）礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
7,856	7,970	8,016	8,061	8,158

一時預かり事業

＜子ども・子育て支援交付金＞　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数＋事項要求

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

（１）一般型：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
（２）余裕活用型（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
（３）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
（４）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする０～２歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
（５）居宅訪問型（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

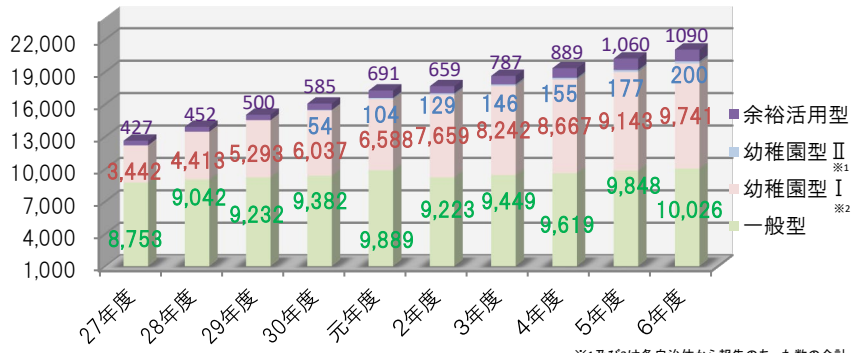
【実施主体】市町村（特別区を含む。）※緊急一時預かり及び幼稚園型Ⅱについては、「保育提供の確保のための実施計画」採択された市町村に限る。
【補 助 率】 国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）
【令和９年度補助基準額案】（一般型基本分）：１か所あたり年額 1,647千円（※）～58,853千円

（※）補助基準額をベースアップするとともに、引き続き令和７年度行政事業レビュー（公開プロセス）の「取りまとめコメント」を踏まえ、延べ利用児童数のうち管内乳幼児人口超過分にかかる国庫負担を見直し、当該分の補助基準額の調整を引き続き実施

令和７年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント【抜粋】
６．また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
・これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、（中略）、より効果的な人材確保策を検討すべきである。

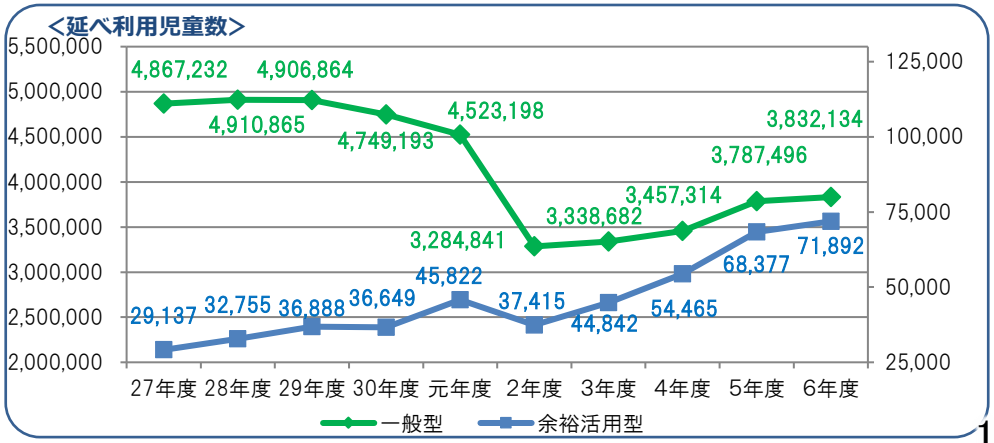
【実績】

＜実施か所数＞



※1及び2は各自治体から報告のあった数の合計

＜延べ利用児童数＞



こどもまんなか
こども家庭庁

子育て世帯訪問支援事業

成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

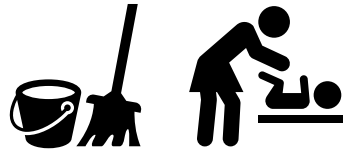
事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する者

① 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国1/３、都道府県1/３、市町村1/３

【令和９年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
　１時間当たり　1,750円
　１件当たり　　1,000円
○事務費・管理費　　１事業所当たり　　564,000円
○研修費　　１市区町村当たり　360,000円

利用者負担軽減加算	１時間当たり	１件当たり
①生活保護世帯	1,750 円	1,000円
②市町村民税非課税世帯		
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については１世帯あたり96時間/年を超えた場合、１時間当たり1,400円、1件当たり800円
　③については１世帯あたり48時間/年を超えた場合、１時間当たり1,050円、1件当たり600円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

親子関係形成支援事業

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要



【対 象 者】次のいずれかに該当する家庭
①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】
児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国1/３、都道府県1/３、市町村1/３

【令和９年度補助基準額案】

○基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（１人当たり）あり）
１講座（４回分）　95,600円
講座内の実施回数が増える場合、23,900 円ずつ加算（※）
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
○親子関係形成支援プログラム資格習得支援
１市町村当たり　100,000円

利用者負担軽減加算	１回当たり
生活保護世帯	2,390 円
市町村民税非課税世帯	1,910 円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,430 円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童育成支援拠点事業

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

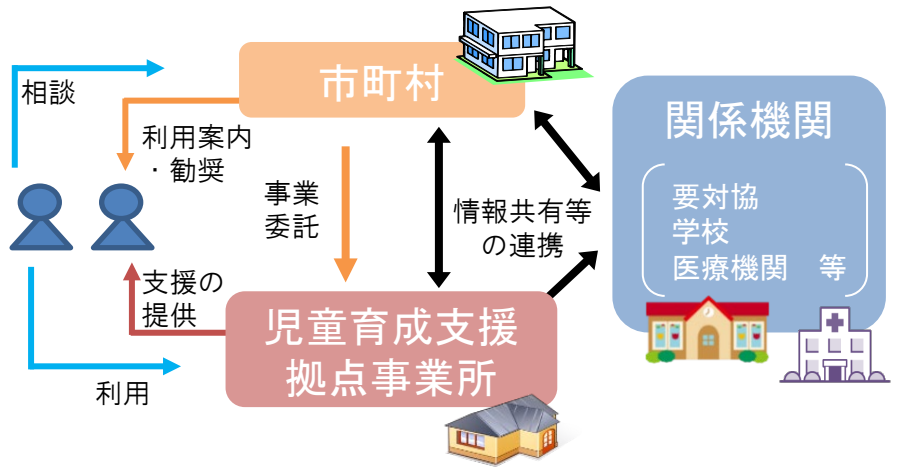
事業の概要

【対 象 者】次のいずれかに該当する家庭

①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
　養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
　家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
　支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者



【事業内容】

①　安全・安心な居場所の提供
②　生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
③　学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
④　食事の提供
⑤　課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
⑥　学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
⑦　保護者への情報提供、相談支援
⑧　送迎支援（地域の実情に応じて実施）

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】市町村（特別区を含む）　　【補 助 率】国1/３、都道府県1/３、市町村1/３

【令和９年度補助基準額案】　※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	１事業所当たり	18,138千円（※）	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	１事業所当たり	2,300千円	（１）平日分	年間平均時間数1時間当たり	1,153千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	１事業所当たり	2,300千円	（２）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	275千円（※）
○送迎加算	１事業所当たり	1,560千円（※）	○賃借料補助加算	１事業所当たり	3,000千円
			○開設準備経費加算	１事業所当たり	4,000千円

児童相談所等の体制整備事業［児童相談所体制整備事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

高度な専門性を持った学識経験者や警察官ＯＢ等の実務経験者（以下「学識経験者等」という。）からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化する。また、市町村に対する後方支援の観点から、市町村における相談体制への支援を行う。さらに、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制等の整備を図る。加えて、一時保護の期間が必要最小限となるよう児童相談所と医療機関の連携体制の充実を図る等により児童相談所における体制の強化を図る。一時保護開始時の司法審査に加え、令和７年の児童虐待防止法改正により、面会通信制限の対象拡大等が図られたことから当該事務を行う職員の人件費について補助を拡充し、体制強化を図る。

事業の概要

① **スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業**
児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識経験者等の協力を得て、こども・保護者等に対し、専門的技術的助言・指導等を行う。

② **市町村との連携強化事業**
児童相談所等の持っている相談対応や援助の技術等を市町村に提供すること等により、市町村における相談体制の充実を図る。

③ **24時間・365日体制強化事業**
夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して、随時直接応じられる体制を整備するため、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所ＯＢ等の非常勤の職員等を配置する。

④ **司法審査等対応職員配置事業**
令和４年改正児童福祉法により、令和７年度より導入される一時保護開始時の司法審査事務について必要な職員を配置するとともに、令和７年４月の児童虐待防止法改正により面会通信等制限の対象が拡大されたことを踏まえ、面会通信等に係る事務の対応に必要な職員を配置する。

⑤ **医療連携支援コーディネーター配置事業**
虐待を受けて児童相談所が一時保護したこどもの中には、外傷等の治療を要するため、医療機関への一時保護委託を行う場合があり、このような場合でも、一時保護の期間が必要最小限になるよう、医療機関との間におけるこどもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整を図るための職員等を配置する。

⑥ **ＳＮＳ等相談事業**
児童虐待を未然に防止する観点から、子育てに悩みを抱える者やこども本人に対するＳＮＳ等を活用した相談体制の構築を推進し、子育てに悩みを抱える者やこども本人からの相談にかかる多様な選択肢を用意することにより、こども家庭相談体制の充実を図る。

⑦ **通訳機能強化事業**
日本語での意思疎通に困難がある家庭に対する相談支援をより円滑に行うための事業を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～⑤：児童相談所１か所当たり、⑥⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市１か所当たり）
① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業　493千円　② 市町村との連携強化事業　3,791千円　③ 24時間・365日体制強化事業　最大18,775千円
④ 司法審査等対応職員配置事業　１名配置につき2,432千円（児童相談所1か所につき4名を上限）　⑤医療連携コーディネーター配置事業　3,949千円
⑥ ＳＮＳ等相談事業　43,712千円　⑦ 通訳機能強化事業　10,560千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護の機能強化事業［一時保護機能強化事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員ＯＢ、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官ＯＢ、児童指導員ＯＢ及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

事業の概要

○　次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

①　学習指導協力員
保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。

②　障害等援助協力員
疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。

③　トラブル対応協力員：
こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。

④　専門的ケア対応協力員：
保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。

⑤　一時保護委託付添協力員：
児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

⑥　夜間対応協力員：
近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

⑦　権利擁護推進員：
一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルールの改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。

⑧　その他（外国人対応協力員（通訳など）等）
個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

実施主体等

【補助基準額】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者　　児童相談所１か所当たり：2,432千円×実施事業数
　加算分（※１）　　児童相談所１か所当たり：1,384千円
　※１一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

・学習指導協力員（①）　　児童相談所１か所当たり：2,432千円×配置人数（上限：３名分）
　加算分（※２）　　児童相談所１か所当たり：1,977千円
　※２ 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち１名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：１/２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１/２

官・民連携強化事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

都道府県等（児童相談所）が要保護性の高い困難事例に対応していくためには、児童相談所の体制の強化を図るとともに、民間団体との連携の強化を図っていくことも必要であるため、ＮＰＯ法人等の民間団体を活用した取組を行う。

事業の概要

① 民間団体委託推進事業
児童相談所の業務の一部を委託するため、地域において児童虐待の発生予防や対応を行っているＮＰＯ法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、委託先の適否を判断するための検討を行う。

② 民間団体活動推進事業
民間団体と連携し、こどもたち本人及び保護者からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、親子関係再構築の取組等を実施する。

③ 民間団体育成事業
児童相談所が行う保護者指導や安全確認などの業務について受託することができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザー派遣や先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練等を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】①：3,118千円　②：1,100千円　③：1,253千円

【補　助　率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

評価・検証委員会設置促進事業

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

外部有識者等をメンバーとした評価・検証委員会を設置し、児童虐待による死亡事例等について、事実の把握を行い、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策の検討を行う。

また、児童相談所の業務管理・組織運営等について、民間団体から第三者評価を受けることにより、効果的な質の向上を図る。

事業の概要

①　死亡事例等検証委員会

＜検証の範囲＞

虐待による死亡事例（心中を含む）のほか、以下の内容を実施する。

ア　児童相談所の評価方法についての検討及び評価指標やチェックリスト等の作成

イ　事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成

ウ　ア又はイを基にした定期的な評価・助言、検証の実施

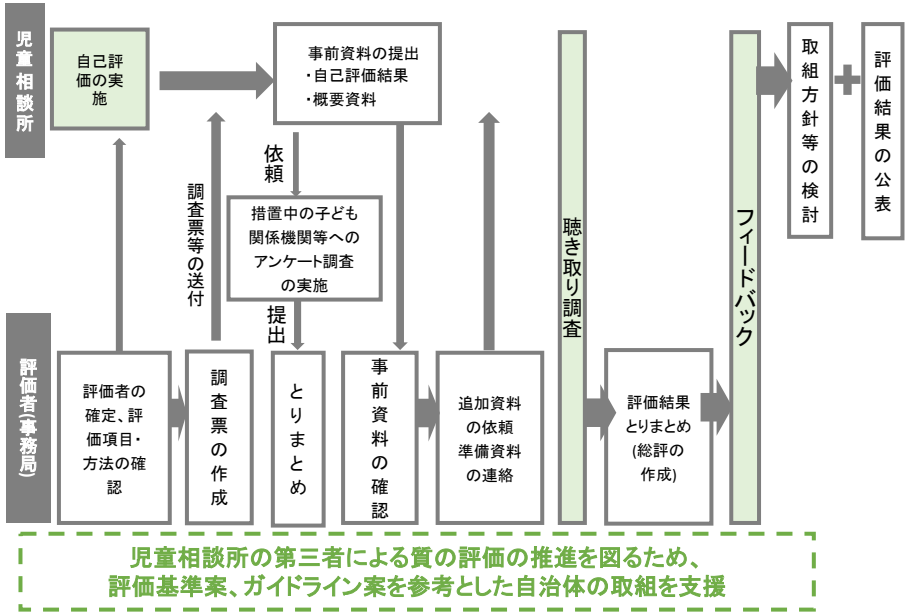
エ　委員会で提言された再発防止策の取組状況の評価・助言

オ　ウ及びエに基づく報告書の作成、公表

＜委員会の構成員＞

事例に関与していない外部の者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

②　民間団体による児童相談所の第三者評価



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

【補助基準額】１自治体当たり　850千円

※民間評価者に第三者評価を依頼する場合　850千円加算

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

未成年後見人支援事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童相談所長は、親権を行う者がいない児童等について、その福祉のために必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととされている（児童福祉法第33条の８第１項）。このため、未成年後見人が必要とする報酬等の一部を支援することで、未成年後見人の確保を図るとともに、児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とするもの。

事業の概要

（１）未成年後見人の報酬補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任され、報酬が認められた未成年後見人に対し報酬額の補助

（２）未成年後見人等が加入する損害賠償保険料補助事業

児童相談所長等による請求により家庭裁判所に選任された未成年後見人及び被後見人が加入する損害賠償保険料の補助

実施主体等

【事業の対象となる未成年後見人】（１）・（２）共通

児童相談所長等による申立てにより家庭裁判所に選任された未成年後見人又は家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人であって、

ア　被後見人の預貯金等及び不動産評価額が1,700万円以下であること

イ　被後見人の親族以外の者であること※１※２

のいずれも満たしていること。

※１　児童相談所長以外の者による申立てまたは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、児童相談所長が認めた場合に限る。

※２　被後見人が入所している児童福祉施設を運営する法人やその職員、被後見人の委託を受けている里親を除く。（施設退所後等の自立に備えて選任請求された場合は対象）

【対象期間】

原則被後見人が成年に到達する日の前日まで

【補助基準額】

（１）未成年後見人の報酬補助事業

１人あたり　年額　240,000円（月額上限額　20,000円×12月）

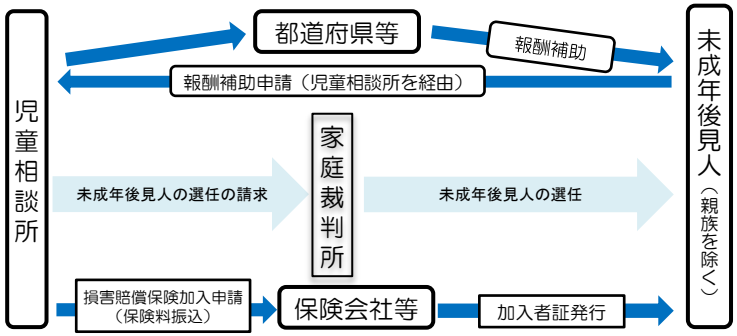
（２）未成年後見人・被後見人が加入する損害賠償保険料補助事業

①　未成年後見人の賠償責任保険　１人あたり　年額　5,210円

②　被後見人の傷害保険　１人あたり　年額　8,420円

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】　国：１/２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１/２



※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

実施主体等

【実施主体】
1（1）、2　　都道府県、市区町村（指定都市・中核市含む）
1（2）　　都道府県または指定都市（民間団体への委託可）
1（3）　　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【実施率】
1（1）　　国：2/3、実施主体：1/3
1（2）、（3）　国：1/2、実施主体：1/2
2　　国10/10

【補助基準額】
1（1）相談支援機能の強化
都道府県：①～②のうち２メニュー実施：23,722千円、１メニュー実施：17,183千円
市区町村：①～③のうち３メニュー実施：16,183千円、２メニュー実施：9,643千円
加算分　：１か所あたり　9,050千円

※都道府県は、若者支援未対応の管内市区町村を含め、広域の支援機能強化を想定した基準額

（2）虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する若者等へのアウトリーチ支援
都道府県：78,774千円
指定都市：47,445千円

（3）こども若者シェルター・相談支援
１か所当たり　基本分：20,623千円
　　加算分26,653千円

2　制度のはざまで支援が途切れやすい若者支援モデル事業
都道府県・市区町村：15,921千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童虐待防止等のための広報啓発等事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

各都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発等事業を通じ、関係機関・団体を通じ、関係機関・団体や地域住民等への児童虐待・ヤングケアラーに関する意識の向上を図ることにより、児童虐待防止及びヤングケアラーへの適切な対応に資することを目的とする。

事業の概要

以下①～③のいずれかに該当するもの

① 地域における児童虐待に関する情報発信やヤングケアラーへの認知・理解促進等を図るための広報啓発事業。
② 地域の関係機関、関係団体等に対して児童虐待防止の取組を促し、児童相談所と市町村や当該関係機関等との連携協力体制の構築を図る事業。
③ 児童相談所において通告・相談等を受け付けるための通信設備の改修や転送サービスの利用等を行う事業



（例）SNSを活用した情報発信

実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助基準額】　14,638千円（１実施主体当たり）
【補助率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

宅食アウトリーチ活動支援事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金＞令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

子育て家庭の孤立を防ぎ、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握して継続的に支援できるよう、地域の民間団体･事業者等と連携したアウトリーチを実施し、その状況を継続的に把握するとともに、必要な相談や支援につなげることができる体制を強化する。そのために、都道府県が中間支援法人に委託･補助し、アウトリーチを行う民間団体･事業者等の活動の支援や、市町村が未実施のエリアを中心としたアウトリーチ活動などを実施する。

事業の概要

都道府県による中間支援法人を介した支援

中間支援法人は、以下のアを実施するとともに、イ～エのいずれかに該当する事業を実施する。

ア　宅食等を実施する民間団体等に向けた見守り支援に関する研修等を行うなどにより地域の見守り支援に係る環境を整備するとともに、支援の質を向上させるための取組を行う。

イ　民間団体等に対して、事業実施期間中のこども宅食等の運営等に係る費用やこども自身が申請できるよう周知啓発するリーフレット等の作成・配布に係る費用を助成するとともに、必要に応じて、運営に関するノウハウの提供や助言等を行う事業。

ウ　中間支援法人自らがこども宅食等を運営し、支援を必要とするこども等に対して食事の提供等を行い、こども等の状況を把握し必要に応じて市町村へこども等の状況を連絡する事業。（法人格のない団体や個人にこども宅食等の運営を委託する場合を含む。）

エ　民間団体等に対する食品・食材、学用品、生活必需品の提供等、こども宅食等の活動を支援する事業。（企業等への食品・食材等提供の働きかけ、食品・食材等の袋詰め、ボランティアの確保・派遣、周知・広報活動、自治体への働きかけ等を含む。）



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　都道府県

【補助率】　国2/3（都道府県1/3）又は国1/2（都道府県1/2）

※補助率2/3の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【補助基準額案】　１都道府県当たり 60,000千円（＋周知啓発加算28千円）※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　令和４年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和６年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の１つとして位置づけられた。

○　こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和４年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところである。

○　本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、取得促進のための支援を推進する。

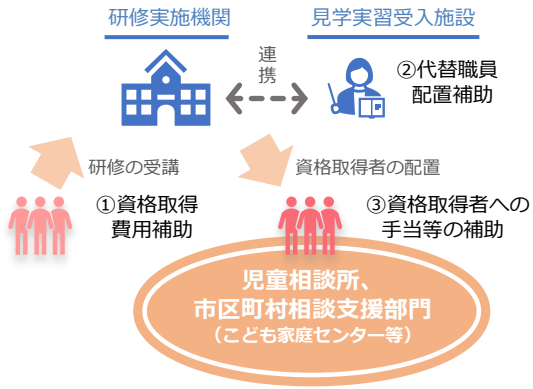
事業の概要

①　研修受講費等の資格取得費用に対する補助
　児童相談所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修に参加する場合に、旅費、研修受講料、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

②　見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
　こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

③　資格取得者の配置に対する手当等の補助
　児童相談所等に資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を行う。
　また、所属機関内におけるこども家庭ソーシャルワーカーとしての専門性の発揮にとどまらず、地域の多職種、多機関連携のコーディネートや広域的な対応等、地域の支援力向上に資する職務・業務を担う場合に、当該職員に係る手当等の補助を増額する。

（参考）児童養護施設等や一時保護施設に資格を有する職員を配置する場合は、措置費において、当該職員に係る加算を行う。



実施主体等

【実施主体】
都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】
国：2/3、実施主体1/3又は国1/2、実施主体1/2

※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。
ただし、経過措置として、令和11年度末までは全ての自治体の補助率を２/３とする。

【補助基準額】
①　研修受講に係る旅費　１人あたり94,000円
研修受講費（受講ルートにより異なる）
１号　187,000円　２号　236,000円
３号　258,000円　４号　346,000円
代替職員を確保するための雇上費　１日あたり8,620円

②　１日あたり8,620円

③　業務内容に応じて1人当たり月額２万円又は５万円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

被害事実確認面接支援事業

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　性的虐待等を受けたこどもに対して何度も同じ内容を聞くことは、こどもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から、１人の面接者が１回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。

○　刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者もこどもへの聴取を行うことになるが、その際も、こどもの心理的負担の軽減等のため、検察、警察、児童相談所が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、こどもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託等に係る費用や研修受講費用、面接に必要な備品購入費用の補助を行い、面接の質の向上を図る。

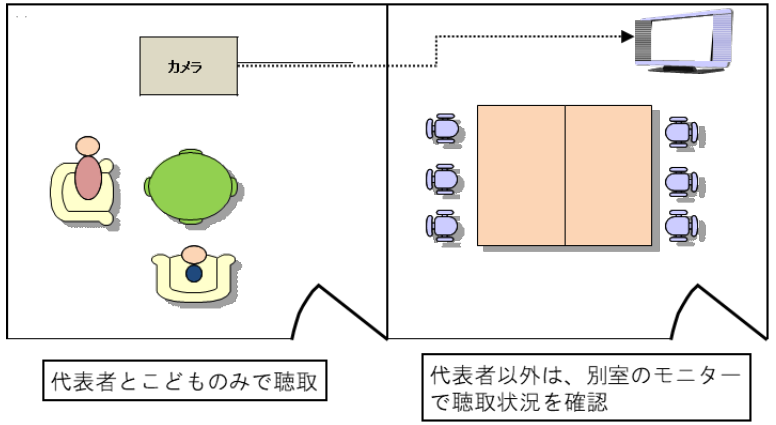
事業の概要

①　協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、面接実施に係る打ち合わせや専門の訓練を受けた面接者の派遣等の業務や心理的ケアを実施する民間団体への委託等に係る費用を補助する。

②　被害事実確認面接に係る研修受講費用を補助する。

③　被害事実確認面接に必要なモニター等の備品購入に係る費用を補助する。

<協同面接を含めた被害事実確認面接等の実施イメージ>



実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

【補助基準額】

①自治体１か所あたり	最大2,568千円
②自治体１か所あたり	90千円
③児童相談所１か所あたり	1,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ヤングケアラー支援体制強化事業 拡充

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　地方自治体において、支援を必要とするヤングケアラーの早期把握、関係機関の連携及び支援の提供に必要な体制の整備を図ることを目的とする。

事業の概要

1　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業

①　実態調査・把握

・都道府県は、市区町村と連携し、高校生世代を対象とした実態調査を行う他、主に18歳以上のヤングケアラーを把握することを目的団体に実態調査を実施

・自治体専用のWebフォーム作成等の構築など調査方法の効率化を図る

②　関係機関職員研修

・ヤングケアラー支援に関する理解を深めるため、ヤングケアラーに関係する職員や機関・団体等向けの研修を開催

2　ヤングケアラー支援体制構築事業

①　ヤングケアラー・コーディネーターの配置　（18歳以上のヤングケアラーへの個別相談加算、訪問支援員の配置加算）

・ヤングケアラーを関係機関や民間支援団体等と連携して支援し、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職として配置

・**18歳以上のヤングケアラーへの個別相談**を含む業務を行うヤングケアラー・コーディネーターを配置

・実態調査の回答結果に基づき、こども・若者や家族等との**面談やアセスメント、支援等を行う訪問支援員**を配置

※　訪問支援員の配置加算は、すでにヤングケアラー・コーディネーター（YCC）の予算を活用した自治体に限る。

②　ピアサポート等相談支援体制の推進（イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算）

・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援を実施

・進路やキャリア相談支援体制の構築、およびレスパイトや自己発見に寄与する当事者向けイベントを開催

③　オンラインサロンの設置・運営、支援

・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営･支援等を実施

拡充 **④　家事等通訳派遣（家事等派遣支援、外国語対応通訳支援派遣）**

・ヤングケアラーのケア負担を軽減し、自分の時間を確保するため、家事や外国語対応等が必要な家庭に対し、家事派遣や通訳派遣等を実施

拡充 **⑤　専門職における相談支援**

・多様な専門職等による支援が提供されるよう、専門家による相談支援を実施

実施主体等

【実施主体】　都道府県
【補助率】　国２/３，都道府県１/３
又は国１/２，都道府県１/２

※ 補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

【基準額】
１ヤングケアラー実態調査・研修推進事業
①　・・・・・・・・・・　6,423千円
（効率化加算　・・・・　2,260千円）
②　・・・・・・・・・・　4,228千円

２ヤングケアラー支援体制構築事業
①　19,040千円
（18歳以上YC個別相談加算　8,331千円）
（訪問支援員加算　4,342千円）
②　8,277千円（イベント加算　2,397千円）
③　4,426千円
拡充 ④　家事等派遣　8,560千円　通訳支援　7,920千円
拡充 ⑤　8,392千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ヤングケアラー支援体制強化事業概要

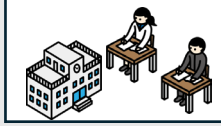
①把握（コンタクトポイント）

学校、関係機関、地域等で
ヤングケアラーを把握

実態調査・把握

実態調査
効率化加算

・市区町村：学校等で調査・把握
・都道府県：高校生世代や18歳以上の調査・把握





関係機関職員研修

関係機関職員や市民等にヤングケアラーに関する研修を実施し、ヤングケアラーの理解を促進。早期把握につなげる。



早期把握・理解促進

情報連携

把握

支援



見守り

支える

自立・社会参画

②情報集約・支援（ヤングケアラー支援体制構築）

ヤングケアラーやその家族の課題について情報を集約し、
関係機関等と連携した**支援体制を構築**

ヤングケアラー担当課





連携

ヤングケアラー担当者
・情報の集約
・関係機関との連携窓口

ヤングケアラー・コーディネーター



・関係機関等との連携・調整
・相談支援・助言等
・研修の実施 等

訪問支援員配置加算
18歳以上の個別相談加算

調整

連携

施策の活用

関係機関

関係課

児童福祉 / 若者支援 / 生活福祉 / 障害福祉 / 高齢者福祉 / 教育委員会

地域等

福祉関係事業者 / 医療関係業者 / 民生・児童委員 / NPO等（こども食堂等） / 大学・専門学校 / 民間企業等

ヤングケアラー本人やケアの相手の関係機関等と連携し、家庭まるごと支援する体制の構築

家庭まるごと支援

④見守る（ヤングケアラーへの見守り）

ヤングケアラーやその家族が悩みを相談できる窓口や、
ピアサポート等を通じて支援や**継続的な見守り**を実施

オンラインサロンの設置・運営、支援

SNS等のICT機器を使用したサロン等の実施



ピアサポート等相談支援体制の推進

支援者団体等が当事者の悩みや進路やキャリア相談等を実施



レスパイト・
イベント加算

③支える（ヤングケアラーの負担軽減）

ヤングケアラーのケア負担や心理的な負担等を軽減するために
直接的な支援を実施

拡充 家事等通訳派遣

ヤングケアラーが担う家事や通訳を行う事業者等を派遣



拡充 専門家による相談支援

医療、司法等の専門職に相談する機会を設け、心理的負担を軽減



支援策の推進

意見聴取を推進し、分野横断的にヤングケアラーとその家族への切れ目のない支援を実施
ヤングケアラーが自らの希望に沿って将来の生き方を選択し、自立・社会参画できることを目指す

こども家庭庁 **児童相談所等の人材の確保・定着事業（こども・若者支援人材バンクモデル事業）** 新規 支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　児童虐待相談に対応する児童相談所やこども家庭センター、児童福祉施設等（以下「児童相談所等」という）が安定的に人材を確保するため、福祉系学部学生の児童福祉分野に対する就職意欲向上や、児童福祉分野で働く職員が心身の不調により離職することを防止することが課題となっている。

○　福祉系学部を有する大学等に相談員を配置し、児童福祉分野への就職を支援する「こども・若者支援人材バンク」を運営することで、在学生に対する早期のアプローチが可能となるほか、就労後のフォローまで行うことで、定着に向けた支援を行うことを目的とする（全国展開に向け３年程度の期間で集中的に実施）。

事業の概要

「こども・若者支援人材バンク」は、自治体ごとの課題に応じ、「相談支援人材の広域的基盤強化」や「社会福祉法人等と連携した人材確保・定着支援」など、個別ニーズに沿った運用を、全国展開に向け３年程度の期間で集中的に実施する（「こども・若者支援人材バンク」は自治体が福祉系学部を有する大学等と連携して運営。①は必須、②～④は任意で実施）。

①　こども・若者支援人材バンクの運営等

ア：児童福祉司等を目指している者等に対する相談支援
イ：児童相談所等における求人情報の収集・管理及び児童福祉司等を目指している者等に対する情報提供
ウ：児童福祉司等の求職情報の収集・管理及び児童相談所等への情報提供
エ：児童相談所等での実習やインターンの受け入れ調整
オ：その他こども・若者人材バンクの運営等に必要な取組

②　定着支援コーディネーターの配置

「定着支援コーディネーター」を配置し、児童福祉司等が就業を継続するための相談支援や、就職１年目の児童福祉司等を対象とした独自研修、就業先幹部職員向け人材定着勉強会等を開催し、定期的にフォローする体制を確保するなど、定着に向けた支援を行う。

③　認知度向上のための普及啓発

「こども・若者支援人材バンク」の認知度を向上させ、積極的な活用を図るための広報や、取組内容等を紹介するシンポジウムの開催、集客力の高い施設やイベント等での出張相談会の開催等を行う。

④　システムの導入及び利活用

求人や求職に関する情報（求人募集中の職場の様子、実習受入情報、先輩職員の就職活動経験談、求職者の動向等）を集約したシステム等を導入・利活用することで、「こども・若者支援人材バンク」の効果的かつ効率的な運営を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

【補助率】国：10／10

【補助基準額（１自治体当たり）】　①12,898千円　②6,685千円　③4,900千円　④7,000千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

児童相談所の採用・人材育成・定着支援事業

支援局 虐待防止対策課

① <児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業> 令和９年度概算要求額 0.3億円
② <児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金> 令和９年度概算要求額 233億円の内数
③ <こども政策推進事業委託費> 令和９年度概算要求額 0.8億円

事業の目的

○ 児童相談所においては、これまでも、児童虐待防止対策総合強化プランに基づき児童福祉司等の増員を図ってきているが、急速に人材確保を進めてきたことから、経験の浅い児童福祉司等が占める割合が高くなっている※１。さらに、過大な業務量に加え、児童相談所の対人援助業務は心理的な負担も非常に大きいため、心身の不調で長期休暇を取得したり、退職する者も多い※２。

※１ 勤務年数３年未満の児童福祉司が47%、勤務年数３年未満の児童心理司が43%（いずれも令和７年４月時点）

※２ 令和３年度の調査研究によれば、管内の児童福祉司について、令和２年度にメンタルヘルスの悪化を理由とする１か月以上の休職者がいると答えた自治体が56.8%、業務の困難さを理由とする途中退職者がいたと答えた自治体が25%。
（労働安全衛生調査（令和２年度）によれば、連続１か月以上休業した労働者がいた（派遣労働者含まず。）全国の事業所（全業種）の割合は7.8%、退職した労働者がいた事業所の割合は3.7%であり、児童福祉司は他の職種と比べて休職者や退職者が多いことが読み取れる。）

○ 児童虐待相談対応件数は依然として多く、今後も更に採用を増やしていく必要があるが、児童相談所の業務への理解不足等もあり新規の採用自体も厳しいことに加え、採用ができたとしても引き続き人材育成や定着が図られないままでは児童相談所の業務負担を解消することは困難であり、児童相談所の採用・人材育成・定着を支援することは喫緊の課題となっている。

○ こうした状況を踏まえ、児童相談所がこどもを守るための本来の機能を十分に発揮できるよう、全国の児童相談所における採用・人材育成・定着の支援のための体制強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

①全国の児童相談所職員の採用・育成・定着に向けた仕組みの構築

以下の取組を実施。

・児童相談所職員（児童福祉司、児童心理司、一時保護施設保育士、児童指導員）の業務の魅力発信【採用支援】
・職員間の交流コミュニティにおけるノウハウ共有の促進【人材育成支援】
・児童相談所職員向けのオンライン相談・ピアサポートの実施【人材定着支援】

②児童相談所への定着支援アドバイザーの配置

各児童相談所における個別面談等を通じて燃え尽き等を防止するための定着支援アドバイザー（心理職等）の配置を支援。【人材定着支援】

③ＶＲ等を活用した研修システムの整備

全国の児童福祉司、児童心理司等としての実践的な研修機会を確保するため、困難家庭への家庭訪問などテーマ設定に応じた研修システムを整備。【人材育成支援】

実施主体等

【実施主体】 ①：民間団体（公募により選定） ②：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ③：民間団体（委託）
【補助率】 ①：国10／10 ②：国１／２（都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１／２） ③：国10／10
【補助基準額】①：27,578千円 ②：児童相談所が２か所以下の自治体 2,332千円、児童相談所が３か所以上の自治体 4,664千円
③：79,998千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

こども家庭センター機能強化事業
［虐待・思春期問題情報研修センター事業］

拡充

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

こども家庭センターの設置が全国的に進んでいるが、サポートプランを活用した相談支援、家庭支援事業等の整備、地域資源開拓の実施状況に自治体間格差が大きく、こども家庭センターの全国的な機能向上が必要である。こども家庭センターが地域の中核となり、関係機関・地域資源と協働して包括的支援体制を一元的に企画・管理し、妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援を推進するため、都道府県とともに、こども家庭センターによる相談支援を担う人材の育成、事業構築・地域資源開拓の取組検討、それらに携わる職員同士の情報交換、実践事例の収集・整理・研究や関連情報の集約・提供等を継続的に実施する。

事業の概要

①～⑦を実施し、都道府県との協働による市町村（こども家庭センター）の機能強化を推進する。

相談支援の実践
- どのような組織体制や機能をもたせて設置すればいいのか？
- 既存の人員配置や人材を活かして設置する方法はないか？
- 小規模自治体の設置事例や広域共同設置の方法などが知りたい

事業構築 ・ 地域資源開拓
- 合同ケース会議や一体的支援をどう進めればいいか？
- サポートプランを家族と作って活用するには？他自治体の例は？
- 家庭支援事業等をどのように構築して活用していけばいいか？

取組事例・関連指針・財政支援等の情報発信
全国的な情報交換促進
実践モデルの実装支援

相談支援の強化（研修・人材育成等）

事業構築の強化（取組促進・広域調整等）

都道府県
こども家庭センターの機能強化に向け、どのような研修・支援・情報提供等が効果的か？

取組事例の収集・整理・分析による効果的実践の研究・集積・教材化
⇓
全国的な情報発信や研修・実装支援に活用

機能強化の取組への伴走支援

研修センター

① アドバイザーの確保

取組事例や実践業務に精通した助言者を確保

市町村支援を強化した都道府県の職員

市町村実践の有識者

相談支援の実践に取り組んでいる実践者

事業構築・地域資源開拓を進めている実践者

- **② ポータルサイトの運営・改修による取組事例・関連指針・財政支援等の情報発信**
- **③ 同規模の都道府県同士・市区町村同士による全国オンライン情報交換会の開催**
- **④ テーマ別の取組紹介と意見交換を含むオンライン座談会による実践理解の促進**（拡充）
- **⑤ 市町村の取組事例の収集・整理・分析による効果的実践の研究・集積と教材化**
- **⑥ 相談実践や事業構築を促す都道府県の研修・取組の検討・実施等を伴走支援**（拡充）
- **⑦ 都道府県との協働による市町村グループコンサルティングによる取組検討の推進**

実施主体

【実施主体】市町村　　【補助率】10/10

こども包括支援基盤強化事業 新規

<こども包括支援基盤強化事業補助金> 令和９年度概算要求額　５億円

事業の目的

令和４年改正児童福祉法の施行により「こども家庭センター」の設置が進んでいる（設置率85.9%）が、地域全体での包括的・継続的な支援を実現するためには、各種の相談事業・支援事業を担う**地域資源の開拓**や**相談支援事業の最適な配置・整備**、家族全体のニーズの種類や変化に応じた**地域の相談機関や関係機関との円滑な分担・協働の仕組み**、住民が**相談につながり支援を利用しやすい方策**など、保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する体制の構築を、こども家庭センターが中核となって進める必要がある。妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援の充実に向け、**人口規模等の地域の実情に応じた「こども包括支援」基盤の強化に向けた取組**を推進する。

事業の概要

ニーズに応じて様々な資源・機関の協働や相談・支援を調整する包括的支援と、ニーズの変化に応じた相談対応と支援調整を続ける継続的支援により、保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する「**こども包括支援**」基盤の強化に向けて、以下を実施

【民間事業者の実施内容】

Ⅰ　現状把握・課題整理や有識者の助言提供等による「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討支援
Ⅱ　市町村が実施する取組に必要な経費の補助
Ⅲ　市町村の取組を踏まえた「こども包括支援」基盤の強化に必要な取組の整理

【市町村(重点強化自治体)の実施内容】

(必須実施)　以下１～３の全てを実施

1　こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築
2　地域の子育て支援体制強化(加配/巡回/派遣)による地域の相談支援機能の充実
3　こども家庭センターや地域子育て相談機関による関係機関・地域資源の包括的・継続的な支援調整の仕組みやケースマネジメントの実装

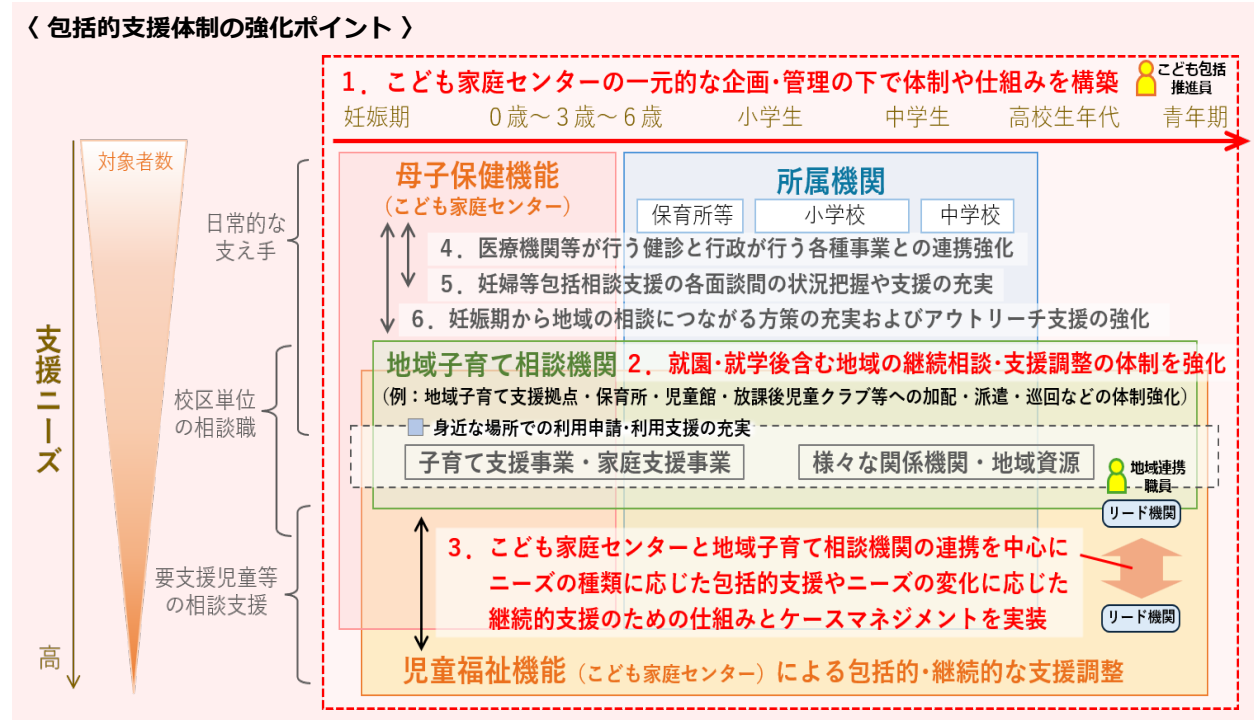
(任意実施)　以下４～６の一部又は全部を実施

4．「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援
5．妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実
6．地域の相談機関の利用促進および未利用者へのアプローチ強化

(協力事項)

妊娠期から２歳頃までの相談事業の在り方の検討

〈 包括的支援体制の強化ポイント 〉



〈 事業スキーム 〉



実施主体

【実施主体】民間事業者（ただし、市町村（重点強化自治体）実施内容１～６に必要な経費は、民間事業者が市町村に対して補助）　【補助率】10/10
※民間事業者が実施主体となり、別途公募により採択された市町村の取組に対する支援・補助・総合検証を実施

【補助基準額案】　Ⅰ・Ⅲ：94,602千円　　Ⅱ：市町村の実施内容１～６に必要な経費の実額（※市町村への補助基準額は後述）

こども包括支援基盤強化事業 新規

<こども包括支援基盤強化事業補助金> 令和９年度概算要求額　５億円

事業の概要

〈重点強化自治体が実施すること〉

下記の１～３を必ず実施の上、４～６の一部又は全部を、こども家庭センターによる一元的な企画･管理の下で実施する。

【必須項目】

１．こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築

こども包括推進員を配置し、妊産婦･こども･子育て家庭（以下、家庭）のニーズを整理し、関係部署での検討や関係機関・地域資源との協議を進め、様々なニーズに対応する連携･協働の仕組み、相談事業の最適配置や支援事業の種類･量の整備など包括的支援体制の検討・構築を推進する。

２．地域の子育て支援体制強化（加配／巡回／派遣）による地域の相談支援機能の充実

地域子育て相談機関や地域で子育て支援を実施する事業者等が、より多くの家庭からの相談に応じ、また、利用支援や支援調整が必要な家庭のリード機関としての役割を果たすことができるよう、地域で相談支援を担う職員の加配、こども家庭センターからの巡回、市町村が委託する機関（例：児童家庭支援センター）からの派遣等の方法により、各地域の相談支援体制を強化する。

３．こども家庭センターや地域子育て相談機関による包括的・継続的な支援調整の仕組みの実装

こども家庭センターと地域子育て相談機関が、包括的支援調整の役割（リード機関）を各家庭のニーズの変化に応じて継続的に実施する仕組みや、様々なニーズを関係機関や地域資源が的確に捉えて他機関との連携やリード機関への相談を行うための共通のツールや仕組みを整備する。

サポートプランを活用した各家庭との協働関係に基づく家庭全体のニーズ把握･アセスメント、当事者主体のプランニングや地域資源との協働などによる包括的･継続的なケースマネジメントを充実させるため、こども家庭相談の実践モデルに沿った相談支援を実践し、点検･改善などに取り組む。必要に応じ、こども家庭センター機能強化のための国による伴走支援（アドバイザー等）からのサポートを受ける。

【任意項目】

４．「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援

５．妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実に関する取組

６．地域の相談機関（地域子育て支援拠点事業等）の利用促進および未利用者へのアプローチ強化に関する取組

（１）妊娠中からの地域の相談機関の利用促進

（２）地域の相談機関の未利用者へのアプローチの強化

こども包括支援基盤強化事業 新規

<こども包括支援基盤強化事業補助金> 令和９年度概算要求額　５億円

事業の概要

〈重点強化自治体に協力いただくこと〉

「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討

人口規模等の地域の実情に応じた包括的支援体制の構築に向けた取組の検討に協力する。

利用者の視点に立った妊娠期から２歳までの切れ目のない支援の構築に向けた相談事業の在り方の検討

既存事業間の情報共有・連携、地域の相談機関への着実な繋ぎなどのスキームの確立による利用者視点での使いやすい相談事業の在り方（制度的対応を含む）の検討に協力する。（補助事業者（民間団体）開催の検討会に出席・議論に参画）。

補助基準額

【市町村の実施内容に対する補助基準額案】　※補助率10/10（民間事業者から補助）

実施する取組の数に応じて、いずれかの補助基準額を適用

自治体規模 ※１	１及び３ （必須実施）	２ （必須実施）	４～６のうち**１つ** を実施する場合	４～６のうち**２つ** を実施する場合	４～６のうち**３つ** を実施する場合
Ⅰ	7,452千円 ※２	5,472千円	3,260千円	4,260千円	5,260千円
Ⅱ	7,452千円 ※２	10,944千円	6,020千円	7,520千円	9,020千円
Ⅲ	7,452千円 ※２	16,416千円	8,780千円	10,780千円	12,780千円
Ⅳ	7,452千円 ※２	21,888千円	11,540千円	14,040千円	16,540千円

※１　自治体規模Ⅰ～Ⅳは、人口規模に応じた区分を実施要綱等に定める　　※２　こども家庭ソーシャルワーカーを配置する場合は8,052千円

※３　記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

児童相談所等業務のデジタル活用推進事業 ［児童相談システム情報連携基盤構築事業］

新規

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

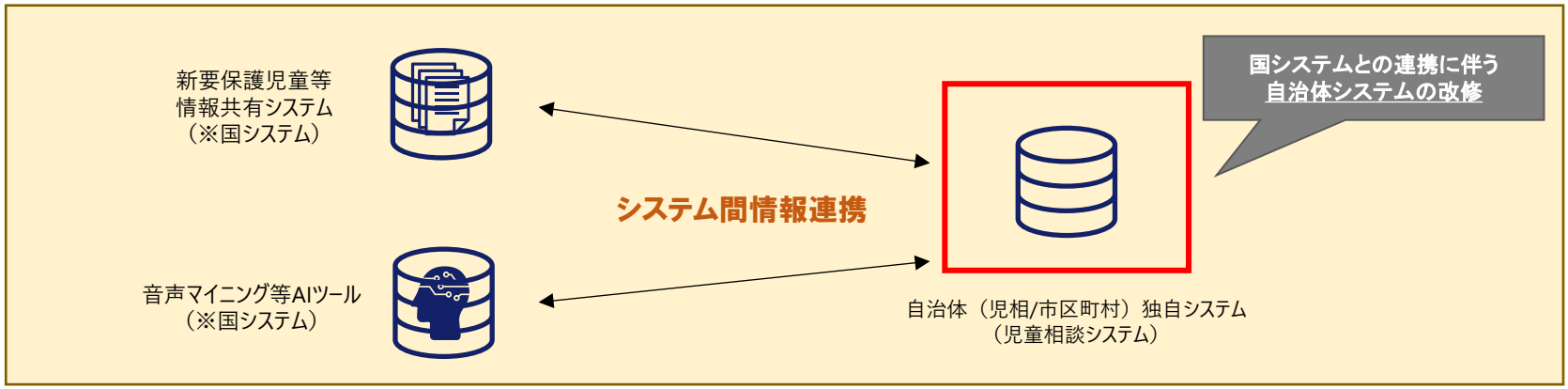
児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所が導入している独自システム間の連携を行い、効果的かつ効率的なシステム運用を行うとともに、現場職員の業務負担軽減に資する情報連携の仕組みを全国的に構築する。

事業の概要

児童相談所におけるシステム間の情報連携効率化等

国が構築等を行っているシステム（※）と児童相談所の独自システム間のデータ連携等を行うため、独自システムの改修経費を補助する。

✓ 自治体独自システムで管理している児童の記録をAPI連携により自動で連携することで、システム間で確実に情報共有され、職員の業務負担も軽減



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
① 要保護児童等情報共有システムに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市
② 児童相談所における音声マイニング等ＡＩツールに係る改修⇒都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助割合】国：１/２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１/２

【補助基準額】１自治体当たり　①：5,452千円、②：2,917千円

※都道府県・指定都市・児童相談所設置市において、①と②に両方に係る改修を実施する場合、①と②を合算した額を基準額として適用

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

児童相談所等業務のデジタル活用推進事業
［児童相談所等におけるICT化推進事業］

新規

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童相談所等におけるＩＣＴ化を推進し、業務におけるビデオ通話やテレビ会議、タブレット端末等の活用が全国的に展開されるよう促進するとともに、業務負担の軽減を図る。

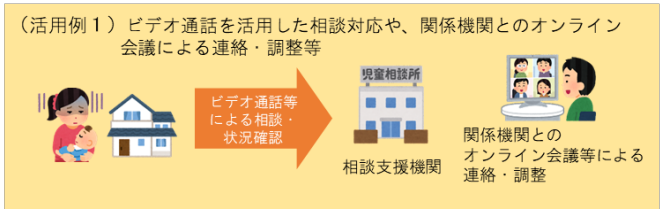
事業の概要

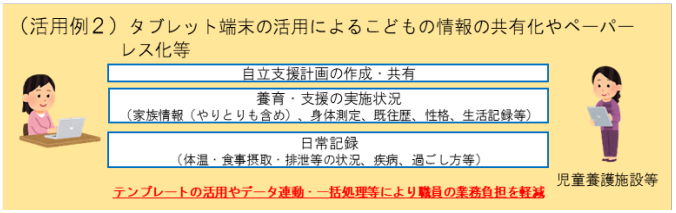
● 児童相談所等（※）におけるＩＣＴ化を推進するための費用について補助を行う。

（活用例１）
①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のＩＣＴ化の推進に資する機器等の整備　等

（活用例２）
職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用によるこどもの情報の共有化やペーパーレス化等や、スマートフォンの活用による入所児童等との円滑なコミュニケーションや所在確認等、施設のＩＣＴ化の推進に資する機器等の整備　等

（※）児童相談所、児童相談所一時保護施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅰ型及びⅡ型）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、一時保護専用施設、子ども・若者総合相談センター（都道府県が設置主体のものに限る。）





実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】１か所当たり　1,000千円

【補助割合】

ⅰ.児童相談所、児童相談所一時保護施設
国：１／２（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２）

ⅱ.上記以外
国：１／２（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／４、事業者：１／４）
国：１／２（都道府県：１／８、市及び福祉事務所設置町村：１／８、事業者：１／４）

※　地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、
国：１／２（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２）
国：１／２（都道府県：１／４、市及び福祉事務所設置町村：１／４）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童相談所等業務のデジタル活用推進事業
［児童相談所等業務効率化促進事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている（※）。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。

（※）令和４年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるＡＩ・ＩＣＴ等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。

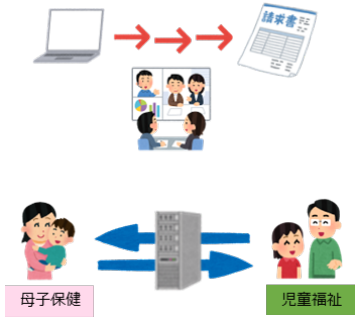
○　情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につなげるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所（一時保護施設を含む。）の業務改善を図る。

○　児童相談所における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図る。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするためデジタル化を進める。

・一時保護状請求書の発行（※）（既存のケース記録等と連携）
（※）改正児童福祉法により、令和７年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生している。
・複数自治体や関係機関間における情報連携プラットフォームの構築
・電話・会議の文字起こし
・音声情報のデータ化
・同時通訳機能
・外出先での業務環境の確保（ケース記録の閲覧等）
・紙文書の電子データ化　　等



実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市（児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。）
【補助率】　国：１／２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２
【補助基準額】１自治体当たり　15,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

児童相談所等業務のデジタル活用推進事業
［児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業］

新規

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

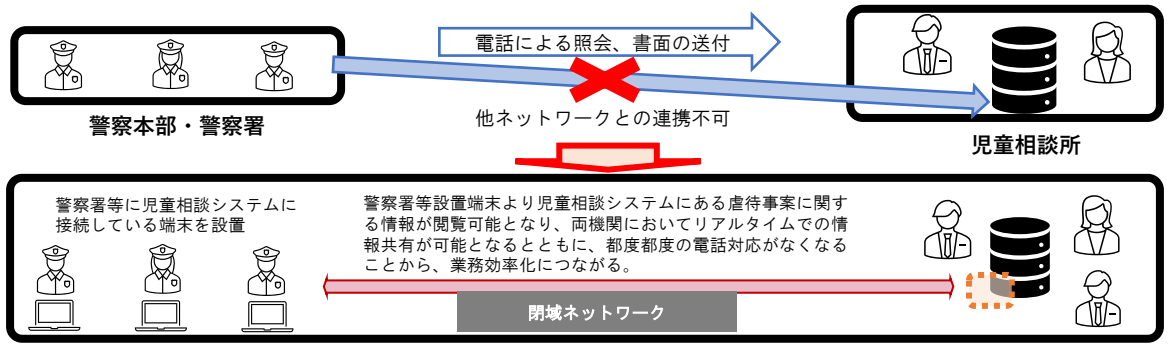
○　児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所・警察間において、児童虐待に関する事案等について速やかに情報共有を行うほか、警察本部及び各警察署（以下「警察署等」という。）に児童相談所システムに対応する端末を設置することで、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築する。

事業の概要

○　児童相談所・警察署等における情報共有システムの構築のための費用について補助を行う。

①　警察署等への端末整備
　警察署等に児童相談所システムに対応する端末を設置し、児童相談所が扱う児童虐待に関する事案について警察署等にて確認できるようにする。

②　児童相談所システム改修
　児童相談所システムを改修し、児童相談所と警察側双方で共有できる機能（例：児童通告書）を追加する。



実施主体等

【実施主体】　①警察署等への端末整備　　都道府県
　　②児童相談所システム改修　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】　①警察署等への端末整備　　国：１／２（都道府県：１／２）
　　②児童相談所システム改修　国：１／２（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２）

【補助基準額】①警察署等への端末整備　　１自治体当たり　30,550千円
　　②児童相談所システム改修　１自治体当たり　20,460千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童相談所等の体制整備事業［医療的機能強化等事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、児童相談所等に医師を配置することや、地域の医療機関等を協力医療機関等（医学的な知見を有する者及び当該者の所属する医療機関以外の機関を含む。以下同じ。）に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得ることにより、児童相談所等の医療的機能を強化するものである。

また、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせるこどもの受診も多いが、医療機関においては知識や経験が不十分であったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制の整備を図る。

事業の概要

Ⅰ　医療的機能強化事業

①　次のいずれか又は両方を実施する。

（１）医師（非常勤に限る。）を配置する。

（２）地域の医療機関を協力医療機関等に指定（複数の機関とすることも可）し、契約の締結や申し合わせを交わす等により医学的な助言（※）を得られる体制を構築する。

（※）対象者に対して的確に診断し、心身の治療の必要性等を判断する。

②　**児童相談所のトラウマケア連携体制整備**

トラウマケアを必要とするこどもに対し、児童相談所の児童心理司と医療機関等に所属する心理職等が連携する体制を確保した上で、児童相談所による援助方針に沿ってトラウマケアを提供する。

Ⅱ　児童虐待防止医療ネットワーク事業

都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行い地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。

実施主体等

【実施主体】

Ⅰ　都道府県、指定都市、児童相談所設置市　　Ⅱ　都道府県、指定都市

【補助基準額】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

Ⅰ①１自治体あたり：7,819千円（複数の児童相談所で医師の配置等を行う場合は、１児童相談所あたり7,819千円）
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

②１自治体あたり：3,253千円

Ⅱ１自治体あたり　：4,769千円（事業期間が１年に満たない場合は、4,769千円×事業実施月数／12）

【補　助　率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

児童相談所等の体制整備事業［法的対応機能強化事業］ 拡充

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発を受けることや保護者とトラブルになることも多く、こどもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うことができる体制の整備を図るものである。

また、弁護士業務を補助する法的対応事務職員（パラリーガル）を配置することにより児童相談所の法的対応の更なる体制強化を図る。

事業の概要

○　弁護士の配置等により、以下の業務を実施する。

（１）　児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うこと。

（２）　法的申立てを行うなど司法的対応が必要となる場合には、保護者、家庭裁判所、関係機関等との調整を行うこと。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うこと。

○　法的対応事務職員（パラリーガル）を配置し、上記の弁護士の事務的、法的な業務を補助する。

拡充 ○　児童相談所配置弁護士のみでは対応が困難な法的知識を必要とするケースが生じた際に、外部の弁護士に法律相談を行うなど、法的援助を得る場合の費用を補助対象に追加する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（委託等によって実施する場合）弁護士１人又は事業者１者当たり　15,610千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、7,805千円

（非常勤職員を配置する場合）　弁護士１人１時間当たり　11千円

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合は、５千円

（法的対応事務職員を配置する場合）１名当たり　3,597千円を加算。

※ただし、 弁護士１名につき１名が上限

拡充 （外部弁護士に法的助言を求める場合）１時間当たり　11千円

【補　助　率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童相談所等の体制整備事業［児童相談所設置促進事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童虐待対応件数は依然として高くなっており、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細やかな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法改正において、特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所の設置自治体の拡大が図られたところである。さらに令和元年の児童福祉法改正を受けた児童福祉法施行令の改正により児童相談所の管轄区域の人口をおおむね50万人以下とすることとされた。

これに伴い、児童相談所の設置を目指す中核市、施行時特例市及び特別区（以下「市区」という。）や児童相談所の増設を図る都道府県等に対し、設置準備に係る費用を補助することにより児童相談所の設置を促す。また、児童相談所の設置を目指す市区への都道府県等の協力を促進するため、都道府県等から市区への職員派遣に対する支援を行う。

事業の概要

○　市区は、児童相談所の設置に向けた準備（検討段階を含む。）を行うため、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

①　設置準備に伴う事務手続等
　児童相談所の設置準備に伴う事務手続等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。

②　研修等職員派遣
　児童相談所の業務を学ぶための研修等に職員を派遣する間に、当該職員の代替として業務を行う非常勤の研修等代替職員を配置する。

○　都道府県等は、都道府県等における児童相談所の増設の設置準備に伴う事務手続き等の業務を行う非常勤の設置準備対応職員を配置する。

○　都道府県等は、市区における児童相談所の設置を支援するため、児童相談所設置準備に向けた職員の派遣を行い、当該職員の代替として業務を行う非常勤の代替職員を配置する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

①設置準備対応職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区１か所当たり	2,172千円
②研修等代替職員を配置する場合	中核市、施行時特例市、特別区１か所当たり	10,259千円
③都道府県等代替職員を配置する場合	都道府県、指定都市、児童相談所設置市１か所当たり	6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童相談所等の体制整備事業［児童の安全確認等のための体制強化事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童虐待に関する相談対応件数が依然として多い中で、児童相談所において、児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化することや、施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に遠方まで複数名で移送等をすることがあることから、移送等を行う体制の強化を図る。

事業の概要

１．以下のいずれかの非常勤の安全確認等対応職員を配置する。

・安全確認等対応職員
　児童虐待の通告のあったこどもについて、目視による安全確認を行うことや、継続的な支援を行っているこどもについて、定期的な状況確認を行う。

・事務処理対応職員
　児童相談所において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

２．以下の非常勤の移送等対応職員を配置する。

・移送等対応職員
　児童相談所において施設への入所措置、里親への委託、一時保護（一時保護委託含む）や一時保護解除の際に児童福祉司等とともに遠方まで移送等を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

児童相談所１か所当たり　31,520千円

（警察官ＯＢを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合　児童相談所１か所当たり 25,216千円）

（遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合　都道府県、指定都市、児童相談所設置市１か所当たり　6,304千円加算）

【補助率】　国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護におけるこどもの状況等に応じた個別ケアの推進等環境改善

<児童入所施設措置費等国庫負担金> 令和９年度概算要求額 1,746億円の内数
<児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金> 令和９年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

○ 一時保護施設においても、家庭における養育環境と同様の環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの権利擁護を推進し、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供する観点から、一時保護施設の環境改善が求められている。

○ 一時保護施設の環境改善に当たっては、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進など複合的に実施することで、一時保護施設が抱える諸課題に適切に対応していく。

事業の概要

（１）一時保護施設の配置改善（措置費）
令和６年度から一時保護施設独自の設備・運営基準を適用したことに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

（２）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進（措置費）
一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

（３）一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施（補助金）
多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費の補助を行う。また、一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

（４）一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化（補助金）
一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

（５）一時保護施設における夜間対応の強化（補助金）
近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】国： １/２　都道府県・指定都市・児童相談所設置市： １/２

一時保護の機能強化事業［一時保護専用施設改修費支援事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

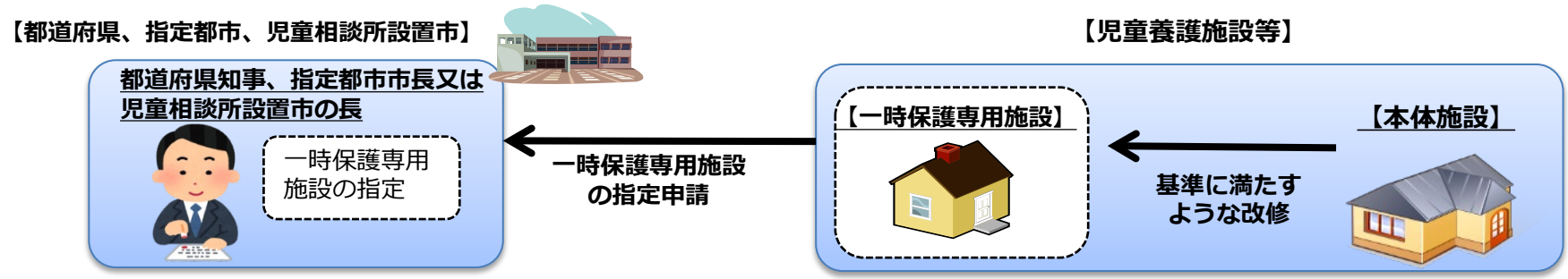
一時保護を行う際は、一人ひとりのこどもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。

一時保護については、一時保護施設において必要な一時保護に対応するための定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等への一時保護委託を活用すること等により、適切な支援を確保する必要がある。

事業の概要

一時保護専用施設の設備基準（※）を満たすために、本体施設等を改修した場合の改修費の一部を補助する。

（※）「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について（令和７年３月27日付けこ支虐第95号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件



実施主体等

【補助基準額】１施設当たり 59,700千円

→　改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

アウトリーチ支援強化促進のための広報啓発事業

支援局 虐待防止対策課

<見守り体制強化促進のための広報啓発事業費補助金> 令和９年度概算要求額 ８百万円

事業の目的

支援が必要な子供や家庭を対象に養育環境の把握や食事の提供等の多様なアウトリーチ手法によって、地域においてアウトリーチによる支援を行うNPO法人等の民間団体に対して、広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（以下「広域ネットワーク団体」という。）が、ネットワークの中での好事例に加え、自治体との協働による事業化の事例を集約・周知することで地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的とする。

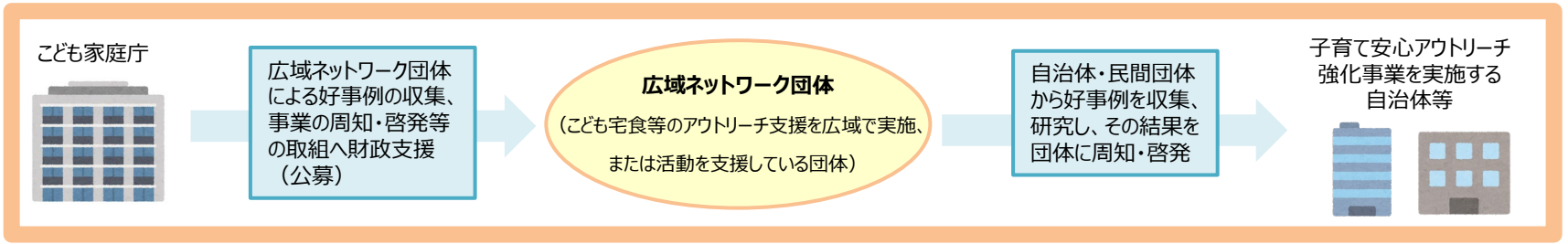
事業の概要

以下の①及び②の事業を行う。

① 地域における見守り体制を強化することを目的として、加盟又は支援している民間団体等や、他の全国組織団体において実施されている取組を調査・研究する。

② 既にアウトリーチ支援を事業化し実施している自治体における導入事例に関する実施団体等の調整などについて調査・研究する。

③ ①及び②により把握した好事例を加盟又は支援している民間団体等に紹介し、必要に応じて、その取組を実践しようとする民間団体等に対し助言等を行う。



実施主体等

以下の(1)及び(2)を満たす民間団体

(1)こども宅食等のアウトリーチ支援を実施する事業者に対して、運営支援や物資支援等の活動を行う団体であり、原則として、これらのアウトリーチ支援活動、子育て支援に関する周知・啓発活動、要支援児童等及びその家族への支援に関する活動のいずれかについて１年以上の活動実績を有すること。

(2)全国規模又は複数の都道府県にまたがって活動するなど広域的な活動を行っている団体であり、原則として次のいずれかに該当していること。

① 複数の都道府県において、現にこども宅食等のアウトリーチ支援を実施する事業者等に対する支援活動を行っていること。

② 各都道府県においてこども宅食等のアウトリーチ支援を実施している団体（以下「民間団体等」という。）が 20 団体以上加盟し、かつ、加盟する民間団体等の活動範囲が５以上の都道府県にまたがっている団体であること。

【補助基準額案】１団体当たり3,808千円　　【補助率】定額

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護の機能強化事業［一時保護施設学習支援強化事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合も多く、また、基礎的な学力が身についていないこどももいるなど、一人ひとりの習熟状況等が異なることから、ICT等を活用して、個々のこどもに応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。

○　このため、本事業を活用して、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

事業の概要

【実施方法】

○　一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度等に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入を行う。

【主な留意事項】

○　学習アプリ等の導入に当たっては、各学年やこども一人ひとりの習熟状況等に応じた学習が対応可能なものを選定すること。また、アプリについては定期的に更新すること。

○　導入・更新するアプリについては、必要に応じて利用するこどもの原籍校や教育委員会に意見を求める等、一時保護施設退所後を見据えた学習内容とすること。

○　タブレット等端末利用時にこども個人に関する情報の入力がある場合については、利用終了時ごとにタブレット等端末から削除するなど個人情報の取り扱いについて適切な措置を講じること。　　等



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】国：　1/2　、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：　1/2
【補助基準額】一時保護施設１か所当たり：1,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護の機能強化事業［一時保護委託先開拓等事業］

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが喫緊の課題となっている。
○　このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や一時保護委託先の心理面でのサポートを実施する。

事業の概要

①　一時保護委託先の開拓・適切な処遇の確認

・　都道府県等は、多様な一時保護委託先を確保し、家庭的な環境におけるケアを推進する観点から、一時保護委託先の開拓を行う開拓員及び補助員を配置し、一時保護委託先の開拓を行うとともに、開拓後においても定期的に訪問し必要な支援や一時保護委託児童に対する適切なケアが実施されているかの確認を行う。

Point　一時保護委託先の開拓に当たっては、障害・高齢関係施設や医療機関、民間事業者など児童福祉分野にとどまらず、多様な一時保護委託先の確保に努める

②　一時保護委託先に対する心理面からの支援の実施

・　心理的支援訪問員を配置し、児童相談所担当児童心理司と連携の上、一時保護委託先を巡回・訪問し、一時保護委託児童及び委託先の者に対する心理面からの支援を実施する。

Point　里親、ファミリーホーム、その他民間事業者など心理職の配置がない一時保護委託先についても、定期的に心理的支援訪問員が訪問することで、適切な心理的ケアが可能

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】国：　1/2　、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：　1/2
【補助基準額】①委託先の開拓　１自治体当たり　基本分：6,820千円、加算分：最大2,602千円
②心理サポート　1自治体当たり：6,648千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護の機能強化事業［多職種・他機関連携機能強化事業］ 新規

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　虐待等により一時保護されるこどものうち、知的障害や発達障害のある又は疑われるこども（障害児等）については、こどもの状態に応じた専門的ケアや適切なアセスメント環境を確保する必要があるが、一時保護施設では専門的支援やマンパワーに限界があり、専門的支援が可能な委託先である障害児入所施設は受入枠が不足するなど、一時保護先の確保が難航する場合がある。

○　また、一時保護されるこどものうち、医療機関に入院している医療的ケア児や重症心身障害児で、家庭復帰が困難なこどもについて、退院後の受け皿の確保に難航する場合がある。

○　こうした状況に対応するため、児童相談所に障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員（多職種・他機関連携職員）を配置又は派遣し、障害児等に係る受入先の調整等を行うことで、こどもの状態に応じた専門的ケアや適切なアセスメント環境を確保する。

事業の概要

児童相談所に障害児支援等に係る種々のコーディネートを行う職員を配置等するための費用を補助する。

【配置形態のイメージ】
・障害児等に関する支援業務に従事していた児童相談所等のOB職員の配置
・児童発達支援センターや障害児入所施設からの専門職員の派遣　　等

【想定される業務内容】
・児童発達支援センター、障害児入所施設、医療的ケア児支援センター等との関係の構築
・地域の障害児支援ネットワークへの参加
・障害児等の委託先の検索や調整に関する協力体制の確保
・障害児等を一時保護施設において保護するための環境整備、人員配置、障害児支援施策との連携方策の検討、予算制度やサービス活用のための調整
・遠方の障害児入所施設等に一時保護委託されたこどもへのフォローアップ
・障害者基幹相談支援センター等との連携により、18歳以降における障害者施策等へのスムーズな移行を支援、障害者施策（GH等）で一時保護委託を行う場合の協力体制の構築　　等

実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】 国：１/２　都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２
【補助単価】　１自治体当たり：7,027千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

一時保護の機能強化事業［一時保護委託先機能充実化事業］

新規

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　緊急的に一時保護委託が行われる場合や一時保護委託の受入後にこどもの状態把握や追加情報の収集が行われる場合、追加情報を整理し適切にアセスメントをする必要があるが、委託先ではその体制が十分でない場合がある。また、委託先は、本体施設の空き定員の中でこどもの受入れを行っているため、医療的対応や行動面への対応等の専門性高い支援やアセスメント機能を十分に発揮できない場合がある。

○　一時保護委託先において、ケアニーズの高いこどもを受け入れるとともに、必要なアセスメントや個別的なケアを実施するための体制を強化し、一時保護委託先における機能の一層の充実を図る。

事業の概要

一時保護委託先において、障害のあるこどもや医療的な対応や配慮が必要なこどもなど、ケアニーズの高いこどもの受入体制を強化するため、次の事業を実施する。

①　医療機関等連携体制強化事業

特に継続的な健康管理や服薬管理が必要なこどもの円滑な受け入れを促進するため、医療機関等との連携強化を図るための職員を配置する。

②　障害児等受入体制強化事業

障害等を有するこどもの円滑な受け入れや一時保護中の支援を促進するため、保護前の受け入れに係る連絡調整等や、保護中の支援・補助を行うための職員を配置する。

③　アセスメント体制強化事業

一時保護委託先において、こどもの状況に応じたきめ細やかなケアを行う体制を強化するため、アセスメントを主に行う職員を配置する。

実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】 国：１/２　都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２
【補助単価】　①医療機関等連携担当職員の配置　　１施設当たり：2,333千円
　　②障害児等受入体制強化担当職員の配置　１施設当たり：5,903千円
　　③アセスメント体制強化担当職員の配置　　１施設当たり：5,903千円
　　※①～③までの職員配置ごと　事業費：109千円
【対象施設】 一時保護専用施設、一時保護委託先であって前年度に一時保護委託を一定数受け入れている実績のある施設

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育の質の向上等

こどもまんなか こども家庭庁

保育対策総合支援事業費補助金

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　700億円

事業の目的

- 保育を支える保育人材の確保のため、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援及び保育の現場・職業の魅力向上に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組等を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とするこどもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

補助金事業内容一覧

Ⅰ　保育人材確保対策　　４８２億円（３０７億円）

①保育士・保育所支援センター設置運営事業
②保育士資格等取得支援事業
③保育士宿舎借り上げ支援事業
④保育体制強化事業
⑤保育士養成施設に対する就職等促進支援事業
⑥保育補助者雇上強化事業
⑦保育士や保育事業者等への巡回支援事業
⑧保育人材等就職・交流支援事業
⑨保育士修学資金貸付等事業
⑩保育所等におけるICT化推進等事業【新規】
⑪保育ICT人材育成・業務改善支援事業【新規】
⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

Ⅱ　小規模保育等の改修等　１１１億円（８６億円）

①保育所等改修費等支援事業
②認可外保育施設改修費等支援事業
③都市部における保育所等への賃借料等支援事業

Ⅲ　その他事業　　１０７億円（７０億円）

①民有地マッチング事業
②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
③広域的保育所等利用事業
④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
⑤保育環境改善等事業
⑥家庭支援推進保育事業
⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業
⑧３歳児受入れ等連携支援事業
⑨保育利用支援事業（入園予約制）
⑩医療的ケア児等保育支援事業
⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
⑫放課後居場所緊急対策事業
⑬小規模多機能・放課後児童支援事業
⑭新たな待機児童対策提案型事業
⑮人口減少対策提案型事業
⑯待機児童対策協議会推進事業
⑰保育所等における２歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業
⑱こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業【新規】
⑲人口減少地域等における子育て拠点保育施設支援事業【新規】
⑳保育所等虐待防止対策支援事業
㉑子ども・子育て支援システム改修支援事業【新規】
㉒保育所等事業運営支援事業【新規】

将来の人口減少に備える取組を行う自治体への支援施策 新規

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 人口減少が進む状況においては、地域ごとのデータ分析を進め、地域によって異なる課題や事情に応じたきめ細かな対応を実施する必要があることから、自治体において今後の地域の保育所等についての課題や将来像をEBPM的視点で検討できるよう地域分析に係る支援を行う。
- また、地域分析を踏まえ地域の実情に応じた人口減少対策に伴う保育機能の確保・強化として先駆的な取組を実施する自治体の支援を行う。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

１．地域分析支援

〇こども・子育て支援の地域分析のためのモデル事業

【事業内容】
　自治体において、将来的な保育ニーズや保育資源、近隣地域や同規模の他地域との比較などを踏まえた地域分析を行うための費用を一部補助し、自治体における地域分析のモデルを構築する。
（「地域分析ツール」の活用を前提とする。）

【対象自治体】
都道府県、市区町村

【実施主体】
都道府県・市区町村（自治体が認めた者への委託可）
※国への協議（公募）により採択をうける自治体

【補助基準額】
１自治体あたり　10,000千円

【補助割合】
国：３／４、都道府県・市区町村：１／４

２．人口減少対策支援

〇人口減少対策提案型事業

【事業内容】
　過疎地域等に該当する自治体が実施する、保育機能の確保・強化に向けた先駆的な取組を支援する。
（「地域分析ツール」の活用を前提とする。）

【対象自治体】
過疎市町村、過疎地域に準ずる市町村、
過疎市町村又は過疎地域に準ずる市町村を有する都道府県

【実施主体】
都道府県・市町村（自治体が認めた者への委託可）
※国への協議（公募）により採択をうける自治体

【補助基準額】
１自治体あたり　10,000千円

【補助割合】
国：２／３、都道府県・市町村：１／３

人口減少地域等における子育て拠点保育施設支援事業 新規

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

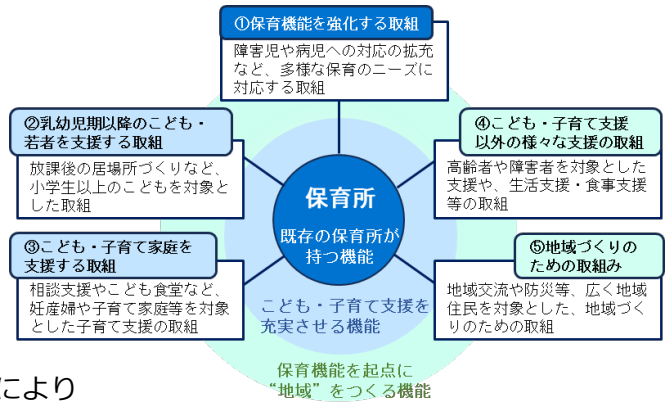
- 人口減少地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあることから、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような状況において、保育機能を維持・確保するとともに、その他地域に求められるニーズに対応した機能の補完を実現するため、保育機能の強化及び多機能化を図り、より幅広い子育てニーズに応えられる子育て拠点としての運営継続を支援する。

事業の概要

【事業内容】

- 実施市町村は地域分析ツールの活用による検討結果を踏まえ、地方版子ども・子育て会議等で子育て拠点保育施設を位置付け、公表する。
- 子育て拠点保育施設は以下の取組（①②③は必須、④⑤は任意）を実施することにより、子育て拠点として未就学児に限らない多様な子育てニーズに対応する。

①保育機能を強化する取組　②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
③こども・子育て家庭を支援する取組　※②③は地域で求められるニーズに応えるものとする。
④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組　⑤地域づくりのための取組



【対象自治体】

- 特別地域を有する市町村（注）

【対象施設】

- 特別地域に所在する既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、子育て拠点化により地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設

※原則１自治体１施設での実施を想定しているが、地域の実情に応じ複数施設（教育・保育提供区域ごとに１施設まで）での実施も可とする。

（注）対象となる地域は以下のとおり（1,240市町村）。

一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第１条に規定する奄美群島
三 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第２条第１項に規定する辺地
四 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
五 山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定により指定された振興山村
六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第４条第１項に規定する小笠原諸島
七 半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条第１項の規定により指定された半島振興対策実施地域
八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第１項に規定する特定農山村地域
九 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和３年法律第19号)第２条第２項に規定する過疎地域
十 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第３条第３号に規定する離島

実施主体等

【実施主体】　市町村（自治体が認めた者への委託可）
【補助基準額】１自治体あたり　12,000千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。
【補助割合】　国：２／３、市町村：１／３

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等事業運営支援事業 新規

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

○ 「保育政策の新たな方向性」を踏まえた「保育士・保育所支援センターの法定化」や「保育所等の合併・事業譲渡等に関するガイドラインの策定」等を念頭に、地域の事情等に応じながら、必要な保育提供体制の確保を進める体制の整備を推進する。

事業の概要

○ 都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）が、保育所等の事業運営に関する支援業務（以下「保育所等事業運営支援業務」という。）を行う拠点としての機能を担う体制を整備する場合に、必要な費用の一部を補助する。

○ 保育所等事業運営支援業務は、次に掲げるものとし、そのうち、地域の事情等に応じて都道府県等が必要と認める保育所等事業運営支援業務を伴走的に行う者を当該都道府県等に配置するものとする。　※１

① 保育士等が就業を継続することができるような職場環境を整備するため、保育所等の設置者、施設長、管理者等に対し、雇用管理上必要な助言その他の援助を行うこと。

② 保育業務の見える化を行い、その結果等を踏まえつつ業務改善のために必要な助言その他の援助を行うこと。

③ 保育所等の希望や必要性に応じた今後の運営方針の策定支援（多機能化やダウンサイジング等）等の事業運営上必要な助言その他の援助を行うこと。

④ 必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことが重要であること等に鑑み、法人や施設間の連携（業務の協働化・連携等）に関する必要な助言その他の援助のほか、合併・事業譲渡等を行うことを希望する保育所等を運営する法人に対し、安定的・継続的な保育の提供の確保という観点から、必要な助言その他の援助を行うこと。　※２

※１ 特に①については、令和７年10月１日から法定化された保育士・保育所支援センターと一体的に、又は連携して実施すること。また、都道府県が実施主体となる場合には管内の市町村と連携するとともに、政令都市又は中核市が実施主体となる場合には当該政令都市又は中核市を包括する都道府県と連携すること。

※２ 令和７年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所等の合併・事業譲渡等に関する実態調査」においては、合併・事業譲渡等の打診に対し、至らなかった理由として、（「合併・事業譲渡等を行う必要性を感じなかった」との回答を除き、）、「合併・事業譲渡等に際し、経営上の条件調整（主に財務面）が困難」との回答が14.6%あったところ、これに次いで、「合併・事業譲渡等に際し、保育理念や施設の運営方針等の調整が困難」との回答が7.2%あり、単に法人間の合併・事業譲渡等を円滑に行うという観点のみならず、地域のこどもや子育て家庭の置かれた状況等を踏まえつつ、今後の地域における保育の提供に当たって必要な体制を確保するという観点から支援を行うことを想定している。

実施主体等

【実施主体】都道府県等　　【補助率】国：１／２　都道府県等：１／２（③又は④を実施する場合には、国２／３ 都道府県等１／３）

【補助基準額】①～④　各 6,120千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

医療的ケア児等保育支援事業 拡充

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育所等において医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。
- また、自治体において、医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定するほか、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所等への医療的ケアに関する支援・助言、研修の企画・実施、連絡会議の開催その他医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築支援に必要な関係機関との連携を行うことで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

事業の内容

【医療的ケア児を受け入れる保育所等】

✓ **看護師等を配置**し、自治体の支援を受けながら、医療的ケア児等を受入れ。



【自治体】

✓ **検討会の設置**や**ガイドラインの策定**により、医療的ケア児等の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

✓ 医療的ケア児保育支援者を配置し、保育所等への巡回により助言・援助を行うほか、研修の企画・実施、連絡会議の開催その他医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築・支援に必要な関係機関との連携・諸調整等を実施。«拡充»
（※）保育所等に委託等することも可。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

① 看護師等の配置	１施設当たり	6,066千円
（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、6,066千円を加算）		
さらに効果的・効率的な看護師配置を目的として自治体等において雇上げた看護師等が巡回して対応する場合	１自治体当たり	5,745千円
② 医療的ケア児保育支援者（看護師等、医療的ケア児の保育に知見のある保育士）による、医療的ケア児の保育所等への受入にかかる地域体制構築支援	１自治体当たり	12,560千円
③ 研修の受講支援	１施設当たり	300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。		
④ 補助者の配置	１施設当たり	2,692千円
⑤ ガイドラインの策定	１自治体当たり	601千円
⑥ 検討会の設置	１自治体当たり	366千円
⑦ 医療的ケア児等の備品補助	１施設当たり	100千円
（医療的ケア児等の個別性に応じて必要となる備品　例：抱っこひも・ベッド等）		
⑧ 災害対策備品整備	１施設当たり	100千円
（災害対策として停電時等に必要となる備品　例：外部バッテリー・手動式吸引器等）		
⑨ 園外活動移動支援加算	１施設当たり	40千円
※③、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。		

【補助割合】

国：１/２、都道府県・指定都市・中核市：１/２
国：１/２、都道府県：１/４、市区町村：１/４
国：２/３、都道府県・指定都市・中核市：１/３
国：２/３、都道府県：１/６、市区町村：１/６

医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。

（注）２/３の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

家庭支援推進保育事業 拡充

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

事業の内容

（１）保育を行う上で特に配慮が必要な家庭のこどもへの対応

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（「40%以上」）受け入れている保育所等に対して保育士の加配を行う。

※ 特に配慮が必要な家庭のこどもを「30%以上」受け入れている場合であって、かつ「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等についても保育士の加配を行う。

（２）外国籍等子育て家庭のこどもの保育にかかる支援《拡充》

①市区町村において「外国籍等子育て家庭に対する支援を適切に実施できる職員」を配置し、以下の取組を行う。

・保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳対応　・保護者との面談時等における通訳（オンライン対応含む）

・保育者・保護者からの相談対応（適切な関係機関につなぐことも含む。）

②外国籍等家庭のこどもが30%以上在籍する保育所等であって、地域の未就園の外国籍等子育て家庭への相談支援等を行う場合に、当該保育所等において「外国籍等子育て家庭に対する支援を適切に実施できる職員」の加配を行う。

（注）（２）①②を実施する場合は、外国籍等家庭支援を行う地域の関係機関や関係会議との連携や参画を必須とし、保育所等への入所前から小学校への就学まで適切なつなぎを行うほか、地域の未就園の外国籍等子育て家庭への相談支援等も行う。

実施主体等

【実施主体】　市区町村　　【補助割合】　国：１／２、市区町村：１／２

【補助基準額】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）１か所当たり　４，１１５千円

（２）①１市区町村当たり　１，７４１千円（管内に在住する０～５歳のこどものうち、日本国籍を持たないこどもが、１%以上在住している市区町村に限る）

②１施設当たり　１，５４０千円（外国籍等家庭のこどもが30%以上在籍する場合ほか（※１））

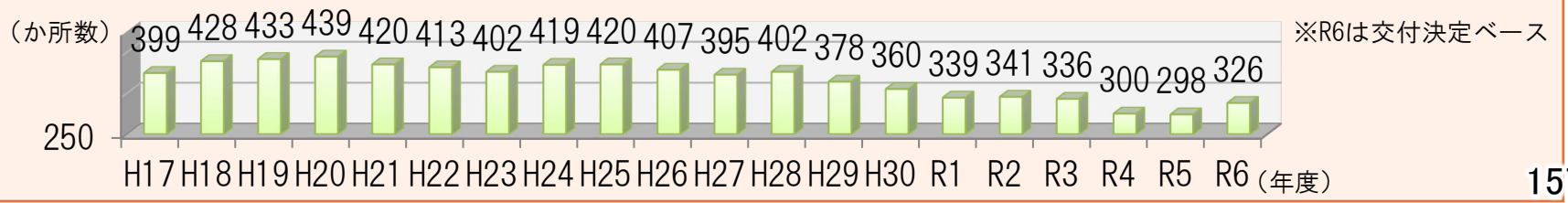
３，０８０千円（外国籍等家庭のこどもが50%以上在籍する場合）

３，８５９千円（※２）

（※１）地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）で、外国籍等家庭のこどもが50%以上在籍する場合

（※２）令和８年度以前に「家庭支援推進保育事業」の補助を活用し、外国人家庭のこどもが20%以上であって保育士をさらに１名加配していた保育所等（令和９年度限りの経過措置）

事業実績



広域的保育所等利用事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 送迎バス等を活用することにより、自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にするとともに、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等。）の利用を可能とすることにより、児童の保育環境を確保し、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。

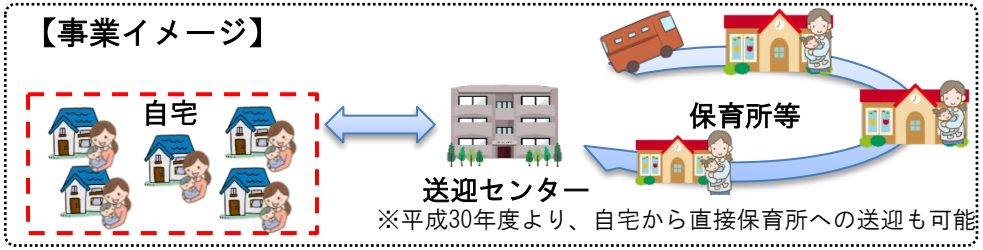
事業の概要

（１）こども送迎センター等事業
　市区町村が設置するこども送迎センター等から各保育所等へのこどもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料、送迎センターの実施場所の賃借料及びこどもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（２）代替屋外遊戯場送迎事業
　各保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所へのこどもの送迎を行うためのバス等の購入費、運転手雇上費、駐車場の賃借料及びこどもの送迎時に付き添う保育士等の雇上費等の補助を行う。

（３）こども送迎センター設置改修事業
　既存の建物を改修してこども送迎センターを設置する場合、建物の改修に必要な経費の補助を行う。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市区町村（※）

※①企業主導型保育事業や新制度に移行している幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）等において単独で実施する場合、②新制度に移行していない幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を要する

【補助割合】国：１／２、市区町村：１／２

【補助基準額】・保育士雇上費　5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）　・運転手雇上費　5,000千円（加配数に応じて3,000千円を加算）
・事業費（損害賠償保険含む）　10,202千円（自宅送迎の場合 1,119千円）　・バス購入費　15,000千円
・バス借上費　7,500千円　・改修費　7,270千円

- 送迎センターのか所数によらず、送迎バスの台数や保育士の配置に応じて加算できる仕組みとする。
- こども送迎センター等事業を実施する委託事業者が損害保険等に加入した場合の保険料等を補助する。
- 保育所等への送迎後の空き時間を有効活用できるよう、保育所等への巡回以外の時間帯において、一時預かり事業等への巡回を可能とする。
- 保育所等のこどもの送迎に支障のない範囲で、こども誰でも通園制度の実施施設へのこどもの送迎を行っても差し支えない。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育士・保育所支援センター設置運営事業①

拡充

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 各地域における保育人材確保の実効性を高めるため、保育士・保育所支援センター（以下、「センター」という。）において、地域の実情に応じた支援目標や確実な根拠に基づくＫＰＩ(重要業績評価指標) の設定により、取組の事業効果を評価し、見直し・改善及び支援内容の充実を図り、地域の保育人材確保のためにセンターを基軸として総合的に取り組む費用の一部を補助する。

事業の概要

● センターにおいて、次の業務を行う拠点としての機能を担う体制を整備し、関係機関と連携しながら、総合的に取り組む。

○ 保育に関する業務への関心を高めるための広報

○ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援

○ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助

○ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市　　【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２

【補助基準額】

○ 基本分：

	事業項目	取組の目的	必須とする取組	補助基準額
Ⅰ	保育の現場・職業の魅力発信	・保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深める	・保育の仕事や魅力の情報発信 ・センターの取組に関する広報　等	12,189千円 ※左記の１～５全てについて取り組む場合 ※やむを得ない事情により実施できない事業項目がある場合は、以下の金額を減額する Ⅰ～Ⅳ：各2,500千円 Ⅴ：2,000千円
Ⅱ	新規資格取得支援	・保育士資格取得を目指す者を増やす	・養成施設の学生を対象とした伴走的な就職支援 ・保育補助者等に対する試験受験の勧奨　等	
Ⅲ	潜在保育士等の就職支援	・潜在保育士等の保育所等への就職を進める ・保育現場で活躍できる環境を整える	・潜在保育士等を対象とした伴走的な就職支援　等	
Ⅳ	就業継続支援	・保育士が働きやすい職場環境を確保する	・保育士や保育所等を対象とした相談支援 ・職場環境改善等に係る周知・啓発　等	
Ⅴ	関係機関との連携	・Ⅰ～Ⅳについて関係機関と連携し、推進する	・関係機関との保育士確保に関する現状分析・対応策の検討 ・保育士確保に関する地域のネットワーク体制の構築　等	

※ Ⅱ～Ⅳについては、潜在保育士・養成施設の学生・現役保育士に対して、センターに登録してもらうよう積極的に勧奨することを前提として、取組を進めるものとする。

※ 取組に応じたアウトプットKPIの設定を必須とする。

○ 加算分： 基本分の業務に加え、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算（一部の取組については、段階的に基本分に統合予定）

		【補助基準額】
①	就職支援・就業継続支援を強化するために保育所等を訪問する人員を基本分とは別に配置（保育所等に対する巡回支援）	4,172千円
②	人事・労務管理等に関する専門性の高い資格を有する人材等(＊)を①とは別に配置　(＊)社会保険労務士、弁護士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士等	6,120千円
○	上記以外の専門性を有する人材等を①とは別に配置	1,152千円
③	小中高生を対象とした保育体験・職業体験、職業講話	385千円
④	保育士資格取得の勧奨・支援（資格取得説明会・講習会、保育補助者等に対する試験受験の対策講座）	421千円
⑤	保育所等の採用支援（採用力向上セミナー）	515千円
⑥	情報交換の機会創出（保育士交流会、保育士を目指す者と現役保育士との座談会）	468千円
⑦	潜在保育士の復職支援（復職前研修、求職セミナー）	515千円
⑧	保育士資格登録者名簿等を活用した潜在保育士の掘り起こし	3,835千円
⑨	放課後児童支援員等の人材確保	1,424千円

○ 実績による上乗せ： アウトカムKPIを設定したうえで事業を実施し、令和９年度末のアウトカムKPIの達成状況に応じて、基本分・加算分（①～⑨）の合計補助基準額を1.2倍または1.4倍に引き上げる。アウトカムKPI…新規登録者数、登録者のうち就職につながった件数

保育士・保育所支援センター設置運営事業②

実施主体等

○ 加算分（提案型）«拡充»　　【補助割合】国： ２／３、都道府県・指定都市・中核市： １／３

①利便性の向上を目的とした利用者（潜在保育士等）のUX改善等に資する先駆的な取組　　【補助基準額】10,000千円
※利用者のUX改善・マッチングサイトのUI改善のほか、スマホアプリなど民間有料職業事業者と同程度のサービス提供をめざす取組。
※利用者等の意見聴取・反映にくわえ、当該取組の評価・効果測定を踏まえた国への報告を必須とする。

②地域の保育人材確保のためのプラットフォームの構築に係る課題分析・計画策定・実施を実証する取組　　【補助基準額】5,000千円
※プラットフォームの構築が困難又は効果的な構築に向けて、専門的な知識を有する民間事業者の協力・支援を受け、地域の課題分析や実情に応じた計画策定又は実施（試行を含む）などの実証や養成校と協定等を締結し、OBOG会を通じた潜在保育士へのアプローチや把握、掘り起こし等の取組を想定。
※利用者等の意見聴取・反映にくわえ、当該取組の評価・効果測定を踏まえた国への報告を必須とする。

こども家庭庁

保育士資格等取得支援事業

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 幼保連携型認定こども園に配置することになっている幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する保育教諭の確保を図るとともに、幼稚園教諭免許状のみ有する者及び保育所等に勤務しているが未だ保育士資格を有していない者の保育士資格取得等を支援することにより保育教諭及び保育士の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

１．養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】

①　保育所等保育士資格取得支援事業

・保育所等に勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

②　保育教諭確保のための保育士資格・幼稚園免許状取得支援事業、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

・幼稚園教諭又は保育士が養成校での科目履修によりその有していない免許・資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

・免許・資格を取得する際における幼稚園教諭・保育士の代替に伴う雇上費を補助する。

③　認可外保育施設保育士資格取得支援事業

・認可外保育施設で勤務する保育従事者が通信制等の養成校を卒業することにより、資格を取得した場合、受講料等の一部を補助する。

・資格を取得する際における保育従事者の代替に伴う雇上費を補助する。

２．保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】

○　保育士試験による資格取得支援事業

・保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助する。

令和６年度までの時限措置を令和11年度末まで延長

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「保育士試験による資格取得支援事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

➢要件：　都道府県と市区町村との連名により、以下（１）、（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

（１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

（２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

（３）事業実施期間

※　本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和11年度末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　都道府県・指定都市・中核市　　【補助割合】　国：1/2　都道府県・指定都市・中核市：1/2

１．養成校卒業等による資格取得の支援【養成校ルート】
【対　象　者】常勤職員及び非常勤職員
【支給方法】　資格取得後に一括して支給
【補助基準額】受講料の1/2（上限300千円）、代替職員経費：１人１日当たり　8,970円

２．保育士試験合格による資格取得の支援【試験ルート】
【支給対象期間】　保育士試験（筆記試験）から起算して２年前までに要した費用
【補助基準額】　保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2
（上限150千円）

こどもまんなか こども家庭庁

保育士宿舎借り上げ支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育士確保対策として、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備する。

事業の概要

- 保育所、認定こども園等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助する。

【対 象 者】 保育士として採用された日から起算して５年以内の常勤の保育士

※ 本事業を利用し退職した場合は、対象外（１人１回限り）。

※ やむを得ない事情による退職と認められる場合に限り、再度対象者とすることができることとし、この場合の対象期間は、５年から、退職した保育所で採用された日から本事業を利用し退職するまでの期間を除く期間とする。

※ 令和６年度以前に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、本事業を利用した年度の対象期間の年数を適用。

実施主体等

【実施主体】　市区町村（※）　※「保育提供体制の確保のための実施計画」採択自治体

【補助基準額】 月額75,000円を上限として、市区町村別に１人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】　原則、国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

※　以下の①②を満たす自治体の場合、国：１／３、市区町村：５／12、事業者：１／４とする。
①特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体
②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超える自治体

※　上記①のみが該当する自治体については、引き続き、国：３／８、市区町村：３／８、事業者：１／４とする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

①　保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者であって、保育に係る次の周辺業務を行う。

- 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- 給食の配膳・あとかたづけ
- 寝具の用意・あとかたづけ
- 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- 児童の園外活動時の見守り等
- その他、保育士の負担軽減に資する業務

②　児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

③　スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。

※①と合わせて補助する場合は、①の職員とは別に加配することを要件とする。

実施主体等

【実施主体】　市区町村が認めた者

【補助基準額】①保育支援者の配置　　１か所当たり　月額117千円

※ 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合　１か所当たり　月額164千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

＊保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

②児童の園外活動時の見守り等　１か所当たり　月額47千円　　③スポット支援員の配置　１か所当たり　月額47千円

【補助割合】　原則、（都道府県間接補助）国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４ 又は （市町村間接補助）国：１／２、市区町村：１／２

※以下の①②を満たす自治体の場合、

（都道府県間接補助）国：１／３、都道府県：１／３、市区町村：１／３ 又は （市町村間接補助）国：１／３、市区町村：２／３とする。

①特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体　②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超える自治体

※ただし、都道府県間接補助の場合、都道府県と市区町村ごとにそれぞれの財政力指数を基に判断することとし、特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体の場合は１／３を、それ以外の場合は１／４を適用することとする。

【対象施設】　保育所、幼保連携型認定こども園（②、③については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象）

【実施要件】　保育士の業務負担が軽減される内容や職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

保育士養成施設に対する就職等促進支援事業 拡充

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組や、小学生・中学生・高校生（以下「小中高生」という。）の段階から就職時期までに渡って一貫して保育士としてのキャリア選択を後押しするための組織的な取組を積極的に行っている養成施設に対し、就職促進及びキャリア教育等のための費用を助成することで新規資格取得者の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

● 次の（１）～（４）の事業のうち、３事業以上を実施する養成施設に対し、経費の一部を補助する。

（１）小中学校や高等学校等と連携した小中高生等に対する保育体験講座等の取組

小中高生等を対象に、小中学校や高等学校、地方自治体、保育関係団体等と連携し、保育士職の紹介、保育所等の見学・体験、大学の講義や、進路指導担当者向けのセミナー、情報提供等、保育士を目指す学生を増やすことを目的とした継続的な活動。

※ 養成施設としての組織的な取組を促す観点から、小中学校や高等学校等との連携協定等に基づき、本取組の対象となった小中高生等の進学状況のフォローアップや入学者選抜における配慮等の全学又は全学部的な取組を伴うものであること。

【拡充内容】中高生を対象とした取組だけでなく、小学生を対象とする取組についても補助対象に追加。

（２）学生に対する実習以外の保育現場を体験する機会の提供

養成施設の学生を対象に、保育現場で勤務し、保育士としてのモチベーション向上や離職防止等につながるよう、保育施設等と連携した大学推薦によるインターン制度、実習施設以外での保育現場を体験する機会を提供し、保育現場での就職を促す活動。

※ 養成施設としての組織的な取組を促す観点から、保育現場・自治体等とのインターンシップ協定等に基づき、本取組の対象となった学生の就職・離職状況のフォローアップなどの全学又は全学部的な取組を伴うものであること。

（３）保育職の魅力を伝えるキャリア教育等の実施

中高生等、養成施設の学生、潜在保育士等を対象に、近年の働き方・処遇の改善状況、保育士職への期待と現実のギャップ（リアリティショック）等に関する講座や、卒業者（OB・OG）との交流機会の提供など、保育職としての就職意欲を維持・向上を目的としたキャリア教育に係る活動。

※ 本取組の対象となった者の就職志望動向、保育現場への就職・離職状況のフォローアップ等の全学又は全学部的な取組を伴うものであること。
なお、本取組を実施する場合は、保育士・保育所支援センターと連携するよう努めること。

（４）卒業生へのアフターフォローや保育士・保育所支援センターと連携した就職支援の実施

保育現場等に就職した養成施設の卒業生を対象に、保育士の業務上の悩みや課題等を相談対応や、離職した際に他の保育所等への再就職につなげるための、保育所・保育士支援センターへの登録指導やセンターと連携した情報提供等、保育士としての就職継続・離職防止を目的とした活動。

※ 自治体、保育所・保育士支援センター等との連携し、卒業生の保育士としての勤務継続、離職防止を行う等の取組を伴うものであること。

【留意事項】
・各取組について、採択後３年間の達成目標を実施計画に盛り込むとともに、事業実績報告書においてフォローアップの状況について報告する。
・都道府県知事は、事業の実施に当たり、交付申請に先立ち事業実施計画書をこども家庭庁まで提出する。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 都道府県　　【補助基準額】１か所当たり1,104千円（年額）　　【補助割合】 国：１／２、都道府県：１／２

保育補助者雇上強化事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（保育補助者）を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、保育補助者の保育士資格取得までの好循環を作ることなどにより、保育人材の確保を行うことを目的とする。

事業の概要

● 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることや潜在保育士の再就職支援を目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

・保育士資格を有しない保育補助者
保育士の補助を行い、保育士の業務負担を軽減する。
※事業者は、保育補助者に対して、資格取得支援事業などの活用による保育士資格の取得（保育士試験又は保育士養成施設卒業）を促す。

・保育士資格を有する保育補助者
保育士として就業していない保育士資格を有する者（潜在保育士）が、一定期間保育補助者として従事することで、段階的に保育士として復帰する際の足掛かりとする。
※補助対象期間は、１年間を限度とする。

実施主体等

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】（定員121人未満の施設）　保育補助者の経験年数　３年未満　1,963 千円、３年以上７年未満　2,454 千円、７年以上　3,272 千円
（定員121人以上の施設）　保育補助者の経験年数　３年未満　3,926 千円、３年以上７年未満　4,908 千円、７年以上　6,544 千円

【補助割合】　原則、（都道府県間接補助）　国：２／３、都道府県：１／６・市区町村（指定都市・中核市除く）：１／６
（市町村直接・間接補助）国：２／３、市区町村（指定都市・中核市含む）：１／３
※以下の①②を満たす自治体の場合、
（都道府県間接補助）国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４ 又は （市町村直接・間接補助）国：１／２、市区町村：１／２する。
①特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体　②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超える自治体
※ただし、都道府県間接補助の場合、都道府県と市区町村ごとにそれぞれの財政力指数を基に判断することとし、特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体の場合は１／４を、それ以外の場合は１／６を適用することとする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

保育士や保育事業者等への巡回支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育士の離職防止及び保育所等の勤務環境改善を進めるため、保育所等に勤務する保育士や、保育事業者及び放課後児童クラブを対象とした巡回相談、働き方改革や魅力ある職場づくり、保育の質の確保・向上のための支援を行うことにより、保育人材の確保等を図る。

事業の概要

①　保育士支援アドバイザーによる巡回支援

保育士のスキルアップや保護者への適切な対応方法等や働き方の見直し等に関する助言又は指導、保育所の自己評価等の充実により保育の質の確保・充実を図り、働きがいを高められるよう、「保育士支援アドバイザー」による巡回支援を実施。

②　保育事業者支援コンサルタントによる巡回相談

保育事業者に対し、保育所等における勤務環境の改善に関することや、保育の質の向上に関すること、働き方の見直しや定着管理のマネジメント、多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備などの業務改革に向けた助言又は指導を行うため「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談を実施（保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回支援も補助対象）。

③　放課後児童クラブ巡回アドバイザーによる巡回支援

放課後児童クラブにおいて、子どもの安全の確保や、子どもの主体的な活動が尊重される質の高い支援に向けた助言・指導等を行うため、「放課後児童クラブ　巡回アドバイザー」による巡回支援を実施。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　都道府県、市区町村
【補助割合】　国：１／２、都道府県・市区町村：１／２
【補助基準額】①～③　各 4,065千円　（①及び②については、都道府県が実施し複数配置する場合　8,130千円）

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置
（「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
  - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
  - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
  - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

実施主体等

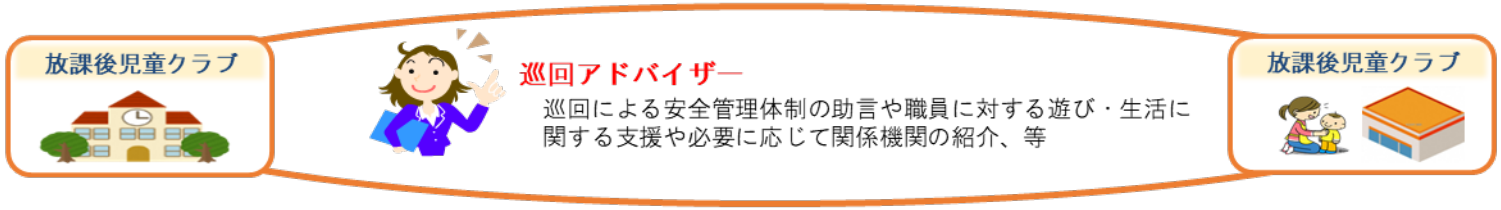
【実施主体】都道府県、市町村（特別区を含む。）　※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】国１／２、市町村（又は都道府県）１／２

【補助基準額案】4,064千円　※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業イメージ



こども家庭庁

保育人材等就職・交流支援事業 拡充

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育人材の確保のため、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援、保育士の技能の向上に向けた取組など、保育士・保育所支援センター等の関係機関と連携の上、市町村等が主体となって実施する取組に要する費用の一部を補助することにより、こどもを安心して育てることができる環境を整備する。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）保育人材等就職支援事業

① 指定保育士養成施設の学生等に対する人材確保に関する取組の実施
指定保育士養成施設の学生等に対する保育所等におけるインターンシップや職場見学、職場体験等の人材確保に関する取組に必要な経費を補助。
【補助基準額】１自治体当たり493千円

② 高校生及び小中学生に対する保育の職場体験や普及啓発活動
高校生や小中学生に対する保育所等における職場体験や保育士の仕事の魅力を伝えるためのセミナー等の実施に必要な経費を補助。
【補助基準額】１市町村当たり236千円

③ 職場定着や職場復帰を支援するための研修等の実施
新規に採用される保育士への研修や潜在保育士の職場復帰のための研修、保育所等の経営等への職場環境改善に関する研修やセミナー等の開催に必要な経費を補助。
【補助基準額】１自治体当たり606千円　等

④ 保育士が相談しやすい体制整備のための相談窓口の設置
保育士が抱える保育現場の悩み等について、保育所長経験者等の外部人材に相談しやすい環境の整備に必要な経費への補助。
【補助基準額】１市町村当たり4,038千円

⑤ 就職相談会の開催等による求人情報の提供
潜在保育士や新卒保育士に対する就職相談会の開催やメディア媒体を活用した求人情報の提供に必要な経費を補助。
【補助基準額】１市町村当たり660千円

※　①及び③のメニューに「子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金」の「新規卒業者の確保、就業継続支援事業」を統合

⑥ 潜在保育士等に対するマッチング支援
潜在保育士等からの相談に応じた就職あっせんや求人情報の提供等、求人を行っている事業者とのマッチングの支援に必要な経費への補助。
【補助基準額】１市町村当たり5,480千円

⑦ 就職支援コーディネーターの配置
マッチング支援を円滑に行うための就職支援コーディネーターの配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】１市町村当たり4,700千円

⑧ 保育人材の確保に関する協議会の開催等
保育人材の確保に関する検討等を行う協議会の開催や就職支援コーディネーターの追加配置に必要な経費への補助。
【補助基準額】１市町村当たり4,015千円

⑨ 保育士・地域限定保育士を目指す者への知識・技術向上支援
保育士・地域限定保育士を目指す者を対象に、保育士等として必要となる知識・技術の取得に係る講習や研修、試験の広報等に必要な経費への補助。
【補助基準額】１自治体当たり6,231千円

＜保育士・保育所支援センターとの連携加算＞
①から⑨の事業の実施に当たり、保育士・保育所支援センターと連携した事業数に応じ加算を実施。
【補助基準額（１自治体当たり）】
・連携した事業数が１～３：　466千円　・連携した事業数が４～６：　933千円
・連携した事業数が７～９：1,399千円

（２）保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

① 保育士の実地派遣及び人材交流等
保育所等に勤務する保育士及び保育従事者が、他の保育所等への実地派遣研修や施設間の人材交流の実施に必要な経費への補助。
【補助基準額】代替保育士等雇上費：１人１日当たり8,970円
調整費：１人当たり4,000円

② 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ
保育所等において指定保育士養成施設の学生に対する保育実習、インターンシップ、ボランティアの受け入れに必要な経費への補助。
【補助基準額】実習受入費：１人当たり10,000円、調整費：１人当たり4,000円

【拡充内容】インターンシップやボランティアを受け入れる場合も補助対象に追加

実施主体等

【実施主体】（１）①③⑨：都道府県、①③⑨以外：市町村　（２）：市町村
【補助割合】（１）国：１／２、都道府県・市町村：１／２　（２）：国：３／４(※)、市町村：１／４
（※）３／４の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の市町村とし、その他の市町村は国庫補助率を１／２。

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブの人材確保支援

（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

事業の概要

● 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。

✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】

✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

実施主体等・事業イメージ

保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国：1/2　都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案】

○基本分：Ⅰ保育の現場・職業の魅力発信、Ⅱ新規資格取得支援、Ⅲ潜在保育士の再就職支援、Ⅳ就業継続支援、Ⅴ関係機関連携Ⅰ～Ⅴ全てについて取り組む場合：12,189千円
（※やむを得ない事情により、実施できない事業項目がある場合は、2,000千円～2,500千円減額）

○加算分：基本分の業務に加えて、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算
・放課後児童クラブ等の人材確保支援経費：1,424千円

保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】都道府県（一部の事業のみ）、市町村（全ての事業）

【補 助 率】国：1/2　都道府県、市町村：1/2

【補助基準額案（１自治体当たり）】
・就職相談会の開催等による求人情報の提供：660千円
・潜在保育士等に対するマッチング支援：5,480千円　　等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。



こどもまんなか こども家庭庁

保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

１．保育士修学資金貸付（個人向け）	○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 卒業後、５年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　4,111人（令和７年度実績） ○　保育士養成施設に通う貸付けを受けていない学生を対象に、最終学年時における就職活動に係る費用の一部を貸付け 卒業後、５年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※ 令和８年度新規募集分より貸付対象者の家庭の経済状況に係る要件を「独立行政法人日本学生支援機構が実施している奨学金のうち第二種学資貸与金の家計基準に準拠し、生計維持者の貸与額算定基準額が381,500円以下であること」と具体化。	○貸付額（上限） ア　学　　費　　5万円（月額） イ　入学準備金　　20万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ　生活費加算　4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間
２．保育補助者雇上支援（事業者向け） ※ 幼保連携型認定こども園も対象	○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者の追加配置に必要な費用を貸付け ○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数　108人（令和７年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額）※貸付期間：最長３年間 ○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額）※貸付期間：最長３年間
３．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援（個人向け）	○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部貸付けにより、再就職を促進 ○　再就職後、２年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　1,354人（令和７年度実績）	○貸付額（上限）　5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：１年間
４．潜在保育士の再就職支援（個人向け）	○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○　再就職後、２年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　1,157人（令和７年度実績）	○貸付額（上限）　就職準備金　40万円
５．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援（個人向け）	○　保育所等に勤務する未就学児を有する保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○　２年間の実務従事（貸付けを受けた都道府県等にある施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　４人（令和７年度実績）	○貸付額（上限）　事業利用料金の半額 ※貸付期間：２年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市　　【補助割合】国：９／１０、都道府県・指定都市：１／１０

保育士・保育の現場の魅力発信事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、保育士という職業や保育の現場の魅力発信や保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

事業の概要

- 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
  国の情報発信のプラットフォームを活用しながら以下の取組みを実施
  （具体的な取組）
  ・保育体験イベント　・情報発信サイト　・進路指導担当や中高生などに対する魅力発信　等

実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市
【補助基準額】　１自治体あたり：8,108千円
【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育所等における要支援児童等対応推進事業 拡充

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育所等（保育所、認定こども園又は小規模保育事業所）において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や**こども家庭センター**等の関係機関との連携の強化・連携に取り組むなど、運営の円滑化を図る。

事業の概要

（１）地域連携推進員の配置

保育所等※１に要支援児童等への適切な相談支援等を図るための「地域連携推進員※２」を配置し相談支援やこども家庭センター等との連携や巡回支援を実施

※１ **こども家庭センター**との連携を強化し、要支援児童等の家庭支援と協働した地域の子育て支援や虐待予防の取組を図るため、児童福祉法第10条の３規定の**「地域子育て相談機関」**が望ましいこと（保育所等は支援の主体・実施の場ではなく、困難性等を発見し、支援につなげ、こどもの成長と家庭を見守る場）

※２実施主体が都道府県又は公立保育所等がないなど、管内の保育所等に配置が困難なこども家庭センター設置市町村の場合は、都道府県又は市町村の**保育業務主管課に配置することができる**（委託等も可）。«拡充»

（２）地域連携推進員の業務

①保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援

②**こども家庭センター**や関係機関と連携し、こどもの状況の把握・共有及び地域の専門機関や専門職等との関係性の構築、個別ケース検討会議に参加し、情報の提供及び共有

③保育所等への巡回支援などの実施

④運営の円滑化のため、**こども家庭センターと連携・協働した**地域の子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参加等の実施



実施主体等

【実施主体】要保護児童対策地域協議会の構成する関係機関等に保育所等の関係者が参加している市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県（以下「市町村等」という。）※市町村等が認めた者へ委託等を行うことも可

【補助基準額】①都道府県：１自治体あたり4,580千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

②こども家庭センター設置市町村：保育所等１か所あたり巡回支援か所数２か所以上９か所以下は2,290千円、同10か所以上３０か所未満は4,580千円又は同30か所以上は6,870千円（複数の保育所等に配置する場合は、巡回支援先の重複は除く。）

※ただし１市町村あたり、こども家庭センター設置数（保育業務主管課に配属する場合は１か所）を上限とする。

【補助割合】国：１／２、都道府県：１／４、市町村：１／４（都道府県が実施する場合は国：１／２、都道府県：１／２）

保育の質の向上のための研修等事業

＜子ども・子育て支援体制整備総合推進事業＞　令和９年度概算要求額　21億円の内数

事業の目的

- 保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修等の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

事業の概要

（１）保育の質の向上のための研修事業
保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。

（２）保育士試験合格者に対する実技講習事業
保育士試験により保育士資格を取得した、保育所等での勤務経験がない者に対し、実技講習を実施する。

（３）保育実習指導者に対する講習事業
保育実習指導者を対象とし、より効果的な保育実習の実施方法を習得するため、以下に掲げる内容に関する講習を行う。
ア 保育実習における学生への指導
イ 保育実習計画の策定
ウ 実習施設と指定保育士養成施設が連携して取り組むべき事項

実施主体等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助基準額 】
（１）：受講者１人当たり12千円
（２）、（３）：受講者１人当たり19千円

【補助割合】　国：１／２、都道府県又は市町村：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育士等キャリアアップ研修事業

＜子ども・子育て支援体制整備総合推進事業＞　令和９年度概算要求額　21億円の内数

事業の目的

- 保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、保育士等の専門性の向上を図り、キャリアアップの仕組みを構築することを目的とする。

事業の概要

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年４月１日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき実施される研修を本事業の対象とする。

実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

【補助基準額】
受講者１人当たり14千円

【補助割合】　国：１／２、都道府県：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育士等のミドルリーダーの活躍による保育の質向上推進事業

成育局 成育基盤企画課

＜子ども・子育て支援体制整備総合推進事業＞　令和９年度概算要求額　21億円の内数

事業の目的

各園における保育の質向上を図っていくためには、園内研修や公開保育等の取組など、保育所・認定こども園等の保育者が保育実践を互いに見合い学び合う取組を推進することが重要である。また、地域に開かれた保育を進め、互いの保育実践を見合い意見交換等を進めたり、有識者等からの助言等を受けたりする中で、自園や保育者自身の保育の良さや課題を見直し改善していく機運の醸成を図っていくことが求められる。このため、自園や他園の園内研修・公開保育などの企画・実施を行うことができる中堅の保育士、保育教諭等（「ミドルリーダー」）の育成、園・保育士同士の学び合いを中心とした協働的な取組を推進し、各園ひいては地域全体の保育の質向上を図る。

事業の概要

自治体において、地域で中核となって保育所や認定こども園等における保育の質向上に取り組むことが期待されるミドルリーダーを募り、参加するミドルリーダー同士の学び合いによる資質向上や、当該ミドルリーダーが勤務する園はもとより、自園以外の保育所や認定こども園等における保育の質向上に向けた取組の支援、それらの勤務園でのフィードバック等の取組に要する費用の一部を支援する。



（支援経費の例）

- ミドルリーダーに対する研修の実施経費
- ミドルリーダーが保育現場を不在にすることに伴う雇上げ費用
- ミドルリーダーによる他園への園内研修や公開保育等の支援に関する費用
- 外部有識者の協力を得た園内研修・公開保育等の実施費用

等

実施主体等

【実施主体】　都道府県又は市町村
【補助基準額】１自治体当たり500万円
【補助割合】　国：１／２、都道府県・市町村：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　2,411億円

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

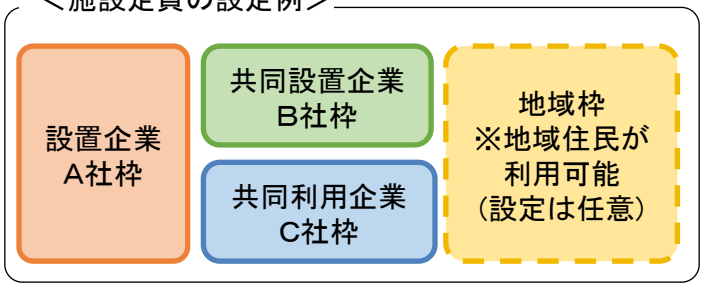
事業の概要

- 企業等が、平成28年４月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和３年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集なし）

【事業の特色･メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能、地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【令和７年度助成決定（令和８年３月31日時点）】
4,290施設 102,312人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016	2,269	1,929
年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
予算額	1,838	2,044	2,307	2,330	2,411	

こどもまんなか こども家庭庁

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　18億円

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

事業の概要

- ベビーシッター派遣事業
  多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
  （補助額：2,300円/枚　　利用可能枚数：児童1人につき１回２枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで）　※デジタル化対応済
  （利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業８％、中小企業３％）
- ベビーシッター研修事業
  ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

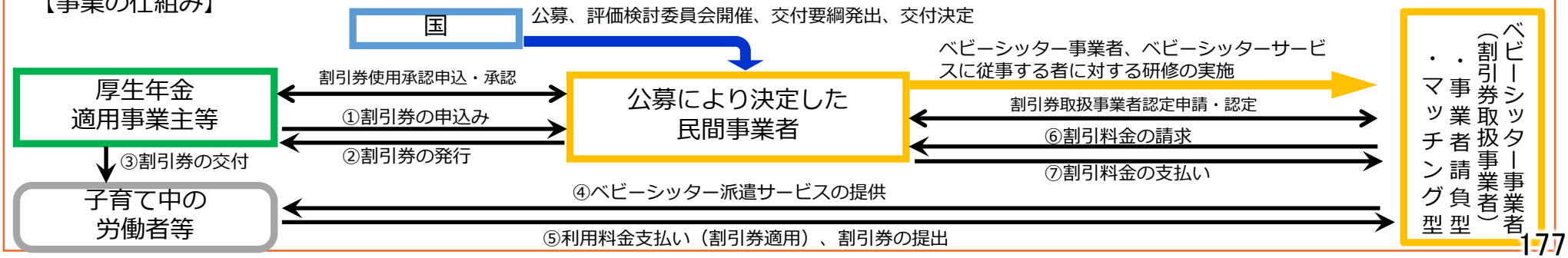
実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）【補助率】定額

【補助額】　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

- ベビーシッター派遣事業　事業費：1,731百万円　　事務費：29百万円
- ベビーシッター研修事業　事業費：　　8百万円　　事務費：23百万円

【事業の仕組み】



こども家庭庁

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　２億円

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

事業の概要

- 企業からの申請により、助成金（定額）を支給。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定（１つの認定につき各年度助成（要申請））
- くるみん認定、くるみんプラス認定〔１回の認定につき1回限り助成（認定の当年度又は翌年度に助成））

を取得している中小企業*（従業員300人以下規模の企業）

＊ 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

実施主体等

【実施主体、補助率】
民間団体（公募により決定）、定額

【助成額】
上限50万円/企業

（参考）

	くるみん［R７.4～R８.3］	くるみん累計
認定企業数	760企業	5,779企業

※認定企業数は大企業及び中小企業の合計数

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

新しい保育所保育指針等の円滑な実施に向けた環境の整備事業 新規 成育局成育基盤企画課

令和９年度概算要求額　0.9　億円

事業の目的

○　現在、こども家庭審議会において、令和７年４月の「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）」を踏まえ、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定に向けた審議が行われているところ。

○　保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定を着実に実施するとともに、新保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、解説書の作成、参考資料等を作成し、改定の趣旨や理念等について周知・徹底を図る。

事業の概要

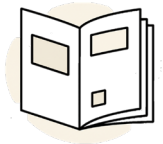
■　全国8ブロックにおいて説明会を実施

教育・保育に関わる幅広い関係者に３要領・指針の趣旨・理念が理解され、全てのこどもの健やかな育ちや学びの実現へとつながるように全国８か所で、説明会を実施する（オンライン配信の併用）。



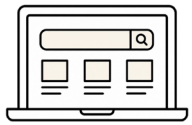
■　告示及び解説冊子の作成

告示の趣旨・理念や基本的な内容について解説する冊子を作成することで、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の周知・徹底に向けた取組を推進する。



■　保育所保育指針等のコンテンツサイトの作成

告示及び解説の検索機能から、実践事例データベース、オンライン研修など、保育所保育指針等をいつでも検索・学習・実践に活用できる総合プラットフォームを構築する。



実施主体等

【実施主体】国（民間業者に委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士養成課程等の見直しを踏まえた体制整備事業

新規　成育局 成育基盤企画課

令和９年度概算要求　0.4億円

事業の目的

○　保育を取り巻く環境の変化や保育士養成等に関する課題の整理、それらを踏まえた見直し等について専門的に検討を行うため、令和８年１月より、**保育士養成課程等検討会を設置して専門的な議論**を行い、**保育士養成課程や保育士等キャリアアップ研修、保育士試験の見直し**を行っているところ。

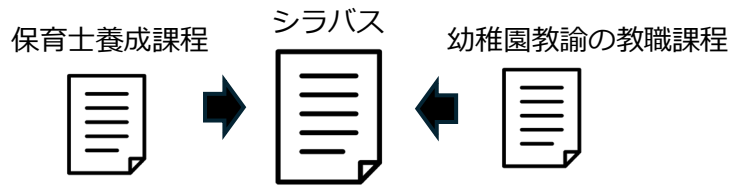
○ 保育士養成課程等の見直し後、保育士を養成する大学・短期大学等や都道府県において円滑な運用が行われるよう、
- **幼稚園教諭の教職課程と保育士養成課程を併設する大学・短期大学等**が、**新たなカリキュラムに対応するシラバスを作成**する際に参考となる**ガイドライン**や、
- **保育士等キャリアアップ研修の質の向上**を図るための**マニュアル**の作成を行う。

事業の概要

■幼稚園教諭の養成課程と保育士養成課程を併設する大学・短期大学等が、シラバスを作成する際に参考となるガイドラインの作成

幼稚園教諭の教職課程及び保育士養成課程の教授内容を参照しつつ、両課程を併設する大学・短期大学等向けに、シラバス作成の際に参考となるガイドラインを作成

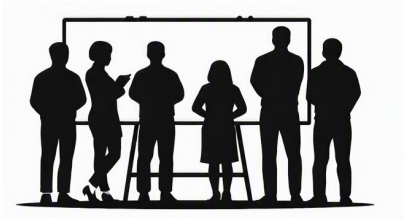
→新たな保育士養成課程の円滑な実施に向けて、各大学・短期大学等の体制整備を支援する



■キャリアアップ研修の実施機関向けマニュアルの作成

各都道府県が実施する保育士等キャリアアップ研修について、同研修の実施機関向けに、研修の実施内容や方法・実施体制などに関するマニュアルを作成

→質の高い保育士等キャリアアップ研修の実施により、保育の質の向上を図る



実施主体等

【実施主体】国（民間業者に委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所・認定こども園等における自然体験活動等の充実事業 新規

成育局成育基盤企画課

令和９年度概算要求額　1.4 億円

事業の目的

- 令和５年12月に閣議決定された「はじめの100か月の育ちビジョン」にも示されているとおり、乳幼児期のこどものウェルビーイングの向上のためには、豊かな遊びと体験が必要である。一方、近年では、外遊びの減少、公園等における遊びの制限、デジタルデバイス利用の低年齢化・長時間化等による疑似体験の比率の増加など、家庭や地域において、身体の諸感覚を通した豊かな遊びと体験の機会を確保することが困難になっており、保育所・認定こども園等において、乳幼児期のこどもが様々な人やもの、自然や文化等に直接的・具体的に触れる遊びと体験の機会の充実を図ることが求められている。
- こうしたことから、自治体が中核となり、保育所・認定こども園等や関係機関・団体等が連携し、地域の人的・物的資源を活用したり、自然体験活動等の情報共有を行ったりする仕組みを構築することなどにより、保育所、認定こども園等における自然体験活動等の充実を図るモデル開発を行う。

事業の概要

全国からモデル自治体を選定し、自治体が中核となって、保育所・認定こども園等における自然体験活動等を充実するための体制整備や仕組み作りのモデル開発を行う。

（取組例）
- ・地域の自然・文化・産業等の体験資源の把握・マッピング
- ・地域における自然体験活動等を推進するための計画の作成
- ・農林漁業関係者、自然・文化関係団体、関連企業等とのネットワークの構築
- ・自然体験活動等の企画・調整を行うコーディネーター等の配置
- ・各園における自然体験活動等の好事例の創出・蓄積　　等

【魚触（食育体験）】【地域の夏祭りに参加（文化体験）】【芋ほり体験（自然体験）】





【支援経費例】
- ・自然体験活動等に要する消耗品費等（例：作物の苗や土、魚触体験や木育体験のための魚や木材、伝統芸能の体験に要する楽器、作物の成長記録を撮影するためのカメラ、野外活動のための遮光タープ等）
- ・農業、漁業、伝統芸能等の体験の実施に必要な地域の協力者に対する謝金（コーディネーターへの謝金等）
- ・移動等のための諸経費

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等に委託）　国→①民間事業者等→②地方自治体により実施

【委託費】②地方自治体　中核市以上　１自治体当たり　上限１，０００万円
　　市町村　　１自治体当たり　上限　５００万円　　計15自治体

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育所等改修費等支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修を行う際等に要する改修費等の一部を補助する。また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

事業の概要

● 【対象事業】

（１）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業　（２）小規模保育改修費等支援事業　（３）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
（４）認可化移行改修費等支援事業　（５）家庭的保育改修費等支援事業　（６）乳児等通園支援事業実施事業所改修費等支援事業

実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）・新設または定員拡大の場合（１施設当たり）　利用（増加）定員19名以下　：19,968千円
利用（増加）定員20名以上59名以下：35,942千円
利用（増加）定員60名以上　：73,216千円

・老朽化対応の場合（１施設当たり）：35,942千円

（２）１事業所当たり：29,287千円　（３）１施設当たり：29,287千円　（４）１施設当たり：42,599千円

（５）・保育所で行う場合（１か所当たり）：29,287千円　・保育所以外で行う場合（１か所当たり）：3,194千円

（６）１事業所当たり　・改修費等：4,876千円　・礼金及び賃借料（開設前月分）：600千円

【補助割合】 （１）～（４）、（６）　国：１/２、市区町村：１/４、設置主体：１/４　（＊）国：１/２、市区町村：１/２
（５）　国：１/２、市区町村：１/２

＜補助率の嵩上げについて＞ 以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１/２→２/３）
【（５）以外　国:２/３、市区町村:１/12、設置主体:１/４　（＊）国:２/３、市区町村;１/３】
【（５）　国:２/３、市区町村:１/３】

○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（＊）公立の場合の補助率（（２）、（６）に限る）

こどもまんなか こども家庭庁

認可外保育施設改修費等支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設の指導監督基準を満していない施設に対して、指導監督基準又は保育所等の設備に関する基準を満たすための改修及び移転等に要する経費を補助することにより、こどもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

- 認可外保育施設に対して、指導監督基準又は認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。
- 対象事業者は、以下の要件を満たすものとする。

①　指導監督基準を満たすための改修等（令和６年度末までの時限措置を令和11年度末まで延長）

都道府県と市区町村との連名により、以下（１）、（２）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

（１）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

（２）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

※地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている認可外保育施設について、指導監督基準の全部に適合しない場合についても、一定の安全性や保育の質が確保されると認められる場合に補助の対象として、更なる質の向上を図るモデル的な取り組みを引き続き実施する。

②　保育所等の設備に関する基準を満たすための改修等

（１）職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置１／３以上）。

（２）設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。

（３）「認可化移行計画」を策定し、①指導監督基準適合化を図ること、②当該事業による補助を受けた後、認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から５年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指すこと。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県、市町村　【補助率】国：１／２、都道府県・市町村：１／４、事業者：１／４

【補助単価（R8）】①指導監督基準を満たすための改修等　改修費等：１か所当たり21,299千円　移転費：１か所当たり1,598千円

②保育所等の基準を満たすための改修等　改修費等：１か所当たり42,599千円　移転費：１か所当たり6,657千円

こども家庭庁

都市部における保育所等への賃借料等支援事業 拡充

成育局 保育政策課

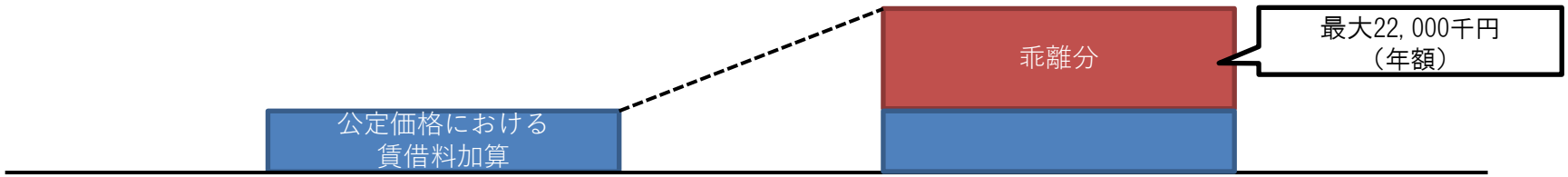
＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資するとともに、保育所又は幼保連携型認定こども園の整備に当たり、土地の確保が困難な都市部等での整備を促進するため、土地借料の一部を支援し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

（１）賃借料が高い都市部において、賃借料が公定価格の賃借料加算の３倍を超える保育所等について、賃借料加算との乖離分を補助する。



（２）土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】 市区町村（（１）については、保育提供体制の確保のための「実施計画（地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策）」の採択が必要）

【補助基準額】

（１）１施設当たり　２２，０００千円

※対象施設は、賃借料加算の「都市部」単価を算定しており、かつ、建物借料が賃借料加算の額の３倍を超える施設等に限る。

※市区町村が「実施計画（待機児童対策）」の採択も受けている場合に限り、建物借料が賃借料加算の額の３倍を超える施設等も対象とする。«拡充»

（２）１施設当たり　２１，２００千円

【補助割合】 原則、国：１／２、市区町村：１／４、事業者：１／４

※以下の①②を満たす自治体の場合、国：１／３、市区町村：５／12、事業者：１／４とする。

①特別区及び財政力指数が１．０を超える自治体　②原則の補助割合で算出した本事業の国庫補助額が１億円を超える自治体

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

民有地マッチング事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地など所有者と保育所、認定こども園を運営する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

事業の概要

（１）土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

（２）整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

（３）地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

※ただし、（３）については、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。

【補助基準額】

・マッチング事業費　　１自治体当たり：６，２２０千円
・整備候補地の掘り起こし強化　　１自治体当たり：４，２９０千円
・コーディネーターの配置経費　　１か所当たり　：４，４００千円

【補助割合】 国：１／２、都道府県・市区町村：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

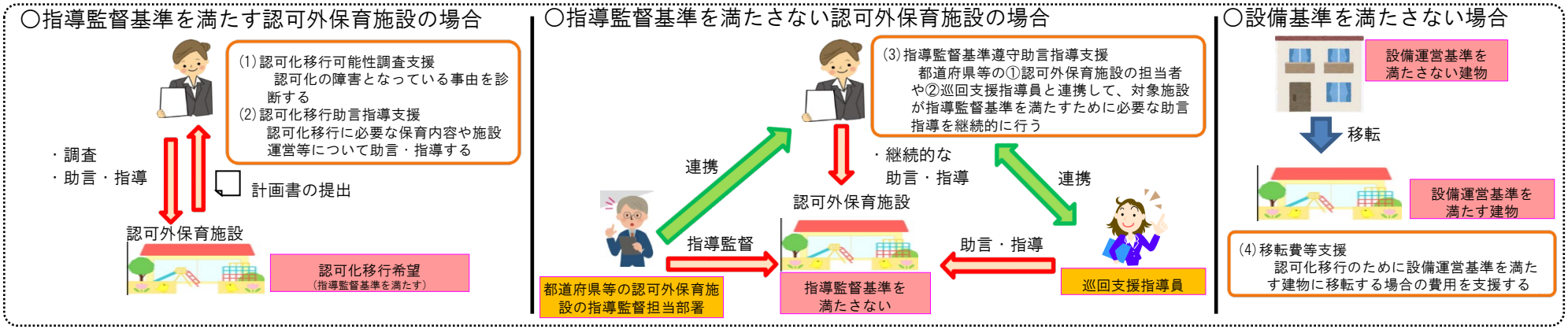
- 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行にあたって必要となる経費を補助することにより、保育の供給を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

事業の概要

【事 業 内 容】

保育の供給を増やし、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、
①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を行い、
移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

また、認可外保育施設が保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用について支援する。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実 施 主 体】都道府県、市区町村

【補助基準額】（１）認可化移行可能性調査支援　１施設当たり　581千円　（２）認可化移行助言指導支援　１施設当たり　519千円
（３）指導監督基準遵守助言指導支援　１施設当たり　778千円
（４）移転費等支援　１か所当たり　移転費　1,598千円、仮設設置費　5,059千円

【補 助 割 合】（１）～（３）　国：１／２、都道府県・市区町村：１／２　（４）　国：１／２、市区町村：１／２

認可外保育施設の衛生・安全対策事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

事業の概要

- 認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断の実施に必要な費用を補助する。
- 対象者：認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員
- 実施要件
  ①　感染症罹患の有無を発見するため、市区町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと
  ②　感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助率】　国：１／３、都道府県：１／３、市町村：１／３（国：１／３、指定都市・中核市：２／３）

【補助単価】１市町村当たり年額　３５４千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

保育環境改善等事業 拡充

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【補助制限】
（★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助をうけることができる
（☆）の事業：補助制限なし

- 【対象事業】

１．基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業（☆）：保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）：物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

２．環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業（☆）：既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
②分園推進事業（☆）：保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
③熱中症対策事業（★）：熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業
④安全対策事業（★）：ア　睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー等）の備品の購入等を行う事業　イ　ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
ウ　性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業 «新規»
⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）：病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑥放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）：
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
⑦感染症対策のための改修整備等事業（★）：インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
⑧保育環境向上等事業（★）：　保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

実施主体等

【実施主体】　市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額】　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。
１．基本改善事業（①、②）　１施設当たり　7,200千円　（③）　１施設当たり　100千円
２．環境改善事業（①、②、⑤、⑦、⑧）１施設当たり　1,029千円　（③）１施設当たり　2,573千円
（④）ア　１施設当たり 500千円以内　イ　１施設当たり 200千円以内　ウ　１施設当たり 100千円以内　（⑥）１施設当たり　42,599千円

【補助割合】　２④の事業　国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4　２⑥の事業　国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業　国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3　又は　国:1/3、指定都市・中核市:2/3

こども家庭庁

３歳児受入れ等連携支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

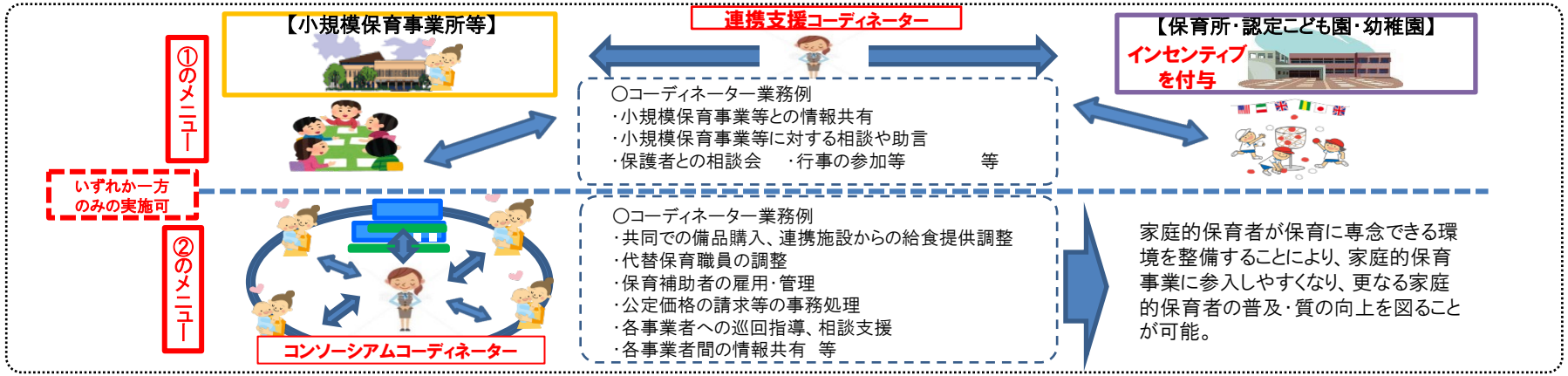
- 保育所等において、満３歳以上の児童の受入れを重点的に行い、家庭的保育事業等を行う者と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用する児童の３歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。
- また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

事業の概要

【事 業 内 容 】

① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。

② 複数の家庭的保育事業者及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。



実施主体等

【実施主体】市区町村

【補助基準額】①１か所当たり年額　5, 029千円
②１自治体当たり年額　4, 183千円（コーディネーターを２人以上配置する場合は、8, 183千円）

【補助割合】国：１／２、市区町村：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育利用支援事業（入園予約制）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- １歳児クラスの年度当初からの入所は、０歳児クラスからの進級により定員が埋まってしまうため、育児休業期間を切り上げて０歳児からの保育所等への入所を希望する保護者がいることから、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、１年間の育児休業を取りつつ、職場復帰に向けた保育所入園時期を予め確保することにより、こどもの育ちと保護者の不安を解消する。

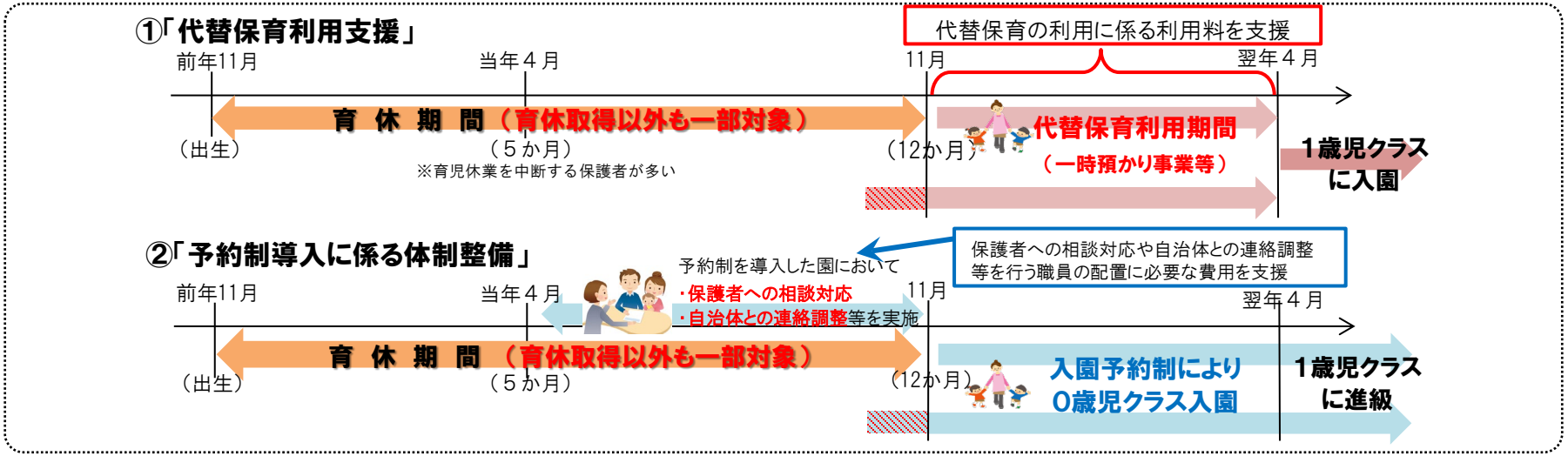
事業の概要

（１）「代替保育利用支援」

育児休業終了後から保育所等に入園する翌４月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

（２）「予約制導入に係る体制整備」

入園予約制を導入した保育所等に対し、こどもの入園までの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。



実施主体等

【実施主体】市区町村（ただし、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る。）

【補助基準額】①「代替保育利用支援」　子ども１人当たり　20千円（月額）

②「予約制導入に係る体制整備」　施設１か所当たり　2,660千円（年額）

【補助割合】国：１／２、市区町村：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

● 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等に必要な知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況 、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

事業の概要

● 保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言や、指導監査や立ち入り調査を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用を補助する。

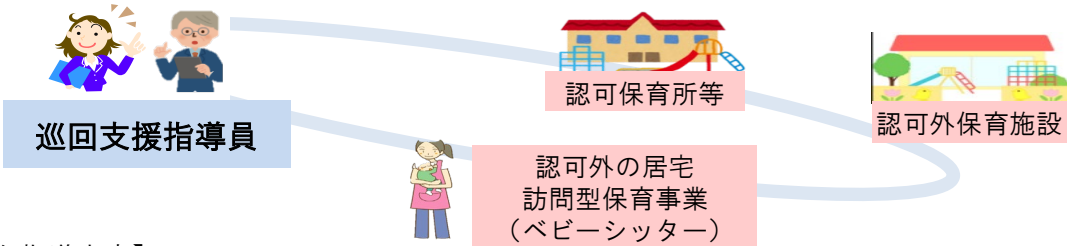
質の確保・向上のための**研修**事業



【研修対象者】
保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員　等

【研修内容】
・保育所等が遵守・留意すべき内容
・保育中の事故防止、事故発生時の対応
・園外活動等における安全対策　等

質の確保・向上のための**巡回支援指導**事業



【主な指導内容】
- 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- 園外活動等における安全対策の実地指導

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村
【補助率】国１／２、都道府県・市町村：１／２
【補助単価】①　研　修　事　業　：　　１回当たり　376千円
②　巡回支援指導事業：指導員１人当たり 4,062千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策 見直し

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標（ＫＰＩ）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取組む自治体を支援する。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

１．受け皿整備等



〇待機児童対策協議会推進事業（都道府県）

保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置

※　補助基準額　3, 157千円

※　補助割合　　国：１／２、都道府県：１／２

２．保育人材の確保



〇保育人材等就職・交流支援事業（市区町村）

保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）の追加配置に必要な経費への補助

※　補助基準額　4, 015千円

３．地方自治体からの提案型事業



〇新たな待機児童対策提案型事業（都道府県、市区町村）

待機児童対策協議会に参加する自治体が実施する、待機児童解消に向けた先駆的な取組を支援

※　補助基準額　こども家庭庁長官が認めた額（上限10, 000千円）

※　補助割合　　国：２／３、都道府県・市区町村：１／３

ＫＰＩ項目・指標及び見える化

設定及び見える化するＫＰＩ項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の実情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。



「１．受け皿整備等」に関するＫＰＩ（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市区町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市区町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市区町村）

「２．保育人材の確保」に関するＫＰＩ（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育所等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育所支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓「保育士・保育所支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓保育士の平均勤続年数（都道府県、市区町村）

こどもまんなか こども家庭庁

保育所等における２歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育所の２歳児（年度途中で満３歳を迎える児童）について、保育料の無償化との関係で年度の途中において幼稚園に転園するケースが生じていることから、２歳児に限り、年度の当初あるいは途中に比べ、やむを得ない事情により利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。

事業の概要

【事業内容】

〇前年度における２歳児の各月初日の利用児童数を比較して減少幅が一定程度（※）の保育所等を対象。

※「３人以上」かつその影響が「３月以上」（年度当初あるいは最多月に比して３人以上減っている月が３月以上）

〇対象保育所は地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施。

実施主体等

【実施主体】　市区町村

【補助基準額】　１００万円

【補助率】　国１／２　市町村１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

保育所等虐待防止対策支援事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）において、新たに保育所等における虐待に係る通報義務等の仕組みを創設した。
- 本事業は、改正法を踏まえ、保育所等における虐待を未然に防止するとともに、虐待対応に係る自治体の体制を強化することを目的とする。

事業の概要

（１）専門人材の活用

都道府県や市町村における虐待対応において、専門的知見に基づき自治体の判断をサポートする専門人材や、こどもの心のケアを行う専門人材、保育所等における虐待防止に係る指導等を行う専門人材、関係機関へのつなぎ支援等を行うための専門人材の派遣を支援する。

（２）虐待対応実務者会議の設置

都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議（虐待対応実務者会議）を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析、虐待等の判断や指導等の対応方針の検討、連絡・対応体制の構築等の連携強化の取組を支援する。

（３）自治体職員等の対応力強化研修

都道府県職員や市町村職員等を対象とした、効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修の実施を支援する。

（４）保育士等への研修等

保育士等に対する虐待の未然防止に関する研修や、施設長など保育所等内において指導的立場にある者等を対象とした、職員のストレス及びハラスメント対策やこどもの人権擁護の視点に立った保育の実践方法の修得等に関する研修の実施を支援する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市　　【補助率】国１／２、都道府県等１／２

子どものための教育・保育給付交付金

令和９年度概算要求額１兆９,174億円＋事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

事業の概要

- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和９年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。　等

併せて「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

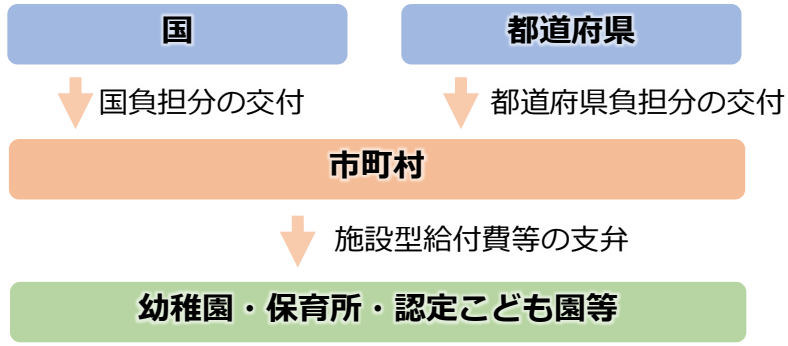
実施主体等

【実施主体】　市町村

【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置
※0～２歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※１号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



子どものための教育・保育給付費補助金

令和９年度概算要求額　18億円＋事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

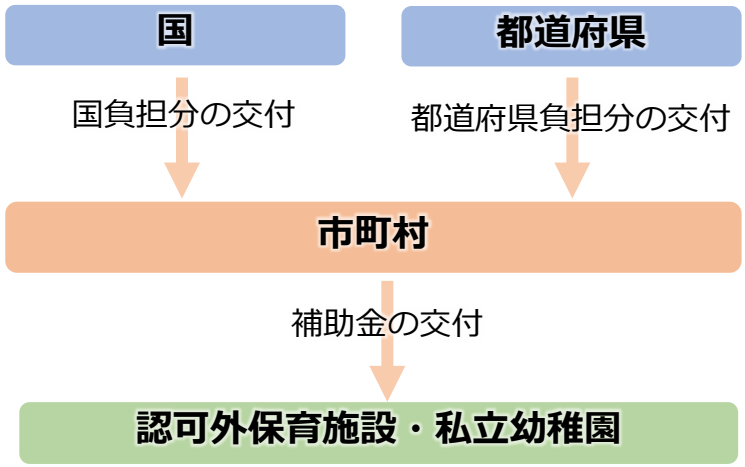
幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補 助 率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
  国１/２（指定都市・中核市１/２）
- その他の市町村が実施する場合
  国１/２（都道府県１/４・市町村１/４、指定都市・中核市１/２）



こどもまんなか こども家庭庁

子育てのための施設等利用給付交付金

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　828億円＋事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設等利用給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、こどもが健やかに成長するように支援するとともに、こどもの保護者の経済的負担を軽減する。

【実施主体】市町村　**【負担割合】**国１/２、都道府県１/４、市町村１/４（原則）

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たしたこどもが②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当するこどもであって市町村の認定を受けたものが対象

- 満３歳から５歳まで（小学校就学前まで）のこども
- ０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性があるこども

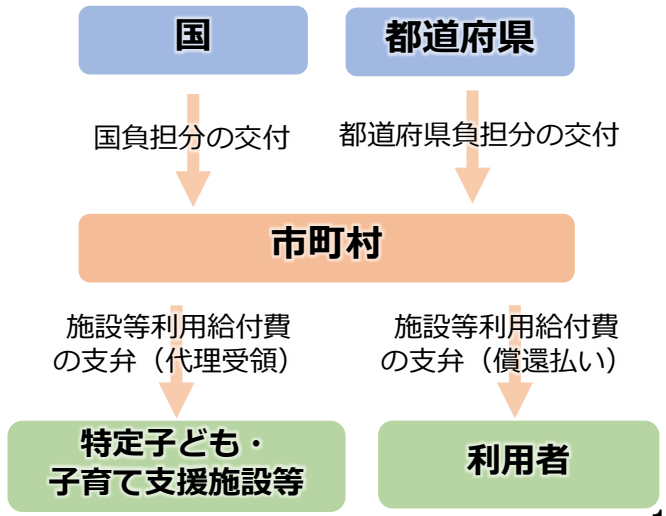
②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。
ただし、令和12年３月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、
例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

【給付上限額】※令和８年10月～見直し

給付単価（月額）	～R8.9月末	➡	R8.10月～
認可外保育施設等（０～２歳）	42,000円	（＋3,700円）	45,700円
認可外保育施設等（３～５歳）	37,000円	（＋3,300円）	40,300円
新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）	25,700円	（＋2,300円）	28,000円
預かり保育等（０～２歳）	16,300円	（＋1,400円）	17,700円
預かり保育等（３～５歳）	11,300円	（＋1,000円）	12,300円



乳児等のための支援給付交付金（こども誰でも通園制度）

令和９年度概算要求額　359億円

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

【対象児童】保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後６か月から満３歳未満のこども

【実施事業所】保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター　等
において設備運営基準を満たした事業所

【実施方法】一般型又は余裕活用型

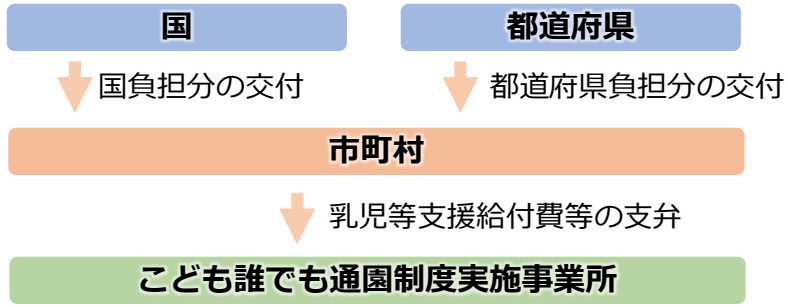
【基本単価】こども一人１時間当たり０歳児：1,700円、１・２歳児：1,400円（内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限）

【加　　算】障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算、
初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃借料加算、特別地域加算、保護者支援面談加算

実施主体等

【実施主体】
市町村（特別区を含む。）

【負担割合】
支援納付金：1/2　国：1/4　都道府県：1/8　市町村：1/8



延長保育事業

<子ども・子育て支援交付金>　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数＋事項要求

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

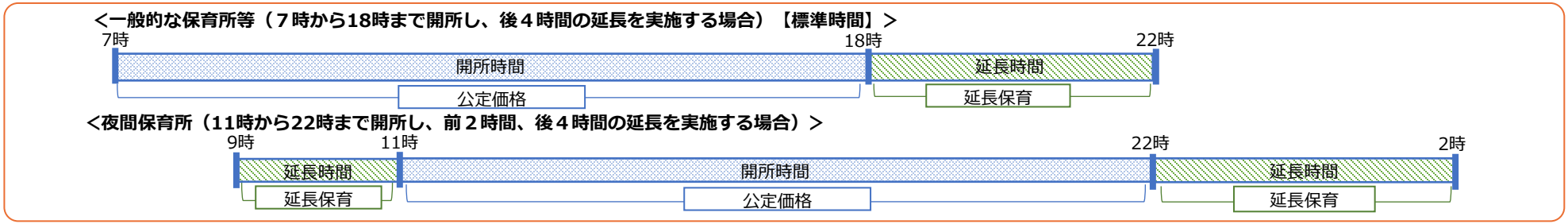
事業の概要

（１）一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業
短時間認定　：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

（２）訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】市町村（特別区含む。）
【補 助 率】 国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）
【主な令和８年度補助基準額】※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

①　保育短時間認定（保育所：在籍児童１人当たり年額）

１時間延長：　23,300円
２時間延長：　46,600円
３時間延長：　69,900円

②　保育標準時間認定（保育所：１事業所当たり年額）

３０分延長：　600,000円
１時間延長：1,909,000円（2,137,000円）
２～３時間延長：2,955,000円（3,183,000円）
４～５時間延長：6,280,000円（6,394,000円）
６時間以上延長：7,401,000円

○　配置基準改善加算（保育所：１事業所当たり年額）※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

３０分延長：　150,000円　　４～５時間延長：1,350,000円
１時間延長：　300,000円　　６時間以上延長：1,950,000円
２～３時間延長：　750,000円

○　障害児保育加算（保育所：１事業所当たり年額）　※平均対象障害児数が１人以上の施設のみ

３０分延長：　150,000円　　４～５時間延長：1,350,000円
１時間延長：　300,000円　　６時間以上延長：1,950,000円
２～３時間延長：　750,000円

【実績】

<実施か所数>

令和３年度：29,277か所（公立6,575か所、私立22,702か所）
令和４年度：29,535か所（公立6,427か所、私立23,108か所）
令和５年度：29,755か所（公立6,256か所、私立23,499か所）
令和６年度：29,641か所（公立6,162か所、私立23,479か所）

<年間実利用児童数>

令和３年度：　893,990人（公立201,262人、私立692,728人）
令和４年度：　915,022人（公立195,215人、私立719,807人）
令和５年度：　948,778人（公立198,712人、私立750,066人）
令和６年度：　909,591人（公立187,272人、私立722,319人）

※　公立施設については、平成17年度に一般財源化
※　こども家庭庁保育政策課調べ

こどもまんなか こども家庭庁

実費徴収に係る補足給付を行う事業

成育局 保育政策課
文部科学省 幼児教育課

<子ども・子育て支援交付金>　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数＋事項要求

事業の目的

- 低所得で生計が困難である者等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

事業の概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている**①食事の提供に要する費用**及び**②日用品、文房具等の購入に要する費用**等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

①給食費（副食材料費）　※新制度に移行していない園に限る

5,200円
- **補足給付（基準額）**（※基準額を超える場合は、その分保護者負担）
- 保護者負担

低所得世帯（第１～３階層）
※第３子以降は所得に関わらず対象

低所得世帯以外（第４階層～）
※第３子以降を除く

※新制度園（１号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている
※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

②教材費・行事費等（給食費以外）　※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ

2,900円
- 保護者負担（基準額を超える部分）
- **補足給付（基準額）**

生活保護世帯（第１階層）

生活保護世帯以外（第２階層～）

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の１つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補 助 率 】　：国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

【令和９年度補助基準額案(１人当たり月額)】

① 給食費（副食材料費）　：５，２００円
② 教材費・行事費等（給食費以外）　：２，９００円

【実績（令和６年度）】

① 給食費（副食材料費）　１号認定：5,279か所、61,197人
② 教材費・行事費等　１号認定：　800か所、　938人
２号認定：3,055か所、　5,281人
３号認定：2,384か所、　2,615人

こどもまんなか こども家庭庁

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

成育局　保育政策課
文部科学省　幼児教育課
文部科学省　地域学習推進課

＜子ども・子育て支援交付金＞　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数＋事項要求

事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、
・多様な事業者の新規参入の支援
・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担軽減
を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

事業の概要

1 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

○　住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

○　私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（令和３年度創設）

○　幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応えて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）　**【補 助 率】**国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

【令和９年度補助基準額案】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

①　新規参入施設等への巡回支援　　１施設当たり年額：４２７，０００円

②　認定こども園特別支援教育・保育経費　対象子ども１人当たり月額：　６７，１００円
支援対象：特別な支援が必要な子どもが在籍する施設　※対象子どもが１人在籍する施設については、別途補助要件を設定

③　地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援　対象幼児１人当たり月額：　２０，０００円
ただし、利用する施設等の過去３カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

（単位：巡回支援と特別支援はか所、集団活動の利用支援は市区町村）

	H26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884	724	591	516	446
特別支援	－	111	94	140	277	292	336	427	552	658	801
集団活動事業の利用支援	－	－	－	－	－	－	－	89	134	137	139

病児保育事業

<子ども・子育て支援交付金>　令和９年度概算要求額　2,389億円の内数＋事項要求

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（１）病児対応型・病後児対応型
地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（２）体調不良児対応型
保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（３）非施設型（訪問型）
地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

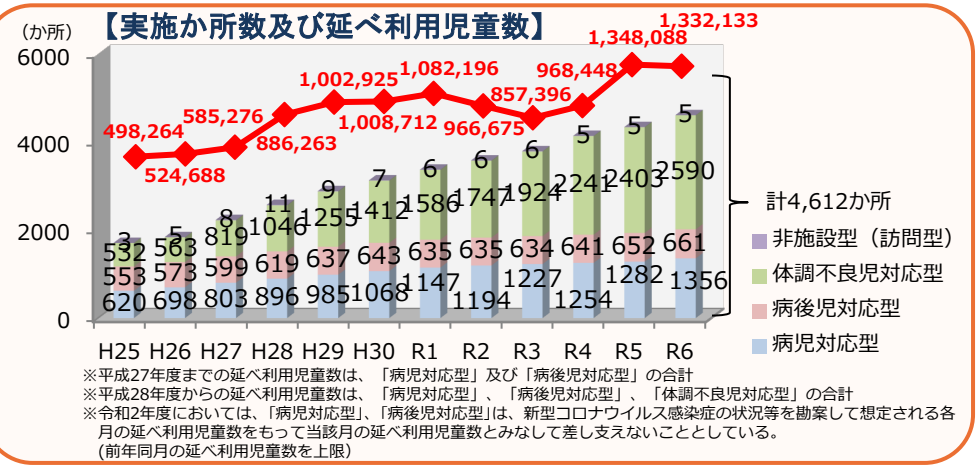
【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補 助 率】 国１／３（都道府県１／３、市町村１／３）

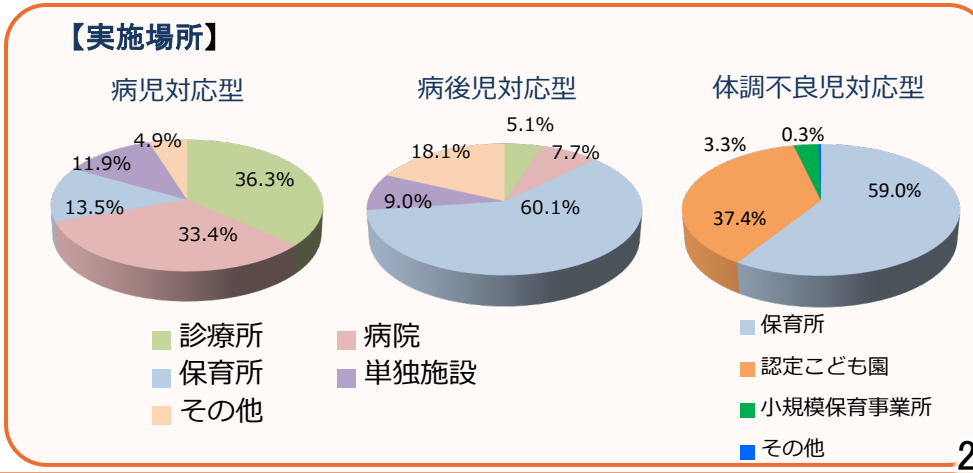
【主な令和８年度補助基準額 (病児対応型１か所当たり年額)】

基本分単価：9,459,000円（うち改善分2,538,000円）
加算分単価：1,180,000円　～　42,400,000円
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円
感染症対応加算：1,542,000円

※事業内容の拡充等については、予算編成過程において検討。



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
（前年同月の延べ利用児童数を上限）



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

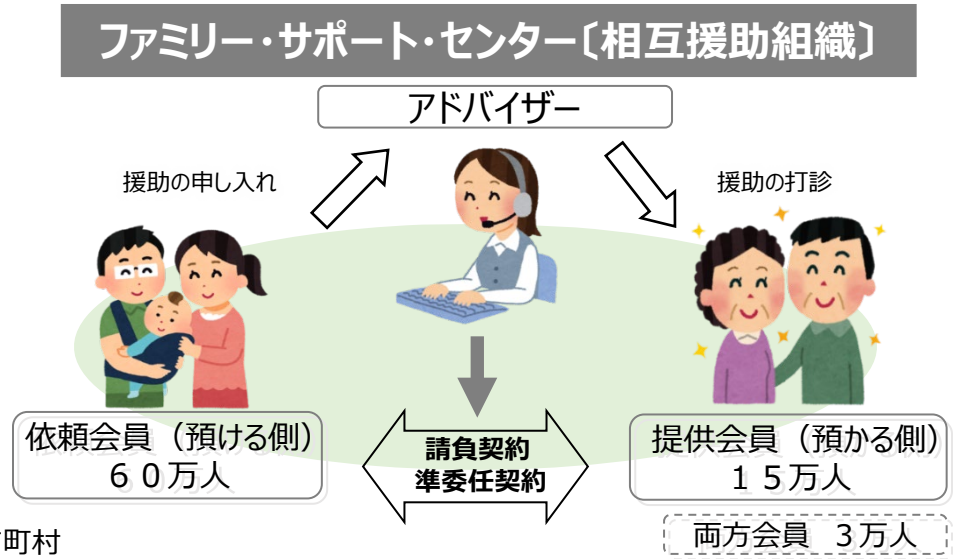
事業の概要

○主な実施要件

・会員数は２０人以上
・相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
・こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも５年に１回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり



○実施市町村　（令和7年度）1,027市町村、（令和６年度） 1,009市町村

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　市町村（特別区を含む）　　【補助率】　国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和９年度補助基準額案】
○基本事業　2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
○病児・緊急対応強化事業　1,800千円（預かり等の利用件数 ～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
○預かり手増加のための取組加算　①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
②　500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
○提供会員の定着促進加算　500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
○ひとり親家庭等の利用支援　500千円　　○地域子育て支援拠点等との連携　1,500千円
○性被害防止対策加算　580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
○開設準備経費　改修費等　4,000千円　　礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

安全で質の高いベビーシッター利用促進事業 新規

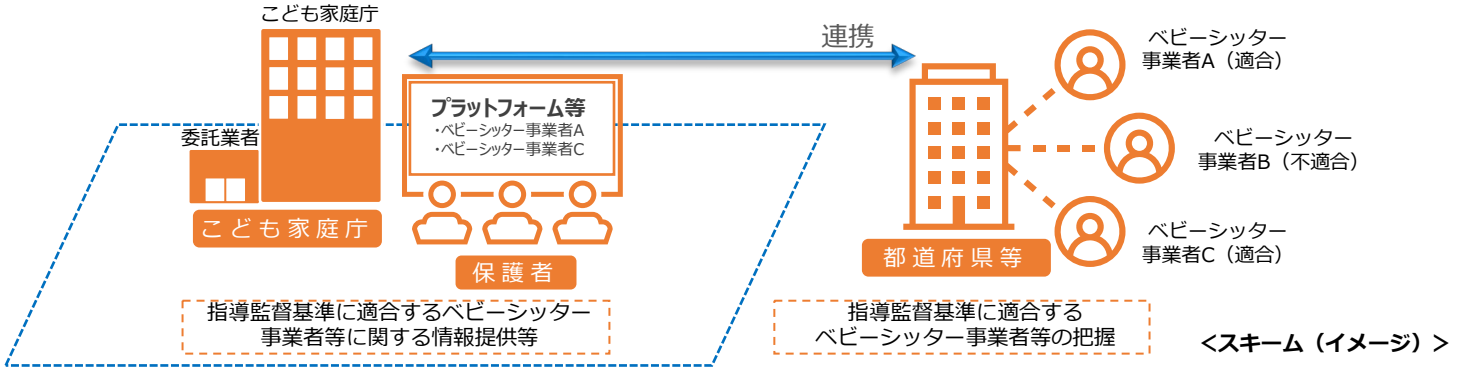
＜こども政策推進事業委託費＞　令和９年度概算要求額　３億円

事業の目的

● 認可外の居宅訪問型保育（以下「ベビーシッター」という。）の安全な利用方法等について、保護者等の理解を深めることにより安全意識の醸成を図るとともに、保護者が認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を遵守し、こども性暴力防止法の対象となるベビーシッターを安全に利用できるよう促進する。

事業の概要

● ベビーシッター事業者等における立入調査や指導監督基準への適合状況に関する課題を把握・分析し、指導監督基準への適合を促進するとともに、基準に適合するベビーシッター事業者等に関する情報を一元的に提供するプラットフォームを運営することにより、保護者が安全で質の高いベビーシッターを選択するための理解を促進し、安全意識の醸成等を図る。



＜スキーム（イメージ）＞

＜拡充内容＞

プラットフォームの運用保守業務に加え、全国レベルで活用しやすい情報網としての機能向上のため、以下の改修等を行う。

- ✓ 指導監督基準への適合状況等（事業停止命令等）に関する全国情報共有データベース機能の充実
- ✓ 掲載するベビーシッター事業者等の情報の追加、充実
- ✓ 「こどもの預かりサービスのマッチングサイトのガイドライン適合状況調査サイト」との統合

実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こどもまんなか こども家庭庁

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（児童福祉分野）

成育局 保育政策課

令和９年度概算要求額　224億円

事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき、昭和36年より「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施。
- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等の職員の待遇改善により、職員の身分の安定を図り、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

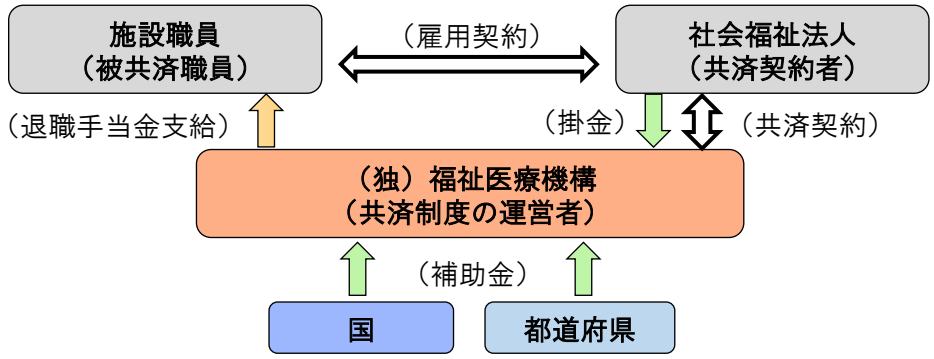
- 【実施主体】（独）福祉医療機構
- 【加入対象となる施設・事業】　社会福祉法人が経営する
  ①社会福祉施設等（保育所等）
  ②特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
  ③申出施設等（介護老人保健施設等）
- 【財政方式】　賦課方式
- 【支給財源】①社会福祉施設等（１人当たり掛金　年額49,500円 [R8年度]）

経営者（掛金）１／３	国 １／３	県 １／３

②特定介護保険施設等、③申出施設等（１人当たり掛金　年額148,500円 [R8年度]）

経営者（掛金が3倍） ３／３

制度の仕組み等



- 対象施設（児童福祉分野）
  - 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（共済法第二条第１項第二号）
  - 幼保連携型認定こども園（共済法第二条第１項第三号）
  - 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業（共済法第二条第２項第一号）
  - 障害児通所支援事業（共済法第二条第３項第一号）
  - 障害児入所施設（共済法第二条第３項第二号）
  - 小規模保育事業（共済法施行令第二条第１項）

こどもまんなか こども家庭庁

保育所等における第三者評価改善モデル事業

成育局成育基盤企画課

令和９年度概算要求額　0.2 億円

事業の目的

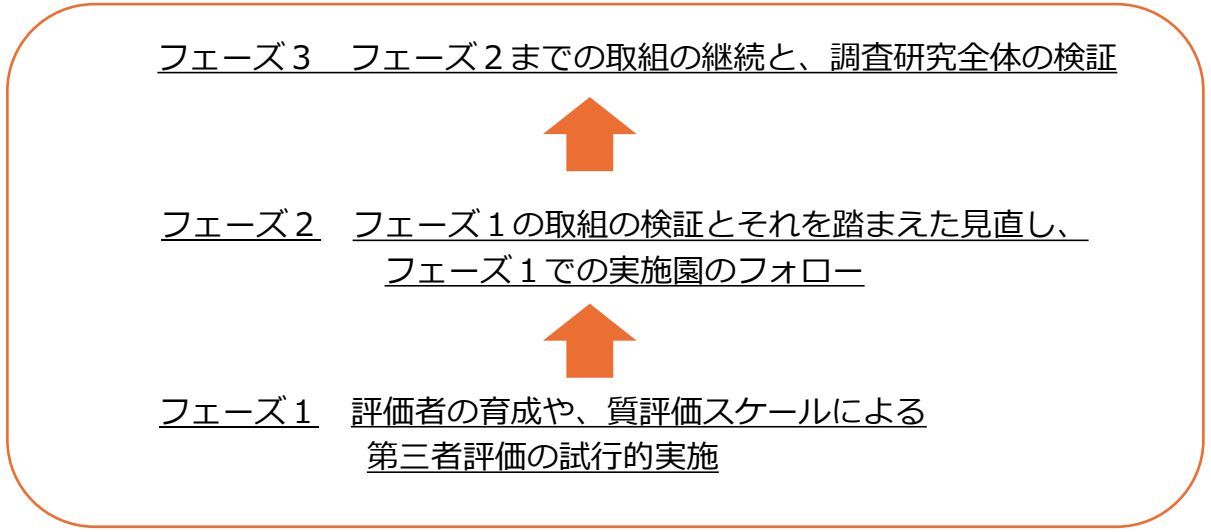
- 保育所や認定こども園等においては、保育の質の向上を図っていく上で、自己評価の取組に加え、より多様な視点を取り入れる観点から、第三者評価を活用することが重要。第三者評価の結果を保護者や地域と共有することは、協働体制の構築にも資する。
- 一方、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分に踏み込めていないといった指摘もある。
- こうしたことを踏まえ、第三者評価の改善を図り、それを活用した各保育所や認定こども園等の保育の質の向上の取組を推進する。

事業の概要

都道府県等から３年程度モデル地域を継続的に指定し、国内の質評価スケール等（※）を活用した第三者評価の実施、当該評価を活用した保育実践の見直し・改善、保育士等や評価者の育成等について、モデル開発を行う。
※国立教育政策研究所幼児教育研究センターが開発した「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」等

【主な調査研究の観点（例）】
・実施体制、評価機関の認証
・実施園へのフィードバック、保育の改善
・自己評価との関連付け
・評価の公表
・監査との役割分担
・評価者の育成

【対象施設】
保育所、認定こども園、地域型保育事業　等



実施主体等

【実施主体】国（都道府県・市区町村に委託）　【委託基準額】都道府県等１か所当たり　500万円程度

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

地域における保育の質の向上の体制整備調査研究

拡充

成育局 成育基盤企画課

令和９年度概算要求額　0.８ 億円

事業の目的

地方自治体が中核となり、**幼児教育センター、保育士等の養成校（大学・短大等）、保育等の関係団体、保育所・認定こども園等からなるネットワークを形成**し、**地域一体となって保育の質の確保・向上を推進するための体制を構築**するとともに、**質の高い保育の提供に向けた取組を推進**する。

事業の概要

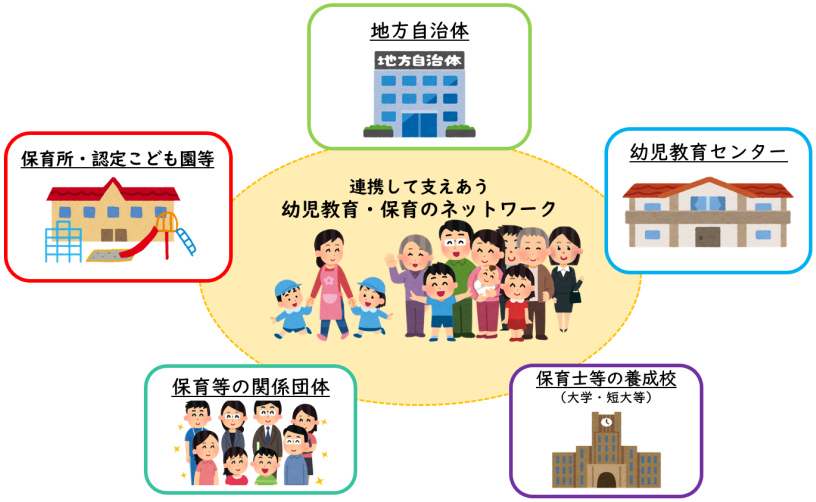
モデル地域を３年程度継続的に指定し、**地方自治体において**、地域の保育に係る課題の現状把握・分析、施策の企画立案、保育所等に対し指導助言等を行う**保育指導職などを配置**したり、幼児教育センター、保育士等の養成校（大学・短大等）、保育等の関係団体、保育所・認定こども園などの**保育関係者からなるネットワークを形成**したりするなど**中核的機能を構築**するとともに、**その機能を生かして**、**質の高い保育の提供に向けた取組を実施**し、**地域一体となって保育の質の確保・向上を推進するための持続可能なモデル開発を行う。**

【中核的機能の例】

- **地方自治体における中核的機能の構築**
  - ・保育指導職などの配置
  - ・幼児教育センター、養成校（大学・短大等）等との連携によるネットワークの形成

【想定される取組例】

- **保育所等における保育の質向上**
  - ・幼児教育センターや養成校（大学や短大等）等からの講師派遣による地域の課題を踏まえた研修の実施。
  - ・公開保育などによる開かれた保育の推進、相互交流の機会創出
- **保育士等の人材育成**
  - ・幼児教育センターや養成校等との連携による研修機会の充実
  - ・行政・養成校・園の三者連携による交流及び研修の機会の充実（保育士と学生の交流等）



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】国　①都道府県、指定都市・中核市、10万人程度以上の市町村に委託計８箇所程度　※令和７、８年度に指定を受けているものを優先する）【拡充】
②上記以外の市町村に委託（計４箇所程度）

【委託基準額】　①都道府県等１か所当たり800万円程度、②市町村１か所当たり400万円程度

ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業 拡充

＜こども政策推進事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　0.9億円

事業の目的

● ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

事業の概要

● ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。

① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組。
※ベビーシッター事業者による一括申込みを可能とするとともに、平日夜間・土日を中心とした研修実施回数の拡充により、更なる研修受講機会の拡大を図る。

② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施。
※ベビーシッターとして従事している者を対象として更なる保育の質の向上のため、研修修了者に対する定期的（年１回程度）な受講勧奨を行うことを補助要件に追加する。

③ ベビーシッターに係るフォーラムの開催
ベビーシッターとして従事することを希望する者及び既にベビーシッターに従事する者を対象として、ベビーシッターの資質向上、人材交流、既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する就業機会の確保等を目的としてフォーラムを開催する。

実施主体等

【実施主体】民間事業者（公募により決定）

【補助率】　定額

妊娠から子育てまでの
切れ目のない支援の強化

こどもまんなか
こども家庭庁

産後ケア施設改修費等支援事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　４億円

事業の目的

○　産後ケア事業については、こども未来戦略（令和5年12月閣議決定）において、「支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める」こととされたところ。
○　また、令和６年の子ども・子育て支援法の改正により、令和７年度から同事業を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めていくこととしている。
○　産後ケア事業のユニバーサル化に向け、受け皿の拡大を進めていくため、産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）に対する改修費等を支援することにより、産後ケア事業の実施体制の強化を図る。

事業の概要

産後ケア事業を行う施設（賃貸物件を活用して設置する施設等を含む）の新設、定員の拡大等を行おうとする設置主体に対して、当該施設の改修に伴い必要となる経費の一部を補助する。



実施主体等

【実施主体】市町村
【補助率】設置主体が市町村の場合　：国１／２、市町村１／２(直接補助)
　　設置主体が民間団体の場合：国１／２、市町村１／４、民間団体１／４(間接補助)
【補助基準額】35,942千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

留意点

次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となる場合は、本事業による補助の対象外とする。

産後ケア事業（子ども・子育て支援交付金）

拡充

令和９年度概算要求額　104億円

※令和６年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施（令和６年度予算額：60.5億円）【平成26年度創設】

事業の目的

○　出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業のユニバーサル化を目指す。こども家庭センターや伴走型相談支援との連携により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の提供を行う。

※　「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和３年４月１日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内　容

出産後１年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

◆ 実施方法・実施場所等

（１）「宿泊型」　・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施（利用期間は原則７日以内）
（２）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
（３）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

※都道府県負担の導入（R7～）（R6以前は、国１／２、市町村１／２）

【補助基準額】
（１）デイサービス・アウトリーチ型
（２）宿泊型
（２）－１　A型（従来型）
（２）－２　B型：産後ケア事業に係る専用ベッド４床以上
　　常時職員複数配置（うち、１名以上は専従）
（２）－３　C型：産後ケア事業に係る専用ベッド７床以上
　　常時職員複数配置（うち、２名以上は専従）

※なお、デイサービス型・宿泊型の交付においては、自治体が施設と委託契約により実施する場合、下記（３）～（８）の加算を取るにあたっては、基本分の委託料に所定の加算額を加えた委託料とすることを要件とする。

（３）宿泊型に係る夜間職員配置加算（日額）
（３）－１　A型について、夜間に職員を２名（うち、１名専従）以上配置した場合
（３）－２　B型について、夜間に職員を２名（うち、２名専従）以上配置した場合
（３）－３　C型について、夜間に職員を３名（うち、３名専従）以上配置した場合

（４）支援の必要性の高い利用者を受け入れる施設への加算（日額）

（５）兄姉（未就学児）を受け入れる施設への加算（日額）

（６）生後４か月以降の児を受け入れる施設への加算（日額）

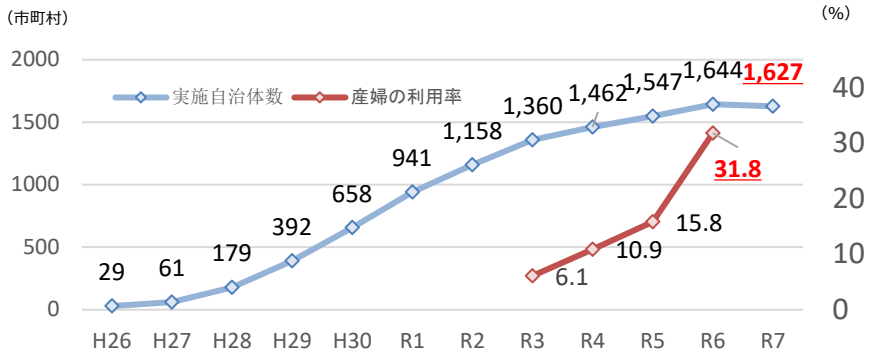
（７）多胎児を受け入れる施設への加算（日額）

（８）父親サポート加算（専門職等による父親への子育て支援）

（９）①住民税非課税世帯に対する利用料減免
　　②上記①以外の世帯に対する利用料減免

※規模別の補助基準額等については、産後ケア事業所への実態調査の結果等も踏まえ、今後の予算編成過程で検討

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース
※ 産婦の利用率の算出方法
宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計/ 分娩件数

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和９年度概算要求額　７億円の内数

事業の目的

○　妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内　容

（１）利用者の悩み相談対応やサポート
（２）産前・産後の心身の不調に関する相談支援
（３）妊産婦等をサポートする者の募集
（４）子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
（５）母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
（６）多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポーター等による支援）（Ｒ２～）
（７）妊産婦等への育児用品等による支援（Ｒ２～）
（８）出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
「デイサービス（参加）型」　　：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

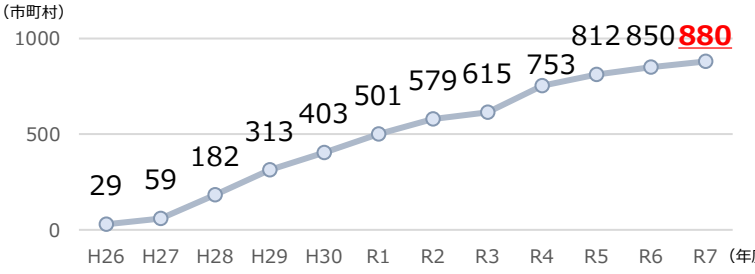
①　助産師、保健師又は看護師
②　子育て経験者、シニア世代の者等
※　事業内容（２）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体等

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２
◆ 補助基準額：月額169,300円～2,777,200円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業実績



妊娠・出産包括支援緊急整備事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和９年度概算要求額　７億円の内数

事業の目的

● 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

事業の概要

○ 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所（賃借物件を含む。）の修繕を行う。

＜事業の対象事例＞
- パソコンを設置するための配線工事　・　冷暖房器具の設置
- 幼児用トイレの設置　・　幼児用シンクの設置
- 幼児用バス（沐浴槽）の設置　・　調乳ユニットの設置
- 玄関スロープ、玄関ベンチの設置　・　畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- 相談室の間仕切り
- その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

実施主体・補助率

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２
◆ 補助基準額
　産前･産後サポート事業　１施設当たり　3,240,000円
　産後ケア事業　　１施設当たり　7,560,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

妊娠・出産包括支援推進事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和９年度概算要求　７億円の内数

事業の目的

都道府県において、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進することを目的とする。

事業の概要

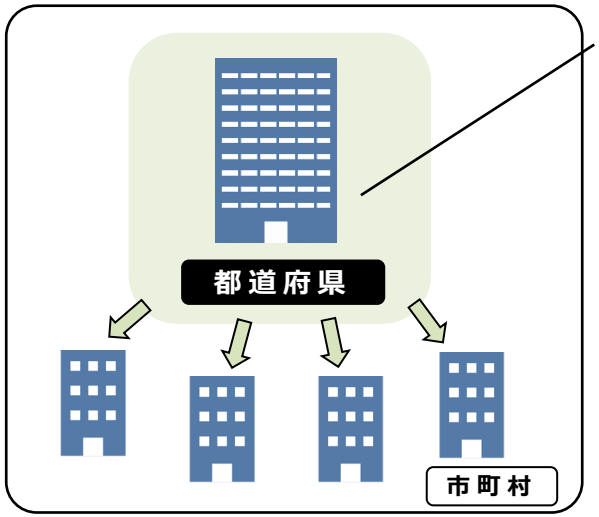
◆ 事業内容

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、市町村に対し、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。

◆ 実施自治体数　※　令和７年度変更交付決定ベース

・妊娠・出産包括支援推進事業　４２自治体

・産後ケア事業を市町村の共同での実施を推進する場合の加算　１７自治体



都道府県

（１）連絡調整会議
都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

（２）保健師等の専門職への研修
市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、こども家庭センター、利用者支援事業を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

（３）ニーズ把握調査
産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

（４）市町村共同実施の推進
都道府県が主導し、市町村での共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

（５）その他
上記の他、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するための支援を行う。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体　：都道府県　　◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県１／２

◆ 補助基準額 ・妊娠・出産包括支援推進事業　１都道府県当たり　929,000円

・産後ケア事業の市町村の共同での実施を推進する場合の加算　１都道府県当たり　311,000円

妊婦健診の公費負担額の格差是正のための調整事業

令和９年度概算要求額　５百万円

事業の目的

○　妊婦健診に関しては、平成27年に国が「望ましい基準」を告示し、この基準に定められる検査等については、地方交付税措置を講じているが、現状、各自治体による公費負担の実施状況には、改善傾向にあるものの、ばらつきがみられる。また、実際には、同一自治体内でも、医療機関によって自己負担額が異なる状況がある。

○　都道府県によっては、市区町村や医師会等との集合契約が導入されているところも多く、「妊婦健康診査における費用負担等に関する妊婦への情報提供等の推進について」（令和５年３月27日付事務連絡）でも、「多くの自治体で集合契約が導入されているところであるが、未実施の自治体におかれては、妊婦の利便性を確保するため、集合契約の導入を検討すること。」として、自治体に集合契約の導入を促しているところ。

○　一方で、集合契約をしていても、基準内の自己負担が許容されていたり、基準外の検査を併せて行うことで自己負担が生じている状況であり、医療機関に対しても、「望ましい基準」に定められる検査項目については自己負担を取らないようにすることや、「望ましい基準」以外の検査等を必須とする場合には、その内容及び費用について妊婦に説明すること等の働きかけが必要である。

○　そこで、妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業を行い、より有効な集合契約が導入されるよう、財政支援を行う。

事業の概要

妊婦健診の公費負担の集合契約に係る調整費用の補助

妊婦健診の公費負担額の自治体間格差および実際にかかる費用の施設間格差是正のための調整事業として、都道府県が医療機関への働きかけや、市区町村や医師会等と集合契約を結ぶ際に必要となる調整に係る費用を助成する。

実施主体等

◆　実施主体：都道府県

◆　補助率　：国1/2、都道府県1/2

◆　補助基準額：１自治体あたり　200千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

妊婦健診の見える化に関する啓発・調査促進事業委託費 新規

令和９年度概算要求額　0.4億円

事業の目的

○ 妊婦健診の内容や費用などの情報について、厚生労働省が運営する「出産なび」に掲載することとしており、母子保健法改正に伴い、妊婦健診を実施する医療機関ごとに、「望ましい基準」内の項目と「望ましい基準」外の項目を分けて調査し、それぞれの項目に関する検査内容や費用等を公表することを予定している。

○ 公表に向けた調査の実施及び制度自体の周知広報を目的とする。

事業の概要

１．調査業務

妊婦健診に関する検査項目や費用等の情報を「出産なび」へ掲載することを目的として、
妊婦健診を実施する施設を対象に、妊婦健診の内容及び費用に関する調査を実施する。

２．周知広報業務

（１）制度改正に関する説明資材の作成

妊婦自身が、妊婦健診費用に関する基本的な考え方（※）を理解するとともに、居住自治体における公費負担の状況を適切に認識できるよう、自治体及び医療機関それぞれが配布する資材を作成する。

（※）国の告示において「望ましい基準」が定められていること、医師の判断等により「望ましい基準」以外の検査が実施される場合があること、公費負担の対象となる検査項目や金額は自治体ごとに異なること等

（２）妊娠を考える段階の方への周知広報

妊娠した時に希望する医療機関を円滑に受診できるよう、妊娠を考える段階の方に対して、
「出産なび」に妊婦健診に関する情報が掲載されていることについて厚生労働省と連携して周知広報を行う。

実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

妊娠・出産包括支援事業

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- こども家庭センター（※）の設置の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

事業の概要

１．市町村事業

（１）産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

（２）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

（３）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）

こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

２．都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

実施主体等

【実施主体】１．市町村　２．都道府県　　【補助率】１／２

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦のための支援給付事業費補助金

成育局 成育環境課

令和９年度概算要求額　24億円

事業の目的

○　子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

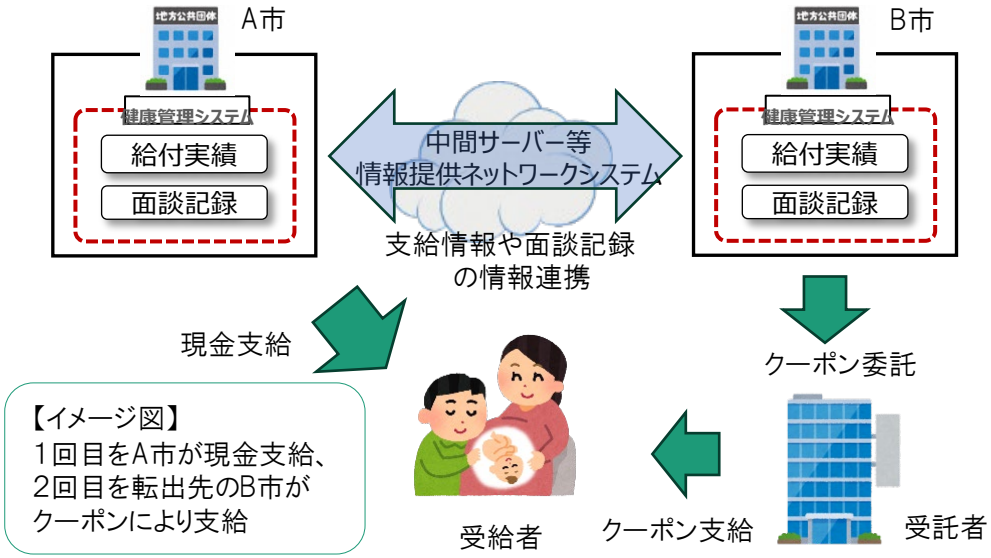
事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。
また、２重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【対象経費】
①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）

②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費

③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】
市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】
①国10/10
②国　1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※③国　2/3、市町村1/3　※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数１未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

【補助基準額】
こども家庭庁長官が必要と認めた額

妊婦のための支援給付交付金

令和９年度概算要求額　762億円

事業の目的

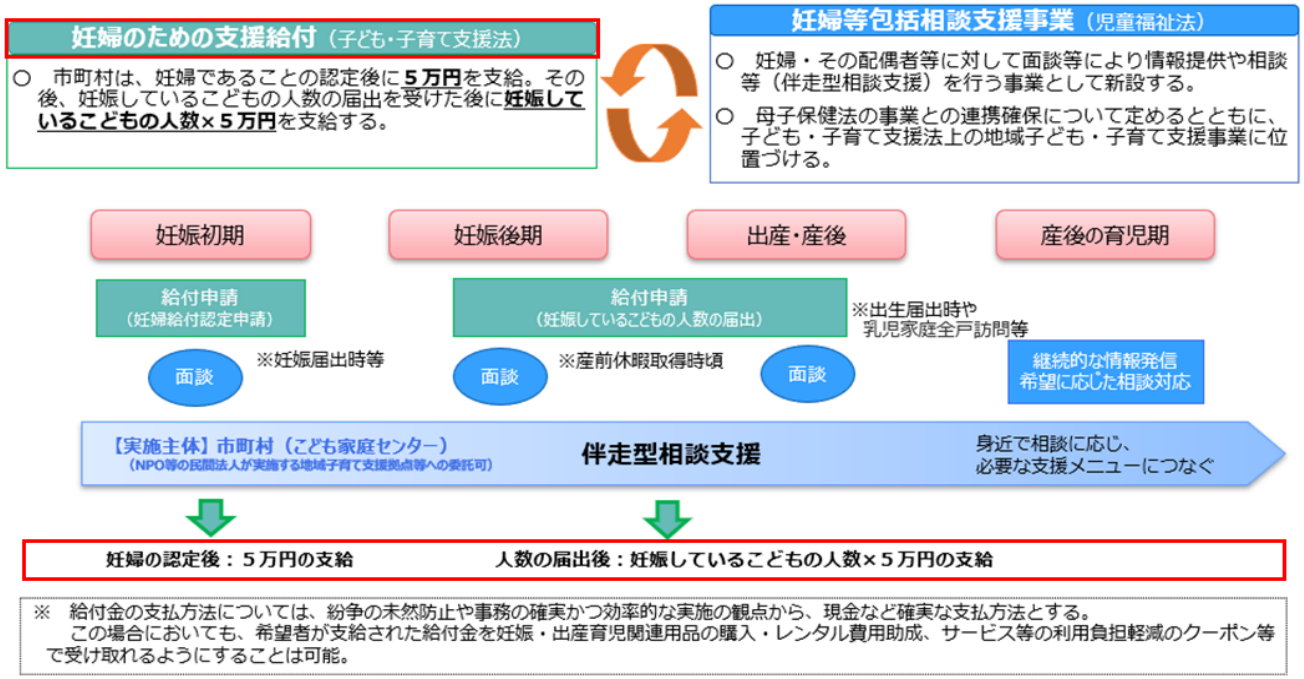
○　妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】
＜支給対象者＞
日本国内に住所を有する妊婦
＜支給に必要な手続・支給額＞
・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
　⇒５万円を支給
・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等の届出を行う
　⇒妊娠しているこどもの人数×５万円を支給

【給付金の支給方法】
・現金振込又は小切手の振出
※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）　　【補助率】国：10/10

利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和９年度概算要求額　2,389億円＋437億円の内数

事業の目的

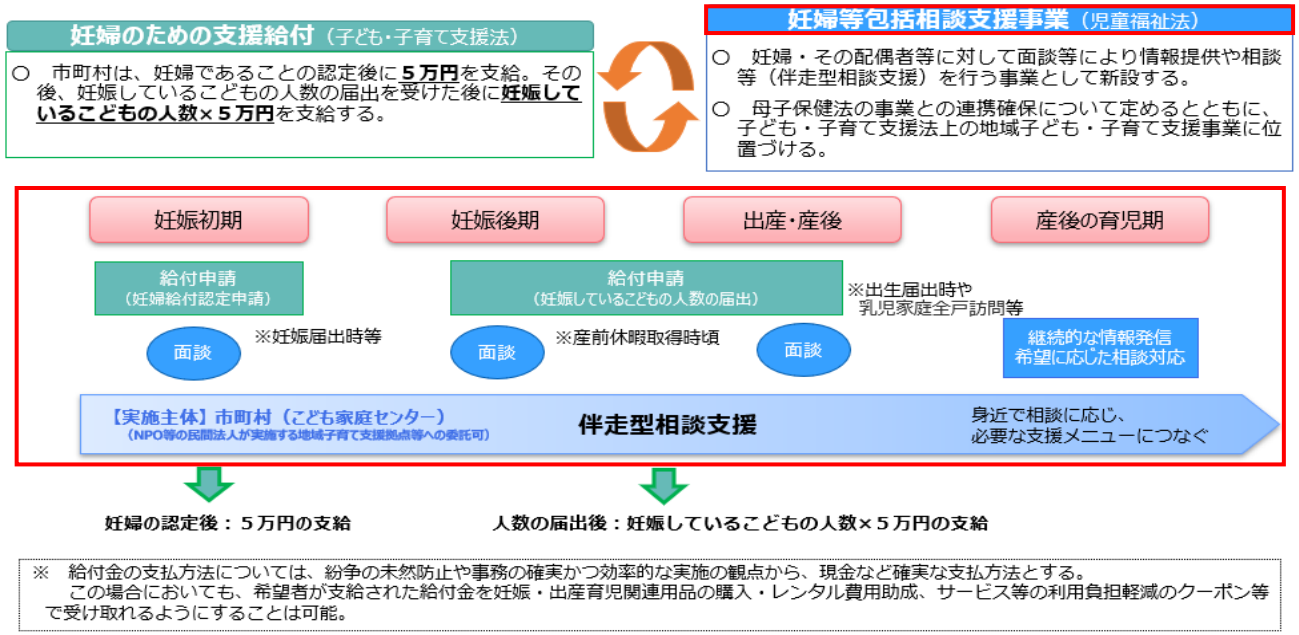
○　児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】
妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】
面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



※　給付金の支払方法については、紛争の未然防止や事務の確実かつ効率的な実施の観点から、現金など確実な支払方法とする。
この場合においても、希望者が支給された給付金を妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等で受け取れるようにすることは可能。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：１／２
（都道府県：１／４、市町村：１／４）

【令和９年度補助基準額案】こども家庭センター１か所あたり妊娠届出受理数
①700件以上　　：17,397千円
②200件以上700件未満：10,990千円
③200件未満　　：　9,124千円

※こども家庭センター１か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、１自治体あたり１か所とする。
※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

多胎妊産婦等支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和９年度概算要求額　７億円の内数

事業の目的

○ 多胎妊産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

事業の概要

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（２）多胎妊産婦等サポーター等事業については、２歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内　容

（１）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（２）多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。

◆ 実施自治体数　（令和７年度変更交付決定ベース）

・多胎ピアサポート事業　　１３２自治体
・多胎妊産婦等サポーター等事業　１３２自治体



交流会やアウトリーチによる相談支援など


日常生活のサポート

実施主体等

◆ 実施主体　：市町村（市町村内の多胎妊産婦が少人数である場合、都道府県が実施することも可能）

◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２

◆ 補助基準額　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

多胎ピアサポート事業　　月額194,800円
多胎妊産婦等サポーター等事業　　月額154,800円～712,200円
（人口により異なる）

乳幼児健康診査等の推進等に関する調査研究事業

令和９年度概算要求額　0.1億円

事業の目的

○　乳幼児健診については、各月齢・年齢における疾患スクリーニングの科学的根拠や健診の質・成果を測る指標が不十分であり、地域差が実際にこどもの健康に与える影響も明らかではない。

○　自治体からは予算確保の困難さ、小規模市町村での体制整備の困難さ、都道府県の役割の不明確さ等により健診実施が困難との声がある。また、乳幼児健診とその他の母子保健事業の連続性の欠如、個人単位での健診・医療情報データベースの不存在による精度管理の困難といった課題も存在している。

○　各自治体における健診等の実施体制、都道府県の関与の状況等を整理するとともに、現場での課題等について関係学会・団体等の有識者からの知見の収集等を行い、これらの知見を踏まえて、各月齢・年齢における健診実施の医学的意義や健診等の精度管理や推進の在り方等に関する調査研究を進めることを目的とする。

事業の概要

○　各自治体における健診等の実施体制、都道府県の関与の状況等を整理するとともに、現場での課題等について、関係学会・団体等の有識者からの知見の収集等を行い、これらの知見を踏まえて、各月齢・年齢における健診実施の医学的意義や健診等の精度管理や推進の在り方等に関する調査研究を進める。

実施主体・補助率

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

出産や子育てに悩む父親支援（産前・産後サポート事業の一部）

拡充　成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　７億円の内数

事業の目的

○　家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う。

事業の概要

◆ 対象者

出産・子育てに関して悩む父親

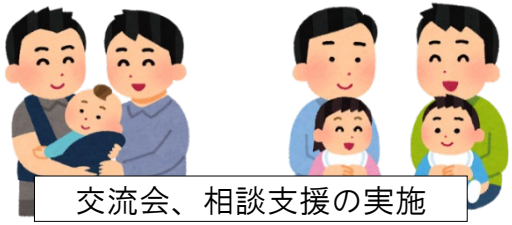
◆ 内　容

（１）ピアサポート支援等

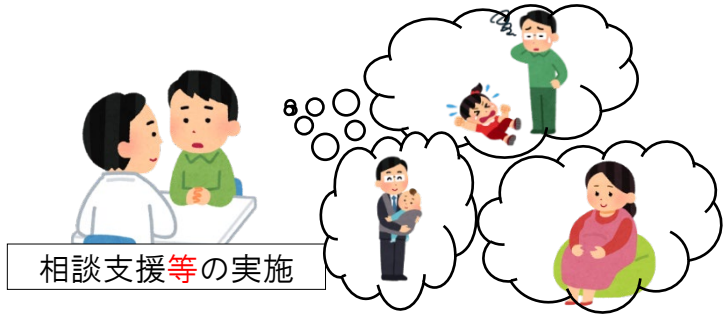
子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらにこどもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

（２）父親相談等支援

妻の妊娠・出産やこどもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援やアウトリーチ支援、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



交流会、相談支援の実施



相談支援等の実施

実施主体等

◆ 実施主体　：市町村

◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２

◆ 補助基準額：　ピアサポート支援等事業　　月額　55,100円
　　父親相談等支援　　月額 175,400円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもの心の診療ネットワーク事業

令和９年度概算要求額　1億円

事業の目的

○　様々なこどもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時のこどもの心の支援体制を構築することを目的とする。

事業の概要

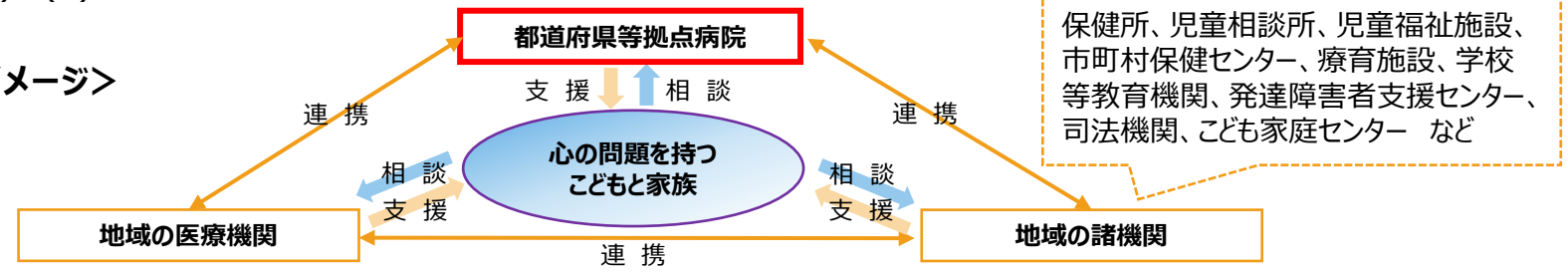
（１）こどもの心の診療支援（連携）事業
　　様々なこどもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。

（２）こどもの心の診療関係者研修・育成事業
　　医師、関係専門職の実地研修等、こどもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。

（３）普及啓発・情報提供事業
　　こどもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

（４）協議会の設置
　　(1)~(3)を円滑に運用するために自治体は協議会を設置することができる。

<事業イメージ>



実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県、指定都市
◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県・指定都市１／２
◆ 補助基準額：月額　1,600千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業実績

◆ 実施自治体数：22自治体（21自治体）

※　岩手県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市

※　令和７年度変更交付決定ベース
　　括弧は令和６年度変更交付決定ベース

産婦健康診査事業

令和９年度概算要求額　27億円

事業の目的

○　産後2週間、産後１か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

産後２週間、産後１か月など出産後まもない時期の産婦

◆ 内　容

地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査２回分に係る費用について助成を行う。







妊娠　出産　乳児　幼児

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊婦健診（１４回）

※地方交付税措置

産婦健診

２回分を助成

乳幼児健診（３～４か月児健診など）

※市町村が必要に応じ実施

※地方交付税措置　１歳６か月児健診

※地方交付税措置　３歳児健診

支援が必要な産婦の把握

産後ケア事業（産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施

実施主体等

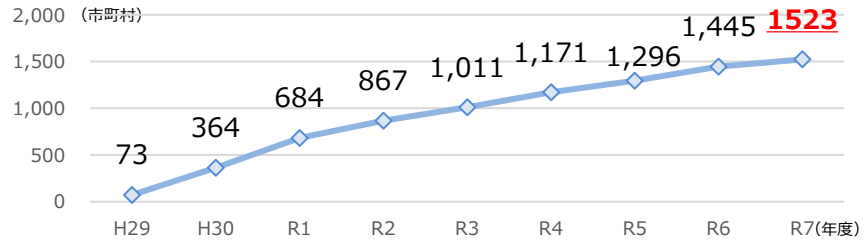
◆ 実施主体　：市町村

◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２

◆ 補助単価　：１件あたり 5,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

事業実績



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

令和９年度概算要求額　0.5億円

事業の目的

○　多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常１４回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内　容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

◆ 実施自治体数

８３２自治体

※令和７年度変更交付決定ベース

実施主体等

◆ 実施主体：市町村　　◆ 補助率：国１／２、市町村１／２

◆ 補助単価：１件あたり 5,000円　　※多胎妊婦１人当たり５回を限度

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

新生児聴覚検査体制整備事業

令和９年度概算要求額　２億円

事業の目的

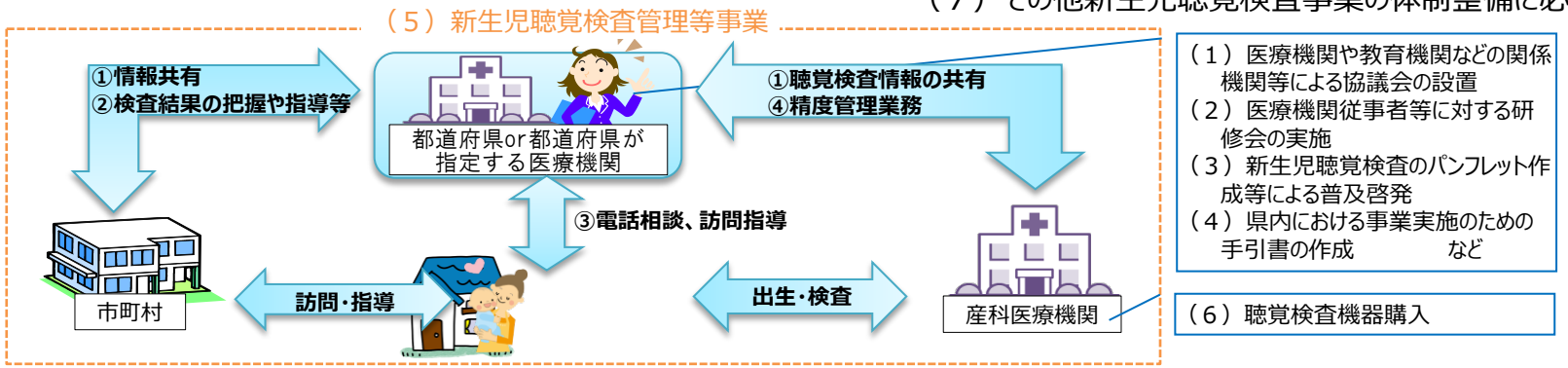
○　聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

○　また、近年の医学的エビデンスの蓄積を踏まえ、分娩取扱施設において出生早期に自動聴性脳幹反応（AABR）による新生児聴覚検査の実施を推進するとともに、検査結果がリファー（要再検）となった場合には、先天性サイトメガロウイルス（CMV）感染を考慮し、速やかにCMV検査を実施する体制の整備を併せて推進する。

事業の概要

（１）行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
（２）医療機関従事者等に対する研修会の実施
（３）新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
（４）都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
（５）新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
　①　新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
　②　市町村への指導等
　③　相談対応等
　④　検査状況・精度管理業務
（６）聴覚検査機器購入支援事業（R２～）
（７）その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

＜事業イメージ＞



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体　：都道府県
◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県１／２
◆ 補助単価　：　　年額　2,173,000円
　（５）を実施する場合　　年額　10,000,000円
　（６）を実施する場合　　年額　3,600,000円

事業実績

◆ 実施自治体数：45自治体（45自治体）
　※　令和７年度変更交付決定ベース
　　括弧は令和６年度変更交付決定ベース

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

令和９年度概算要求額　４百万円

事業の目的

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

事業の概要

◆ 対象者

次の災害により被災した妊産婦及び乳幼児等

（１）令和２年7月豪雨　（２）令和６年能登半島地震

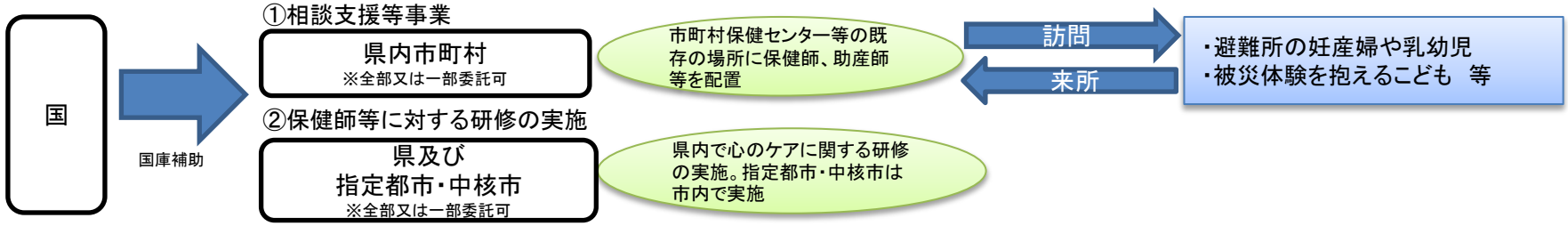
◆ 事業内容

①相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

②保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。



実施主体・補助率

◆ 実施主体　：（１）①令和２年７月豪雨により被害を受けた県内の市町村
②令和２年７月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市
（２）①令和６年能登半島地震により被害を受けた県内の市町村
②令和６年能登半島地震により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市

◆ 補 助 率　：（１）国１／２　（２）国３／４

母子保健対策強化事業

令和９年度概算要求額　８億円

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、都道府県や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

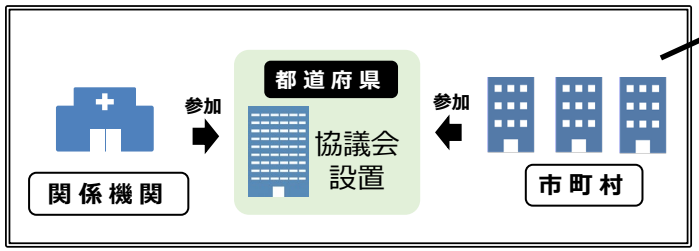
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

（１）両親学級等のオンライン実施　　（２）SNSを活用したオンライン相談
（３）母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）　　（４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
（５）その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県・指定都市事業　※指定都市の対象事業は、②（２）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

（１）成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
（２）新生児マススクリーニング検査の精度管理や、各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】
・都道府県、市町村の**「成育医療等に関する計画」の策定**に関すること
・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体　：都道府県、市町村
◆ 補 助 率　：①国１／２、市町村１／２
　　②国１／２、都道府県、指定都市１／２
◆ 補助単価　：①6,043千円　② (1)2,173千円 (2)10,000千円

事業実績

◆ 実施自治体数：1,078自治体
（41都道府県、1,037市町村）
※令和７年度変更交付決定ベース

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

令和９年度概算要求額　0.4億円

事業の目的

○　低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用※）を助成する。なお、本事業については、伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

※妊娠確定（胎児心拍確認）まで２回以上の診察を要する者は現在の上限額１万円までは支援

事業の概要

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。
ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。
＜要件＞
要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること
要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内　容

（１）初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。

（２）関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。
（１）本事業は、こども家庭センターの窓口業務として実施することとする。
（２）本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
（３）本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じてサポートプランを策定し支援を実施すること。

◆ 実施自治体

６３０市町村　※令和７年度変更交付決定ベース

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体：市町村　◆ 補助率：国１／２、市町村１／２　◆ 補助基準額：１件あたり 10,000円

妊婦訪問支援事業

令和９年度概算要求額　0.3億円

※令和３年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）により実施していた事業について、母子保健医療対策総合支援事業の中の１事業に位置付け、引き続き実施するもの。

事業の目的

○　妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

事業の概要

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内　容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、健診の受診を促すとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の関係者・関係機関と連携して、必要な支援につなげる。

実施主体等

◆ 実施主体　：市町村
◆ 補 助 率　：国１／２、市町村１／２
◆ 補助基準額：１回あたり 9,550円
　　民間委託する場合　年額564,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等支援事業

令和９年度概算要求額　２億円

事業の目的

○　地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦等本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産等ができ、適切な医療や保健サービス等が受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設等までの移動にかかる交通費等の助成を行うことにより、妊産婦等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※　本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊産婦等の妊婦健診等を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆　**対象者**

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊産婦等（自己都合で特定の医療機関等を選択する場合は助成の対象外）

◆　**内　容**（①②：出産、③～⑤：妊婦健診、⑥：産婦健診、⑦：産後ケア、⑧：乳幼児健診、⑨：不妊治療）

① **最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設（※）までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。
また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。
※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）

② **最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。

③ **最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限１４回）

④ 医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、
最寄りの周産期母子医療センター等まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（上限１４回）

⑤ **妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関**まで**概ね60分以上**の移動を要する妊婦（上限７回）

⑥ **最寄りの産婦健診を受診できる医療機関等（分娩をした医療機関・助産所等）**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する産婦（上限２回）

⑦ **最寄りの産後ケア事業実施施設**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限７回）

⑧ **最寄りの乳幼児健診を受診できる医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する母子（上限６回※）
※１か月児健診、３～６か月児健診、９～11か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診、５歳児健診が助成対象。

⑨ **最寄りの不妊治療実施施設（生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関）**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する夫婦（事実婚含む）
（上限１０回※）※保険適用の対象となる「生殖補助医療」及び「男性不妊治療」が助成対象。男性不妊治療は上限５回。

実施主体等

◆　実施主体：市町村

◆　補助率　：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

◆　補助基準額：1,022千円（１自治体あたり）
※⑥～⑨の合計額

補助単価

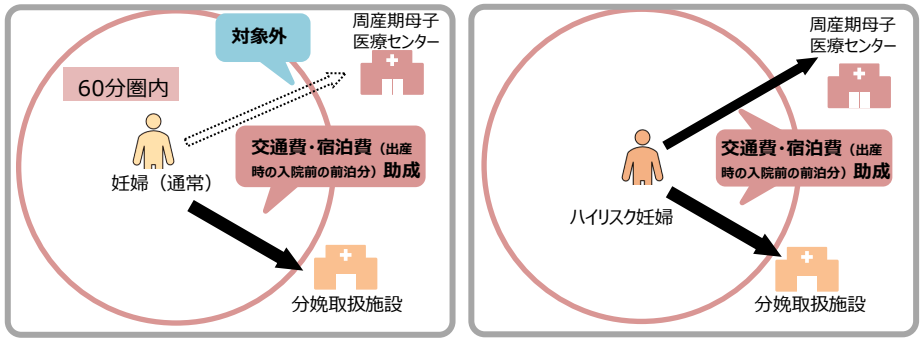
※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

① **交通費（往復分）**　：**移動に要した費用**（タクシー移動(出産及び妊婦健診のみ対象)の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成（※２割は自己負担）

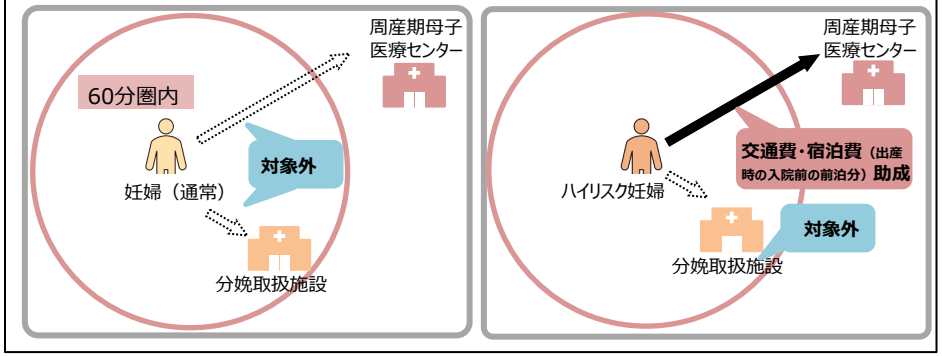
② **宿泊費（上限14泊）**：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※１泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）
※出産のみ対象

事業イメージ

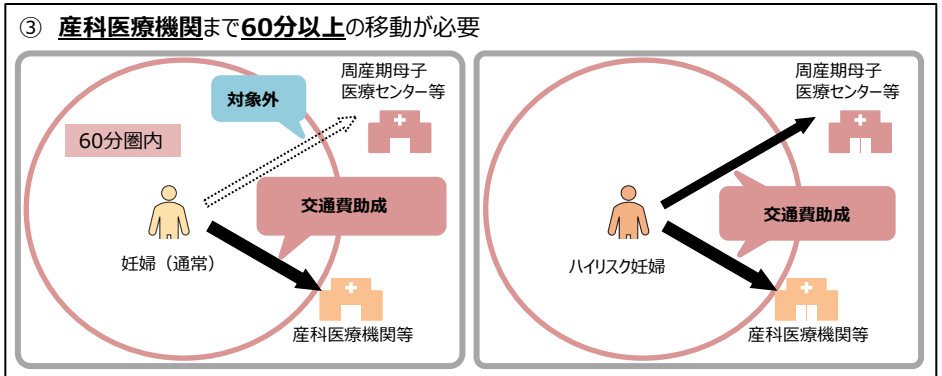
① **分娩取扱施設**まで**60分以上**の移動が必要



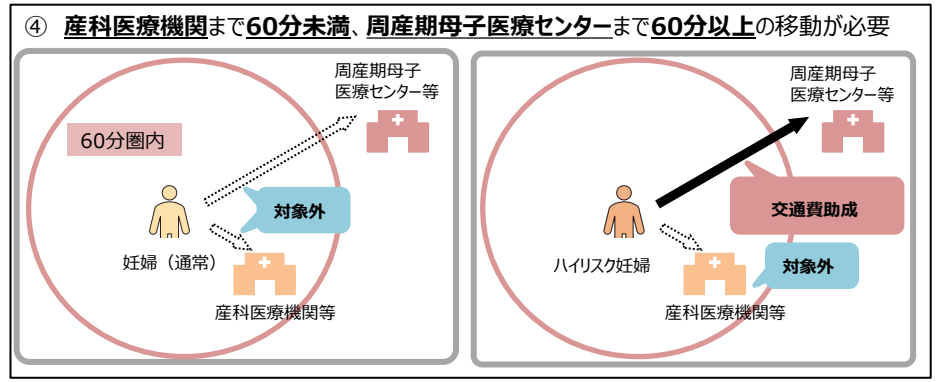
② **分娩取扱施設**まで**60分未満**、**周産期母子医療センター**まで**60分以上**の移動が必要



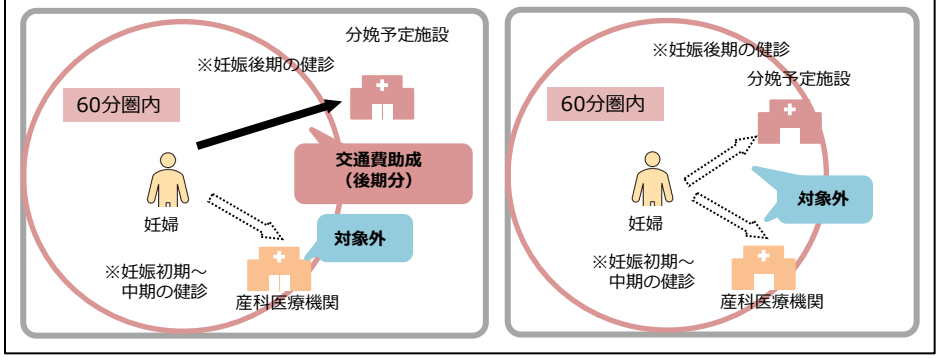
③ **産科医療機関**まで**60分以上**の移動が必要



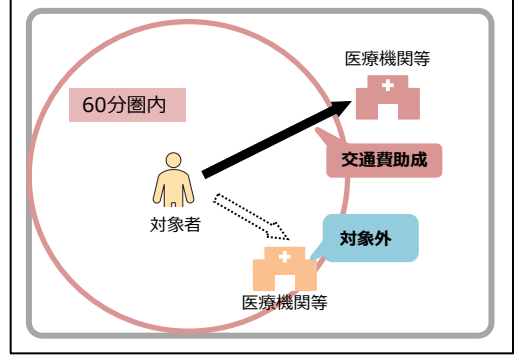
④ **産科医療機関**まで**60分未満**、**周産期母子医療センター**まで**60分以上**の移動が必要



⑤ **妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で**、**分娩施設**まで**60分以上**の移動が必要



⑥～⑨ **医療機関等**まで**60分以上**の移動が必要



（留意事項）
本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

こどもまんなか
こども家庭庁

特別な配慮が必要な児に対する乳幼児健康診査のかかり増し経費支援事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

- 乳幼児健診をはじめとした母子保健施策については、受診率等の向上に向けて周知広報を行うなど、市町村においてさまざまな取組が行われている一方で、乳幼児健診等の母子保健サービスの享受が難しい児がいることが課題として指摘されている。たとえば、発達障害のため集団健診会場に行くことが困難な児や医療的ケア児などは、通常の集団健診（歯科健診を含む。）の受診が難しく、特別な配慮が必要な場合があると考えられる。
- そのため、乳幼児健診において、特別な配慮が必要な児に対する健診を推進するため、市町村への支援を行う。

事業の概要

- 対象

市町村が集団健診を行っている乳幼児健診について、集団健診を行うことが困難な、特別な配慮が必要な児に対して個別に対応を行っている場合

- 内容

市町村が特別な配慮が必要な児に対して、訪問健診や個別健診等の個別対応を実施した場合にかかる、通常の健診費用からのかかり増し経費について、補助を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村　　【補助率】1/2　　【補助基準額】１件あたり30,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

令和９年度概算要求額　0.3億円

事業の目的

○　妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県等の拠点病院（※）等を中核とし、地域の精神科医療機関等と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

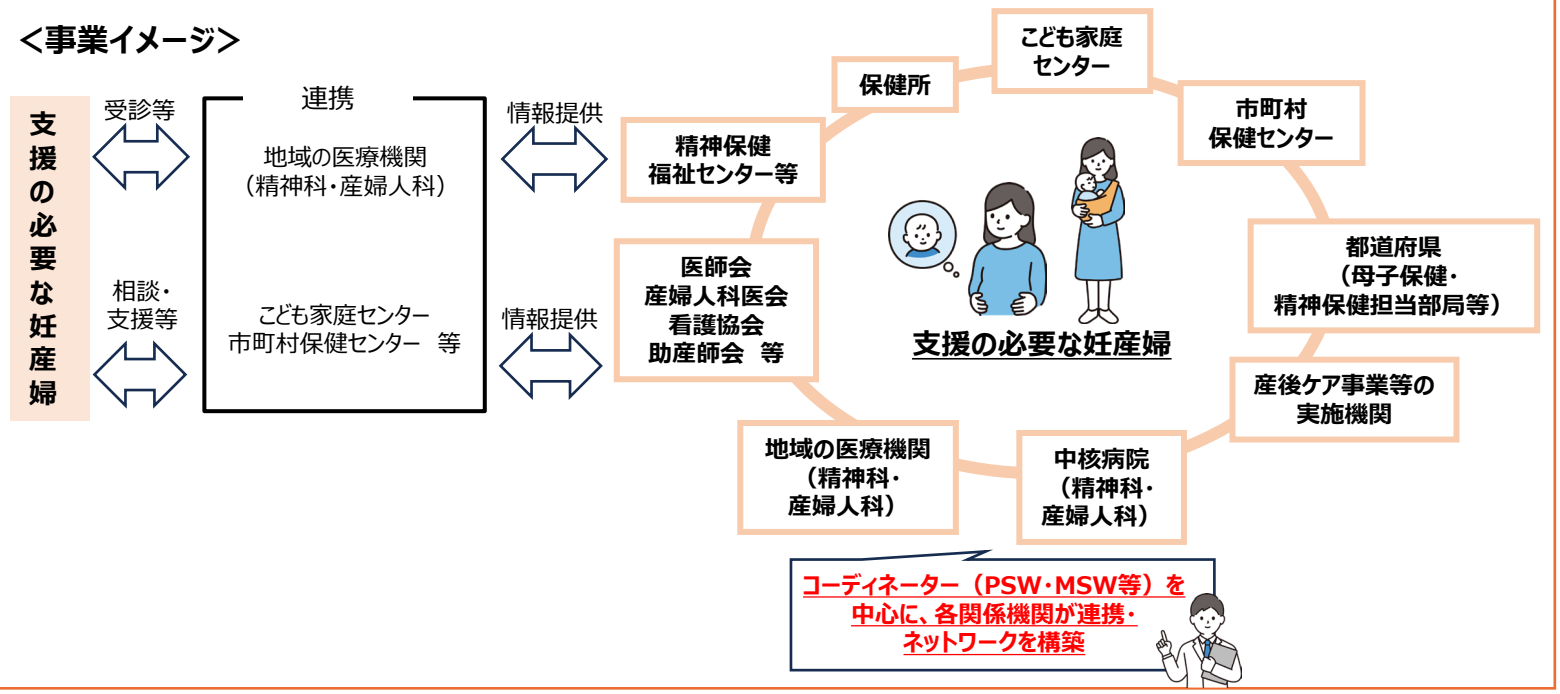
（※）妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。）

事業の概要

（１）ネットワーク運用・構築（協議会の設置・開催等）
（２）地域の診療体制の見える化・整備
（３）コーディネーターの配置
（４）関係者による症例検討の実施
（５）人材育成・研修
（６）専門職の派遣

※（１）～（６）の取組を全て実施することを基本とするが、地域の実情に応じて段階的に事業を開始することや、実施主体以外が実施する取組と連携をして実施することは差し支えない

＜事業イメージ＞



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市 ※令和８年度から指定都市、中核市を追加
◆ 補助基準額：月額　1,442千円　※都道府県が医療圏ごとに実施する場合も同額を補助する。
◆ 補 助 率 ：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
◆ 実施自治体数：７自治体（令和７年度変更交付決定ベース）

こどもまんなか
こども家庭庁

「１か月児」及び「５歳児」健康診査支援事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　25億円

事業の目的

○　乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「１歳６か月児」及び「３歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「３から６か月頃」及び」「９から１１か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「１か月児」及び「５歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。

※　本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「１か月児」及び「５歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

①１か月頃の乳児　及び　②５歳頃の幼児

◆ 内　容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

①１か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

②５歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

（１）①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげること。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。

（２）②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村　　◆ 補 助 率 ：国1/2、市町村1/2

◆ 補助基準額：①　**6,000円**／人（原則として個別健診）　②　**5,000円**／人（原則として集団健診）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

乳幼児健康診査実施支援事業

令和９年度概算要求額　１億円

事業の目的

- ３～６か月児健診、９～11か月児健診、５歳児健診については、集団健診で行っている自治体も多く、また、法定ではなく任意健診であるが、身体の状態や発達の評価等を行うために重要な健診であり、すべての自治体で健診実施を行えるように体制整備を行う必要がある。
- しかし、一部の自治体では健診が未実施となっており、その理由としては、
  ①健診医が確保できない
  ②医師以外の専門職が確保できない
  ③健診実施に当たっての基本的な運営や、特に５歳児についてフォローアップも含めた体制整備が困難

  といった課題が挙げられた。
- そのため、各自治体において、健診医や専門職の確保が難しい地域や、過疎地等での健診実施を図るため、健診実施の体制整備を行えるよう支援をし、各健診の全国での実施を目指す。また、都道府県による医師確保のための大学病院への働きかけや技術的助言等を通じて、自治体における健診実施体制の構築を促進する。

事業の概要

- 都道府県事業

（１）関係団体との調整や、広域連携の実施等の健診実施に向けた調整、研修についての補助
　　（３～６か月児健診、９～11か月児健診、５歳児健診）
（２）健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（３～６か月児健診、９～11か月児健診、５歳児健診）

- 市町村事業（※３～６か月児、９～11か月児健診の支援については、未実施自治体のスタートアップ支援とする）

（３）健診医や多職種連携のための専門職等の確保のための派遣費用等の補助（３～６か月児健診、９～11か月児健診、５歳児健診）
（４）各健診の運営や基礎的な事項に関する研修、５歳児健診特化のフォローアップ体制の研修費用（保健師・心理士等の医療従事者・教育関係者が対象）（３～６か月児健診、９～11か月児健診、５歳児健診）

実施主体等

【実施主体】　（１）（２）都道府県　（３）（４）市町村　【補助率】1/2
【補助基準額】（１）１都道府県あたり 1,722千円　（２）（３）１都道府県あたり・１市町村あたり　884千円
　　（４）１市町村あたり　293千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

令和９年度概算要求額　事項要求

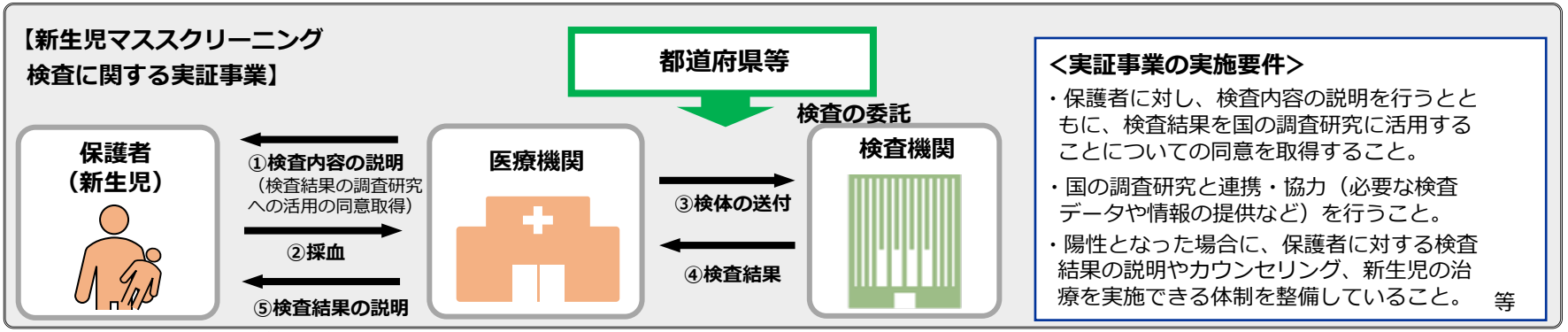
事業の目的

○ 新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において20疾患を対象にマススクリーニング検査が実施されているところであるが、近年、治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和５年度より国において調査研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝子カウンセリングの課題に関する対応策を得ることとしている。こうした中で、都道府県・指定都市においてモデル的に２疾患（SCID、SMA （※） ）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行うことで、マススクリーニング検査の対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータを収集し、その結果を踏まえ、全国展開を目指す。

（※）SCID（重症複合免疫不全症）：免疫細胞の機能不全により免疫力が低下し、出生直後から重篤な感染症を繰り返す疾患。
SMA（脊髄性筋萎縮症）：脊髄の運動神経細胞の異常のため、筋力低下、歩行障害、呼吸障害をきたす遺伝子疾患。

事業の概要

都道府県、指定都市においてモデル的に２疾患（SCID、SMA ）を対象とするマススクリーニング検査を実施し、国の調査研究（こども家庭科学研究）と連携・協力（必要な検査データや情報の提供など）を行う。



【国の調査研究（こども家庭科学研究）】
・地域における検査・診療体制、精度管理、遺伝カウンセリング等の整備の状況の把握
・保護者向けの情報提供資材又は説明文書の作成　など

実施主体等

◆ 実施主体：都道府県、指定都市　◆ 補 助 率 ：国1/2、都道府県、指定都市1/2　◆ 補助基準額：6,000円/人 ※検査に関する説明等を含む。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　２億円

事業の目的

○　入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
○　また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、こどもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
○　こうした状況を踏まえ、入院中のこどもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、こどもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

事業の概要

入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

（１）環境改善のための修繕の実施

こどもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

（２）環境改善のための物品等の購入

こどもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができない場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

実施主体等

【実施主体】都道府県
【補助率】国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】（１）１医療機関あたり　7,560千円
（２）医療機関の小児患者に係る１床あたり　20千円
※ただし、１つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（１０年）につき１回とする。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

1か月児及び5歳児健康診査に係る健診医等研修事業

令和９年度概算要求額　５百万円

事業の目的

- 「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診の全国展開にあたっては、実際に健診を行う医師の経験不足等が懸念され、健診医の確保に苦慮をしている。そのため、健診を実施できる健診医を養成するために研修の機会を確保する必要がある。
- そのため、「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診の研修を実施する団体への支援を行い、乳幼児健診の健診医の養成、質の向上を推進する体制の整備をとおし、１か月児健診及び５歳児健診の全国展開を図る。

事業の概要

- 対象者
  「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診を行う医師を中心に、連携を目的とした自治体職員や医師以外の専門職

- 実施方法
  ・開催場所は全国で行ったり、オンラインで実施したりすることで、全国の医師が参加できるようにする。

- 内容
  ・「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。
  ・連携を目的として、自治体職員や心理担当職員や言語聴覚士等の専門職も合わせて研修を行う。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）　【補助率】1/2　【補助基準額】１団体あたり6,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

出生前検査認証制度等啓発事業

令和９年度概算要求額　0.4億円

事業の目的

● 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行うことを目的とする。

事業の概要

妊産婦やその家族、妊産婦の包括的な相談支援を担う地方自治体が、妊婦健康診査やNIPT等の出生前検査について正しく理解することを目的として、必要な啓発を行う。

（１）ウェブコンテンツ作成

（２）SNSコンテンツ作成

（３）周知配布用コンテンツ作成　　等

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

こども家庭庁

ドナーミルクに関するモニタリング体制整備事業 新規

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　　0.4億円

事業の目的

○　低出生体重児等においては、母乳と比較して、人工乳を用いると壊死性腸炎等のリスクが高くなるとされている。

○　ドナーミルクとは、産婦自身の母乳が得られない場合に、授乳中の方からの善意により提供された母乳を、殺菌処理等して低出生体重児等に供与するものであり、安全に母乳を用いる手法として 、新生児医療の現場で国際的にも広く活用されている。

○　一方で、母乳は体液であるため、母乳を介して児がウイルス等に感染するリスクや、採取状況によっては細菌が混入する場合があるため、提供者の感染症検査、搾乳時の指導、低温殺菌等が必要であることから、海外においても、国の関与等により、ドナーの感染症の管理や追跡、レシピエントの状況をモニタリングを実施する体制が整備されている。

○　わが国においては、2020年以降民間団体により運営されている「母乳バンク」が、食品に適用されるHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を導入して自主的に策定した「母乳バンク運用基準」に基づき、ドナーミルクを製造管理し契約医療機関に対して提供を行っている※。

※　現在、国内で稼働中の母乳バンクについては、自主的に安全管理を行っており、医療機関からの有害事象の発生についての報告は過去０件（母乳バンクHP）。

○　本事業は、令和７年度に実施した「ドナーミルクの安全確保の仕組み及び安定供給のための調査研究事業」の結果も踏まえ、ドナーミルクの安全性が安定して担保されるよう、効率的なモニタリングシステムの開発支援を行うとともに、ドナー登録者及び登録医療機関において安全面の理解が進むよう、普及啓発活動を行う。

事業の概要

①効率的なモニタリングシステムの開発支援

②ドナーミルクを取り扱うにあたっての安全管理について、医療機関及びドナー登録者向けの普及啓発資材作成

実施主体等

【実施主体】国（公募）

未熟児養育医療給付事業

令和９年度概算要求額　34億円

事業の目的

● 未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児（１歳未満）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのもの）に対して、医療保険の自己負担分を補助する。

事業の概要

◆ 対象者

次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

・出生時の体重が２,０００ｇ以下のもの

・生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの

◆ 給付の範囲

① 診察　② 薬剤又は治療材料の支給　③ 医学的処置、手術及びその他の医療

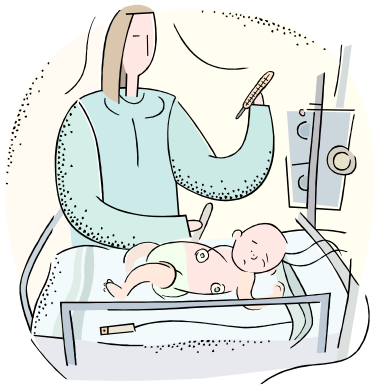
④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護　⑤ 移送

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体等

◆ 実施主体：市区町村

◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県１／４、市区町村１／４

◆ 補助根拠：母子保健法第２０条、第２１条の３

結核児童療育費

令和９年度概算要求額　３百万円

事業の目的

● 特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせこれに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

事業の概要

◆ 対象者

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者

◆ 給付の種類

① 原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合
② 学習に必要な物品　③ 療養生活に必要な物品



◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定

実施主体等・補助率等

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
◆ 補 助 率 ：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２
◆ 補助根拠：児童福祉法第２０条、第５３条

こども家庭科学研究等の推進

令和９年度概算要求額　13億円

事業の目的

● 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第３期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的とする。

事業の概要・スキーム等

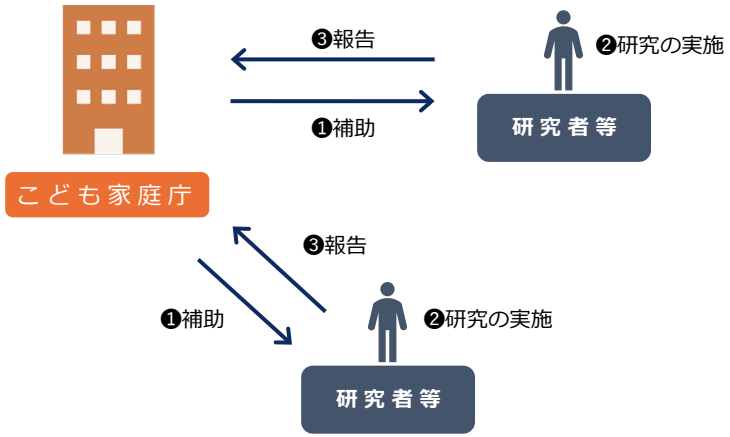
こども家庭科学研究費　R９要求：4.4億円

事業概要

○ こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るための補助金を交付する。

スキーム

○ 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
○ 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



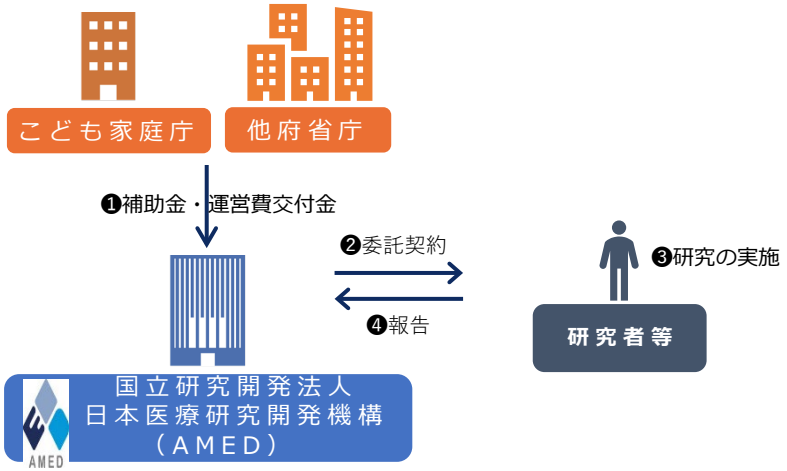
ＡＭＥＤ研究費　R９要求：8.3億円

事業概要

○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

○ AMEDに補助金を交付。
○ AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和９年度概算要求額　0.3億円

目的

- 妊産婦やこども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。

- 同法を踏まえ、従来、妊産婦やこども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子２１」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。

- このため、従来までの「健やか親子２１」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子２１のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法:「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体等・補助率等

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）
◆ 事業内容：（１）専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子２１事務局の運営等
（２）各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
（３）コンテンツの整理、情報発信

不育症検査費用助成事業

令和９年度概算要求額　0.6億円

事業の目的

● 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

事業の概要

◆ 対象者

既往流死産回数が２回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査
(流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査)

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助基準額

検査費用助成：検査費用の７割に相当する額※ただし、６万円を上限とする。
広報啓発費用：１自治体あたり 3,179千円（年額）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（参考）先進医療とは

○ 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
○ 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
○ 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

◆ 実施主体　：都道府県、指定都市、中核市
◆ 補 助 率　：国１／２、都道府県等１／２

事業実績

◆ 実施自治体数：113自治体
※令和７年度変更交付決定ベース

こどもまんなか
こども家庭庁

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業委託費

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　0.6億円

事業の目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和３年３月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

事業の概要

１．不妊症・不育症等の理解を深めるためのウェブサイト等のコンテンツ拡充

不妊症・不育症等に関して、ウェブサイト等で新規コンテンツを作成し、正しい知識の普及啓発を行い、広く国民の理解を深める。

２．不妊症・不育症等の情報が必要な方に対する情報発信

不妊症・不育症に関するコンテンツを必要な方に届けられるような広告展開を図る。

３．不妊治療等を続け、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発

実施主体・補助率

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業委託費

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

事業の概要

1．ピアサポーター育成研修　※オンラインにて実施

○ 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。
修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。

○ 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について　②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立　④養子縁組や里親制度　　など



サポーター向けの研修会の実施

2．医療従事者向け研修　※　オンラインにて実施

○ 受講対象者：看護師等の医療従事者

○ 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎　②生殖心理カウンセリング　③仕事と治療の両立　④社会的養育や里親制度　など

3．自治体における対面研修のサポート

○ 希望する自治体が、対面研修を円滑に実施できるよう、各自治体へのスーパーバイザー等の派遣を実施する。

実施主体等

◆ 実施主体：国（民間事業者等へ委託）

こども家庭庁 卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

成育局 母子保健課

令和９年度概算要求額　10億円

事業の目的

・女性の社会進出などを背景に晩婚化や晩産化が進む中で、女性が妊娠・出産しようとする時期が従前より数年後ろ倒しとなることにより、希望どおりにこどもをもつことが難しくなる可能性がある。また、誰しも、早発卵巣不全などの疾病等による妊孕性の低下に直面する可能性がある。その際の選択肢の１つとして、卵子凍結による妊孕性温存の方法があり、現在、一部の地方自治体において先行して卵子凍結に係る費用助成等の取組が進められているところである。
・一方で、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い状態、いわゆる広義の医学的適応（※１）の対象範囲については明らかになっておらず、その検討には健康な女性も含めた卵子凍結の実態に関するデータを収集する必要がある。また、このような卵子凍結を行うことによる他の医療への影響も懸念されている。さらに、女性が**卵子凍結に関する正しい知識を持った上で選択を行えるようにしていく必要がある**。
・そこで、上記のような課題や留意点を踏まえて、**広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこども家庭科学研究の研究班と連携し、希望する都道府県において卵子凍結に対する助成**を行うことで、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行うことを目的としたモデル事業を実施することとする。

（※１）がん等の治療以外の卵巣手術や、病気そのものにより卵巣機能が低下する場合

事業の概要

（１）卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発

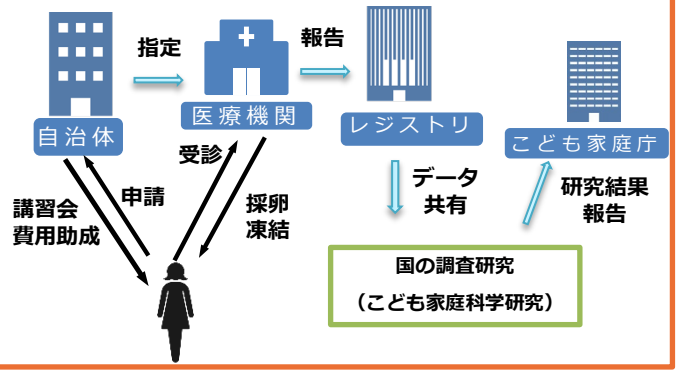
卵子凍結を考える方に対する情報提供（講習会等）を実施、または委託する費用を助成する。

（２）卵子凍結による妊孕性温存等に係る課題検証のためのモデル事業

自治体が指定した医療機関で実施する「卵子凍結」および「凍結卵子を用いた生殖補助医療」にかかる費用の一部を助成（※２）することで、将来、早期に妊孕性が低下する状態に至る可能性が高い女性の卵子凍結に関するデータを収集し、こども家庭科学研究の研究班（※３）と連携して、卵子凍結に関する様々な課題等の検証を行う。

（※）（１）の実施は（２）の必須要件とする。

<モデル事業イメージ>



（※２）卵子凍結（上限20万円×1回）、症状や疾患がある場合は血清ＡＭＨ検査費用も助成する。
生殖補助医療（上限25万円、40歳未満は6回まで、43歳未満は3回まで）
（※３）POIリスク分類と有用性・安全性に基づく卵子凍結保存による妊孕性温存指針の作成（研究代表者：岩瀬明）

実施主体等

◆ 実施主体：都道府県
◆ 補助率：国10/10
◆ 補助基準額　（１）　2,645千円
（２）　100,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等推進事業

令和９年度概算要求額　１億円

1 事業の目的

○ 令和５年３月に閣議決定された成育医療等基本方針において、「こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。」と記載されている。

○ 令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の加速化プランにおいて、「女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や、プレコンセプションケアや産後ケア事業を含む成育医療等の提供に関する研究等を進める」と記載されている。

○ 新たに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせる**国立成育医療研究センターにおける、成育医療等に関するシンクタンク機能の充実**を図る。

2 事業の概要

◆ 内 容

○ 成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進。

○ 主として、以下のテーマに係る研究・データ分析の実施、施策の推進を支援。

① **産後ケア事業**や**妊産婦のメンタルヘルス**をはじめとする成育医療等の提供に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等

② **プレコンセプションケア**に関する知見の収集、評価・分析、提言作成、取組支援、人材育成等

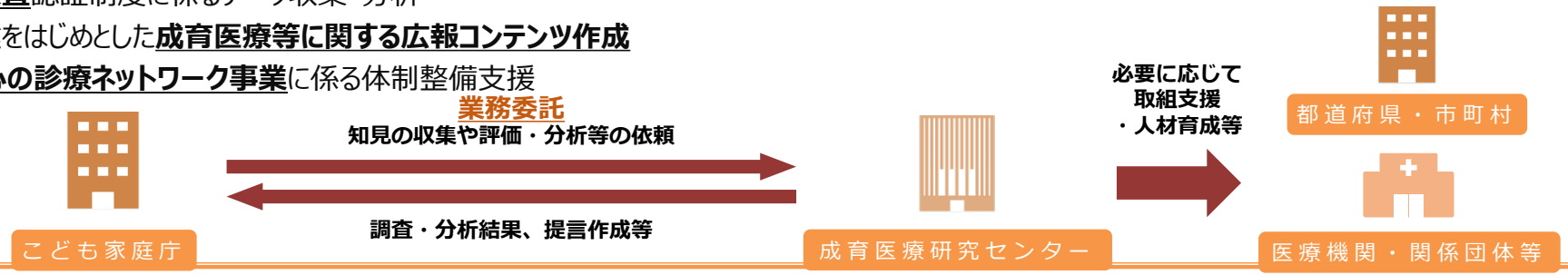
③ **予防のためのこどもの死亡検証（CDR）**に係る体制整備支援（自治体への有識者の派遣、人材育成等に係る連携等）

④ **出生前検査**認証制度に係るデータ収集・分析

⑤ 母子保健をはじめとした**成育医療等に関する広報コンテンツ作成**

⑥ **こどもの心の診療ネットワーク事業**に係る体制整備支援

◆ 事業イメージ



3 実施主体等

◆ 実施主体：国立研究開発法人　国立成育医療研究センター

◆ 補 助 率　：定額

こども家庭庁

乳児家庭全戸訪問事業

支援局 虐待防止対策課

<子ども・子育て支援交付金> 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。（児童福祉法第６条の３第４項に規定される事業）

事業の概要

（１）生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。

② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

（２）訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

（３）訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

実施主体等

【実施主体】
市町村（特別区含む）
【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
【令和９年度補助基準額案】
（１）ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における専門的相談支援を実施している市町村

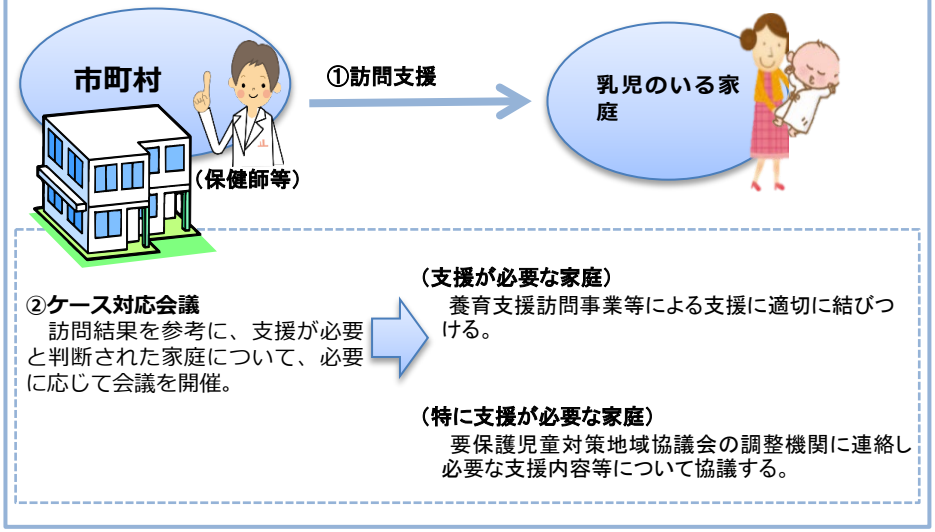
８，４００円（１訪問あたり）

（２）（１）以外の市町村

７，０００円（１訪問あたり）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

イメージ図



こどもの居場所づくりの推進

こどもまんなか
こども家庭庁

企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業

新規

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　１０億円

事業の目的

● 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした、預かり機能を有し、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の（1）～（3）を一連の事業として実施する。

（１）調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、（２）の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

（２）小学生の預かり機能構築の実施

➢ 実施場所

少子化等の影響による保育施設のスペースに余裕が出ていることや、専門的人材の確保の観点から、企業主導型保育施設、認可外保育施設、小規模保育施設等の余裕スペースを優先する。この他、令和８年度にモデル開発できなかった場所での実施も検討する。

➢ 対象児童

共働き世帯等の小学生（特に、小学校低学年を想定）

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
  ※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいれて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。

（３）成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助率】国10/10

【補助基準額案】１事業あたり20,000千円＜（２）の事業数に応じて10,000千円加算＞

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

放課後児童クラブ関係予算のポイント①

令和９年度概算要求額　3,175億円の内数
※＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数
※＜子ども・子育て支援施設整備交付金＞ 令和９年度概算要求額　88億円の内数
＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　0.9億円
＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　12億円
＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　700億円の内数
※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

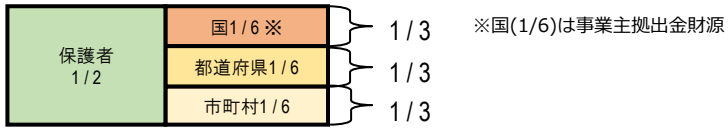
○　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
○　実施主体：市町村（特別区を含む）　※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

１．運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方



【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和６年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を２名以上配置した場合」の補助

（２）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（３）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業
障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
②運営支援事業
待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
③送迎支援事業
放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（４）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業
18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（５）障害児受入強化推進事業

（３）の①に加え、障害児を３人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

こどもまんなか こども家庭庁

放課後児童クラブ関係予算のポイント②

一部新規

成育局 成育環境課

2．施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金等により実施）

(1) 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助（子ども・子育て支援施設整備交付金）

○公立の場合
【通常】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
【待機児童解消目的の嵩上げ後】国２／３、都道府県１／６、市町村１／６
（※緊急性の高い自治体　国５／６、都道府県１／１２、市町村１／１２）
○民立の場合
【通常】国２／９、都道府県２／９、市町村２／９、社会福祉法人等１／３
【待機児童解消目的の嵩上げ後】国１／２、都道府県１／８、市町村１／８、社会福祉法人等１／４
（※緊急性の高い自治体）国５／８、都道府県１／１６、市町村１／１６、社会福祉法人等１／４

待機児童解消目的の補助率嵩上げ及び特に緊急性の高い自治体に対して行う嵩上げについては、現行の要件を見直した上で、実施する。

注：嵩上げは待機児童解消目的であり、財政力指数１未満の市町村又は原則の補助率で算出した国庫補助額が１億円を超えない自治体が対象

（2）放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援【新規】（こども政策推進事業費補助金）

3．人材確保・研修等（こども政策推進事業費補助金により実施）

（１）放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等を図り、放課後児童健全育成事業への参入を促進す事業の実施等に係る経費を補助

（２）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（３）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4．待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

（１）企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【新規】

放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

（２）小学年高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業【新規】

小学校低学年の優先的な利用を進めているところ、高学年の待機児童が減少しづらい状態にある。そのため、高学年児童の発達段階や利用ニーズ等に応じた居場所を確保する必要がある。高学年のこどもが主体的に参加できる居場所の構築を図るモデル事業を実施する。

5．その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（１）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（２）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

育成支援の内容の質の向上　※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（１）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（２）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

こども家庭庁　文部科学省

放課後児童対策パッケージ2026（令和7年12月）概要

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1．放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1）　登録児童　157万人　待機児童　1.6万人
（R7.10.1）登録児童　152万人　待機児童　0.7万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
③ 学校施設の積極的な活用
④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
⑥ 保育所等の積極的な活用
⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

① 常勤職員配置の改善
② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
③ 職員の確保支援【R8拡充】
④ 平日夜間の人材確保支援
⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
⑨ シルバー人材センターとの連携
⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

3）適切な利用調整（マッチング）

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

① 夏季休業期間中における開所支援
② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

① 待機児童が多数発生している自治体への支援
② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)【一部R7補正、R8拡充】
③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 常勤職員配置の改善(再掲)
② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実
② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
③ 事故防止への取組
④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
⑤ 遊びや体験活動の推進
⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2．放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
② 放課後児童対策の施策等の周知

3．その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

① 放課後児童クラブの整備＜165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・拡充・見直し施策

こどもまんなか こども家庭庁

放課後児童クラブ待機児童対策支援実証等事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞令和９年概算要求額　０．４億円

事業の目的

● 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

● 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。

ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

・都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
・シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
・こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
・放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）
【補助率】定額（国：10／10）
【補助基準額案（年額）】都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

小学校高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業

新規

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　２億円

事業の趣旨・目的

- 放課後児童クラブの待機児童は、高学年（４～６年生）児童が占める割合が高い（56.7%）。しかしながら、高学年児童の多くは、発達過程の中で、自分自身で放課後の過ごし方を選択できるようになることや、塾や習い事などの放課後児童クラブ以外の放課後の受け皿も一定あることから、低学年の待機児童とはニーズに違いがある。
- また、現在の放課後児童クラブの登録児童が低学年に偏っていることから、高学年には居場所としての魅力が乏しいことも考えられる。これらのことを踏まえると、高学年児童であっても安全・安心で自由に利用できる居場所や、高学年児童が主体的に参加できる機会のある居場所を確保することは重要である。
- そのため、高学年児童の居場所づくりを市町村域あるいは学校区単位で実践し、モデル化し、既存の放課後児童健全育成事業とは異なる居場所の多様化を進め、放課後児童クラブの待機児童解消につなげる。

事業の概要

（１）放課後の居場所づくり（学校が行われている平日を想定）
- 放課後児童クラブの待機児童を中心とした小学校高学年（４～６年生）を対象とし、学校施設（小学校や中学校）の利活用を念頭にいれ、地域の実情に応じて、既存施設を活用した放課後の居場所を実施する。
- 安全確保スタッフ（２名以上）の配置を行うと同時に、こどもの所在がわかるよう利用時・帰宅時の管理ができるシステムの導入を推奨する。

（２）こどもが主体的に参加できる機会（プログラム等）の提供

地域の民間企業・民間団体、大学・高校等（教職員や学生）等の他、放課後子供教室や自治体独自の学習等を提供する事業と連携し、小学校高学年のこどもが主体的に参加できるプログラム（運動、表現、学習等）等を実施する。

（３）効果検証

市町村子ども・子育て会議や放課後児童対策に関する委員会等の関係者による既存の協議会（新規の設置も可能）を活用して、こどもや保護者の意見を聴取した上で、モデル事業の効果を検証し、報告書を取りまとめる。

実施主体等

【実施主体】市町村（ただし、令和９年度当初において高学年の待機児童が20人以上生じる見込みの市町村を優先する）

【補助基準額案】3,500千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補助率】国 1/2　市町村1/2

こどもまんなか こども家庭庁

放課後居場所緊急対策事業

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

1　対象児童：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童

2　職員体制：市町村が適当と認めた者を１名以上配置。

3　開所日数等：原則週３日以上、かつ１日２時間以上

4　実施場所：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。

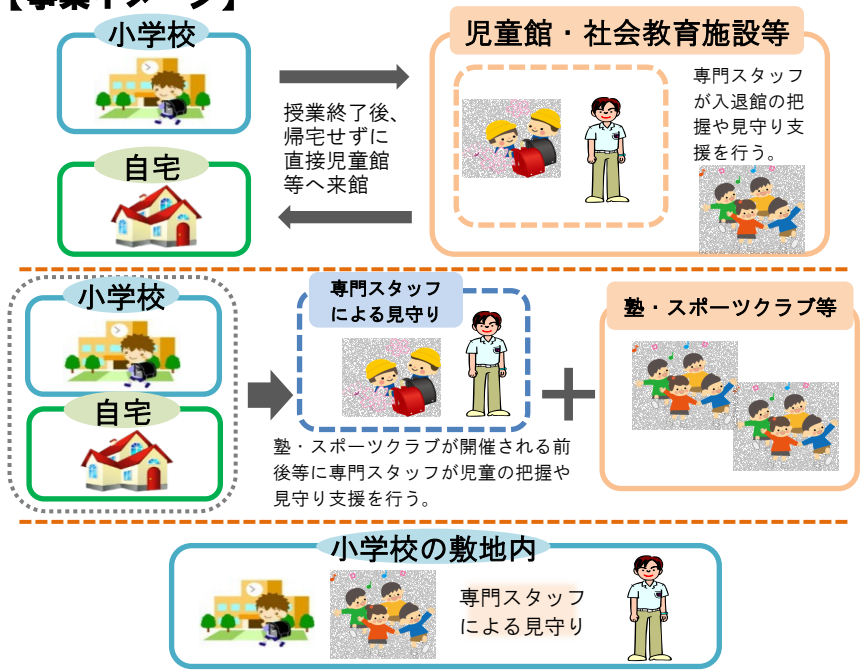
5　対象事業の要件

（１）本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。

（２）塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。

（３）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

【補助基準額案】①運営費：1,211千円（年額）　②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

こどもまんなか
こども家庭庁

小規模多機能・放課後児童支援事業

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　700億円の内数

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員１名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的に実施。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可
【補助率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
【補助基準額案】
①運営費：1,211千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合　2,611千円）
②放課後児童支援員を配置した場合の加算：972千円　　③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



⑤困難な状況にある
こども・家庭への支援の充実

いじめ防止対策・不登校対策の強化

地域全体でいじめ・不登校等に向き合う体制づくり 拡充

令和９年度概算要求額 ：6.4億円

事業の目的

- 最新の調査（令和６年度）では、いじめの認知件数や重大事態の発生件数、不登校児童生徒数ともに過去最多を更新するなど、極めて深刻な状況。
- いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があり、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進めることが必要であることから、いじめ・不登校や悩みに直面するこどもやその保護者を支援する体制整備のための取組及びモデル事例の普及に向けた取組等を推進する。

事業の概要

（１）地域ネットワーク構築によるこども支援事業（令和９年度概算要求額：6.3億円）

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの多様な悩みや、その背景にある課題に対応するため、首長部局、学校・教育委員会、福祉・医療・保健等の専門機関、NPO等の地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こどもやその保護者の悩みの解消に向けた取組を推進する。

① 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業（令和９年度概算要求額：3.6億円）

地域全体で、いじめなど学校関係の多様な悩みや、その背景にある課題をワンストップで受け止め、こども・保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等、モデルとなる事例の開発・実証を行う。

② 地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業（令和９年度概算要求額：1.8億円）

学校・地域社会のいずれにもつながりが持てないなど、不登校のこども・保護者が抱える悩みやニーズ等に応じ、各地域において、こどもの育ちの観点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援する。

③ 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業（令和９年度概算要求額：0.6億円）

首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けて、自治体での導入支援や体制づくりの助言等のほか、首長部局でいじめ防止等に従事する職員の専門性向上を目的とした研修等を実施する。

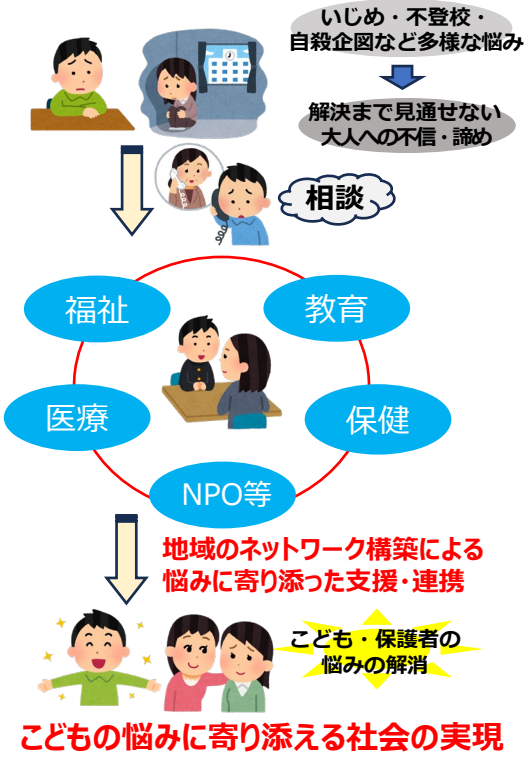
④ 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施（令和９年度概算要求額：0.2億円）

いじめや不登校など学校におけるこどもの様々な悩みを地域全体で受け止めるため、全国の自治体や関係機関等を対象に、首長部局の先進的な好事例を広く普及する全国フォーラムを実施する。

（２）いじめ調査アドバイザーの活用 （令和９年度概算要求額：0.1億円）

いじめの重大事態調査については、委員の第三者性確保等が課題となり調査開始が遅れるなどの問題が指摘されているため、調査の第三者性確保の観点から、法律・医療・教育・心理・福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対する助言を行う。また、いじめ調査アドバイザーを活用し、新たに重大事態調査の委員となり得る専門家を対象に、重大事態調査ガイドラインに基づく調査手法等に係る研修会を実施する。

事業（１）①のイメージ



実施主体等

（１）①及び②　首長部局での開発・実証

③研修及び広報事業、④フォーラムの実施

（２）いじめ調査アドバイザーの活用

【委託先】　都道府県、市区町村
【補助割合等】委託費（国10/10）
【委託先】　民間団体等（③④とも各１団体）
【補助割合等】委託費（国10/10）
【実施主体等】国が専門家に委嘱

【委託基準額】①１自治体あたり 2,500万円程度
②１自治体あたり 1,400～2,000万円程度
※自治体からの提案によっては①②の同時採択も可能

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童虐待防止対策の強化
・社会的養護の充実

こども家庭庁

自治体による家庭支援事業普及展開事業（仮称） 新規

成育局 成育環境課

<こども政策推進事業費補助金> 令和９年度概算要求額１億円

目的

○ 都道府県域ごとに家庭支援事業の実施増加や事業の専門性の向上を図る。これにより、養育環境の困難さが深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を地域の実情を踏まえつつ利用者がアクセスできるように提供し、こども・家庭のウェルビーイングを支える。

○ 今後より多くの利用者が家庭支援事業を利用できるように支援の量の確保や、養育に不安や困難を抱える家庭に対する各事業メニューを組み合わせた包括的な支援の提供が求められている。子育て短期支援事業・児童育成支援拠点事業・子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業を組み合わせて提供するメニューの実践等、設定したテーマに対する事業を実践し、横展開可能なモデル事例として整理することで、家庭支援事業の機能強化を図る。

※家庭支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和７年度から令和９年度）で集中して支援を行い推進する。

事業概要

（１）都道府県による市町村支援 … 広域的な視点から、市町村の実施体制づくりを後押し

【想定される実施内容例】

① 管内市区町村、事業者を対象に研修会の実施（研修会のテーマ例：担い手養成の為の研修、家庭支援事業の内容の説明等）
② 広域連携での実施に係る小規模自治体間の調整や、自治体と事業者（都道府県が管轄の児童養護施設等）のマッチング等による事業開始支援
③ 事業のニーズ測定や広域連携の観点から、都道府県が主体となって家庭支援事業の課題や効果的な支援の在り方の検討を行う。

（２）市町村による事業実施体制の強化 … 必要な家庭に事業を届けるため、供給量と質を向上（旧 子育て短期支援事業機能強化モデル事業）

【想定される実施内容例】

① 子育て短期支援事業：本事業の担い手（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
② 児童育成支援拠点事業：試験的に週１回拠点を開所し、ニーズや事業の効果について測定を行う取り組み。
③ 複数支援を組み合わせて実施する等、より効果的に事業を行う為の体制構築や制度設計

（３）全国事務局による伴走支援・横展開 … 自治体の取組を支え、効果的な事例を全国へ展開

① 本事業を実施する都道府県・市町村への助言
② 実践事例や課題を整理し、全国の自治体に共有するための説明会開催や資料の作成
③ 家庭支援事業の実施拡大と質向上に向けた標準的な取組を提示

事業詳細

(1)【実施主体】 都道府県 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 １事業あたり 750万円（委託費等）

(2)【実施主体】 市町村 【補助率】 国 ２/３、都道府県１/６、市町村１/６ 【補助基準額案】１事業あたり 750万円（委託費等）

(3)【実施主体】 民間団体 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 1,500万円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

妊娠の悩み相談広報強化事業 新規

<妊娠の悩み相談広報強化事業補助金>令和９年度概算要求額　0.8億円

事業の目的

- 虐待死亡事例のうち49%が0歳児（約20年で537人）であり、うち0日201人（37.4%）や0か月45人（8.4%）に約5割が集中している。多くは思いがけない妊娠等により、どうしてよいか分からず、追い詰められて起こっていると考えられる。思いがけない妊娠等に気づいた女性が、その葛藤等を相談しながら様々な選択肢や必要な支援につながるための適切な相談窓口の周知を強化するとともに、緊急度の高い相談については、24時間いつでも受け止める窓口を確保することにより、女性やこどもの権利が尊重される環境づくりを推進する。
- 思いがけない妊娠の相談窓口サイトや各地の相談窓口への相談件数の増加をめざす。

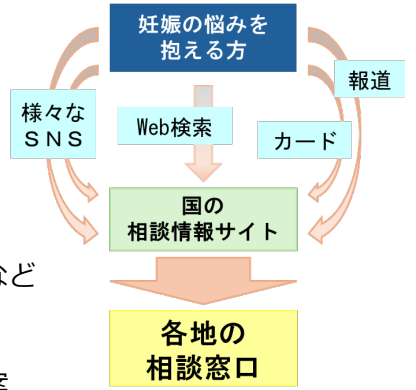
事業の概要

①相談窓口サイトの運用保守

・相談窓口サイトに掲載している団体等の情報の更新・修正
・サイト利用者や自治体等からの意見を踏まえたサイトの改修

②相談窓口サイトの広報周知

・相談窓口サイトの情報を、思いがけない妊娠をした女性や社会的に幅広く周知
（SEO対策、SNS・インターネット広告、周知カードの配布 等）
・思いがけない妊娠をした女性の立ち寄り先（妊娠検査薬等を販売する薬局等）を通じた相談窓口周知　など



③広報の効果検証と戦略策定

・サイトや各地の相談窓口につながった相談者の経路等を分析し、効果的な広報戦略を検討、改善策を提案
・サイトの広報周知や相談体制の強化による全国的な相談件数増加への影響等を検証し、関連施策の改善策を提案

④好事例の収集と周知

・各自治体で広報周知や相談体制を強化した取組事例や、相談窓口とこども家庭センター等の連携が充実している事例を収集・整理
・各自治体の施策担当者、現場職員、窓口団体などに対し、上記取組事例や活用可能な補助金等を情報提供するセミナー等を開催

⑤24時間相談対応窓口の確保

・民間団体等を活用した24時間対応の相談窓口を確保し、緊急度の高い相談に対応

実施主体等

【実施主体】民間事業者　【補助率】国：10/10

こども家庭庁

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

支援局 虐待防止対策課

<子ども・子育て支援交付金> 令和９年度概算要求額　2,389億円の内数

事業の目的

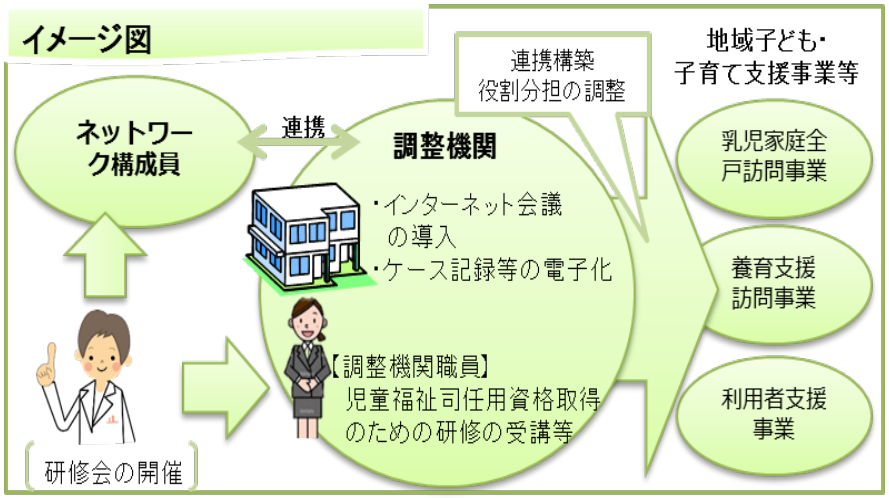
要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。
（子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業）

事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。
（１）調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等
①　児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
②　ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
③　・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
④　ネットワークの活動等の周知
（２）ネットワーク関係機関の連携強化
インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

【実施主体】　市町村（特別区を含む）
【補助率】　国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）
【令和９年度補助基準額案】
（１）調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等
①児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
８１，０００円（受講１人あたり）
②地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組
６８１，０００円（１市町村あたり）
③（ア）ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
（イ）ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等
（アのみ実施）７４９，０００円（１市町村あたり）
（ア及びイを実施）２，６５５，０００円（１市町村あたり）
④ネットワークの活動等の周知　６５８，０００円（１市町村あたり）
（２）ネットワーク関係機関の連携強化
３，４４１，０００円（１市町村あたり）



※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

児童虐待防止対策支援事業

新規 拡充 再編

支援局 虐待防止対策課

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　児童虐待相談対応件数が依然として多い水準にある中で、こどもを取り巻く問題について高い専門性を持つ児童相談所（都道府県等）が、リスクの高い家庭等に対して適切に支援を行っていくことで、虐待による死亡事案を防ぎ、多くのこどもの命を守ることが期待されている。

○　児童相談所相談部門の体制整備に係る事業、児童相談所一時保護部門の機能強化に係る事業、児童相談所のデジタル活用による業務効率化に係る事業、その他事業の４事業を中心として、児童相談所（都道府県等）の更なる機能強化を図る。

事業の概要

１．児童相談所等の体制整備事業【拡充】【再編】

- ✓ 高度な専門性を持った学識経験者や警察官ＯＢ等からの援助を受けることにより、スーパーバイズ・権利擁護機能を強化
- 拡充 ✓ 児童相談所配置弁護士のみでは対応困難な法的知識を要するケースが生じた際に、外部の弁護士に法的援助を得る場合の費用を補助
- ✓ 児童虐待の通告を受けた際のこどもの安全確認等の体制を強化、入所措置や一時保護の際の移送等を行う体制を強化　等

２．一時保護の機能強化事業【新規】【再編】

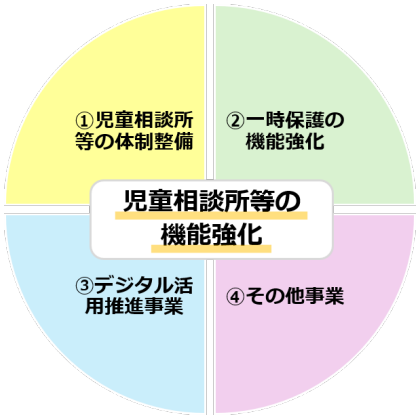
- ✓ 一時保護施設の機能の充実・強化のため、各種専門的な知識及び技術等を有する一時保護対応協力員の配置
- ✓ 児童相談所へ障害児支援等に関する種々のコーディネートを行う職員を配置又は派遣する費用の補助
- ✓ 一時保護専用施設や一時保護委託先において、必要なアセスメントや個別的なケアを実施するための体制を強化　等

３．児童相談所等業務のデジタル活用推進事業【新規】【再編】

- ✓ 情報の入力共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善等につなげる
- ✓ 児童相談業務に関して国が構築等を行っているシステムと児童相談所等が導入している独自システム間の連携
- ✓ 児童相談所等のＩＣＴ化の推進に資する機器等の整備、児童相談所と警察がリアルタイムに情報共有できるシステムを構築　等

４．その他都道府県（児童相談所等）に関する事業【再編】

- ✓ 「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進に向けた研修受講費用や配置した場合の賃金引き上げに係る補助
- ✓ 都道府県等において、児童虐待防止及びヤングケアラー認知度向上に係る広報啓発の実施
- ✓ 協同面接を含む被害事実確認面接を実施するための委託費用、研修費用、備品購入費用の補助　等



実施主体

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】　国：１/２、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/２

都道府県（児童相談所等）に関する事業の再編について

＜令和７年度補正予算・令和８年度予算＞

児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金

児童虐待防止対策支援事業

1	医療的機能強化等事業
2	法的対応機能強化事業
3	児童相談所体制整備事業
4	児童相談所設置促進事業
5	一時保護専用施設改修費支援事業
6	一時保護機能強化事業
7	官民連携強化事業
8	評価・検証委員会設置促進事業
9	未成年後見人支援事業
10	児童の安全確認等のための体制強化事業
11	児童虐待防止のための広報啓発等事業
12	支援対象児童等見守り強化事業
13	児童相談システム情報連携基盤構築事業（Ｒ７補正）
14	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業
15	被害事実確認面接支援事業
16	児童相談所等業務効率化促進事業
17	一時保護施設学習支援強化事業
18	一時保護委託先開拓等事業
19	児童相談所等におけるICT化推進事業（Ｒ７補正）
20	児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業（Ｒ7補正）

＜令和９年度予算概算要求＞

児童虐待防止対策支援事業

（１）児童相談所等の体制整備事業（仮称）

1	児童相談所体制整備事業
2	医療的機能強化等事業
3	法的対応機能強化事業**【拡充】**
4	児童相談所設置促進事業
5	児童の安全確認等のための体制強化事業

（２）一時保護の機能強化事業（仮称）

1	一時保護機能強化事業
2	一時保護専用施設改修費支援事業
3	一時保護施設学習支援強化事業
4	一時保護委託先開拓等事業
5	多職種・他機関連携機能強化事業**【新規】**
6	一時保護委託先機能充実化事業**【新規】**

（３）児童相談所等業務のデジタル活用推進事業（仮称）

1	児童相談所等におけるICT化推進事業**【新規】**
2	児童相談所等業務効率化促進事業
3	児童相談システム情報連携基盤構築事業**【新規】**
4	児童相談所と警察の児童虐待に係る情報共有システム構築事業**【新規】**

（４）その他都道府県（児童相談所等）に関する事業

1	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業
2	官民連携強化事業
3	評価・検証委員会設置促進事業
4	未成年後見人支援事業
5	児童虐待防止のための広報啓発等事業
6	宅食アウトリーチ活動支援事業
7	被害事実確認面接支援事業

親子再統合（親子関係再構築）支援事業

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

○　令和４年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。

○　親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。

○　このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援事業

カウンセリング　精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム　こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス　こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型支援　離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ　学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

実施主体等

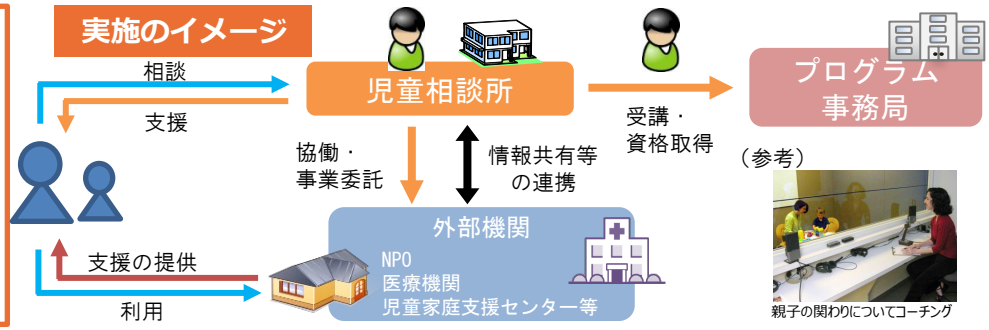
※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】　（①～③児童相談所１か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市１か所当たり）
①7,056千円　②12,400千円　③500千円　④1,253千円

【補　助　率】　国：１/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：１/2

実施のイメージ



（参考）

親子の関わりについてコーチング

児童虐待防止対策推進事業委託費

<児童虐待防止対策推進事業委託費>　令和９年度概算要求額：2.2億円

事業の目的

○　全国の児童相談所の児童虐待相談対応件数は依然として高い状況にあり、また、こどもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。こうしたことを踏まえ、**児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和２年４月から施行**されているところである。本事業では、年間を通じて、また**毎年11月に実施される「秋のこどもまんなか月間　オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」においては特に集中的に、児童相談所虐待対応ダイヤル「１８９(いちはやく)」、「親子のための相談LINE」、「体罰等によらない子育て」等をはじめとした児童虐待防止に関する様々な広報展開を行う**ことにより、児童虐待問題や体罰等によらない子育て等に対する社会的関心を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

○　「ヤングケアラー」は、中高生を対象に令和６年度までの３年間を「集中取組期間」として社会的認知度向上のための取組みを実施した。認知度向上の次の段階として、ヤングケアラーの置かれる状況や気持ち、必要とされる支援に関しても、広く理解を深めていく取組を継続して啓発する必要がある。また、ヤングケアラーがケアする家族についても理解を深め、困難な際には他者を頼ってよいと思えることや、周囲がヤングケアラーに気づき、必要な支援につないでいくことを目的とする。

事業の概要

【広報啓発内容】

○　クリエイティブ（ポスター・リーフレット）の制作、印刷、梱包・発送

○　クリエイティブ（普及啓発動画等）の制作、発信・展開

○　特設Webサイトの運営及び運用保守、コンテンツの追加・更新　等

※　事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

（参考）



令和７年度：クリエイティブ

実施主体等

実施主体：国（公募により、委託事業者を選定）

人材確保・育成・定着支援事業

拡充　再編

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金〉令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　児童虐待防止対策、社会的養護、障害児支援など、特に支援が必要なこども等への支援に従事する福祉人材の確保、育成及び定着にかかる地域ごとの課題に応じた取組を支援することを目的とする。

事業の概要

○　従前の「児童虐待防止対策研修事業」、「児童福祉司等専門職採用活動支援事業」、「児童福祉司任用資格取得支援事業」、「定着支援アドバイザー配置事業」、「基幹的職員研修事業」、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」、「児童養護施設等体制強化事業のうち児童指導員等となる人材の確保」を再編した上で、新たに障害児支援、こども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野における人材確保等の取組も対象として拡充を図る。（拡充）

○　日常のこども支援業務に伴う心理的負荷が高い児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対して、必要な助言等を行う場合の加算を創設する。（拡充）

（１）人材確保

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の確保に資する取組（学生向けセミナーやインターンシップの受け入れ調整などの採用活動や、児童福祉司などの任用資格取得支援、児童養護施設等への就職を検討している者等への施設説明会などの就職促進等）を実施。

イ.加算分

①　実習生に対する指導
児童福祉施設への就職を希望する学生が実習生に来る際、指導する職員にあたる職員の代替職員の雇上げを行う。

②　実習生の就職促進
実習を受けた学生の就職を促進するため、就職前に一定期間、非常勤職員として採用し、人材確保を図る。

③　児童指導員等となる人材の確保
児童養護施設等において、児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。

（２）育成支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の育成に資する取組（児童福祉司任用前講習、要保護児童対策調整機関調整担当者職員研修、研修コーディネータの配置等）を実施。

イ.加算分

①　短期研修
各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。

②　長期研修
一定期間（１～３か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。

③　高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に必要な人材を育成するための研修
児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を行う。

人材確保・育成・定着支援事業

拡充 再編

事業の概要

（３）定着支援

ア.基本分

都道府県等において、福祉人材の定着に資する取組（ピアサポートを目的とした交流研修等の実施、職場環境改善に向けた助言・指導等を行う定着支援アドバイザーの配置等）を実施。

イ.加算分

①　児童相談所ＯＢ等を活用したスーパーバイズの実施

児童養護施設等において児童相談所ＯＢ等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、こどもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施。

拡充 ②　メンタルヘルスケアの実施

児童養護施設等に勤務する職員等に対し、メンタルヘルスケアを行うための心理職等の巡回相談などにより相談しやすい環境を整備するとともに、相談内容に応じて、施設等に対して、必要な助言等を行う。

実施主体

【実施主体】　都道府県・市町村・特別区　　【補 助 率】　国：１／２、都道府県・市町村・特別区：１／２

【補助単価】

（１）人材確保

		都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分［１自治体あたり］		9,497千円	2,049千円	2,049千円
加算分	実習生に対する指導［実習１回当たり］	90千円		
	実習生の就職促進［１日当たり］	4千円		
	児童指導員等となる人材の確保［１人当たり］	4,506千円		

（２）育成支援

		都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分［１自治体あたり］		12,727千円	2,818千円	2,818千円
加算分	短期研修［１人当たり］	宿泊あり143千円		宿泊なし53千円
	長期研修［１人当たり］	送り出し施設1,410千円		受入施設449千円
	高機能化及び多機能化・機能転換等に必要な人材を育成するための研修［１種別当たり］	2,859千円		

（３）定着支援

		都道府県、指定都市、児童相談所設置市	中核市	市町村、特別区
基本分［１自治体あたり］		2,332千円	1,399千円	1,399千円
加算分	スーパーバイズの実施［１か所当たり］	571千円		
拡充	メンタルヘルスケアの実施［１自治体当たり］	5,558千円		

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

人材確保・育成・定着支援事業への再編について

○　地方公共団体における福祉人材全体の確保等にかかる総合的な対策を実施しやすくするとともに、縦割りを排した効率的・効果的な事業の実施を可能とするため、支援局内の「人材確保支援」・「育成支援」・「定着支援」及び「魅力発信」に関する予算を以下のとおり再編する。

＜令和８年度予算＞

- 児童虐待防止対策支援事業
  - 児童虐待防止対策研修事業
  - 児童福祉司等専門職採用活動支援事業
  - 児童福祉司任用資格取得支援事業
  - 定着支援アドバイザー配置事業
- 基幹的職員研修事業
- 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業
  - 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業
  - 児童養護施設等の職員の人材確保事業
    - 実習生への指導
    - 実習生の就職促進
    - 児童養護施設等への就職促進支援事業
    - 施設等職員交流支援事業
- 児童養護施設等体制強化事業
  - 児童指導員となる人材の確保
  - 児童相談所OBを活用したスーパーバイズの実施

＜令和９年度予算概算要求＞

人材確保・育成・定着支援事業（※）

- 人材確保支援
- 育成支援
- 定着支援
  - 児童養護施設等のメンタルヘルスケアの拡充

障害児支援・こども若者支援、自殺対策、いじめ防止分野を対象として拡充

特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業 拡充

<特定妊婦等支援機関ネットワーク形成事業費補助金> 令和９年度概算要求額　0.5億円

事業の目的

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関が連携し、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）への支援についての課題等を把握・共有するネットワークを構築するとともに、妊産婦等生活援助事業所の設置促進・支援の機能強化を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができる社会の実現を図る。

事業の概要

（１）立ち上げ支援

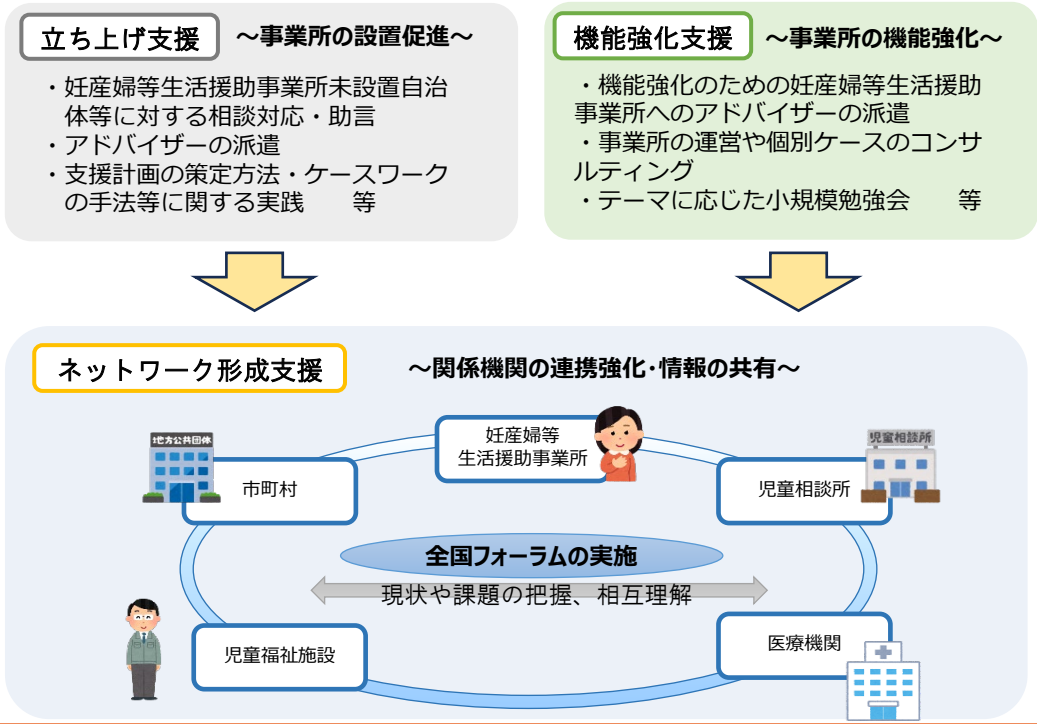
センター未設置自治体や民間団体に対する立ち上げ支援としての相談対応・助言、支援計画の策定方法・ケースワークの手法等に関する実践等を行う。

（２）機能強化支援

機能強化のために妊産婦等生活援助事業所へのアドバイザーの派遣や個別ケースのコンサルティング等を実施する。

（３）ネットワーク形成支援

妊産婦等生活援助事業所のほか、市町村や児童相談所、児童福祉施設、医療機関等の関係機関を対象に、全国フォーラムを実施し、関係機関で特定妊婦等への支援についての課題等を把握・共有する。



実施主体等

【実施主体】　民間団体（公募により選定）

【補助基準額】　53,818千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補助割合】　定額（国：10／10相当）

妊産婦等生活援助事業 拡充

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

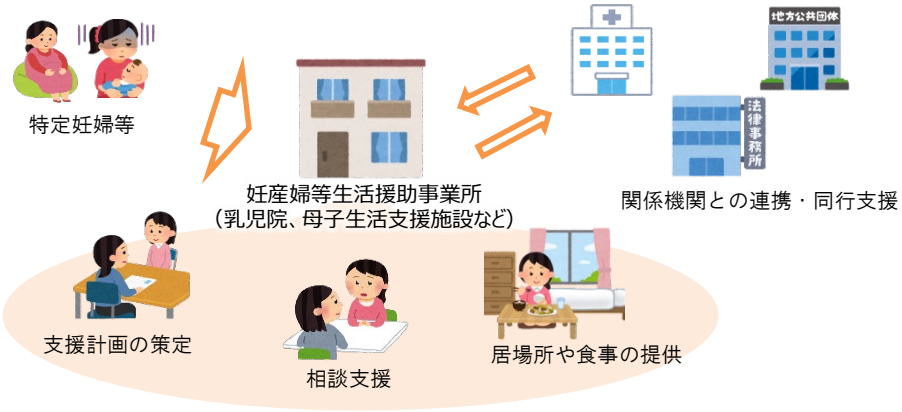
○ 利用者の状態に応じた支援計画の策定

○ 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援

⇒ 休日相談対応体制加算に常勤職員も配置可能な単価を創設«拡充»

○ 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援

○ 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携　○ 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市・福祉事務所設置町村：１／４

【補助基準額】

ア 基本分　１か所当たり　33,373千円
- 支援コーディネーター　１人
- 保健師、助産師、看護師　１人
- 母子支援員　１人
- 個別ケース会議開催経費
- 医療機関連携費用
- 生活支援費
- デイケア対応費

イ 入居機能加算
- 宿直手当加算　１か所当たり　1,716千円
- 居室稼働加算
  - 居室稼働450人日～900人日の場合　１か所当たり　6,811千円
  - 居室稼働901人日以上の場合　１か所当たり　13,547千円
- 居室確保加算　１か所当たり　10,000千円

ウ 休日相談対応体制加算⇒休日相談対応体制加算に常勤職員も配置可能な単価を創設
- 常勤職員配置の場合　１か所当たり　7,114千円
- 非常勤職員配置の場合　１か所当たり　1,483千円

エ 心理療法連携支援加算　１か所当たり　790千円

オ 法律相談連携支援加算　１か所当たり　790千円

（※）妊産婦等生活援助事業所に対する、①補助者等を雇上げ、妊産婦等生活援助事業所の夜勤業務対応などへの体制を強化するために必要な経費、②妊産婦等が地域での生活を安定させるための自立支援の環境整備に必要な経費、③関係機関等との連携支援に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

（※）記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童養護施設等体制強化事業 拡充

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

児童養護施設等において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げること等により、児童指導員等の業務負担を軽減し、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

事業の概要

（１）夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人のこどもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

（２）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化

社会的養護自立支援拠点事業所において、一時避難的かつ短期間の居場所の提供を実施する場合、宿直等を実施することで、夜間の見守り・緊急対応への体制強化を図る。

（３）自立支援の環境整備

妊産婦等生活援助事業所及び社会的養護自立支援拠点事業所において、①就労等定着支援員を配置し、②入居による支援等を受けている支援対象者の自立に向けた環境整備に要した費用の一部を補助することにより、自立支援のより一層の強化を図る。

（４）職員の業務負担軽減 «新規»

①システム導入経費の補助を行うとともに、②ＩＣＴ導入に関する技術的なサポート対応や、児童養護施設等においてＩＣＴ推進のコアとなる人材の育成、ＩＣＴ活用に当たっての伴走支援を行う外部人材の派遣を行うことにより、職員の業務負担軽減を図る。

（５）関係機関等との連携支援 «新規»

事業所所在自治体内の地域レベルにおける医療機関、薬局、学校等の関係機関間の連携体制の構築を図るとともに、他自治体からの入居相談に係る居住自治体との支援に関する連絡調整を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

（１）夜間業務等の業務負担軽減	１か所当たり	5,072千円
（２）社会的養護自立支援拠点事業所における体制強化	１か所当たり	1,716千円
（３）自立支援の環境整備		
①就労等定着支援員の配置	１か所当たり	5,275千円
②支援対象者の自立に向けた環境整備	１か所当たり	858千円
（４）職員の業務負担軽減		
①システム導入経費	１か所当たり	1,000千円
②技術的なサポート対応等	１か所当たり	5,072千円
（５）関係機関等との連携支援	１か所当たり	6,531千円

【対象施設等】

（１）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所

（２）社会的養護自立支援拠点事業所

（３）妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所

※②については、妊産婦等生活援助事業所の場合、「入居による支援」を実施している事業者に限る。

（４）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（①はＩ型のみ、②は里親が行う場合を除く）、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童家庭支援センター

（５）妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所

【補助割合】 国：１／２、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２

国：１／２、都道府県：１／４、市及び福祉事務所設置町村：１／４（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

里親支援センター設置促進・人材育成等支援事業（仮称） 新規

<こども政策推進事業委託費>　令和９年度概算要求額　2.1億円

事業の目的

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。

このような支援体制の構築に向けて、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）での設置促進・機能強化を支援することにより、里親等委託の更なる推進及び里親家庭等に対する支援の充実を図る。

同時に、里親支援センターや児童相談所、民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施により、里親支援センターやフォスタリング機関の担い手の掘りおこしや、育成を進める。

併せて、全国フォーラム等を通じて里親支援センターや関係機関のネットワークを構築することで、里親委託にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、里親に対する支援の強化を図る。

事業の概要

（１）情報収集・発信

里親支援センターの先進的な取組み等について情報収集・発信　等

（２）立ち上げ支援

里親支援センター未設置自治体等に対して、アドバイザー派遣等を通じて、センター設置に向けた状況把握・課題分析などの伴走的支援を展開することにより更なるセンター設置を促進。

（３）機能強化支援

既設の里親支援センターに対して、アドバイザー派遣等を通じて、センターの運営や個別ケースのコンサルティング等を実施することにより、フォスタリング業務の質の向上とともにセンター運営を強化。

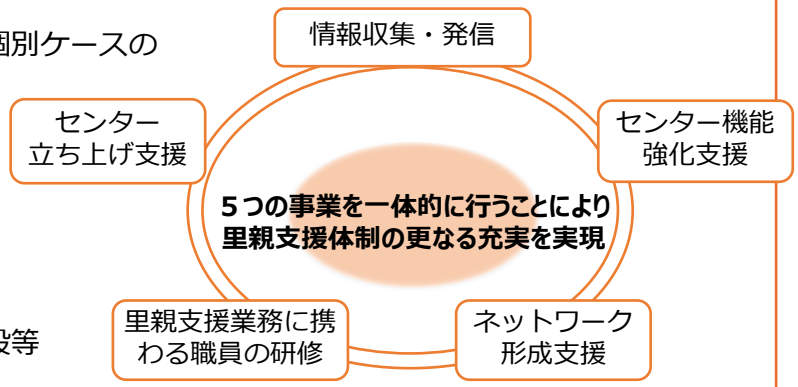
（４）里親支援業務に携わる職員の研修実施

里親支援センター、児童相談所（都道府県等）、民間フォスタリング機関、こども家庭センター（市区町村）職員や里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした各種研修事業を実施。

（５）ネットワーク形成支援

里親支援センター等の担い手の掘りおこし、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催。

自治体間ネットワーク会議で議論した内容や意見等を踏まえ、５つの柱で自治体や民間団体に対して直接個別具体の課題解決等の支援を実施するとともに、研修事業、ネットワーク形成支援などを通じて、全体への支援を実施。



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業①

拡充 見直し

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

事業の概要

リクルート



○　広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度の普及啓発
○　新規里親の開拓



里親リクルーター≪加配≫
リクルーター補助員≪加配≫

研修・トレーニング



○　基礎研修、登録前研修、更新研修の実施
○　委託後や未委託里親へのトレーニング

里親トレーナー≪加配≫
研修等事業担当職員≪加配≫

マッチング





○　委託候補里親の選定
○　委託に向けた調整・支援
○　自立支援計画の作成

里親等委託調整員≪必置≫
委託調整補助員≪加配≫





都道府県（児童相談所）

自立支援







○　自立支援計画への助言・進行管理
○　関係機関と連携した自立支援
○　生活支援、学習支援、就労支援
○　委託解除前からの自立に向けた相談支援
○　委託解除後の継続的な状況把握、相談支援

自立支援担当支援員≪必置≫

養育支援



○　里親家庭等への訪問支援
○　相互交流の場の提供
○　親子関係再構築支援
○　夜間・休日も含む相談支援
○　養育体験の機会の提供
○　レスパイト・ケア

里親等相談支援員≪必置≫、相談支援員補助員≪加配≫、
心理訪問支援員≪加配≫
レスパイト・ケア担当職員≪加配≫



＜拡充内容＞　共働き家庭里親等支援強化事業
　共働きの里親や共働きの養親候補者等が委託児童等の養育と就業との両立が困難な状況が多いことから、共働き家庭里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き家庭里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

参考 里親養育包括支援（フォスタリング）事業②

事業の概要

（１）里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、里親リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

（２）里親等研修・トレーニング事業

里親登録及び登録の更新に必要となる研修、未委託里親等に対するこどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図る。

（３）里親等委託推進事業

こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親等を選定するとともに、個々のこどもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、こどもの最善の利益を図る。

（４）里親訪問等支援事業

里親等や養親に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

（５）里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化などこどもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託されたこども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

（６）障害児里親等支援体制強化事業

障害児を養育する里親等や養親の支援ニーズの把握、障害児の養育を行う里親等や養親への訪問、障害児施設との連絡調整・連携等による支援を行うことで、障害児の養育について不安や負担を感じている里親等や養親に対する支援体制の構築を図る。

（７）里親支援センター体制強化事業

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親リクルーターや里親等支援員の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

（８）養子縁組包括支援事業

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

（９）共働き家庭里親等支援強化事業

共働き里親等がこどもの養育と仕事の両立が困難な状況が多いことから、共働き里親等の実態把握を行うとともに、創意工夫を凝らした先駆的な共働き里親等への支援を行う自治体の取組に対して補助を行う。

各事業の対象の整理

	フォスタリング機関		里親支援センター	
	里親家庭等	養親、養親希望者	里親家庭等	養親、養親希望者
(1)里親制度等普及促進･リクルート事業	○	○		
(2)里親等研修･トレーニング事業	○			
(3)里親等委託推進事業	○			
(4)里親訪問等支援事業	○	○		
(5)里親等委託児童自立支援事業	○			
(6)障害児里親等支援体制強化事業	○	○		
(7)里親支援センター体制強化事業			○	
(8)養子縁組包括支援事業				○
(9)共働き家庭里親等支援強化事業	○	○	○	○

実施主体及び補助割合

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

補助基準額

①統括責任者加算の配置要件を見直し
⇒（１）～（５）の事業うち民間機関については４事業以上、公設機関については５事業の実施で配置加算を認める。

①統括責任者加算	1か所当たり	6,994千円
②市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり	6,700千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,729千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,966千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,311千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	6,763千円
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,486千円
25件以上35件未満	1か所当たり	2,039千円
35件以上	1か所当たり	2,592千円
④里親等研修・トレーニング事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	8,284千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,523千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	6,425千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,410千円
研修受講促進費	1人当たり	44千円
研修等事業担当職員配置加算		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	6,471千円
委託して実施する場合	1か所当たり	4,314千円
⑤里親等委託推進事業	1か所当たり	7,216千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1か所当たり	1,399千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,676千円
45件以上	1か所当たり	3,547千円
⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	10,451千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,548千円
40人以上60人未満	1か所当たり	5,273千円
60人以上80人未満	1か所当たり	7,998千円
80人以上	1か所当たり	10,723千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	6,286千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,866千円
面会交流支援加算	1か所当たり	2,475千円
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1か所当たり	6,551千円
上記以外	1か所当たり	3,120千円
里親家庭養育協力支援	1日当たり	3,384千円
養育児童預かり支援		
受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円

⑦里親等委託児童自立支援事業		
アフターケア対象者10人以上かつ		
支援回数120回以上の場合	1か所当たり	4,132千円
アフターケア対象者20人以上かつ		
支援回数240回以上の場合	1か所当たり	8,188千円
⑧障害児里親等支援体制強化事業	1か所当たり	2,128千円
⑨里親支援センター体制強化事業		
ⅰ市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,729千円
ⅱ里親リクルーター補助員		
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,792千円
25件以上35件未満	1か所当たり	2,345千円
35件以上	1か所当たり	2,898千円
ⅲ里親等支援員補助員		
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1か所当たり	1,399千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,676千円
45件以上	1か所当たり	3,547千円
⑩養子縁組包括支援事業		
ⅰ養子縁組制度普及促進事業		
ア基本分		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,568千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,568千円
イ市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	1か所当たり	6,700千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	1か所当たり	1,729千円
ⅱ養親訪問等支援事業		
ア　基本分	1か所当たり	10,451千円
イ　養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,548千円
40人以上60人未満	1か所当たり	5,273千円
60人以上80人未満	1か所当たり	7,998千円
80人以上	1か所当たり	10,723千円
ウ　心理訪問支援員加算（常勤）	1か所当たり	6,286千円
心理訪問支援員加算（非常勤）	1か所当たり	1,866千円
エ　夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	1か所当たり	6,551千円
上記以外	1か所当たり	3,120千円
ⅲ障害児里親等支援体制強化事業	1か所当たり	2,128千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

養子縁組包括支援事業（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。

事業の概要

（１）養子縁組制度普及促進事業

養子縁組制度の普及のため、リクルーター等による養子縁組制度の説明会や養子縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を開催するなど、養子縁組制度の広報活動を行うことにより、養親の確保を図る。

（２）養親訪問等支援事業

養親や養親希望者に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、こどもの養育に関する支援を実施する。

（３）障害児里親等支援体制強化事業

養子縁組における障害児支援体制の構築を図るため、訪問相談等の養親希望者等に対する支援を行う。



※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市　　**【補助率】**国：１／２ 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【補助基準額】

（１）ア　基本分		
都道府県等が実施する場合	１自治体当たり	1,568千円
委託して実施する場合	１か所当たり	1,568千円
イ　市町村連携加算		
市町村連携コーディネーターの配置	１か所当たり	6,700千円
市町村連携コーディネーター補助員の配置	１か所当たり	1,729千円

（２）ア　基本分	１か所当たり	10,451千円
イ　養親相談支援員（補助員）加算		
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	１か所当たり	2,548千円
40人以上60人未満	１か所当たり	5,273千円
60人以上80人未満	１か所当たり	7,998千円
80人以上	１か所当たり	10,723千円
ウ　心理訪問支援員加算		
常勤で配置する場合	１か所当たり	6,286千円
非常勤で配置する場合	１か所当たり	1,866千円
エ　夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の場合	１か所当たり	6,551千円
上記以外	１か所当たり	3,120千円
（３）障害児里親等支援体制強化事業	１か所当たり	2,128千円

（※）本事業は、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の１つのメニューとして実施

里親への委託前養育等支援事業 拡充

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間や、いわゆる週末里親等の短期の外泊などにおける日常生活諸費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

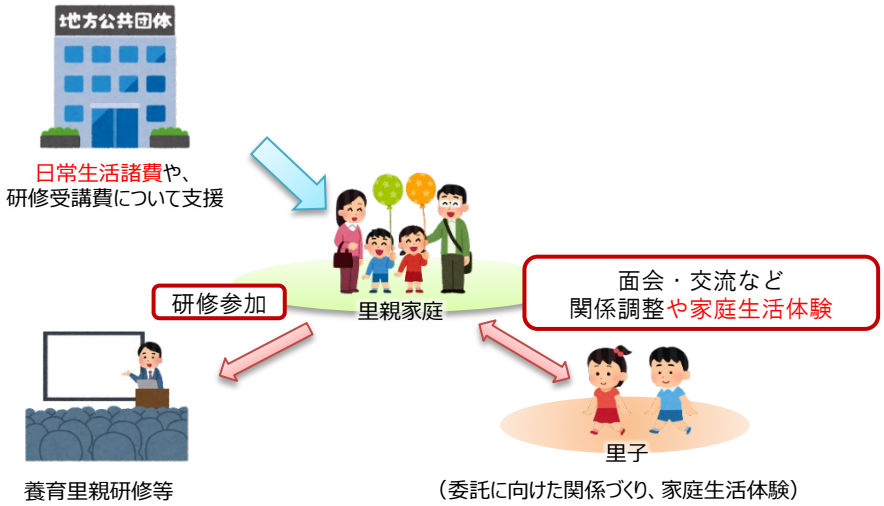
事業の概要

（１）生活費等支援 «拡充»

里親を対象として、里親委託に向けた調整期間におけるこどもとの面会や、いわゆる週末里親及び季節里親として実施するこどもの受入れ等を含め、短期間の里親宅への外泊など、交流に要する日常生活諸費等を支給する。

（２）研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【補助基準額】

（１）生活費等支援		１人当たり日額	6,600円
（２）研修受講支援	①研修受講旅費		
	ア　県内で行われる場合	１件当たり日額	1,620円
	イ　県外で行われる場合	１件当たり	59,278円
	テキスト費用	１研修当たり	20,000円
	③考査代	１研修当たり	9,000円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 拡充

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 233億円の内数

事業の目的

○ 児童養護施設等における小規模なグループによるケアの実施など、こどもの養育環境の改善を図るための改修や、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修、改正児童福祉法関連施設・事業所の開設準備経費や改修費等に係る経費を補助することにより、社会的養護が必要なこどもの生活向上を図る。

○ 里親身分証明書の取り組みが全国的に進むよう、都道府県等における里親身分証明書の発行に必要な備品購入等を支援することにより、里親の負担軽減を図る。

○ こどもの安心・安全な生活環境の確保及びプライバシー保護を図ることにより、すべての児童養護施設等においてこどもが安心して過ごすことができる環境となるよう、児童養護施設等における性被害防止対策の支援を行う。

事業の概要

【補助制限】
（★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助を受けることができる
（☆）の事業：事業を行う施設等１か所につき１回限り

（１）児童養護施設等の環境改善事業

１．入所児童等の生活環境改善事業（★）
① 児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品の購入に係る経費を補助
② 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、必要な備品の購入や更新、設備の改修等に係る経費を補助

２．ファミリーホーム等開設支援事業（☆）
ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備、建物賃借料（敷金は除く。）及び備品の購入に係る経費を補助

３．児童家庭支援センター開設支援事業（☆）
既存建物を借り上げて児童家庭支援センターを新設し、事業を実施する場合に、貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料に係る経費を補助

４．耐震物件への移転支援事業（☆）
耐震性に問題のある賃借物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う経費を補助

５．医療的ケア児等の受入環境整備事業（★）«新規»
児童養護施設等において、措置等されている医療的ケア児等（重症心身障害児を含む）の支援の充実を図るため、受入環境の整備や機器の購入に必要な経費を補助

（２）地域子育て支援拠点の環境改善事業（★）
地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備に係る経費を補助

（３）児童相談所及び一時保護所の環境改善事業（★）
・ 児童相談所でこどもの心理的負担を軽減する等のために必要な改修及び備品の購入や更新に係る経費を補助
・ 一時保護所でこどもの生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新に係る経費を補助

（４）改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（☆） «新規»
・ 里親支援センターを開設・運営のため、設備整備及び備品の購入並びに改修等に係る経費を補助する。
・ 社会的養護自立支援拠点事業所及び妊産婦等生活援助事業所を開設・運営のため、必要な設備整備及び備品の購入に係る経費を補助する。

（５）里親負担軽減事業（★） «新規»
里親が、自身と委託されたこどもとの関係性を明らかにする際に生じる負担の軽減を図るため、里親身分証明書の発行に必要な備品の購入等に係る経費を補助する。

（６）児童養護施設等（※）における性被害防止対策支援事業（★） «新規»
性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に要する経費を補助する。
（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム、妊産婦等生活援助事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、児童相談所一時保護施設（一時保護委託先を含む。）

実施主体

（１）都道府県、市町村
（２）市町村
（３）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
（４）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
（５）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
（６）都道府県、指定都市、児童相談所設置市
※母子生活支援施設又は妊産婦等生活援助事業所の場合：都道府県、市及び福祉事務所設置町村

補助基準額

（１）＜１．＞　１か所当たり　：800万円　※　里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
＜２．＞　１か所当たり　：800万円　※　ファミリーホーム等の開設に当たり、改修期間中に賃借料が発生する場合は、1,000万円を上限に加算
＜３．＞　１か所当たり　：300万円
＜４．＞　１か所当たり　：800万円　※　里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
＜５．＞　１か所当たり　：800万円　※　里親、児童家庭支援センター、母子家庭等就業・自立支援センターに係る事業は、100万円
（２）１か所当たり　：800万円
（３）１か所当たり　：800万円
（４）１か所当たり　：800万円
（５）１か所当たり　：　50万円
（６）１か所当たり　：　10万円

補助率

（１）国：1/2（2/3（※））　（都道府県等：1/2（1/3（※））、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4）
（※）児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化について、令和11年度末までに確実に実施するため、小規模かつ地域分散化された施設を改修する際の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）
（２）国：1/2　（指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2、又は、都道府県：1/4、市町村：1/4 ）
（３）国：1/2　（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
（４）国：1/2（3/4（※））　（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（1/4（※））、又は、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4）
（※）（４）の事業を里親支援センターで実施する場合に限る。
（５）国：1/2　（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）
（６）国：1/2　（都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4、事業者：1/4）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

乳児院等多機能化推進事業 拡充

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

乳児院等において、育児指導機能の充実、医療的ケアが必要なこども等（重症心身障害児を含む）の円滑な受入の促進及び障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援の促進に係る事業の実施に要する費用を補助することにより、乳児院等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図る。

事業の概要

（１）育児指導機能強化事業

親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図るため、こどもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践する職員を配置する。

（２）医療機関等連携強化事業

①継続的な服薬管理や健康管理が必要なこどもの円滑な受入を促進するため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置する。

②痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要なこども等（重症心身障害児を含む）に対応するために、看護師の配置・医療的ケアに必要な備品の購入を行う。【拡充】

（３）障害児等受入体制等強化事業

①障害等を有するこどもの円滑な受入・入所中の支援を促進するため、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援・補助を行うための職員を配置する。

②障害児支援事業所等との連絡調整や施設等における養育上の支援、職員への指導・助言、実親への助言等を行うために理学療法士や作業療法士等を配置する。【拡充】

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：１／２ 、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２

国：１／２ 、都道府県：１／４、市・福祉事務所設置町村：１／４

【補助基準額（１か所当たり）・対象施設】　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）		6,172千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設
（２）	①	ⅰ 連絡調整を担う職員　1,493千円 ⅱ 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合　こどもの数に応じて最大6,956千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム
	②	ⅰ ②専任の看護師を配置する場合　8,470千円 ⅱ ①の看護師と兼務等の場合　3,223千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム、里親支援センター
（３）	①	こどもの数に応じて最大6,664千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム
	②	１か所当たり2,823千円	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業Ⅰ・Ⅱ型、ファミリーホーム

こどもまんなか こども家庭庁

社会的養護自立支援実態把握事業 見直し 拡充

支援局 家庭福祉課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

事業の概要

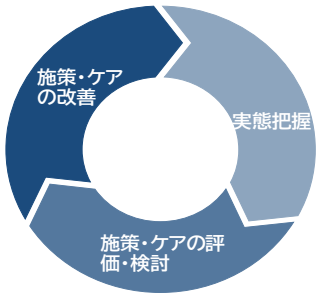
（１）社会的養護自立支援実態把握事業

社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会（社会的養護自立支援協議会）の開催に必要な費用の支援を行う。

（２）社会的養護経験者等相互交流促進事業＜拡充＞

社会的養護自立支援拠点事業所同士や、自治体と社会的養護自立支援拠点事業所との関係構築など、社会的養護経験者等のより身近な地域で関係構築を図るため、社会的養護自立支援拠点事業所を主体とした地域ごとの交流会を実施するために必要な費用の支援を行う。

≪実態把握のサイクル≫



≪自立支援に必要な関係機関の協議会≫



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

（１）社会的養護自立支援協議会の設置　１自治体あたり　300千円

社会的養護経験者等実態把握調査　１自治体あたり　2,700千円

（２）１自治体あたり　300千円

【補助割合】

国：１／２ 、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 新規

支援局 家庭福祉課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

○　児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、全ての都道府県で家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を着実に行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）就職者

就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】
貸 付 額 ：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：２年間

（２）進学者

大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】
貸 付 額 ：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）
貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】
貸 付 額 ：月額５万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち２年間まではさらに医療費などの実費相当額を追加）
貸付期間：正規修学年数

（３）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等に委託中又は委託解除された者）

【資格取得支援費貸付】貸 付 額 ：25万円

※　５年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は２年間の就業継続で返還免除）

※　児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から５年が経過するまでの間、貸付の申請が可能

実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助割合】定額（国：9/10相当）　※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

社会的養護魅力発信等事業 拡充

＜社会的養護魅力発信等事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生等に向けた広報啓発活動や、各施設等での職場体験等や施設職員の就業継続を支援するなど、人材確保に関する取組の強化を図る。

事業の概要

（１）広報啓発事業

児童養護施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、WEBサイト、インターネット広告、ＳＮＳ等を利用し、児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等への広報啓発を行う。加えて、中学生及び高校生に対し、学校に出向いての広報啓発活動を行う。

（２）職場体験等の情報提供事業

児童養護施設等で働くことを目指す学生や過去に児童養護施設等の職員として働いた経験のある方、もしくはこれまで社会的養護の分野に触れる機会のなかった方等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験等の機会について、情報提供を行う。

（３）施設従事者同士のピアサポート

仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンライン等でのピアサポートを実施する。

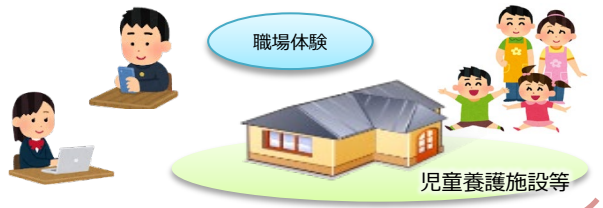
＜広報啓発＞

・インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



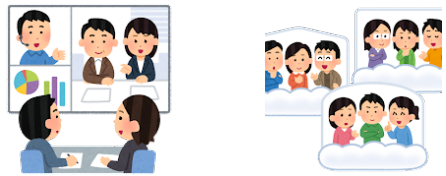
＜職場体験等の情報提供＞

・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、
各施設等での職場体験等の機会について、情報提供



＜施設従事者同士のピアサポート＞

・仕事の悩みを抱える施設従事者に対する
相談支援の場を設けるため、
オンライン等でのピアサポートを実施



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】22,153千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

社会的養護自立支援拠点事業 拡充 見直し

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤独・孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

（１）相互交流の場の提供
社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

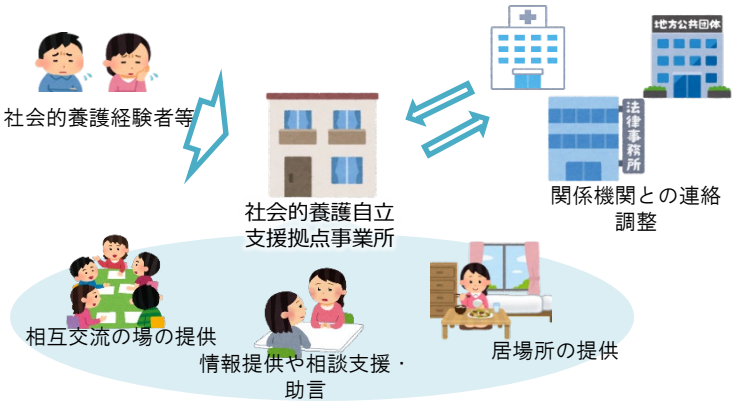
（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言
社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

（３）関係機関との連絡調整
他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要をする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供
社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

（５）休日夜間緊急支援（児童虐待防止対策等総合支援事業から組替え）
休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）及び（５）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【補助基準額】

ア 基本分	１か所当たり	26,790千円
・支援コーディネーター１人 ・生活相談支援員　１人 ・就労相談支援員　１人 ・相互交流費用 ・関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算 ・職員を２人配置する場合	１か所当たり	6,286千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算 ・支援回数1201回～2400回の場合 ・支援回数2401回以上の場合	１か所当たり １か所当たり	2,633千円 5,266千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		
エ 就労相談支援の回数に応じた加算 ・支援回数1201回～2400回の場合 ・支援回数2401回以上の場合	１か所当たり １か所当たり	2,633千円 5,266千円
オ 心理療法担当職員加算 ・職員を配置する場合 ・上記以外の場合（嘱託契約等）	１か所当たり １か所当たり	6,955千円 887千円
カ 法律相談対応準備加算	１か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	１か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	１か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	１か所当たり	2,599千円
コ 休日夜間緊急支援加算	１か所当たり	7,892千円

（※）社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化及び自立支援の環境整備に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

養子縁組民間あっせん機関助成事業 拡充

事業の目的

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

関係機関と連携して養親希望者等の負担軽減に向けた支援等を実施するとともに、養子縁組民間あっせん機関に対して人材育成を進めるための研修の受講費用等を助成することにより、効果的な支援体制の整備や職員の資質向上を図ることを目的とする。

併せて、養親希望者の手数料負担を軽減する事業を実施することにより、養子縁組のさらなる促進を図ることを目的とする。

事業の概要

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i　養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業　・・・受講者１人当たり　60千円

養子縁組あっせん責任者や職員及び児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修参加に要する費用を補助

ii　第三者評価受審促進事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　340千円

養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受審費用を補助

②養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業

i　養親希望者等支援事業（特定妊婦への支援含む）　«拡充»　・・・・・１か所当たり　13,695千円

児童相談所等の関係機関と連携し、こどもとのマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の場の提供等及び特定妊婦への支援体制を構築

⇒こどもの支援方針決定等における、弁護士等の専門職と連携した支援を実施

ii　障害児等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　3,112千円

障害児や医療的ケア児など特別な支援を要するこどもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築

iii　心理療法担当職員の配置による相談支援・・・・・・・・・・１か所当たり　6,873千円

心理療法担当職員を配置し、養子縁組成立前後において実親や養親の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv　高年齢児等への支援・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　2,430千円

社会福祉士等による社会診断及び診断に基づくプレイセラピーやカウンセリング等、比較的年齢の高い養子とその養親への支援体制を構築

v　資質向上事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・１か所当たり　1,882千円

養子縁組民間あっせん機関同士や児童相談所との定期的な事例検討会や人事交流、外部有識者を活用した業務方法書の評価・見直し等の取り組みによって、民間あっせん機関の職員の資質向上を図る

③こどもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業・・・　**１か所当たり　6,873千円**（弁護士等配置する場合、１か所当たり　2,342千円加算）

養子縁組民間あっせん機関において、子どもの権利条約に基づき、確実に養親から告知されるよう、養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設ける等のこどもの出自を知る権利に関する支援体制を構築

また、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置した場合、加算

④養親希望者手数料負担軽減事業　・・・・・・・・・・・・**１人（世帯）当たり　600千円**

養子縁組民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童相談所が関与する養子縁組里親との費用バランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【実施要件】　③の事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

児童入所施設措置費等国庫負担金

＜児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）＞
令和９年度概算要求額　1,746億円＋事項要求

事業の目的

児童福祉法に基づき、都道府県等が支弁する里親等や児童養護施設等へ入所の措置等に要する費用の一部を国が負担することにより、要保護児童を保護・養育することを目的とする。

事業の概要

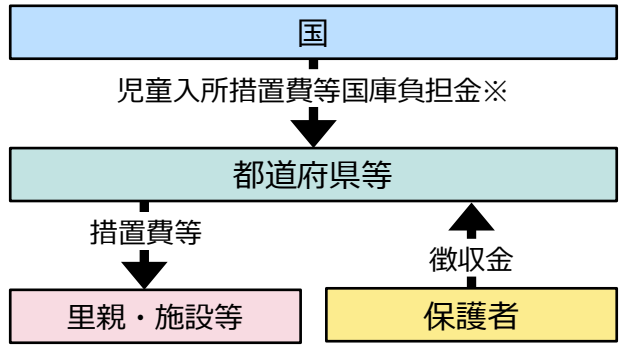
○　里親等へ委託の措置や児童養護施設等へ入所の措置等を行った際に、里親等や児童養護施設等に対して、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した措置費等の一部を負担する。

実施主体等

【対象施設等】
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、助産施設、里親支援センター、里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所　等

【実施主体】
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市
※　ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補 助 率】
国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2
（上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）



※国は措置費等から徴収金を差し引いた金額の1/2を負担

児童家庭支援センター運営等事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うものであって、もって地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

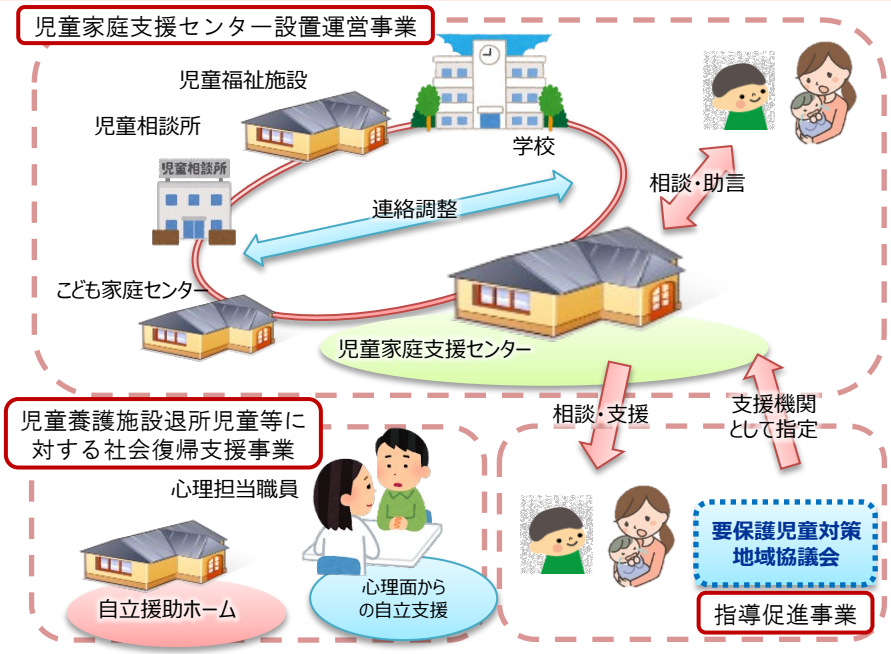
（１）児童家庭支援センター設置運営事業

- 虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

⇒　専門的な知識や技術を必要とする相談について、児童や家庭の状況が把握できるよう、家庭等を訪問して実施する場合に、訪問して相談支援を行う職員の配置を支援する。
　また、医療的な問題を含む相談にも適切に対応できるよう、医師や保健師等との嘱託契約等による必要な支援体制の整備を支援する。

（２）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。

（３）指導促進事業
市町村の要保護児童対策地域協議会において、児童家庭支援センター等が主たる支援機関とされた場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市　　【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【補助基準額】

（１）児童家庭支援センター設置運営事業			
①常勤心理職配置の場合	１か所当たり	14,361千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助
②非常勤心理職配置の場合	１か所当たり	9,474千円	
③法的問題対応加算	１か所当たり	360千円	
④医療的問題対応加算	１か所当たり	360千円	
⑤児童相談所OB等によるスーパーバイズ加算	１か所当たり	547千円	
⑥地域連携担当職員加算	１か所当たり	2,633千円	
⑦訪問相談支援対応加算	１か所当たり	6,456千円	
（２）児童養護施設退所児童等に対する社会復帰支援事業	１か所当たり	1,024千円	
（３）指導促進事業	１件当たり（月額）	124千円	

ひきこもり等児童福祉対策事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

ひきこもり等の状態にあるこども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、こどもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図る。

事業の概要

（１）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業

児童相談所の児童福祉司やコーディネーター（児童相談所ＯＢやひきこもりのこどもをもっていた親）等の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもりの児童の家庭等を訪問し、当該児童とのふれあいを通じて、児童の福祉の向上を図る。

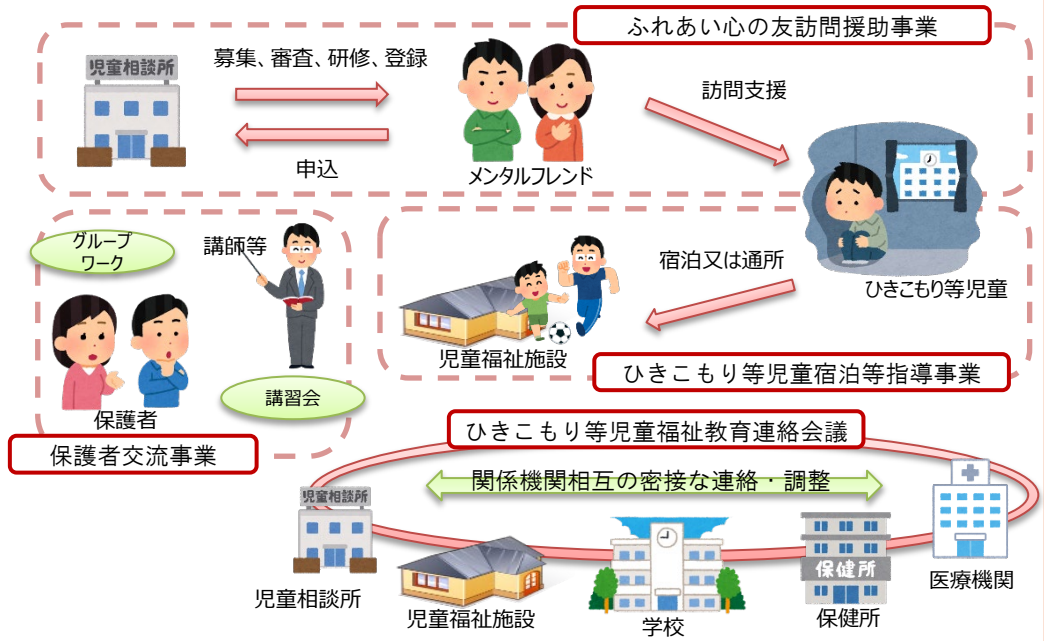
また、ひきこもりのこどもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを開催する。

（２）ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の児童を一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法等・レクリエーションを実施し、児童の福祉の向上を図る。

（３）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議

都道府県等は事業の円滑な実施を図り、関係機関相互の密接な連絡・調整を行うため、児童相談所、家庭児童相談室、児童委員、児童福祉施設、教育委員会、学校、保健所、医療機関等の構成により、ひきこもり等児童福祉教育連絡会議を設置する。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

【補助基準額】

（１）ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業			
ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合		１都道府県市当たり	466,440円
	メンタルフレンド活動費	訪問１日当たり	4,485円
	事業実施前研修会費	定額	75,000円
	活動検討会	１回当たり	29,310円
（２）ひきこもり等児童宿泊等指導事業	宿泊指導	児童１人当たり日額	4,310円
	通所指導	児童１人当たり日額	2,100円
（３）ひきこもり等児童福祉教育連絡会議		１回当たり	12,500円

児童養護施設等の人材確保及び定着支援モデル事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

児童養護施設等における人材不足や、職員の早期離職が課題となっており、入所児童の養育環境を整備するための人材確保及び定着が求められていることから、人材確保及び定着の取組等の先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。

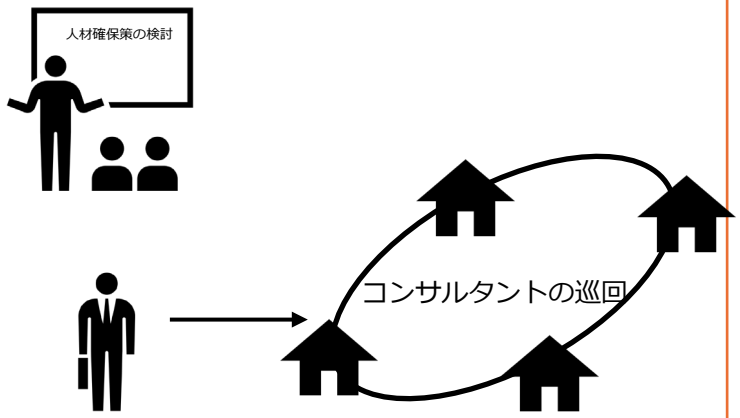
事業の概要

児童養護施設等の人材確保や定着の支援のため、例えば、

・課題分析・解決などについて、人事コンサルタントを活用するなど児童養護施設等の人材確保の推進に係る取組や、

・児童養護施設等の業務改革に向けた助言又は指導を行うためのコンサルタントによる巡回に係る取組

など、自治体の創意工夫を凝らした先駆的な取組に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市
（民間団体等に委託して実施することも可）

【補助基準額】１自治体当たり　4,500千円

【補助割合】　国：10/10

【対象施設】
児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型を除く）、児童家庭支援センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所
（※）開設前の施設等も対象とする。

【実施要件】
事業の実施に当たっては、事業計画の審査を経た上で決定する。

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

身元保証人確保対策事業

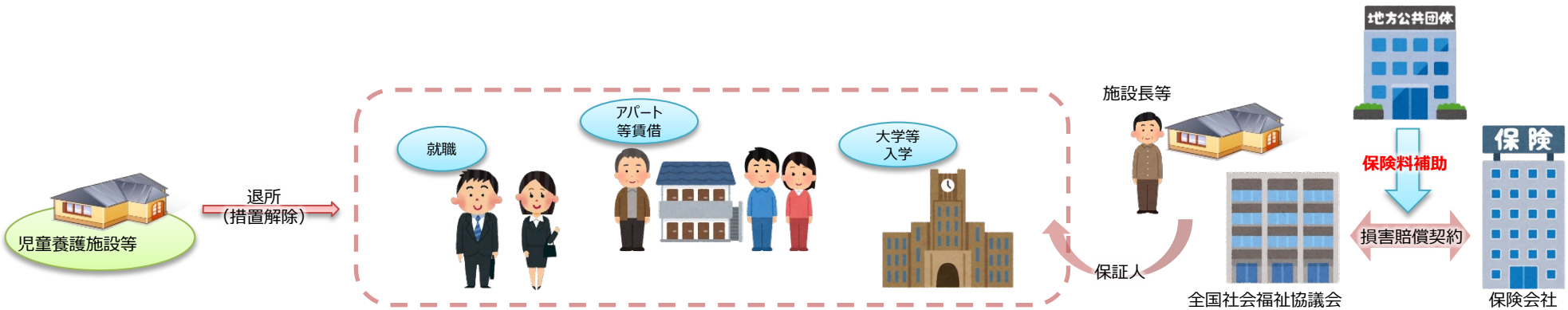
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設等に入所中又は退所したこども等や、里親等に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進を図る。

事業の概要

児童養護施設等を退所するこどもが就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：１／２ 、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：１／２
国：１／２ 、都道府県：１／４ 、市・福祉事務所設置町村：１／４

【補助基準額】

①就職時の身元保証	年間保険料：10,560円
②賃貸住宅等の賃借時の連帯保証	年間保険料：19,152円
③大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料：10,560円
④入院時の身元保証	年間保険料：　2,400円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童養護施設等民有地マッチング事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

小規模かつ地域分散化された児童養護施設の整備等を促進するため、土地等所有者と児童養護施設等を運営する法人等のマッチング等を行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応や、地域住民と施設等との関係構築等を図る。

事業の概要

（１）土地等所有者と法人等のマッチング支援

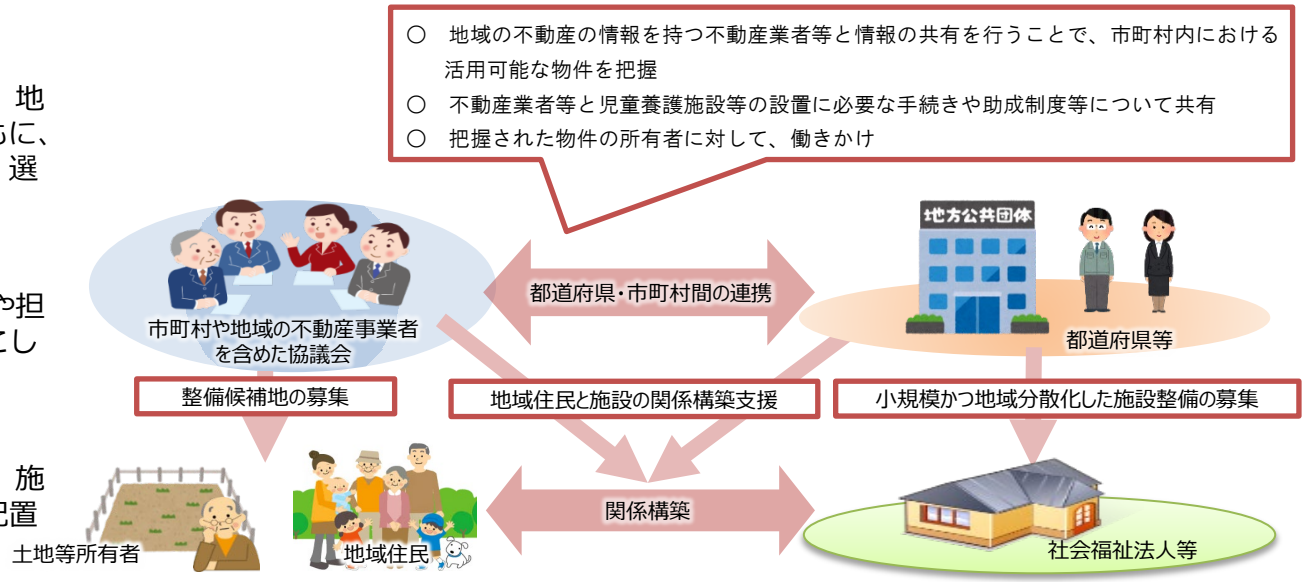
土地等所有者と法人のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での施設整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

（２）整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

（３）地域連携コーディネーターの配置支援

施設の設置等に向けた地域住民との調整など、施設の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

（※）対象施設が母子生活支援施設である場合は、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村：１／２

【補助基準額】（１）１自治体当たり　6,600千円
（２）１自治体当たり　5,400千円
（３）１自治体当たり　5,200千円

【対象施設】児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

地方自治体等と連携し「高機能化」及び「多機能化」に資する多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

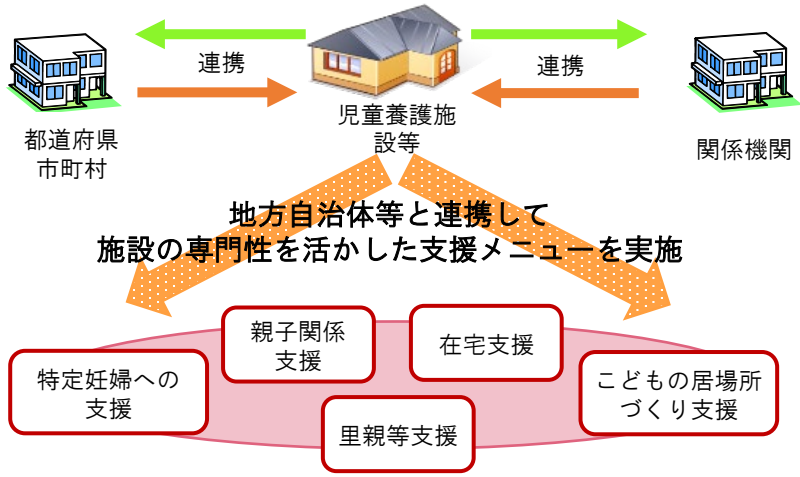
事業の概要

児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を更に強力に推進するため、家庭養育優先原則のもと、

・児童養護施設等の専門性を高めたうえで、入所児童のみならず家庭での養育が困難な地域のこどもに対して、支援ニーズに対応するための専門的な支援

・児童養護施設等の専門性を活かしたうえで、地域の実情等に応じ、市区町村と連携した在宅支援や里親等支援又は特定妊婦への支援等

といった、「高機能化」や「多機能化」に資する先駆的な取組を支援する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）
※　ただし、母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助率】 定額（国：10／10相当）
事業実施２年目以降の自治体は、国１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市１／２
（上記のただし書きの場合、国１／２、都道府県・市・福祉事務所設置町村１／２）

【補助基準額】 １自治体あたり：15,000千円

【対象施設】 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所（里親が行う場合を除く）、児童家庭支援センター

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

乳児院地域支援強化事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

乳児院において、その専門性を生かした予防的支援機能等を統括する責任者の配置や、市町村事業等の活用のための関係機関との連携職員の配置などにより、地域の支援拠点として、一層の高機能化及び多機能化・機能転換を図る。

事業の概要

乳児院において、地域の支援拠点として、その専門性を支援が必要な乳幼児のいる家庭等に対して発揮するため、

○専門性を生かした予防的支援機能等を統括する責任者の配置

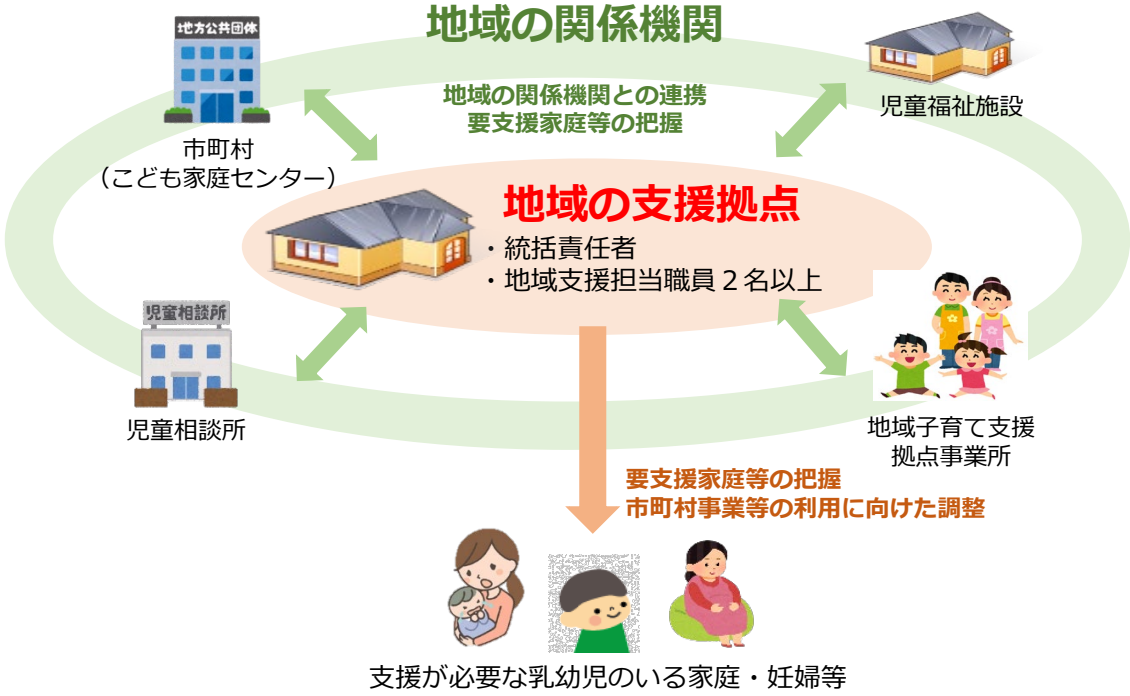
○以下の業務を実施する地域支援担当職員２名以上の配置

・地域子育て支援拠点事業所等への訪問等による要支援家庭等の把握

・要支援家庭等に対する市町村事業等の利用に向けた調整

・支援を迅速かつ的確に行うため、関係機関との連絡調整等

の他、医師や弁護士等の外部有識者によるコンサルタントの実施等に必要な経費の補助を行う。



実施主体等

【実施主体】　都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】１か所当たり　17,367千円

【補助割合】　国：１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／２

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

家庭養育推進ネットワーク構築事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

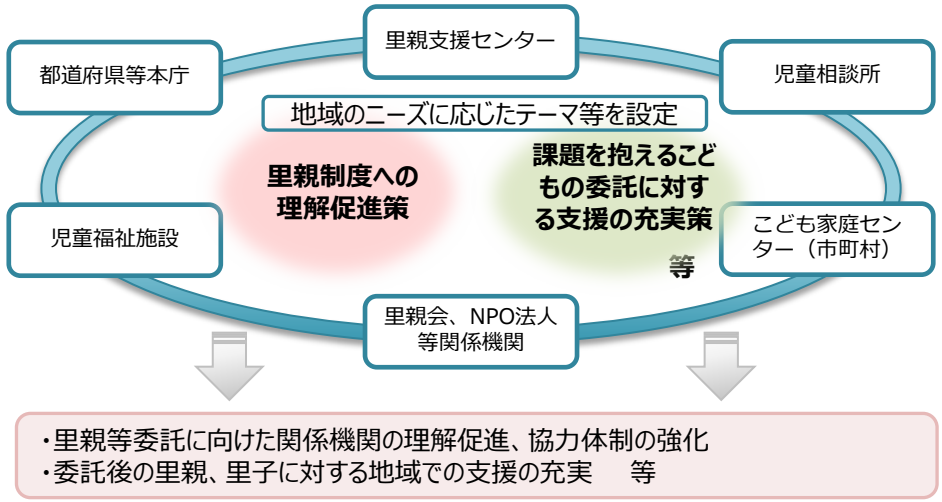
里親等委託の推進のためには関係機関との連携・協働が不可欠であることから、各自治体（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）に「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親等委託の更なる加速化を図る。

事業の概要

里親等委託の推進のためには、児童相談所や里親支援センターのみならず、こども家庭センター（市町村）、家庭支援事業を担うNPO法人等の関係機関との連携・協働が不可欠である。

各自治体において、関係機関が連携・協働するための地域特性・地域ニーズに沿った「家庭養育推進ネットワーク」を構築し、里親制度への理解促進、課題を抱えるこどもの委託に対する支援の充実策（里親ショートステイやレスパイトケア等）等について課題共有・議論・役割分担等を行うことで、里親等委託の更なる充実を図る。

＜家庭養育推進ネットワーク＞



実施主体等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

１自治体当たり　1,100千円

【補助割合】

国：２／３ 又は１／２、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：１／３又は１／２

※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

社会的養護経験者等ネットワーク形成事業

<社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金>　令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

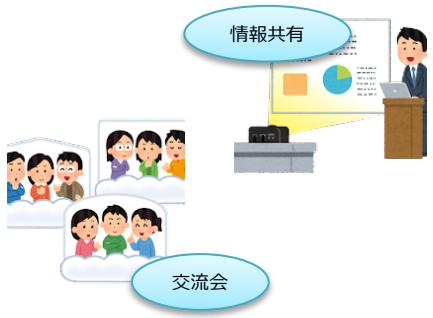
・社会的養護経験者等やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催

・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施　　等

（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催　　等

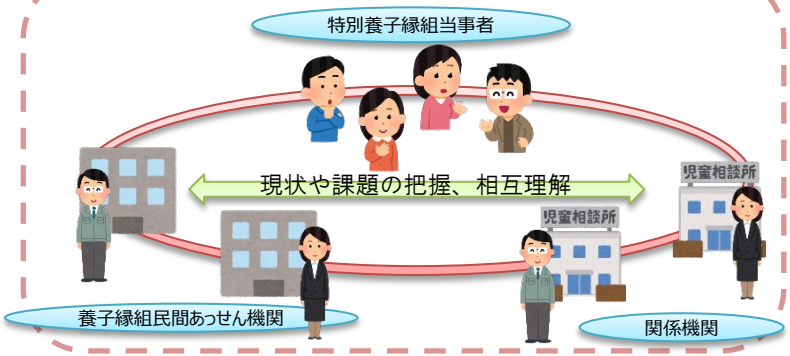
社会的養護経験者等のネットワーク形成



○ 社会的養護経験者向け情報ウェブサイト
https://irisconnect.jp/



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】23,718千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

＜養子縁組民間あっせん機関職員研修事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　0.5億円

事業の目的

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において、養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母等と養親希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

事業の概要

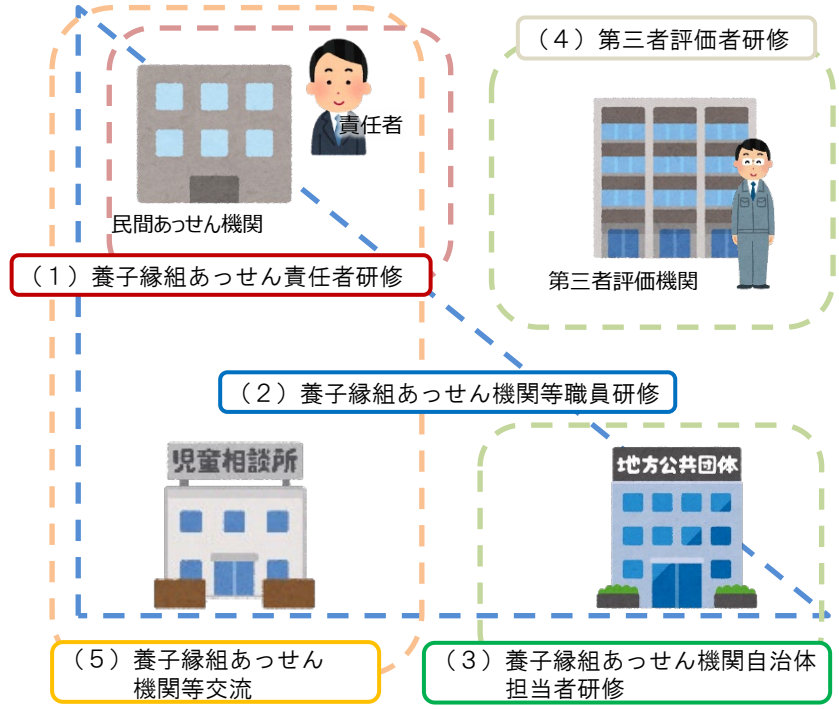
（１）養子縁組あっせん責任者研修
民間あっせん機関の責任者を対象に、民間あっせん機関の運営や組織マネジメント、関係機関との調整に必要な知識を修得することを目的とした研修を実施する。

（２）養子縁組あっせん機関等職員研修
民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員、市区町村の職員等、養子縁組のあっせんの業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。

（３）養子縁組あっせん機関自治体担当者研修
許可・指導権限を有する自治体職員を対象とし、適正な許可・指導等が行われることを目的とした研修を実施する。

（４）第三者評価者研修
第三者評価を行う評価機関職員を対象とし、適正な第三者評価が行われることを目的とした研修を実施する。

（５）養子縁組あっせん機関等交流
民間あっせん機関と児童相談所等が連携して、養子縁組に関する業務を円滑に進めるためのネットワーク構築に向けて、民間あっせん機関の職員や、児童相談所の職員等で養子縁組のあっせんの業務に従事する者を対象とした、地域ブロックごとの研修を実施する。



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】50,982千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業

<こども政策推進事業委託費>　令和９年度概算要求額　2.1億円

事業の目的

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、社会における正しい理解の浸透を行い、里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やす。

事業の概要

（１）里親や特別養子縁組の潜在的な担い手を里親登録等につなげる広報啓発

潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ、具体的かつ効果的な広報啓発を実施。

より多くの国民が閲覧できるインターネット等の媒体を活用した様々な広報啓発の実施、ポスター及びリーフレットの作成・配布。

企業に対する里親制度等及び特別養子縁組制度等の社会的認知度を向上させるための広報啓発の実施。

里親制度等及び特別養子縁組制度等に関するシンポジウム・イベントの実施。

（２）里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

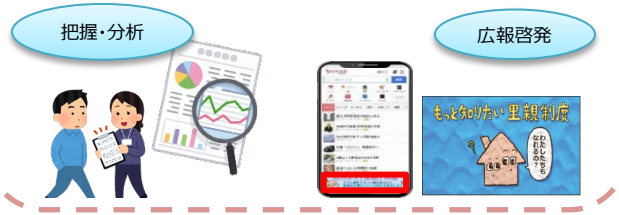
里親制度等及び特別養子縁組制度等について、それぞれの特設サイトを展開し、広く普及啓発を行うとともに、特に里親や特別養子縁組に関心や検討している方に対して、ターゲット層に応じてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供を行う。

（３）都道府県等と連携した広報

都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことができるよう、（１）の分析を踏まえ、都道府県等と連携した広報を実施。

＜ニーズの把握・分析を踏まえた広報啓発＞

・ニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえ具体的かつ効果的な広報啓発を実施



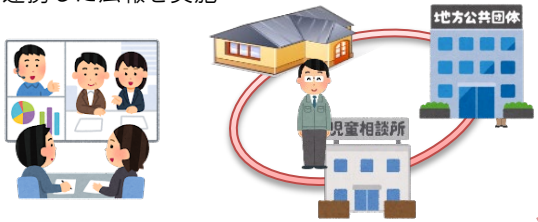
＜特設サイトの開設＞

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供



＜都道府県等と連携した広報＞

・分析を踏まえ、都道府県等や関係機関と連携した広報を実施



実施主体等

【実施主体】　国（委託により実施）

こどもの貧困対策・
ひとり親家庭等支援の強化

ひとり親家庭等日常生活支援事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　ひとり親家庭等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行うことにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

事業の概要

○修学や疾病などの事由により生活援助、保育等のサービスが必要となった場合等に、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等においてこどもの世話などを行う。

	内容	一時的に必要な場合	定期的に必要な場合	実施場所
生活援助	家事、介護、日常生活の便宜(例：食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品等の買い物）を行う。	・自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等) ・社会通念上必要な事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等)	就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭に限る。）	ひとり親家庭等の居宅
保育等のサービス	乳幼児の保育、こどもの生活指導などを行う。			家庭生活支援員の居宅又は児童館、母子生活支援施設等のひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所など

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部または一部を民間団体等に委託可）

【補助率】　国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

1　活動費　１か所当たり　4,635千円

2　派遣手当分　１時間当たり

①子育て支援		②生活援助	
（深夜、早朝以外9:00～18:00）	2,300円	（深夜、早朝以外9:00～18:00）	4,600円
（深夜、早朝）	2,875円	（深夜、早朝）	5,750円
（講習会会場）	3,450円	（移動時間）	384円
（宿泊分）	11,500円		
（移動時間）	384円		

ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等の生活支援事業）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することから、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

事業の概要

1. ひとり親家庭等生活支援事業(生活支援)

①


相談支援事業
・育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
・地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

②


家計管理・生活支援講習会等事業
・家計管理、育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

③


情報交換事業
・ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. ひとり親家庭地域生活支援事業(住まい支援)



離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設の他、民間賃貸住宅、シェアハウス等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を実施する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）　※事業の全部又は一部を民間団体等に委託可

【補助率】国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市町村：１／４

【補助基準額】１か所当たり　14,098千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）拡充

事業の目的

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　222億円の内数

○　ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが直面する課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、こどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、軽食の提供を行うことにより、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。
○　また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料、模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。

事業の概要

【拡充内容】　・生活指導・学習支援（①）に送迎に係る費用加算を創設　　・大学等受験料支援（⑥）、模擬試験受験料支援（⑦）を社会情勢に鑑み増額

	<事業内容>	<補助単価（※３）>
事業① 生活指導・学習支援 «拡充»	地域の実情に応じて、ア～工の支援を組み合わせて実施 ア. 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導 イ. 学習習慣の定着等の学習支援 ウ. 軽食の提供 工. 送迎«新規»	(1) 事務費　3,100千円／か所 (2) 事業費(集合型)5,099千円／か所 (週2日以下の場合・補助単価は実施日数により異なる) (3) 事業費（派遣型）１回の訪問が１日の場合11,500円（半日以内の場合7,000円） (4) 実施準備経費　①改修費等：4,000千円／か所　②礼金・賃借料（実施前分）：600千円 (5) 軽食費：832千円／か所（週2日以下開催の場合・補助単価は実施日数により異なる） (6) 送迎費：1,560千円／か所(週５日開催の場合・補助単価は実施日数により異なる)«新規»
事業②（※１） 長期休暇中の学習支援の追加開催	夏期や冬期などの長期休暇期間中に、①の日数を増やして実施	【加算】 週１日追加：456千円／か所　　週２日追加：912千円／か所 週３日以上追加：1,368千円／か所
事業③（※１） 進路選択に活かすための体験学習	オープンキャンパスや職場見学等、進路選択に活かすための体験活動を、①に加えて実施	【加算】910千円／か所
事業④（※１） 個別学習支援員の配置	各学習支援の場に、必要に応じて個別支援員を配置	【加算】日額：8,970円/人
事業⑤（※１） 受験生(中３・高３)の学習支援の追加開催	受験を控えた中学３年生・高校３年生に対して、 ①の日数を増やして実施	【加算】 週１日追加：2,964千円／か所　　週２日追加：5,928千円／か所 週３日以上：8,892千円／か所
事業⑥（※２）«拡充» 大学等受験料支援	大学(短大)・専門学校等を受験する際の受験料を支援	高校３年生等：70,000円上限/人«拡充»
事業⑦（※２）«拡充» 模擬試験受験料支援	中学生・高校生等の各ステージの受験に向けた、模擬試験の受験料を支援	高校３年生等：10,000円上限/人«拡充»　中学３年生：7,000円上限/人«拡充»







※１　事業②～⑤においては、事業①の実施が必須。
※２　事業⑥及び⑦においては、事業①もしくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく「子どもの学習・生活支援事業」のうち学習支援の実施が必須。
　　事業⑥及び⑦の対象者は、次のア・イのいずれにも該当する者　ア.児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯(住民税非課税世帯)　イ.自治体が実施するこどもの生活・学習支援事業に登録等しているこども
※３　記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）
【補 助 率】国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２　　国：１／２、都道府県：１／４、市町村：１／４

こどもまんなか
こども家庭庁

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付けることにより、就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

対象者



児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む。ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸付額等

貸付額	原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限７万円）を貸付
償還期限	都道府県知事等が定める期間
利 息	無利子
償還免除	・１年以内に就職をし、就労を１年間継続したとき ・死亡又は障害により償還することができなくなったとき ・長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から５年経過
償還猶予	災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：９／１０（国９／１０、都道府県又は指定都市１／１０）
○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（９／１０相当）
※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて１／１０相当を負担（特別交付税措置）

ひとり親家庭等自立促進基盤事業

<ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金>　令和９年度概算要求額　0.1億円

事業の目的

○　民間団体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を支援する事業を実施することにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

事業の概要

○　民間団体から申請のあった次の全ての要件を満たす事業であって、審査・採択されたものの費用を補助する。

事業内容

セミナー・研修、就業支援、養育費相談・普及啓発等を実施し、ひとり親家庭等の自立支援や支援施策を行う事業であること。

非営利性

営利を目的としない事業であること。

実施範囲

複数の都道府県において行われる事業であること。

実施体制

主たる事務・事業を実施せず外部委託する事業や、資金交付が大部分を占める事業でないこと。

経費内容

事業の大部分が設備整備、備品購入等でないこと。

実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により４者の範囲内で決定）

【補助率】定額補助

【補助基準額】１団体あたり上限300万円

【実績】令和８年度　４団体

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

地域こども・若者の生活支援強化事業 拡充

支援局 家庭福祉課・虐待防止対策課

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 222億円の内数

事業の目的

○ 多様かつ複合的な困難に直面するこども・若者に対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所（こども家庭センター・放課後児童クラブ・公民館・商店街等）の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

○ 支援が必要なこども・若者を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こども・若者に対する地域の支援体制を強化する。

○ 行政との連携により、特に支援を必要とするこども・若者（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども・若者等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

ア 通常実施型（開催頻度等の要件なし）
食事（こども食堂等）やこども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う
➢ **長期休暇期間に通常より活動回数を増加した場合には加算を実施（※１、２）**

イ 長期休暇期間集中実施型（開催頻度等の要件あり）
長期休暇期間中に集中的に、暑さ等対策の整った安全な居場所で食事を提供（居場所モデル）、
又はこども宅食やフードパントリーの実施による食事支援（宅食等モデル）を実施

ウ 体験・交流・学習支援提供型
多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会や屋外活動等様々な体験機会の提供、学習支援を行う

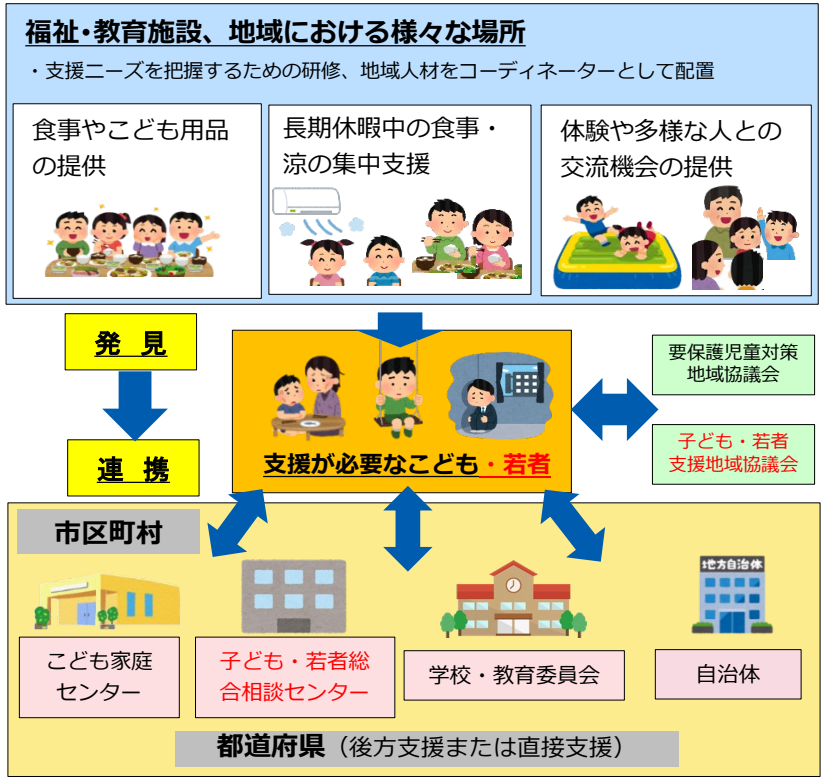
エ 備品等購入支援
①立上げ支援：既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所での立上げ等を支援する
②継 続 支 援 ：こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する

オ 環境整備支援（地域でこども等を支援するための仕組みづくり）
相談窓口の設置やコーディネーターの配置、地域のこども等の支援ニーズを把握するための研修等を行う

カ その他上記に類する事業

〇要支援児童等支援強化加算
ア～カのいずれかの実施に加え、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う場合には加算を実施

注１：ア～カを組み合わせて実施可能（エは①又は②いずれかのみ）
注２：アを実施するこども食堂等がイを実施することも可能



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む） **【補 助 率】** 国：２／３又は１／２、都道府県・市町村：１／３又は１／２
※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ
財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額（１箇所当たり）】 最大16,312千円 要支援児童等支援強化加算と合わせて最大19,163千円

ア：3,390千円 ※１ 長期休暇期間に通常より活動回数の増加を図った場合の加算：1,000千円 ※２ アを実施するこども食堂等がイを実施する場合は、アの加算は実施しない
イ：4,320千円 **ウ**：4,080千円 **エ①**：1,520千円 **エ②**：300千円 **オ**：3,002千円 **カ**：ア～オに準じる **〇要支援児童等支援強化加算**：2,851千円

こども家庭庁

ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業

新規

支援局 家庭福祉課

<ひとり親家庭等こどもの食事等支援事業費補助金>　令和９年度概算要求額　13億円

事業の目的

○ 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等に対して、こども食堂やこども宅食、フードパントリー等により支援を行っている事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

○ こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきている。（こども食堂箇所数2018年度時点：2,286か所 → 2025年度時点：12,602か所（※認定NPO法人「むすびえ」2025年度調査））

○ ひとり親家庭等のこども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【１】国⇒中間支援法人（実施主体）

■こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で中間支援法人を決定。

■各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【２】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

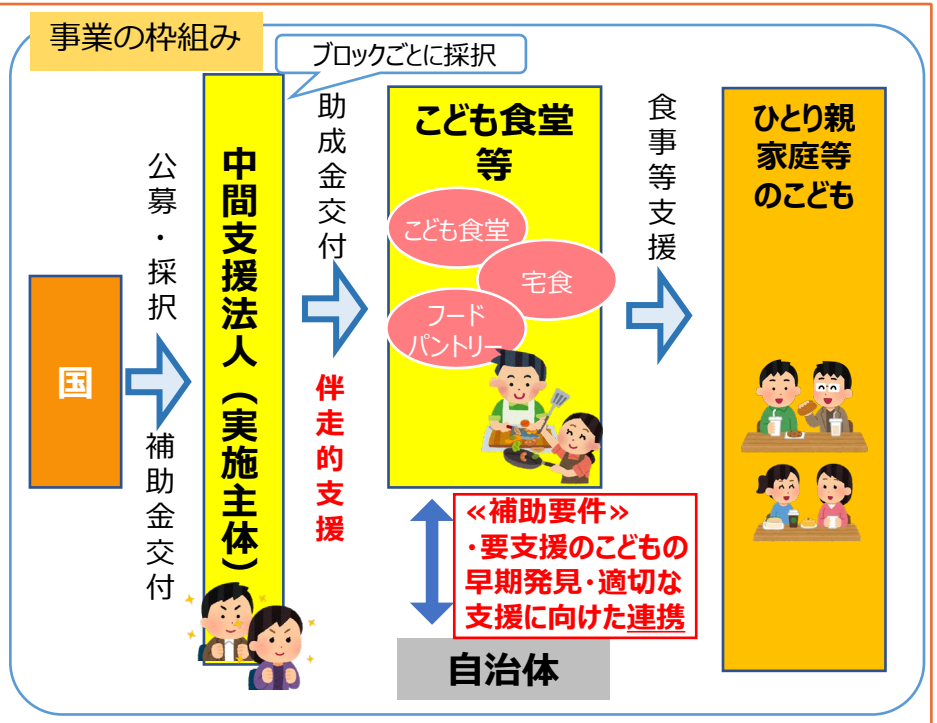
■こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。

■助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。

■事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【３】こども食堂等⇒ひとり親家庭等のこども

■ひとり親家庭等のこどもに食事の提供、要支援のこどもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。



実施主体等

【実 施 主 体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体　【補助基準額】１法人当たり：148,000千円

【補　助　率】 定額（国：10／10相当）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ひとり親家庭等就業・自立支援事業（就業・自立支援パッケージ）

見直し

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスを提供し、就業と自立を後押しする事業。

事業の概要

ひとり親家庭等就業・自立支援事業

①就業支援事業
・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施 等

②就業支援講習会等事業
・ひとり親のエンパワメントにつながるセミナーや就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

③就業情報提供事業
・求人情報の提供　・電子メール相談 等

④在宅就業推進事業
・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

⑤広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業
・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

⑥就業環境整備支援事業
・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る

⑦就職合同説明会開催事業
・就職合同説明会の開催

⑧先駆的な取組
・①～⑦のほか、就業・自立支援に資するものとして、先駆的な取組による支援

実施主体等

【実施主体】　都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村
【補 助 率】　国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

【補助単価】1か所当たり 46,390千円（３事業以上実施の場合）
32,000千円（２事業実施の場合）
16,000千円（１事業実施の場合）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、母子家庭の母及び父子家庭の父（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

事業の概要

母子家庭の母
及び父子家庭の父

※離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む

自治体

＜自立支援プログラム策定員＞

- 面談相談
- 状況・課題把握
- 民間企業連携強化支援員との連携
- 関係機関等との連絡・調整
- **自立支援プログラムの策定**
  - プログラムに基づく支援
    （就業・自立支援事業
    自立支援給付金事業
    母子父子寡婦福祉貸付金　等の活用）
- **就業による自立を支援**
- **アフターケアの実施**

※　生活保護受給者等就労自立促進事業の活用が望ましいと考えられる場合は移行

＜プログラムの主な内容＞

- 生活や子育て、健康、収入、就業状況等
- 自立・就業を阻害している要因及び課題
- 阻害要因を克服するための支援方策
- 自立目標
- 支援の経過、支援内容の評価
- 面接者の見解、行った指導、助言、対応等の内容

ハローワーク

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県・市（特別区を含む）　・福祉事務所設置町村

【補助率】国10/10

【補助基準額】
１プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
キャリアコンサルタントによる講習等受講経費
１自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和６年度	43か所 (91.5%)	20か所 (100.0%)	57か所 (91.9%)	564か所 (72.3%)	684か所 (75.2%)

（注）（　）内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和６年度	5,939件	3,549件

自立支援教育訓練給付金事業

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

＜対象者＞

○　次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給　※　子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象者とする。

①　自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者

②　就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

○　実施主体の自治体の長が指定

①　雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座　《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修　等

②　同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※　①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

１．雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

①　上記対象講座の① を受講する者：受講料の６割相当額、上限20万円

②　上記対象講座の② を受講する者：受講料の６割相当額、修学年数×上限40万円　※１※２※３

※1　修了後１年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）

※2　６か月ごとの支給が可能　※３　准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は修学年数の上限を5年とする

２．雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

１に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※　１、２のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：３／４、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／４

【事業実績】令和６年度支給件数　1,900件

就業実績　1,276件

【実施自治体数】

（注）（　）内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和６年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	743か所 (95.3%)	872か所 (95.9%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している２自治体を含む（島根県、広島県）。

高等職業訓練促進給付金等事業 拡充

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。
○　また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

○（訓練促進給付金）養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父
（修了支援給付金）養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父

①　児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある者　※ 所得制限水準を超過した場合であっても、１年に限り引き続き対象者とする。
②　養成機関において６か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者
③　就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる者

＜対象資格・訓練＞

○　就職の際に有利となる資格であって、養成機関において６か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、
シスコシステムズ認定資格、ＬＰＩ認定資格　　等

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：３／４、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／４

【支給額】

（訓練促進給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）※見直しを検討
修学の最終年限１年間に限り支給額を４万円加算する。

（修了支援給付金）５万円（住民税課税世帯は25,000円）

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和６年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	757か所 (97.1%)	886か所 (97.5%)

（注）（　　）内は、都道府県、市等における実施割合。
※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している２自治体を含む（島根県、広島県）。

【支給対象期間】修業する期間（上限４年）※　准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は支給対象期間の上限を5年とする

【令和６年度総支給件数】8,580件（全ての修学年次を合計）

【令和６年度資格取得者数】3,041人（看護師 982人、准看護師 480人、保育士 227人、美容師 175人など）

【令和６年度就職者数】2,232人（看護師 839人、准看護師 318人、保育士 173人、美容師　125人など）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

高等職業訓練促進継続給付金等事業 拡充

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として高等職業訓練促進給付金を支給しているところ、ひとり親が子の年齢を理由に、給付金の利用や、就職を容易にするために必要な長期間の修業を必要とする資格の取得を諦めることのないよう、受給中に子が20歳に到達した場合も引き続き同等の給付金を支給し、自立を後押しする。

○　また、養成訓練を修了した場合に、必要となる費用の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給する。

事業の概要

＜対象者＞

○（促進継続給付金）養成機関において修業中の者で、次のいずれにも該当する者
（修了支援給付金）養成機関における修業を開始した日及び修了した日において、次のいずれにも該当する者

①　高等職業訓練促進給付金の受給中に子等が20歳に到達した者であって、引き続き子等を扶養している者

②　児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（※）

③　養成機関において高等職業訓練促進給付金受給時から通算して６か月以上のカリキュラムの修業中で、対象資格の取得が見込まれる者であること

④　就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること

※　所得制限水準を超過した場合であっても、１年に限り引き続き対象者とする。

＜対象資格・訓練＞

○　就職の際に有利となる資格であって、養成機関において６か月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、ＬＰＩ認定資格　　等

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助率】国：３／４、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／４

【支給額】（促進継続給付金）月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）　※見直しを検討
修学の最終年限１年間に限り支給額を４万円加算する。
（修了支援給付金）５万円（住民税課税世帯は25,000円）

【支給対象期間】修業する期間（高等職業訓練促進給付金と通算して上限４年）

※　准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は通算支給対象期間の上限を５年とする。

民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業 拡充

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　ひとり親家庭の親の就職を容易にするため、「高等職業訓練促進給付金」等の支給により資格取得の支援を行っているが、個人の状況によっては、就職・転職や正規雇用等につながりにくい場合や、就職しても子育てとの両立に困難を抱える場合があることが指摘されている。

○　資格取得後のミスマッチによる不就業を防ぐとともに、ひとり親支援担当部局と産業振興部局等との連携を通じたひとり親家庭の職域拡大を図るため、就職・転職の準備段階から就職先の決定、就職後のフォローアップまでの支援を一体的に行うモデル事業を短期集中的に実施し、成果を横展開する。

➢　人手不足となっている分野・企業とのマッチング等地域の実情を踏まえた就業・定着を力強く支援

事業の概要

＜対象者＞母子家庭の母又は父子家庭の父

＜事業内容＞以下のような取り組みが考えられるほか、自治体独自の創意工夫を凝らした実効性のある取り組みを幅広く補助対象とする

取組例１

短期インターンシップ等職場体験

短期インターンシップなど職場体験を希望するひとり親と企業等とのマッチングを促進するため、コーディネーター等による支援及び企業開拓を行い、受入企業等において職場体験を実施する。

取組例２

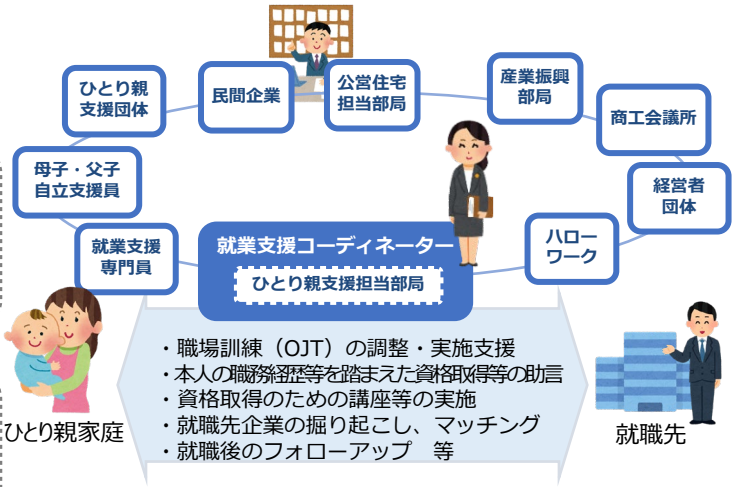
就業支援コーディネーターによる就業・定着支援

本人の意向や職務経歴などを踏まえた資格取得に関する助言などオーダーメイドの就業支援、資格取得のための講座等の実施、産業振興部局等と連携した就職先企業の掘り起こし及びマッチングを行い、就職後における定着促進のためのフォローアップを実施。

取組例３

生活基盤の安定や定着促進のための伴走支援

民間賃貸住宅の低廉貸付や公営住宅の優先入居などにより生活基盤の安定を図りながら、ひとり親の雇用に積極的な企業への就職や、より稼働所得の高い企業への転職等の挑戦を後押しし、就職後も定着促進のための伴走支援を実施する。



実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村　※民間団体への委託可　**【補助率】**国：10／10

【補助基準額】①　短期インターンシップ等職場体験のみを実施する場合、都道府県・指定都市・市・福祉事務所設置町村：16,500千円

②　就業支援コーディネーターによる就業・定着支援等を実施する場合、都道府県・指定都市：41,000千円、市（指定都市を除く）・福祉事務所設置町村：28,000千円

生活基盤の安定化支援を実施する場合【加算措置】：9,360千円

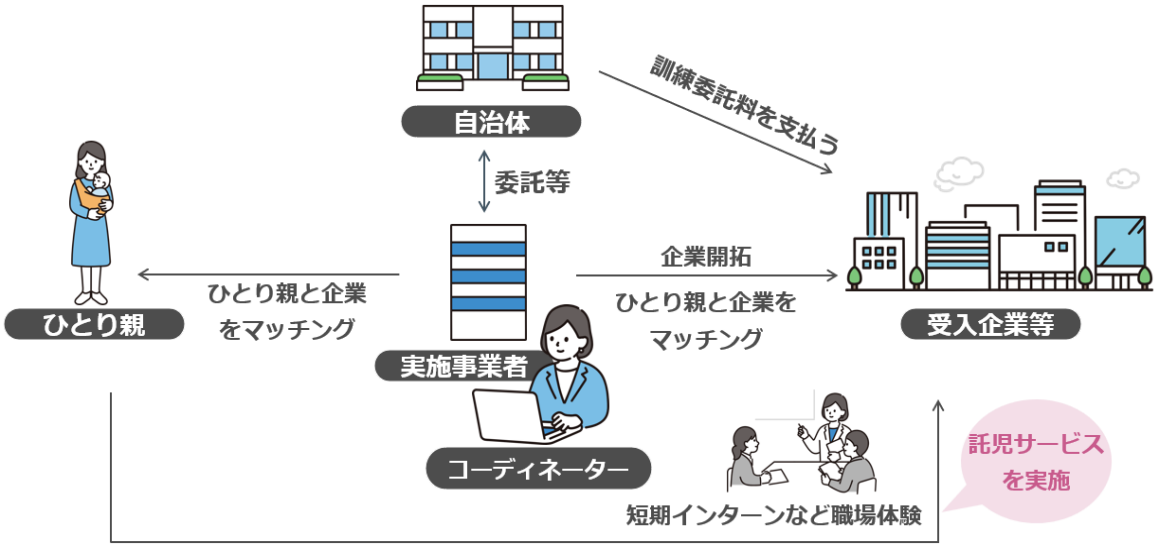
（民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業の取組例）
短期インターンシップ等職場体験

取組の目的

○　婚姻期間中のブランク等により就業に対する自信を喪失しているひとり親の就労に対する不安等の解消や、資格取得後の就職・転職等をめざすひとり親の就職・転職後のミスマッチによる退職を防ぐこと等を目的とする。

取組の概要

○　短期インターンシップなど職場体験を希望するひとり親と企業等とのマッチングを促進するため、コーディネーター等による支援及び企業開拓を行う。
○　受入企業等において職場体験を実施する。
○　受入企業等のインセンティブを高めるため、受入企業等に対し、訓練委託料を支払う。
○　必要に応じて、職場体験中の託児サービスを行う。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（訓練促進資金）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

事業の概要

＜対象者＞

○　ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

＜貸付額＞ ※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

○　養成機関への入学時に、入学準備金として５０万円を貸付

○　養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として２０万円を貸付

※　無利子（保証人がいない場合は有利子）

＜返済免除＞

○　貸付を受けた者が、養成機関の修了から１年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、５年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

【実施主体】

①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人
（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】

①の場合：９／１０（国９／１０、都道府県又は指定都市１／１０）

②の場合：定額（９／１０相当）　※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて１／１０相当を負担

【貸付実績】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
入学準備金（貸付件数）	1,166件	1,193件	1,077件	865件	682件
就職準備金（貸付件数）	916件	915件	759件	695件	674件

こども家庭庁

ひとり親家庭学び直し支援事業

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした安定した就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援を実施するほか、講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。また、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すために学士号等を取得する場合に、大学授業料等の一部を助成する。

事業の概要

＜対象者＞

○　高卒認定試験の給付金及び学習支援：ひとり親家庭の親又は児童であって、次のいずれにも該当する者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。

①　就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

②　自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

○　大学授業料等の一部助成：ひとり親家庭の親であって、次のいずれにも該当する者。

①　学士号等を取得することが適職に就くために必要と認められること

②　自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けていること

＜対象講座＞

○　高卒認定試験の給付金：高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）で、実施主体が適当と認めたもの。

○　大学授業料等の一部助成：大学又は短期大学（通信制大学及び通信制短期大学を含む。）

＜支給内容＞　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

○　高卒認定試験の給付金

（１）通信制の場合

①　受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）

②　受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）

③　合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限15万円）

（２）通学又は通学及び通信併用の場合

①　受講開始時給付金：受講費用の４割（上限20万円）

②　受講修了時給付金：受講費用の１割（①と合わせて上限25万円）

③　合格時給付金：受講費用の１割（①②と合わせて上限30万円）

※③は受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

○　高卒認定試験の学習支援　«新規»

（３）高卒認定試験対策講座を開催した場合

１自治体当たり　3,345千円

○　大学授業料等の一部助成　«新規»

（４）大学に入学した場合（修学年数×上限40万円）

入学金及び授業料の６割相当額

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【R６実施自治体数】404自治体

【補助率】国：３／４又は１／２、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／４又は１／２

【R６支給実績】事前相談：163人　支給者数：127人

※補助率3/4の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみ。財政力指数の低い自治体については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある。

離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ） 拡充

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　離婚前後の家庭に対して、離婚がこどもに与える影響、離婚後の生活や養育費・親子交流の取決め（共同養育計画の作成を含む）について考える機会を提供するため、親支援講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組を実施する。

事業の概要

（１）相談員等の配置

養育費や親子交流等に関する知識を有する相談員や親子交流支援を実施する場合における親子交流支援員の配置を行う。

（２）親支援講座・情報提供

離婚前後におけるこどもへの接し方、養育費・親子交流の取決めの重要性やその方法、こどもの年齢に応じた生活設計等についての講義や、当事者間での意見交換を実施する親支援講座を実施する。また、親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（３）養育費・親子交流の履行確保に資する取組

①離婚前段階からの支援体制強化・・・・・別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや情報提供等を行う。
②戸籍・住民担当部局との連携強化・・・・戸籍・住民担当部局に相談員を配置し、ひとり親家庭支援担当部局と連携を図る。
③弁護士等による個別相談支援・・・・・・弁護士等を配置し、養育費や親子交流に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
④養育費等の取決めに係る費用補助
・公正証書等による債務名義の作成支援‥公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う。
・戸籍謄本等の書類取得補助・・・・・・調停申立てや裁判に要する添付書類の取得などの費用支援を行う。
・ADRの活用支援・・・・・・・・・・・・裁判外紛争解決手続(ADR)を利用した調停に係る費用支援を行う。
⑤養育費の履行確保に係る費用補助«拡充»
・保証契約における保証料支援・・・・・保証会社と養育費保証契約を締結するための費用支援を行う。
・養育費受取に係る手続費用の補助・・・民事執行手続の申立てや法律の専門家による民事執行手続書類作成支援に係る費用支援を行う。
・養育費受取に係る弁護士の活用・・・・養育費の受取に係る弁護士費用の支援（養育費受取開始後1年間分）を行う。
⑥同行支援・・・・・・・・・・・・・・・・養育費や親子交流の取決め等のために家庭裁判所等の相談窓口以外の場に出向く際の同行支援を行う。
⑦親子交流支援・・・・・・・・・・・・・・事前相談をもとに、支援計画を作成し、親子交流当日のこどもの引取り、相手方への引渡し、交流の付添いなどの援助を行う。

（４）相談者の状況やニーズに応じた支援

①離婚前後のカウンセリング支援（心理支援担当者の配置）　②外国語に対応した親支援講座・相談支援（通訳の配置、ICT機器活用等）
③託児サービス　④夜間・休日対応　⑤オンライン・SNSによる相談対応

（５）先駆的な取組

（１）～（４）のほか、養育費の履行確保や親子交流の実施等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村　※民間団体への委託可
【補助率】 国：１／２、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／２

【補助単価（１自治体当たり）】
52,011千円（３事業以上実施の場合）
24,000千円（２事業実施の場合）
12,000千円（１事業実施の場合）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

養育費・親子交流相談支援センター事業

＜養育費確保支援事業委託費＞　令和９年度概算要求額　0.7億円

事業の目的

- ひとり親家庭等の養育費等に係る相談について、夜間・休日を含め、電話やメールで迅速に対応できる相談支援機関の確保を図る。
- 各自治体の相談担当者に対する研修の実施や困難事例への助言指導等を行い、相談担当者の人材養成や業務支援を行う。

事業の概要

目指すべき方向

- 養育費の取決め率の増
- 養育費の受給率の増

	母子家庭	父子家庭
	約47%	約28%
	約28%	約9%

(令和3年度 全国ひとり親世帯等調査)

- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つこどもの健やかな成長

国(こども家庭庁)が民間団体に委託して実施(平成19年度創設)

【令和７年度委託先:（公社）家庭問題情報センター（FPIC)】

- 養育費等に係る各種手続に関する分かりやすい情報の提供
  →ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等の養育費等相談対応者の養成のための各種研修会の実施
- 地方公共団体等に対する困難事例への支援
- ひとり親家庭等からの電話、メールによる相談対応

・電話相談：0120-965-419 (携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108
・メール相談：info@youikuhi.or.jp
〔相談時間〕平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00　土・祝日 10:00～18:00

(参考)　令和5年度実績　相談延べ件数：5,385件　研修等の実施：72回

・研修
・サポート

困難事例の相談

地方自治体(都道府県等)が実施

- リーフレット等による情報提供
- 養育費・親子交流の取決め、養育費の支払いの履行・強制執行の手続に関する相談等
- ひとり親家庭等への講座の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

（参考）令和５年度実績
・養育費等支援事業実施自治体数：130自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：16,132件
養育費専門相談員の設置：50か所、166名

・弁護士による相談実施自治体数：118自治体
弁護士による相談延べ件数：9,651件

実施主体等

【実施主体】民間団体　　**【補助率等】**委託契約により実施

こどもまんなか
こども家庭庁

離婚前後家庭のこどもと親に対する心理支援事業（モデル事業）

新規

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○ 離婚は、家族の関係性や生活環境、心理状態が大きく揺れ動く出来事であり、離婚前後の家族がこうした変化を自身で理解・整理しながら新たな生活や関係性に適応できるよう、心理的な支援をしていくことが重要である。

○ 離婚前後家庭のこどもや父母に対し、離婚によって生じやすい家族の課題や自身の感情を理解し、効果的な対処方法を具体的に学ぶための心理支援を自治体においてモデル的に実施し、その成果を横展開する。

事業の概要

＜対象者＞　離婚前後家庭のこどもと父母

＜実施内容（例）＞

こども向けのプログラム：・離婚についての誤解（離婚は自分のせい、親が自分のことを嫌いになったなど）の解消。
・自分の気持ちを理解し、感情を適切な形で表現することを学ぶ。
・生活の変化や感情の揺れ動きに対する対処方法を学ぶ。

親向けのプログラム　　：・離婚によって生じる感情やストレスを理解し、対処方法やコミュニケーションの取り方を学ぶ。
・こどもの感情に対する理解を深め、適切な関わり方を学び、離婚後の親子関係をよりよくする。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市（特別区を含む）福祉事務所設置町村　※民間団体への委託可　**【補助率】**国：10／10

【補助基準額】8,262千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか視点での離婚前後家庭の支援についての理解促進事業（仮称）

新規　支援局 家庭福祉課

<こども政策推進事業委託費>　令和９年度概算要求額　0.1億円

事業の目的

○　家族の形態の多様化が進む中で、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、こどもがその置かれている環境等にかかわらず、心身ともに健やかに育つ環境を整えることが重要。

○　令和８年４月に施行された民法等改正法では、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直しが行われた。

○　こどもの最善の利益の確保という基本的な視点から、国・地方・関係団体等の関係者間で、改正法施行後の状況を確認するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて共通認識を持つことを目的に、離婚前後家庭への支援についての理解促進のための広報啓発を実施する。

事業の概要

➢　関係省庁、地方自治体、学識経験者、支援団体などが一堂に会して、それぞれの離婚前後家庭に対する支援の取組や参考となる事例の紹介、課題の共有などを図ることを目的としたフォーラム等を開催する。

（テーマ例）

・こどもの気持ち、こどもの利益を最優先にした父母間の取決めについて
・こどもを中心とした視点での支援事例の紹介
・こどもを取り巻く関係者・関係機関間の連携のあり方　など

➢　「こどもまんなか」視点での離婚前後家庭への支援についての理解促進・普及啓発を実施。

・ひとり親当事者や支援者・支援団体、企業・経済団体向けの普及啓発用リーフレットや動画の作成等

実施主体等

【実施主体】国（委託）

母子父子寡婦福祉資金貸付金 拡充

＜母子父子寡婦福祉貸付金＞　令和９年度概算要求額　10億円

事業の目的

○　母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

○　母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

事業の概要

1. 貸付対象者

①母子福祉資金
配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの (いわゆる母子家庭の母)、母子・父子福祉団体　等

②父子福祉資金
配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの (いわゆる父子家庭の父)、母子・父子福祉団体　等
(平成26年10月１日より)

③寡婦福祉資金
寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）　等

2. 貸付金の種類(計12種)

修学資金　修業資金
技能習得資金　就学支度資金

事業開始資金　就職支度資金
事業継続資金

医療介護資金　住宅資金
生活資金　転宅資金

結婚資金

3. 貸付条件等

利子

貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、

無利子 または 年利1.0%

償還方法

貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、

3年～20年 で償還

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国２／３、都道府県・指定都市・中核市１／３

【貸付実績（令和５年度）】

① 母子福祉資金：　９１億６，８０２万円（１５，９３３件）
② 父子福祉資金：　６億５，９１３万円（　１，０４９件）
③ 寡婦福祉資金：　２億５，０８１万円（　　３４９件）

※貸付金の件数・金額とも約９割が、児童の修学資金関係

ひとり親家庭相談支援体制強化事業（相談支援パッケージ） 見直し

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　地方自治体の相談窓口に、心理面でのアプローチも考慮した相談支援を行うための「心理担当職員」やアセスメントやケースマネジメントを担う「福祉専門職」、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、相談支援の専門性と体制を確保する。また、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくり等を支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化する。

事業の概要

専門職の配置

（１）心理担当職員配置等事業
「心理担当職員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して、相談者の心理的なケアやサポートを行う（都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能）。

（２）福祉専門職配置等事業
社会福祉士等を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、アセスメントやケースマネジメント等ソーシャルワークの専門性を活かし、当事者の状況・ニーズに応じたきめ細かな相談支援を行う（都道府県が配置し、管内市区町村の母子・父子自立支援員の助言指導を行うことも可能）。

（３）就業支援専門員配置等事業
「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、 相談窓口のワンストップ化を推進し、就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供を行う。

（４）弁護士による助言指導
母子・父子自立支援員が、弁護士のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりを行う。

相談支援の質の向上

（５）相談関係職員研修支援事業
母子・父子自立支援員を含む相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等を行う。

（６）母子・父子自立支援員等が活用する相談対応ツール作成等支援
タブレット等を活用した相談対応ツールや動画による研修ツール等を作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

相談体制の強化

（７）集中相談事業
児童扶養手当の現況届の提出時期（８月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、女性相談支援センター職員、弁護士等を相談窓口に配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（８）補助職員配置支援
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者を配置する。

（９）夜間・休日対応支援
ひとり親等の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行う。

伴走・プッシュ型支援

（10）同行型支援
同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりを行う。

（11）アウトリーチ支援
就業が困難な状況にある等、特に生活に困窮しているひとり親家庭に対しては、食料や生活物資をアウトリーチ型で配布することにより、脆弱な生活基盤の支えとするとともに、更なる相談支援へと繋げる。

先駆的な取組

（12）先駆的な取組
（１）～（11）のほか、相談支援体制強化に資するものとして、先駆的な取組による支援を行う。

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】 都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村　※民間団体への委託可

【補助率】　国：２／３又は１／２、都道府県・市・福祉事務所設置町村：１／３又は１／２

※補助率２/３の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体又は一般会計歳入が概ね特別区の一般会計歳入の平均未満の市町村のみ。財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助単価】1か所当たり **49,419千円（３事業以上実施の場合）**
30,000千円（２事業実施の場合）
15,000千円（１事業実施の場合）

こどもまんなか こども家庭庁

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業 新規

支援局 家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和９年度概算要求額　222億円の内数

事業の目的

○　ひとり親家庭等に対する支援について、①地方自治体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあり、**数々ある制度をひとり親家庭等へ届けることができているかが課題**となっている。（市区町村福祉関係窓口の利用状況：母子世帯46.0%、父子世帯31.3%、母子家庭等就業・自立センター事業を利用したことがない者のうち制度を知らなかった割合：母子世帯33.6%、父子世帯37.9%）

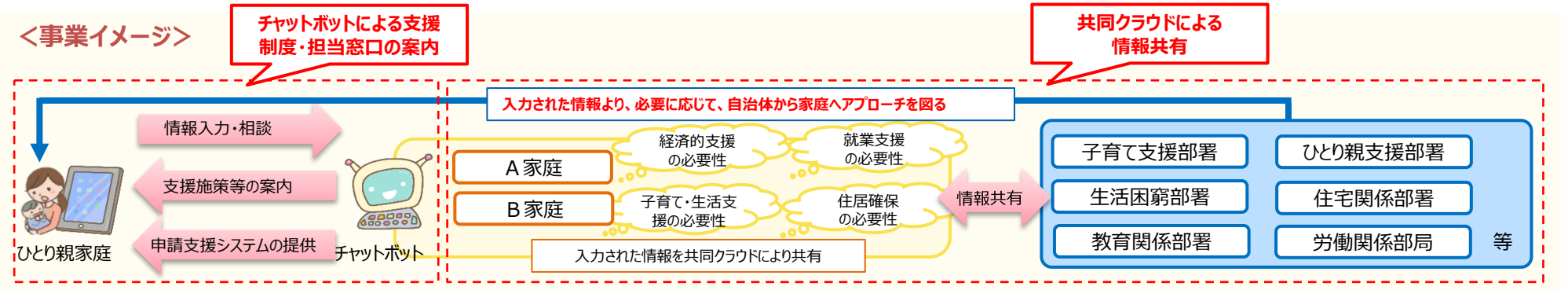
○　母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**ＩＴ機器・ＡＩ等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

○　ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ＩＴ機器・ＡＩ等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

事業の概要

○　チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、ＩＴ機器・ＡＩ等の活用を始めとした相談機能強化を図る。

＜事業イメージ＞



実施主体等

【実 施 主 体】都道府県、市（特別区を含む）、福祉事務所設置町村

【補助基準額】１自治体あたり：30,000千円　※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【補　助　率】国：３／４、都道府県、市、福祉事務所設置町村：１／４

ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業 新規

<ひとり親家庭等相談支援従事者人材育成研修事業費補助金> 令和９年度概算要求額 2.1億円

事業の目的

○ ひとり親家庭等が直面する課題は、ニーズが個々に異なるうえ、問題が複雑・複合化しており、必要な支援につなぐための的確なアセスメントが求められる。そのため、相談支援体制の更なる強化が必要であり、母子・父子自立支援員等の相談支援従事者の質の向上・人材育成が急務である。

○ このため、母子・父子自立支援員を中心としたひとり親家庭等支援に従事する相談員に対して研修を実施し、相談支援従事者の質の向上を図ることで、相談支援体制を更に強化する。研修は、全国の相談員が参加しやすいように地域ブロック毎に開催し、実践的な研修を行うとともに、地域の相談員同士が関係を構築できるよう工夫する。

事業の概要



（１）ひとり親家庭等相談支援従事者職員研修の実施

・地域をブロック毎に分けて研修を開催し、実践的な内容とするとともに、地域の相談員同士が関係を構築できるよう工夫する。

・研修の企画、講師の招聘、参加者の募集、研修当日の運営等を実施する。



（２）全国大会の開催

・オンラインも活用しながら、全国の相談員が一堂に会し、課題の共有や意見交換ができる場を設ける。

・大会の企画、参加者の募集、当日の運営等を実施する。

実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】 20,876千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

ひとり親家庭に対するプラットフォーム構築事業 見直し

＜こども政策推進事業委託費＞　令和９年度概算要求額　0.3億円

事業の目的

○　ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、様々な広告媒体を活用した広報啓発等を行うことでひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

事業の概要

（１）情報収集・管理業務

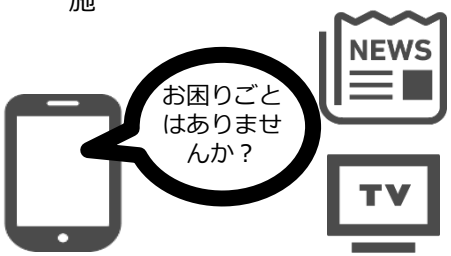
- ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況
- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報　等

（３）広報啓発業務等

- インターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催　等

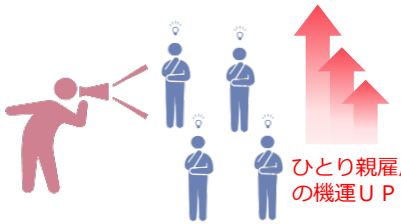
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



（２）特設サイト運営業務

- 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

1. ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
2. 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

2 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

3 ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報

1. ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
2. ひとり親家庭当事者の経験談や応援メッセージを掲載

ひとり親への支援に関する機運を高める

実施主体等

【実施主体】国（業者に委託）

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制等整備事業 拡充

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額 222億円の内数

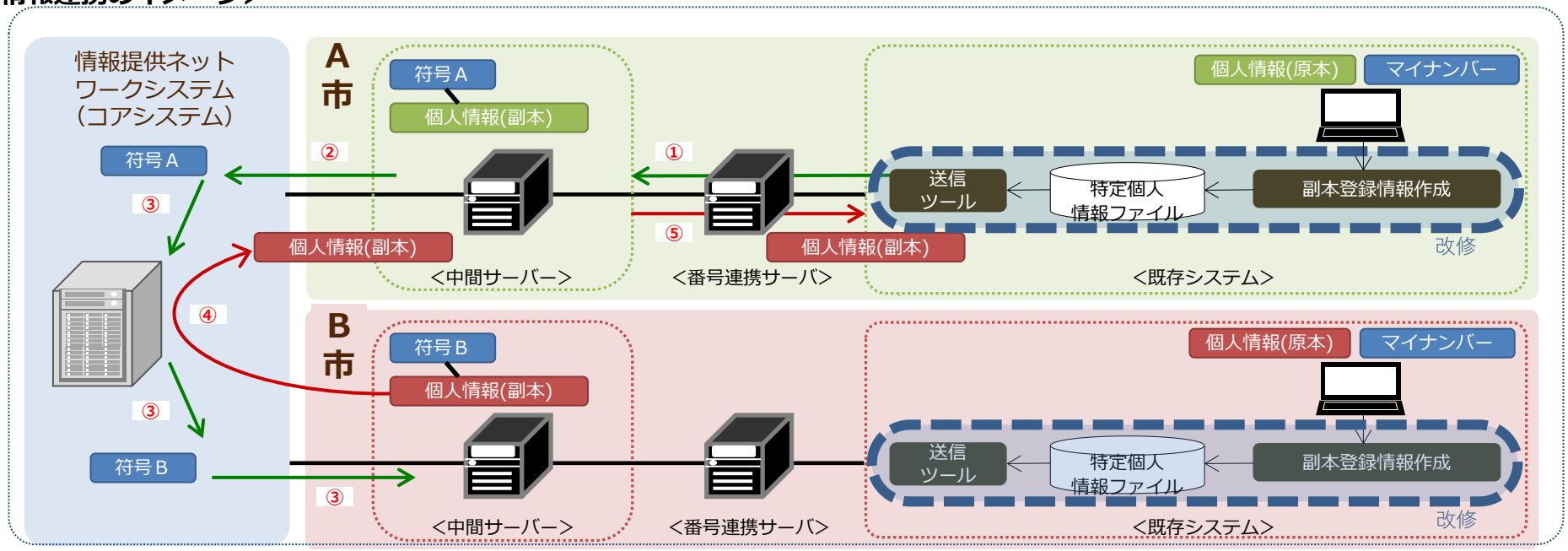
事業の目的

○ 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携等を推進することを目的とする。

事業の概要

○ 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村等が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、(1)データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修及び(2)標準仕様書の改定に伴うシステム改修等に要する費用を補助する。

<情報連携のイメージ>



実施主体等

【実施主体】(1)都道府県・市・福祉事務所設置町村 (2)都道府県・市町村 **【補助率】**国2/3又は1/2、都道府県・市町村1/3 又は1/2

※ 補助率2/3の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体又は一般会計歳入が概ね特別区の平均未満の市町村のみ

※ 財政力指数の低い自治体については、予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

困難に直面したこども・若者意見反映推進事業（アウトリーチ型） 新規

＜こども政策推進事業委託費＞令和９年度概算要求額　0.5億円

事業の目的

○　令和６年６月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、第９条第３項において、「政府は、大綱を定めるに当たり、貧困の状況にあるこども及びその家族、学識経験者、こどもの貧困の解消に向けた対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と明記され、こども大綱策定に際し、貧困の状況にあるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じる旨の規定が設けられた。

○　こども基本法においては、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられており、こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。

○　このため、次期こども大綱の策定に向けて、困難に直面したこども・若者等から意見を聴くための仕組み（アウトリーチ型の意見聴取）を設け、その意見を適切にこどもの貧困対策に反映させることを目的とする。

事業の概要

（１）政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁が示すこども・若者に関連するテーマやこども・若者自身が意見をしたいテーマに関し、現場に出向いて意見を聴く方法（アウトリーチ）を主としつつ、オンライン会議、チャット、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、意見聴取を実施し、政策に反映する。

（２）意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出す専門的なファシリテーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

実施主体

【実施主体】　国（委託）

児童扶養手当

＜児童扶養手当給付費負担金＞　令和９年度概算要求額　1,530億円＋事項要求

事業の目的

● 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

事業の概要

＜支給対象者＞

○　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

○　父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和８年４月～）＞※令和９年度の手当額については予算編成過程において検討

○　月額
・全部支給：４８，０５０円　・一部支給：４８，０４０円～１１，３４０円
※令和7年度単価　全部支給：46,690円　一部支給：46,680円～11,010円

加算額（児童２人目以降１人につき）
・全部支給：１１，３５０円　・一部支給：１１，３４０円～　５，６８０円
※令和7年度単価　全部支給：11,030円　一部支給：11,020円～5,520円

＜所得制限限度額（収入ベース 前年の所得に基づき算定 ）＞

○　全部支給（２人世帯）：１９０万円　一部支給（２人世帯）：３８５万円

＜支給期月＞

○　１月、３月、５月、７月、９月、１１月

実施主体等

【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】　国　１／３、都道府県・市・福祉事務所設置町村　２／３

【受給者数】777,962人（母738,913人、父35,915人、養育者3,134人）※令和７年３月

【改正経緯】①多子加算額の倍増（平成２８年８月分手当から実施）
②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成３０年８月分手当から実施）
③支払回数を年３回から年６回に見直し（令和元年１１月分手当から実施）
④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和３年３月分手当から実施）
⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第３子以降の多子加算額の増額（令和６年11月分手当から実施）

こどもの未来応援国民運動ウェブサイト

＜情報処理業務庁費＞　令和９年度概算要求額　0.2億円

事業の目的

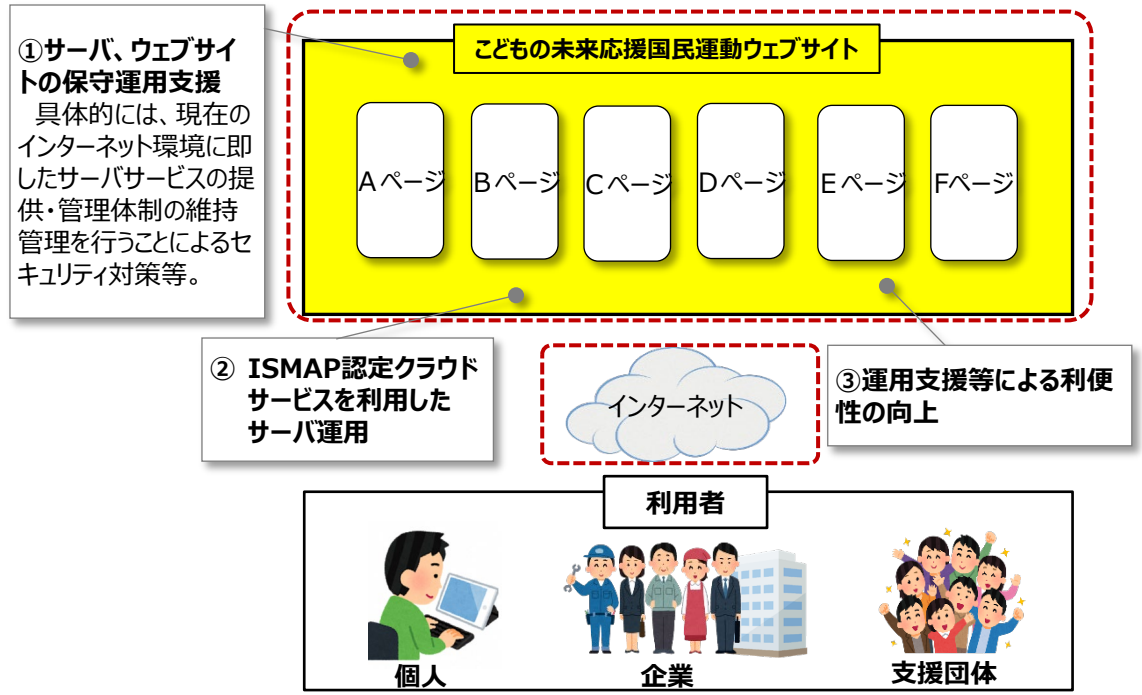
○「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月策定）に基づき、平成27年10月より、官公民連携・協働のプロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」を実施している。

○この取組において、国民の幅広い理解と協力が得られるよう、「こどもの未来応援国民運動」ウェブサイトを運営しており、ウェブサイトの運用を通じて、情報を閲覧する国民の利便性の向上、「こどもの未来応援国民運動」の普及啓発を図る。

事業の概要

○当ウェブサイトについては、ISMAP認定クラウドサービスによる安全性・安定性の確保及びセキュリティ強化が必要と指摘され、令和７年度に現在のインターネット環境に即したサーバサービスの提供・管理体制の整備や運用支援体制の強化のため、サーバ移行を実施。

○その後令和８年度中に移行後のウェブサイトの保守運用を行う事業者との契約が令和9年3月末に契約満了した後においても、「こどもの未来応援国民運動」ウェブサイト運用の継続性・安全性の確保が求められている。



実施主体等

【実 施 主 体】 国　（委託）

障害児支援体制の強化・
インクルージョンの推進

医療的ケア児等総合支援事業 拡充

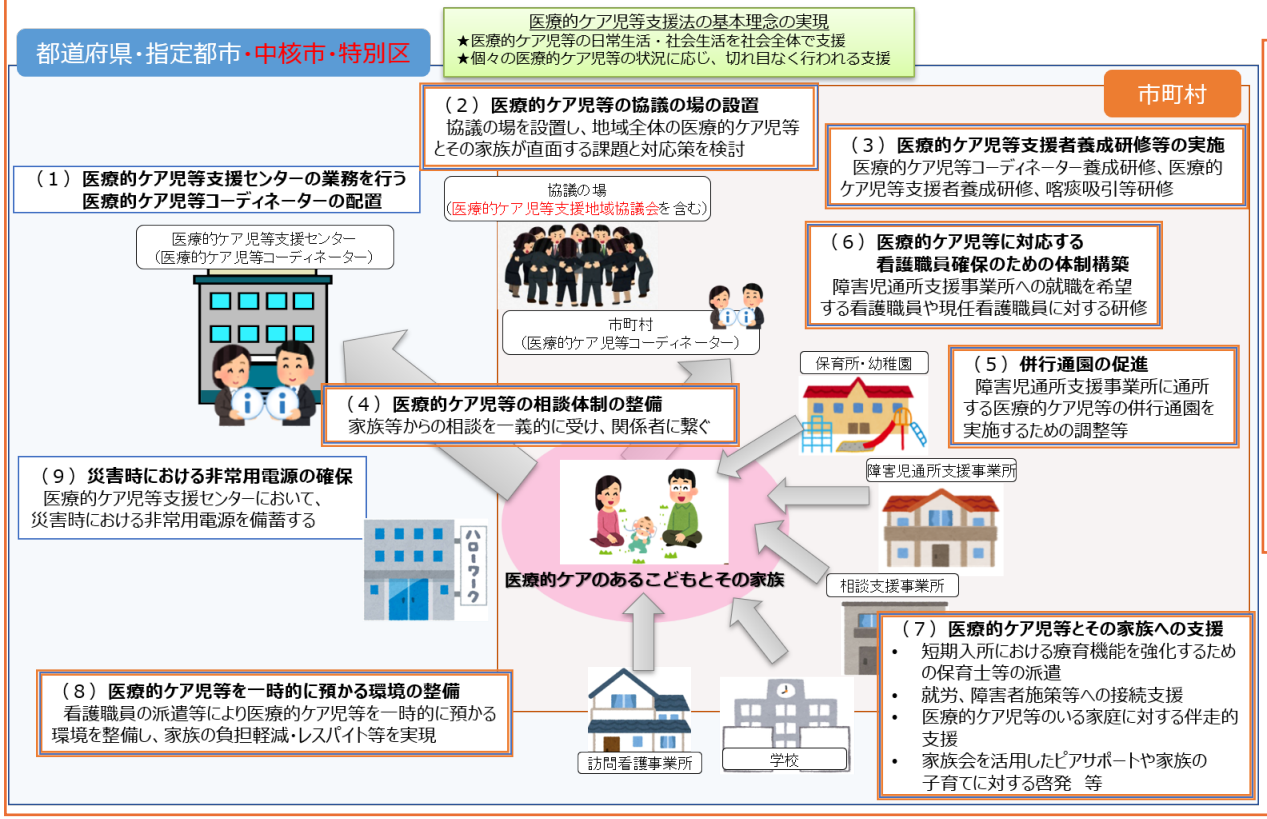
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。　※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児等支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児等とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等のネットワーク化による相互連携の促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児等の支援者への研修や医療的ケア児等とその家族の日中の居場所づくりや活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（医療的ケア児等支援センターを設置しない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】
（１）及び（９）：都道府県・指定都市・中核市・特別区
（２）～（８）　：市町村

【負担割合】
国1/2、都道府県1/2　又は　市町村1/2

【補助基準額】
（１）～（７）：10,569千円（２人目以降　6,341千円）
もしくは
（２）～（７）：7,580千円

（８）　：１人当たり884千円
（９）　：医療的ケア児等支援センター１箇所当たり3,000千円
（医療的ケア児400人につき、3,000千円を加算）

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

【実施主体】	（１）	（２）～（８）	（９）
都道府県	○	○	○
指定都市	○	○	○
中核市	○	○	○
特別区	○	○	○
上記以外の市町村	×	○	×

地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

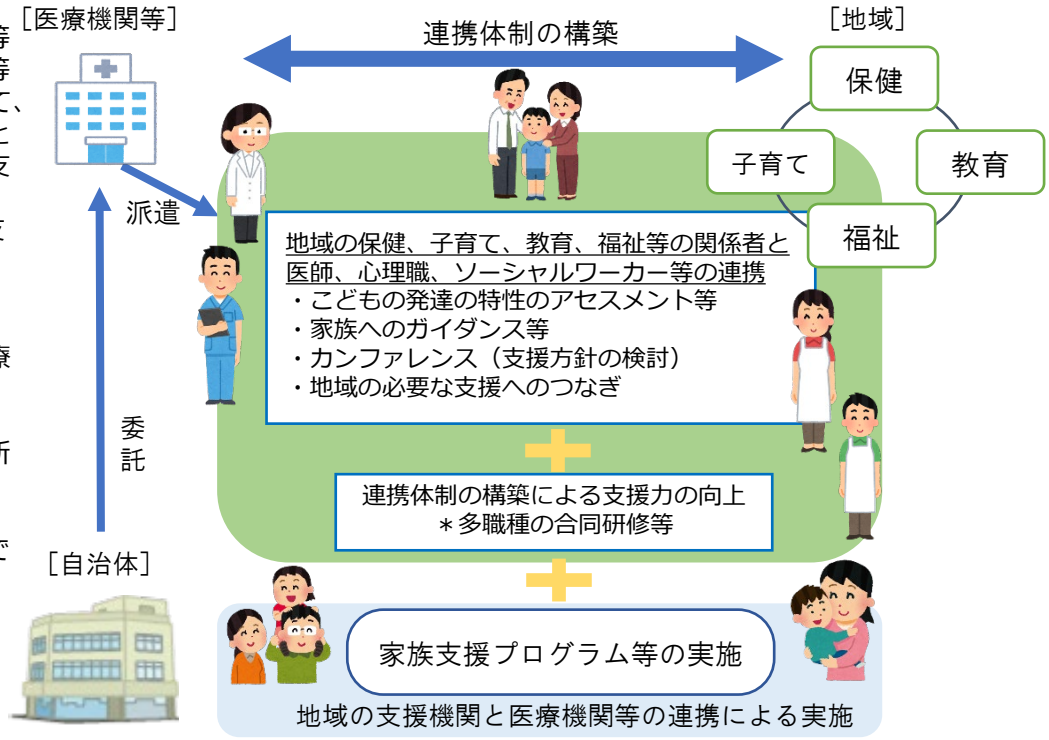
- 近年、こどもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。
  　また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、こどもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市
【負担割合】国1/2、都道府県等1/2

【補助基準額】
１都道府県当たり	8,500千円
１指定都市当たり	7,700千円
１中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業 新規

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。

事業の概要

①　アセスメント強化

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

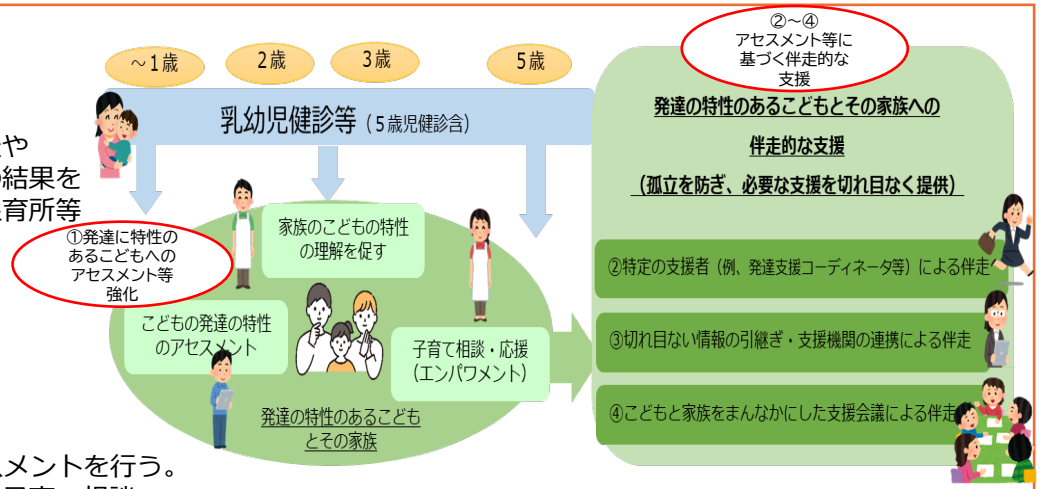
- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所で安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援・家族支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・ 座談会・ミニ講座等）。



②～④　伴走的支援推進

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
- 発達の特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

※必要な支援は、児童発達支援等の障害児支援みならず、こども・子育て施策においてこどもの発達の特性を踏まえた支援や家族支援も想定して、それぞれの地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】国1/2 、都道府県等1/2　　※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
【補助基準額】　①１自治体当たり　4,601千円
②～④のうち１つの取組を実施する場合　　１自治体当たり　5,600千円
※②～④の複数を組み合わせて実施する場合　１自治体当たり　6,600千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか
こども家庭庁

発達障害児（者）及び家族等支援事業

新規

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数
令和９年度より、厚生労働省の地域生活支援促進事業からこども家庭庁へ移管

事業の目的

- 発達障害児（者）及びその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援、家族支援、仲間同士の支え合い（ピアサポート）、居場所づくり等を通じて、地域の支援体制を構築・強化するために必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【対象事業】　実施主体は、以下の１から４に記載のある事業のいずれか、または複数の事業を実施するものとする。

１．ペアレントメンター事業



・養成研修、継続研修の実施
・安心して派遣活動を実施するための支援
・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

２．子育てサポート事業



・家族の個別性に配慮し、信頼関係を構築した上でのペアレント・プログラムや ペアレント・トレーニングの実施 等



３．ピアサポート推進事業



・同じ悩みや楽しみをもつ大人の当事者とこどもを繋ぐ場、こども同士、家族同士、兄弟同士等が集まる場の提供
・集まる場を提供する際のこどもの一時預かり 等

４．その他の本人・家族支援事業

・地域において１～３を円滑に実施するための事前研修会や実施継続のためのフォローアップ研修の実施 等



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村
【負担割合】
　１～４の事業　　国:1/2、都道府県又は市区町村:1/2
【補助基準額】 ※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。
・都道府県、指定都市　定額
・市町村（中核市及び特別区を含む）　3,494千円

こどもまんなか こども家庭庁

障害児支援事業所における環境改善等事業 新規

支援局 障害児支援課

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 障害児支援事業所等において、こども一人ひとりの発達段階や障害特性に応じたきめ細かい配慮を行うために、障害児入所施設においてユニット化等の推進に要する費用及びこどもの安全確保や医療的ケア児等の一時預かりを実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

事業の概要

【補助制限】
（★）の事業：補助を受けてから10年経過後に再度補助をうけることができる

【対象事業】

１．障害児入所施設基本改善事業（改修等）
①障害児入所施設ユニット化等支援事業：ユニット化、小規模化、サテライト化を行うために、既存施設の改修等を行う事業

２．環境改善事業（設備整備等）
①安全対策事業（★）：
ア　ICTを活用したこどもの見守り支援を行う事業
イ　適切な登降園管理を行うためのシステムの導入を行う事業
ウ　性被害防止対策のための設備・備品の導入を行う事業

②医療的ケア児等一時預かり環境整備事業（改修等）：
医療的ケア児等を一時的に預かる場所において、一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（２．②に限り、都道府県、市区町村とする。）
【負担割合】
１及び２①の事業　　国:1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、事業者:1/4
２②の事業　　国:1/2、都道府県又は市区町村:1/2
【補助基準額】
１．障害児入所施設基本改善事業（①）　１事業所当たり　7,200千円以内
２．環境改善事業（①）ア　１事業所当たり　200千円以内　イ　１事業所当たり 200千円以内（端末購入を行う場合は、700千円以内）
ウ　１事業所当たり　100千円以内
（②）１自治体当たり　500千円以内

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

こどもホスピス支援モデル事業

新規

成育局 成育環境課

事業の目的

<こども政策推進事業費補助金> 令和9年度概算要求額　２億円

○　LTC （※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずにいられる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。

○　都道府県等が医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、普及啓発の取組、「地域型こどもホスピス」 (※3) による支援について、モデル的に補助を行う。

※１ LTC (Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態）にあるこども。
※２ 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和５年度調査研究をふまえ、 主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の３類型に整理。こどもホスピスへの補助の在り方については、本事業の実施状況や、調査研究における実態把握等を進めながら検討する。
※３ 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

（１）関係者による協議会等の開催 <必須>

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、(2)において本モデル事業の申請を可とする。

（２）管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施 <加算>

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

（３）こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援 <加算>

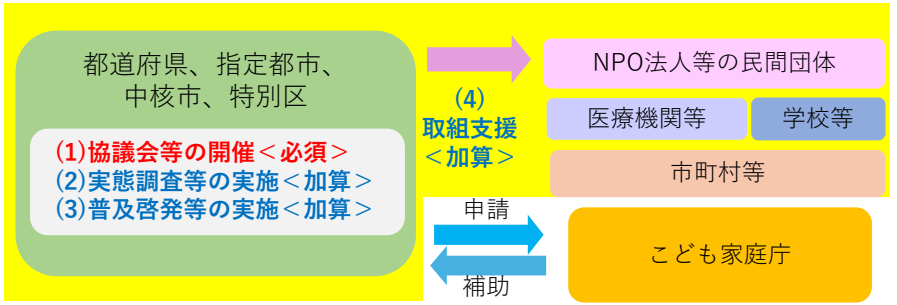
LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるための、関係機関・民間団体等間の交流機会の創出、(1)の協議会等と連動した地域におけるネットワーキング強化・ハブ機能創出に向けた試行的取組、地域のリソース・サポートマップ等の作成、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

（４）地域型こどもホスピスの取組支援 <加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、(2)のみであり、(3)、(4)は先行実施対象外。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須(1)に加え、(2)または(3)(4)のみならず、(2)～(4)を加えた取組に対する補助も可能
※ (4)は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせて実施されるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピス※の活動形態】

・拠点支援型 ：施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
・訪問支援型 ：家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
・遠隔支援型 ：家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
・複合支援型 ：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせて実施されるもの

※運営形態については、既存制度を活用しながら、自主事業として実施される活動も含む。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区　　**【補助率】**国　10/10

【補助基準額案】 １自治体当たり
（１）2,091千円　　（２） 5,564千円　　（３） 4,511千円　　（４） 9,882千円 ※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

障害児入所給付費等負担金

令和９年度概算要求額　5,348億円＋事項要求（報酬改定分）

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置費給付費及び障害児相談支援給付費に要する費用を負担する。
  （令和９年度障害福祉報酬改定については、予算編成過程において検討を行う。）

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置費

都道府県等が支弁する障害児入所措置費及び障害児通所措置費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用

※障害児通所措置費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付費

都道府県等が支弁する障害児入所給付費及び障害児通所給付費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用

（３）障害児相談支援給付費

障害児の通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画の作成や見直しをするために必要な額を要求するもの。

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村
【負担割合】入所部分（国　1/2、都道府県　1/2）、通所部分（国　1/2、都道府県　1/4、市町村　1/4）

【要求額の内訳】
（１）障害児入所（通所）措置費：　19,342,150千円
（２）障害児入所（通所）給付費：　503,912,405千円
（３）障害児相談支援給付費　：　11,574,978千円

障害児入所医療費等負担金

令和９年度概算要求額　　53億円

事業の目的

- 都道府県等が支弁する障害児入所（通所）措置医療費及び給付医療費に要する費用を負担する。

事業の概要

（１）障害児入所（通所）措置医療費

都道府県等が支弁する障害児通所措置医療費及び障害児入所措置医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所措置医療費・・・虐待など保護を要する児童について、障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用のうち、医療に係るもの

※障害児通所措置医療費・・・障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援と併せて肢体不自由児通所医療を提供した場合に要する費用

（２）障害児入所（通所）給付医療費

都道府県等が支弁する障害児通所給付医療費及び障害児入所給付医療費（※）に要する経費の1/2を負担するもの。

※障害児入所（通所）給付医療費・・・契約により、障害児入所施設等又は障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用のうち医療に係るもの

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村

【負担割合】入所部分（国　1/2、都道府県　1/2）、通所部分（国　1/2、都道府県　1/4、市町村　1/4）

【要求額の内訳】

（１）障害児入所（通所）措置医療費：　1,156,875千円

（２）障害児入所（通所）給付医療費：　4,185,766千円

地域障害児支援体制強化事業

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 令和６年４月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

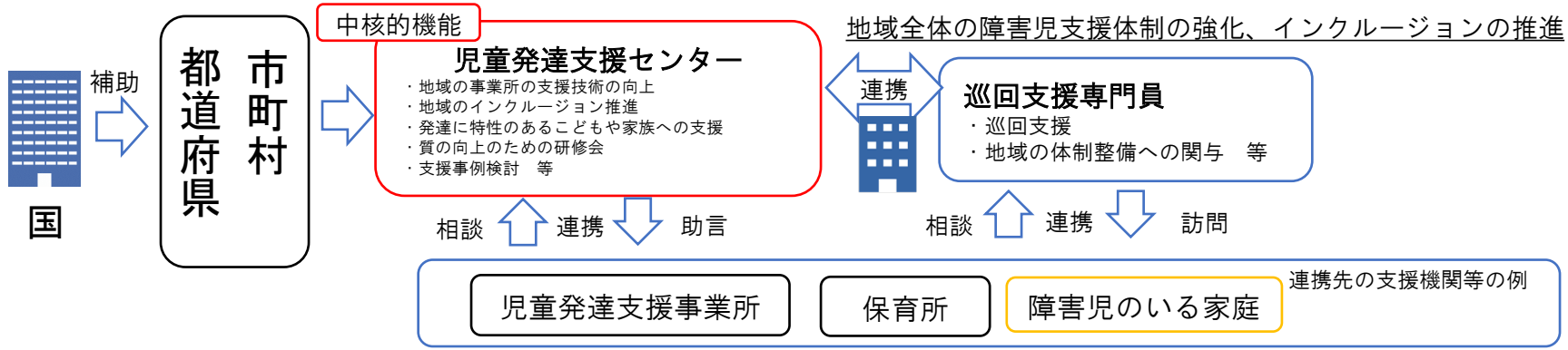
事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

・児童発達支援センターの職員の質の向上
・地域の事業所の支援技術の向上
・発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備
保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

・巡回等の活動計画の作成
・巡回等支援
・戸別訪問等
・関係機関との連携
・地域の体制整備への関与
・専門性の確保



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】
（市町村事業）　国　1/2 、市町村　1/2
※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる
（都道府県事業）国　1/2 、都道府県　1/2

【補助基準額】
① 児童発達支援センターの機能強化等
・児童発達支援センターの機能強化　センター１箇所当たり　8,036千円
② 巡回支援専門員整備
１市町村当たりの人口
10万人以上　5,950千円
５万人以上10万人以内　5,890千円
３万人以上 ５万人以下　5,830千円
３万人以下　5,770千円

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こども家庭庁

地域支援体制整備サポート事業

支援局 障害児支援課

<こども政策推進事業委託費> 令和９年度概算要求額　国実施分　0.6億円
<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　自治体実施分　233億円の内数

事業の目的

- 令和６年４月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

- **国実施分**

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。（自治体実施事業とも連携）

- **自治体実施分**

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員（地域支援体制整備サポート職員）を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

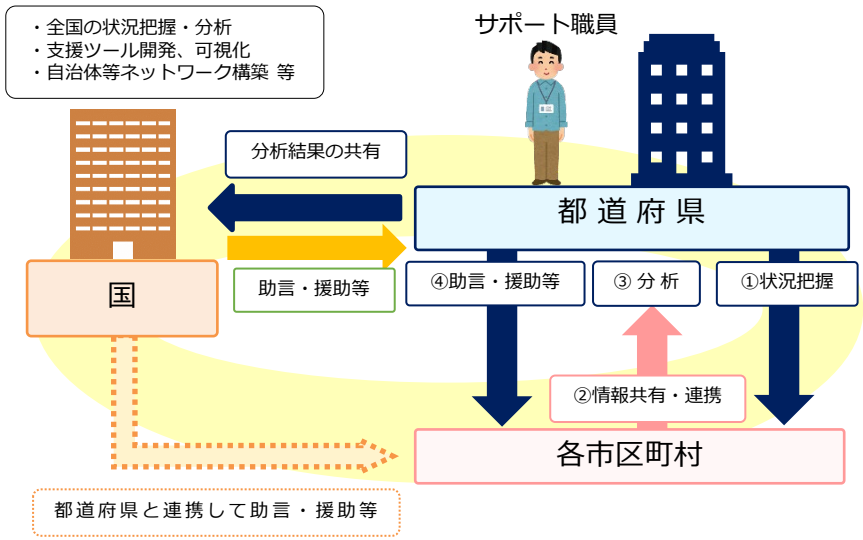
（例）
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況　　等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

（状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携）

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施）　自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市　【補助基準額（自治体実施分）】定額
【負担割合（自治体実施分）】国　10/10

こどもまんなか こども家庭庁

聴覚障害児支援中核機能強化事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　233億円の内数

事業の目的

- 聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっていることから、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

事業の概要

- 聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保し、１～５の事業を実施する。

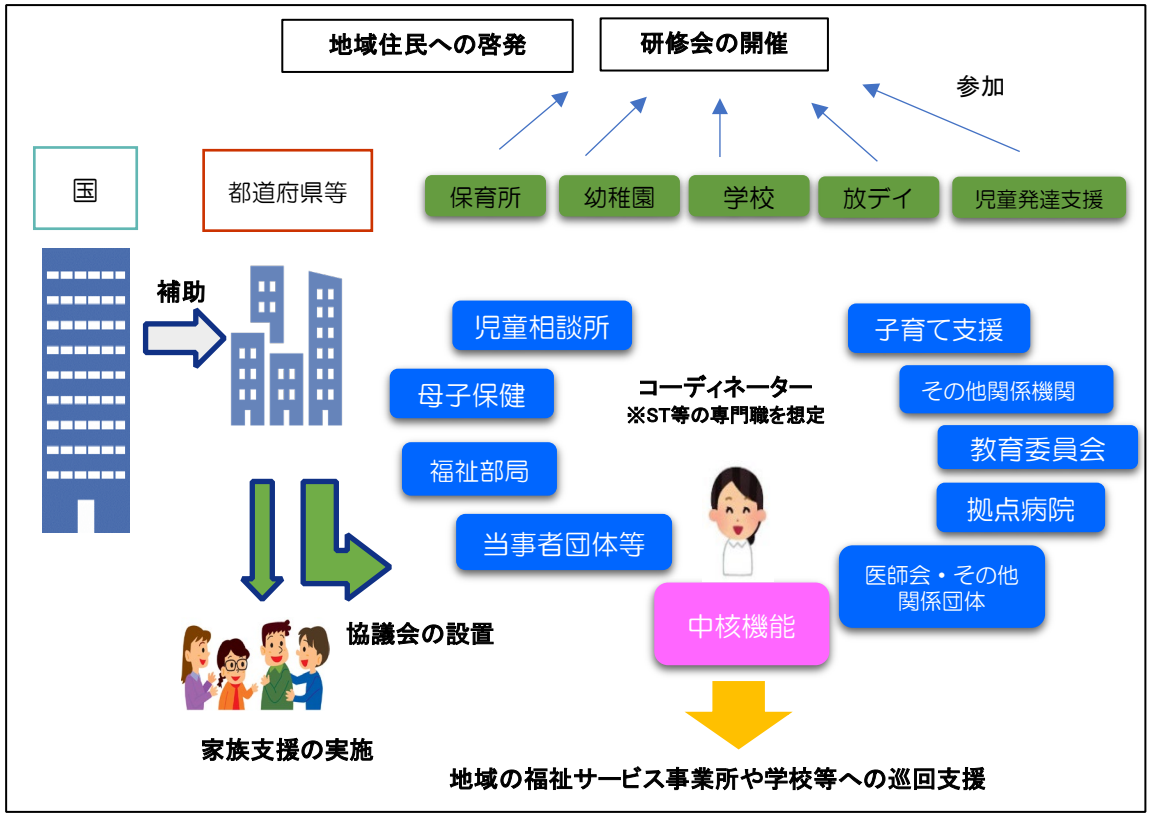
１.聴覚障害児に対応する協議会の設置
　医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。

２.聴覚障害児支援の関係機関の連携強化
　医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。

３.家族支援の実施
・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。
・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。
・こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。

４.巡回支援の実施
　保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して 聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。

５.聴覚障害児に関する研修・啓発
　保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市
【負担割合】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

・補助率1/2の対象となるのは、財政力指数１未満の自治体のみであり、その他は1/3。
・財政力指数の低い自治体等については、当該取組により捻出できた予算の範囲内で補助額を増額する場合がある

【補助基準額】１都道府県・指定都市当たり17,236千円
１中核市当たり　7,236千円
※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

地域のインクルージョン総合支援推進事業 新規

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和９年度概算要求額　233億円の内数

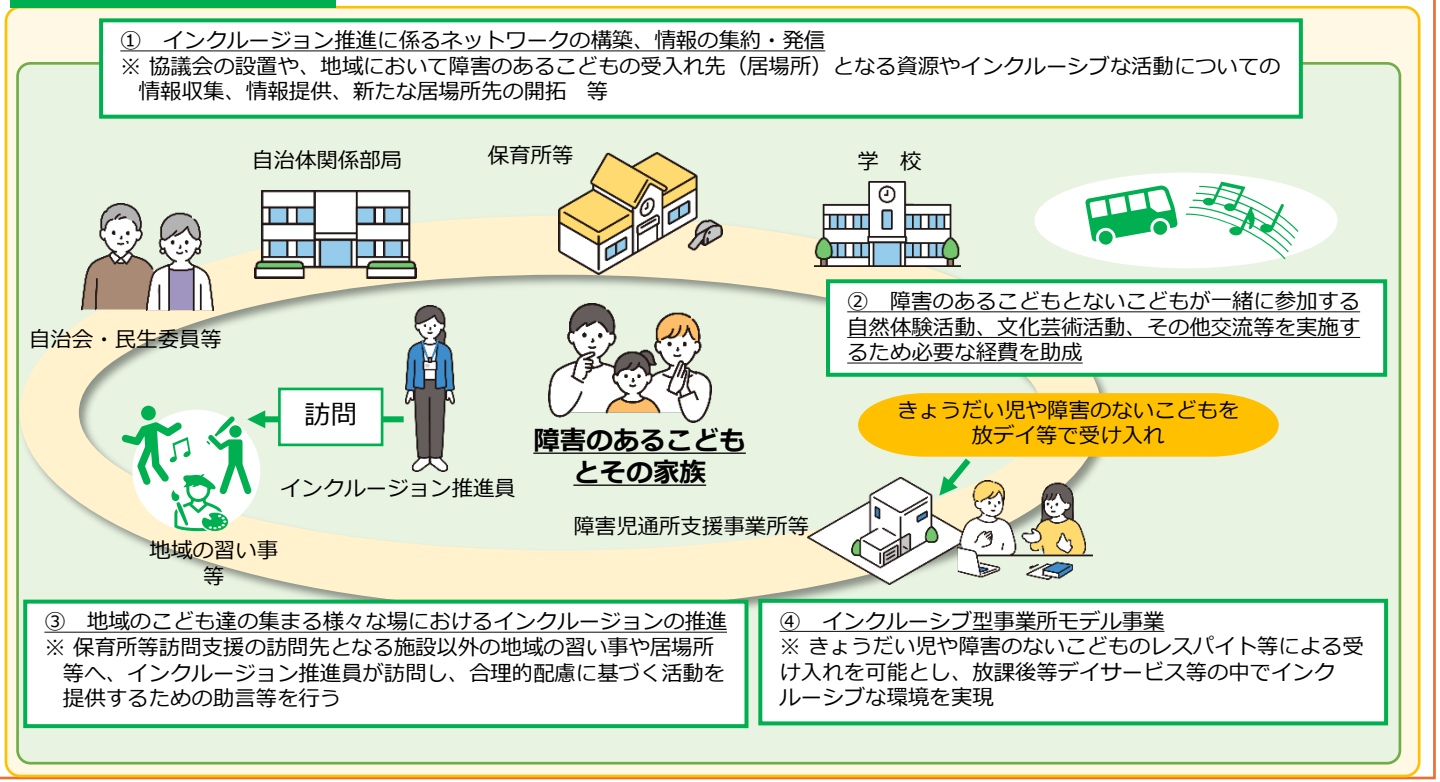
事業の目的

- 「こども大綱（令和５年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【負担割合】（①、②、③、④）
国1/2、都道府県等1/2　※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。
【基準額】　①　１自治体当たり　7,532千円　②　１自治体当たり　1,000千円　③　１自治体当たり　4,760千円　④１自治体当たり　11,368千円
※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

こどもまんなか こども家庭庁

障害児支援における人材育成指導者養成研修事業 新規

支援局 障害児支援課

<こども政策推進事業委託費> 令和９年度概算要求額 1.1億円

事業の目的

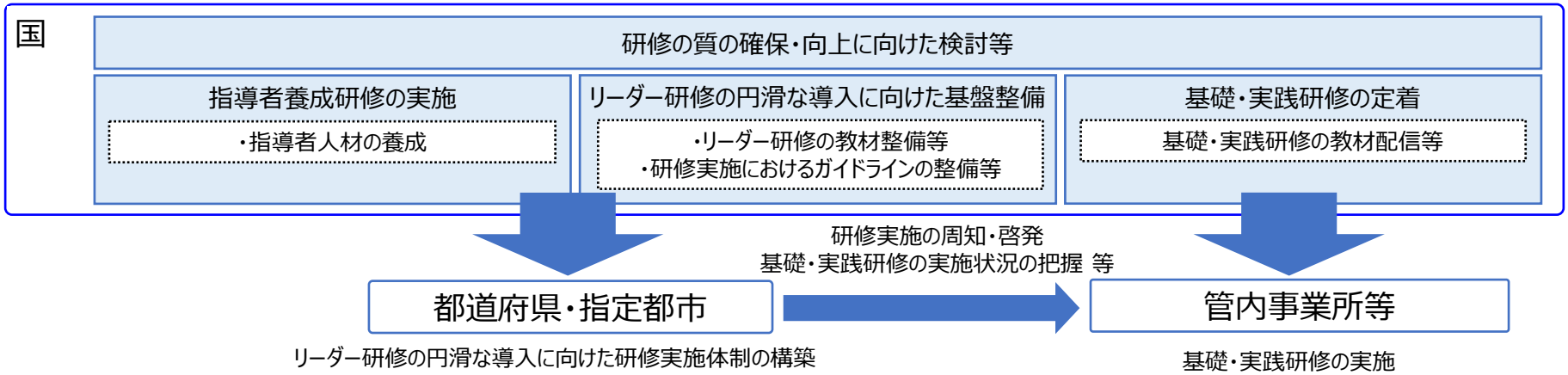
○ 障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加する中、全国どの地域でも、質の高い障害児支援が提供される体制の構築が求められている。

○ 国においては、障害児支援に従事する人材の専門性向上を図るため、全国共通の報酬体系及び標準カリキュラムの整備を進め、令和８年度から、国が実施主体として、自治体職員等を対象とした人材育成指導者養成研修を実施するとともに、令和９年度から障害児支援基礎・実践研修（以下、「基礎・実践研修」という。）の全国展開を開始する予定（障害児支援リーダー研修は令和10年度、コア人材研修は令和11年度と段階的に開始を想定）。

○ このため、本事業においては、障害児支援に係る全国共通の研修体系に基づき、令和９年度から開始する基礎・実践研修の全国的な定着を図るとともに、令和10年度に開始を予定する障害児支援リーダー研修（以下、「リーダー研修」という。）の円滑な導入に向けて、自治体等における研修実施体制の構築、指導者人材の養成、教材の整備及び研修の質の確保・向上に向けた取組を実施する。

事業の概要

障害児支援に係る全国共通の研修体系の定着を図るため、基礎・実践研修の全国展開とあわせて、リーダー研修を担う指導者・講師人材の養成、教材整備及び研修の質の確保・向上への取組を国として支援する。



実施主体等

国による委託（10/10）

医療的ケア児等医療情報共有システム運用等委託費
【デジタル庁一括計上】

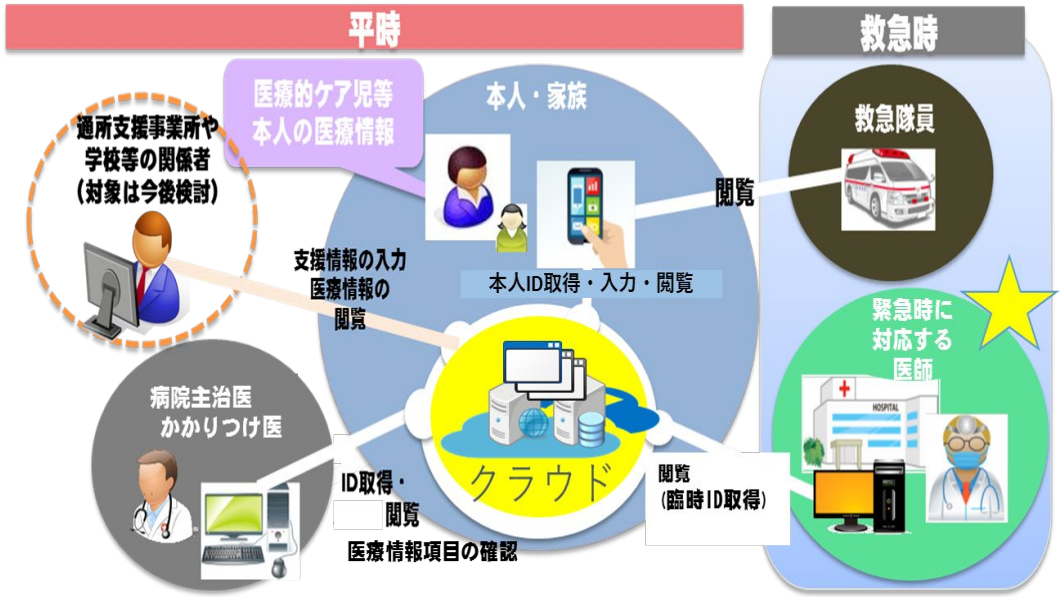
<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和９年度概算要求額　0.7億円

事業の目的

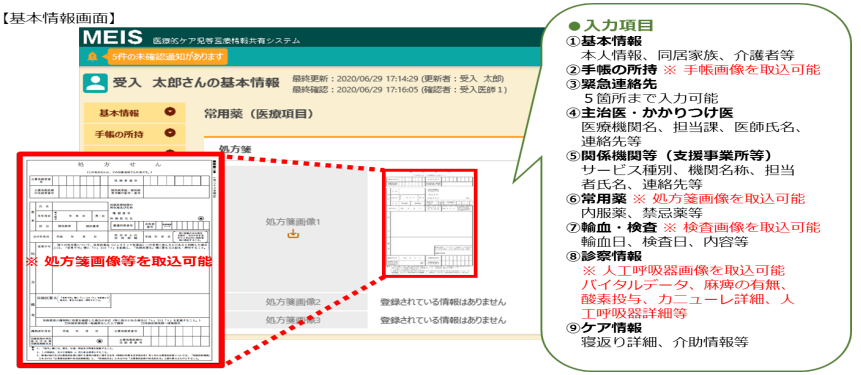
- 医療的ケアが必要な児童等（以下「医療的ケア児等」という。）が救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、かかりつけ医以外の医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにする。

事業の概要

- 医療的ケア児等の医療情報を、かかりつけ医以外の医師と共有するための「医療的ケア児等医療情報共有システム」（MEIS）について、運用・保守を行う。
  ※ MEIS：**M**edical **E**mergency **I**nformation **S**hareの略称



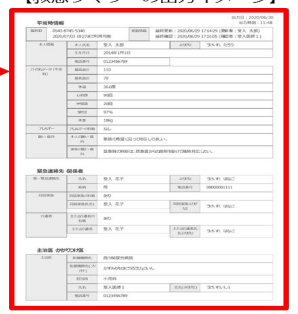
【基本情報画面】



【救急サマリーのページ】



【救急サマリーの出力イメージ】



実施主体等

【実施主体】国（委託により実施）

こどもまんなか
こども家庭庁

事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの共通化 新規

【デジタル庁一括計上】

支援局 障害児支援課

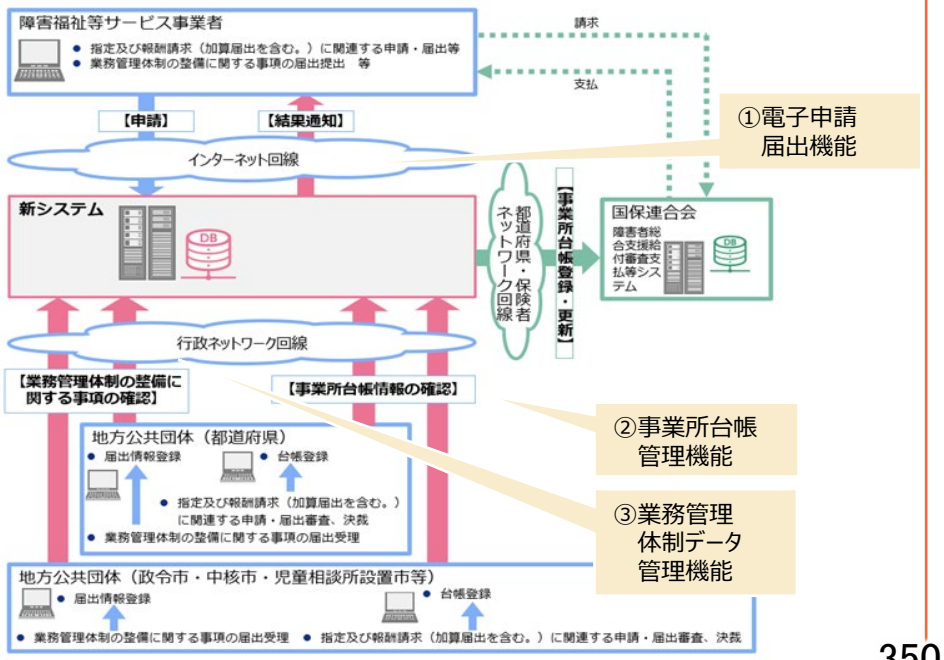
<情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費> 令和９年度概算要求額 8.7億円

事業の目的

- 令和７年６月２日に国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会の同意を経て決定された「共通化推進方針」に基づき、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」を開発・構築し、令和９年度中の運用開始を予定している。このシステムは、障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点、公共サービスの効率化と利便性向上の観点から、①電子申請・届出機能、②事業所台帳管理機能、③業務管理体制データ管理機能の３つの機能を包含する新しいシステムである。
- 本システムの開発は搭載機能ごとに段階的に実施することとしており、令和８年度において、①電子申請・届出機能及び③業務管理体制データ管理機能の開発を行い、令和９年度においては、令和８年度に開発した機能に、②事業所台帳管理機能を追加するための改修（拡充）を行うとともに、移行自治体に係る新システムへのデータ移行等の支援及び工程管理を実施する

事業の概要

障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、
事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを
包含した共通システムの構築を図る。



実施主体等

国による委託（10/10）
委託先：改修・移行支援事業者及び工程管理等支援事業者

[その他]

こども家庭庁ウェブサイトの充実 拡充

令和９年度概算要求額　１億円

事業の目的

- 一般ユーザーに対してはこども家庭庁の施策・法令・制度について、特に小学生から中学生に対してこどもの権利利益や困ったときの相談窓口等について、広く分かりやすく情報発信を行う。

事業の概要

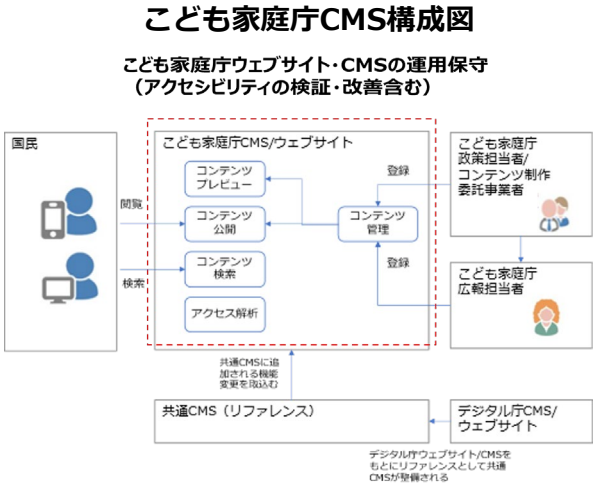
①　こども家庭庁公式ウェブサイト（一般ユーザー向け）CMSの運用保守事業

公式ウェブサイトの編集や管理を行うためのCMSの運用・保守を実施。（デジタル庁が政府ウェブサイトの統一化・標準化の実証プロジェクトの一環で共通CMSを設計・開発した。令和６年度から、こども家庭庁CMSとして独立して運用保守を実施開始。）

令和９年度は、運用保守の他、SEO対策・AI検索を意識したウェブサイトへの改修等を実施。

- CMS運用保守
- SEO対策・AI検索を意識したウェブサイトへの改修
- ウェブアクセシビリティの検証・改善

こども家庭庁CMS構成図



②　こども家庭庁公式ウェブサイト（こども向け）運用保守事業

令和５年度に構築したこども向けウェブサイトについて、令和９年度も継続して、ウェブサイトのシステム運用等の運用保守を実施。

令和９年度においては、新規コンテンツの制作・追加の予定はないが、既存コンテンツの維持管理や最新情報へのアップデートを行う。

- ウェブサイト更新等構築費、脆弱性診断費、品質検査費　ほか
- システム運用経費、サービス利用料　ほか

実施主体等

【実施主体】国

図書館情報システムの整備 新規

令和９年度概算要求額　５百万円

事業の目的

○こども家庭庁は、政策の推進を支援するため、令和９年１０月に職員向けの図書館を開館する方向で準備を進めている。

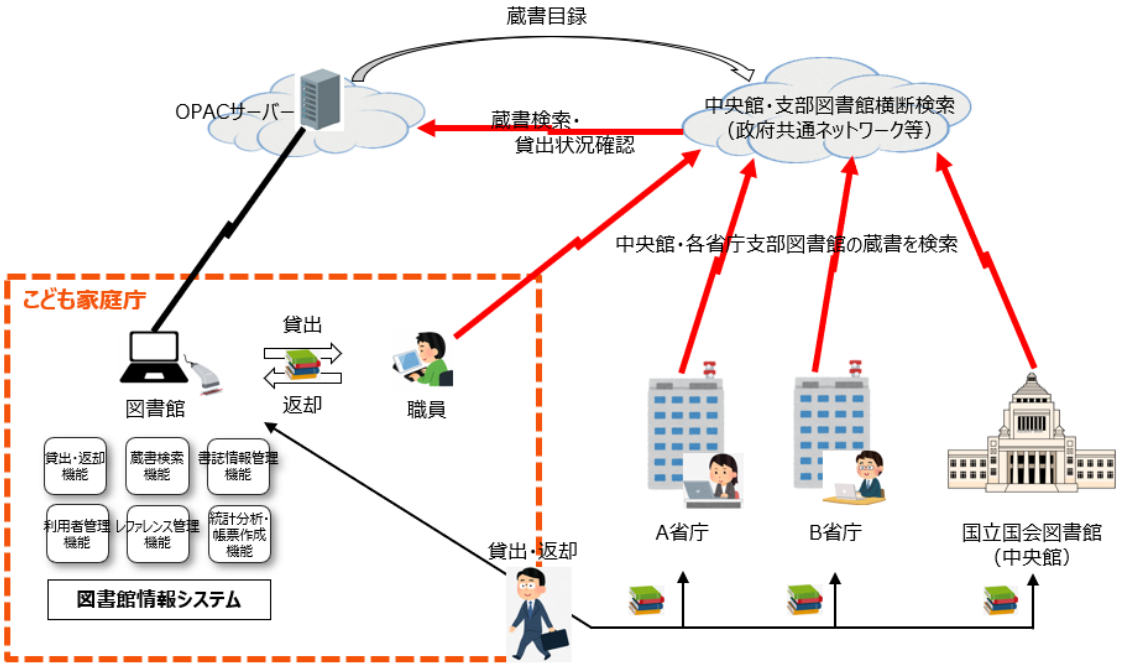
○図書館の運営に当たっては、蔵書検索機能や貸出・返却機能等を備えた図書館情報システムを導入する。

○国立国会図書館（中央館）の支部図書館として位置付けることにより、所管行政に関する専門図書館として、当庁職員だけでなく他省庁職員が相互に利用したり、中央館において閲覧だけでなく館外貸出を受けることなどが可能となる。

事業の概要

○図書館情報システムの導入により、利用者向けサービスとして蔵書検索機能を提供するとともに、貸出・返却業務や、書誌情報・利用者情報の管理などのバックオフィス業務を支援する。

導入イメージ



実施主体等

【実施主体】国（民間事業者等へ委託）

こども政策に関する調査研究事業等 拡充

令和９年度概算要求額　２億円

事業の目的

- 「こども大綱」(令和５年12月22日閣議決定）では「良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める」こととしており、国際比較や長期的に把握可能なデータ等を充実させるため、調査を実施する。
- また、様々なデータや統計を活用するとともに、こども・若者からの意見聴取などの定性的なデータも活用し、個人情報を取り扱う場合にあってはこどもや若者本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、課題の抽出などの事前の施策立案段階から、施策の効果の事後の点検・評価・公表まで、それぞれの段階で、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していくこととしている。

事業の概要

１．こども政策に関する調査研究

①「こどもの福祉と保健に関する状況報告」（一般統計調査）

こどもに関する福祉・保健にわたる各種施策の実施状況を把握する観点から、児童虐待相談対応件数や人工妊娠中絶件数、保健指導数等のデータを収集し、国及び地方公共団体のこども・子育て施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得るための調査を引き続き実施する。

②「児童福祉施設等調査」（一般統計調査）

全国の児童福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して、児童福祉行政推進のための基礎資料を得るための調査を実施する。

③「こども政策の推進に関する意識調査」

こども大綱の数値目標や指標の進捗を把握するとともに、こども大綱の推進に必要なデータを収集する観点から、こども・若者の置かれた状況等に対するこども・若者自身の認識に関する調査を行う。

④「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」

我が国のこども・若者の意識と諸外国のこども・若者の意識を比較することにより、我が国のこども・若者の意識の特徴等を的確に把握し、こども・若者に関する施策を検討する際の参考資料を得るための調査を実施する。

⑤「少子化対策におけるPDCA推進のための調査研究」

こども未来戦略に掲げている政策目標に向けた各種施策の少子化対策への効果把握の実効性を向上するため、加速化プランの各種施策の実施状況とその効果について、調査を実施する。

２．こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実（こども家庭庁EBPMアドバイザーによる伴走支援の実施に係る経費　等）

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

こどもまんなか
こども家庭庁

こども施策に関する国際連携の推進

拡充　長官官房参事官（総合政策担当）付 国際係

令和９年度概算要求額　0.２５億円

事業の目的

- 国際会議への参加や共通の課題を抱える諸外国との対話・協力を通じて、戦略的・効率的な情報発信、情報収集を行い、国際連携を推進する。また、こどもの権利の普及啓発に関する先進的な取組事例を収集し、我が国の施策の推進に資する知見の蓄積を図る。
- 我が国の少子化対策の企画・立案に資するため、社会的・文化的類似性を有するアジア諸国との間で情報共有及び政策協議を行う。
- 我が国のこども施策に関する国際発信及び国際的動向の把握・周知のための和英資料の作成とその活用を通じて、こども施策分野における国際連携の推進を図る。

事業の概要

- 国際会議への参加等を通じて情報発信・情報収集及び各国との協力関係の構築を行うとともに、令和8年に協力覚書に署名したシンガポール社会・家庭振興省との家族・こども分野における政策対話を実施し、ベストプラクティスの共有や情報交換を行う。また、こどもの権利の普及啓発の先進的な取組の視察及び意見交換を通じて、関連施策に関する知見の収集を行う。【拡充】
- 令和5年７月に更新された協力覚書に基づき、共通の課題を抱える日中韓３か国の間で、少子化対策に関する施策や取組について情報共有及び政策協議を行うため、第15回「日中韓少子高齢化セミナー」（日本開催予定）を開催する。【拡充】
- 我が国のこども施策を国際社会に発信するとともに、国際的動向の把握・周知を図るため、和英資料を作成する。

実施主体等

【実施主体】国（民間事業者へ一部委託）

国連人口基金(UNFPA)拠出金
（人口動態の未来に関する調査分担金）

令和９年度概算要求額　0.1億円

事業の目的

我が国の少子化は、急速に進んでおり、深刻な状況であるが、諸外国の状況を見ると、フランスやスウェーデンといった過去に出生率が反転した国でも、近年は低下傾向にある。一般的に、希望するこどもの数と実際にもつこどもの数についての乖離は、経済や雇用の不確実性や、子育てのコスト、仕事と子育ての両立の難しさ等が挙げられるが、子育てにかかる経済支援等が高い水準でなされている地域においても、出生率の低水準化が見られている。

令和８年度に国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）において世界73か国の18~39歳に実施した、若者の人生、パートナーシップ形成や、こどもを持つことに関する希望や出産に関する選択に影響を与える要因を把握する調査（DFS：Demographic Futures Survey）において、経済的不安、雇用の不安定さ、住宅事情などが、結婚や出産の最大の障壁と指摘されている。令和９年度は、本調査結果をもたらした社会的・文化的・制度的要因について、質的調査を実施予定であり、人口変化に関するエビデンス基盤の強化に向けて、拠出金を負担するものである。

事業の概要

〇人口動態の未来に関する調査（Demographic Futures Survey：DFS）ー詳細調査

- 調査対象：以下の５つの国・地域グループを想定。
  （アジア太平洋、アラブ諸国、ラテンアメリカ・カリブ地域、サハラ以南アフリカ、選定された高所得国からなる第５グループ）
- 調査方法：地域及び国内の研究機関との契約による、対象グループへの聞き取り調査
- 調査設計、実施、分析、公表：UNFPAの専門家が監督。
- 調査項目：若者のパートナー形成及び出産に関する希望や意思決定を形作る社会的、経済的、文化的及び制度的要因
- 結果の公表：イベントや出版物、ソーシャルメディア。
- 調査実施予定期間：令和９年３～７月
- 結果公表予定：令和９年10～12月

実施主体等

【実施主体】国連人口基金（UNFPA）へ拠出金を負担

旧優生保護補償金等の支給等 拡充

令和９年度概算要求額　１８億円
【都道府県】旧優生保護補償金等支給等業務都道府県事務取扱交付金　１２億円
【こども家庭庁】旧優生保護補償金等支給等業務庁費　６億円

事業の目的

○　都道府県が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、補償金等の請求手続き等に係る周知及び相談支援を行うことを目的とする。

○　こども家庭庁が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等からの請求を受付、認定審査会で審査、認定決定をするほか、補償金等の支給手続き等に係る周知・広報、弁護士による請求事務のサポートを行うことを目的とする。

○　全ての被害を受けた方々に着実に補償金等の情報を届け、より多くの請求に繋がるよう周知広報を実施する。

事業の概要

①旧優生保護法補償金等支給等業務都道府県事務取扱交付金

都道府県が旧優生保護法補償金等支給法に基づく事務を行うために必要な費用を交付する。（通信運搬費、消耗品費、委託費等）

②旧優生保護補償金等支給等業務庁費

こども家庭庁が旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等の対象となる方に対し、制度の周知を行うため、リーフレットや新聞等による周知広報、弁護士による請求サポートを行う事業等を実施する。（印刷製本費、通信運搬費、委託費等）

実施主体等

◆ **実施主体**　①都道府県　②こども家庭庁
◆ **補助率**　①国：１０/１０　②－
◆ **①の根拠法令**
・旧優生保護補償金等支給法第36条
・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和６年政令第383号）

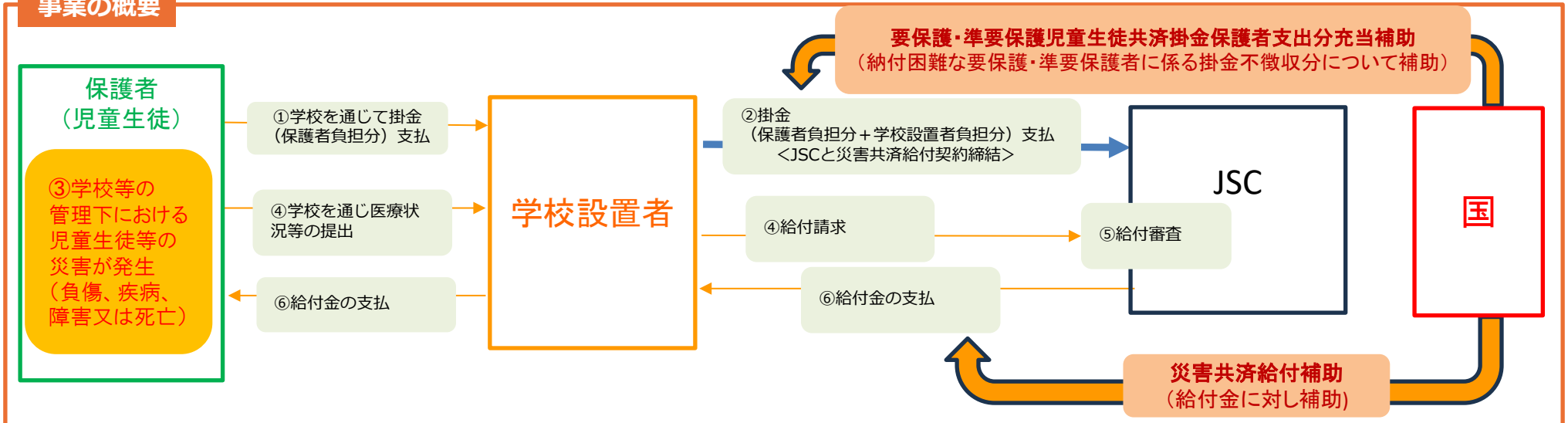
災害共済給付補助金

令和９年度概算要求額　17億円

事業の目的

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）が行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく児童生徒等の災害に対する救済を行い、こどもの安全で安心な環境整備を推進することを目的とする。

事業の概要



予算の推移

年　度	R3	4	5	6	7	8
予算額	2,324,118	2,031,615	2,031,615	1,701,654	1,701,654	1,709,813

（単位：千円）

補助額

【災害共済給付補助】
・義務教育諸学校：教育活動中の災害給付額の1/3補助
・非義務教育学校：予算の範囲内で内閣総理大臣の定める額

【要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助】
・経済的な困窮により掛金の納付困難な保護者から徴収しなかった掛金の1/2補助
（但し、要保護・準要保護児童生徒配分者数×掛金単価×1/2×1/2が限度額）

就学前教育・保育施設整備交付金 拡充

令和９年度概算要求額　820億円＋事項要求

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、こどもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。
- 【対象事業】

・保育所整備事業【私立】　・幼保連携型認定こども園整備事業【私立】　・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）【私立】　・公立認定こども園整備事業（教育部分に限る）
・小規模保育整備事業【私立・公立】　・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業【私立・公立】　・防音壁整備事業　・防犯対策強化整備事業

«事項要求（防災・減災・国土強靱化の推進）»
「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、予算編成過程で検討。

«拡充»
特殊付帯工事に熱中症対策整備を追加する。

実施主体等

【実施主体】 ①［②以外］：市区町村　②［公立認定こども園］：都道府県・市区町村

【設置主体】 ①［うち、私立保育所、私立認定こども園］：社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人
※「実施計画」の採択を受けている場合「市町村が認めた者（公立施設を除く）」を設置主体とすることができる。
①［うち、小規模保育事業所、乳児等通園支援事業所］：市町村が認めた者（公立施設を含む。）　②：都道府県・市区町村

«拡充»
・私立認定こども園（保育所型）の設置主体に「日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人」を追加する。
・財政力指数の低い市区町村において、「公私連携保育法人」が私立保育所や私立認定こども園（保育所型）の大規模修繕等や改築などを行う場合、「実施計画」の採択を受けていなくとも、設置主体とすることを可能とする。
・財政力指数の低い人口減少地域の市区町村において、「公私連携保育法人」が多機能化に伴う整備として、病児保育施設や放課後児童クラブと一体的に私立保育所や私立認定こども園（保育所型）の創設を行う場合、「実施計画」の採択を受けていなくとも、設置主体とすることを可能とする。

【対象施設】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所　等

【補助割合】①　原則国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４　②　原則国１／３、設置者（市区町村）２／３
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

＜補助率の嵩上げについて＞　以下に該当する場合には、補助率の嵩上げを行う（１/２→２/３）　**【国：２／３、市区町村：１／12、設置主体：１／４】**

○待機児童対策　※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」に限る
待機児童が10人以上見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）において、財政力指数が1.0未満の市町村かつ、20人以上の定員増加に必要な整備であること等

○人口減少対策　※認定こども園の場合、補助率の嵩上げは「保育所部分」および「教育部分」に適用する
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で施設の統廃合や多機能化等に伴う整備であること等

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
乳児等通園支援事業を実施するこども誰でも通園制度総合支援システムを導入（予定）の市区町村（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

こどもまんなか こども家庭庁

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和９年度概算要求額 170億円＋事項要求

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和４年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、児童福祉施設等の防災・国土強靱化を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		・助産施設 ・職員養成施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【事項要求】防災・減災・国土強靱化の推進
「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、予算編成過程で検討。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助率】定額
（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当
児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>
・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であって一定要件を満たす場合※１　国1/2相当→2/3相当
・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※２　国1/2相当→2/3相当
・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合　国1/3相当→1/2相当

※１　対象となるのは、①財政力指数１未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が１億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）
※２　対象となるのは、財政力指数１未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が１億円を超えない自治体

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援施設整備交付金 拡充

成育局　参事官（事業調整担当）

令和９年度概算要求額 88億円
（うち事業主拠出金充当分は67億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町区村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費
　　放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する

（２）病児保育施設整備費
　　病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※　令和９年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費については、予算編成過程で検討することとなっており、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、事業主拠出金充当部分については、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討する。

実施主体等

【実施主体】市区町村

【拡充・見直し】待機児童解消目的の補助率嵩上げ及び特に緊急性の高い自治体に対して行う嵩上げについては、現行の要件を見直した上で、実施する。※

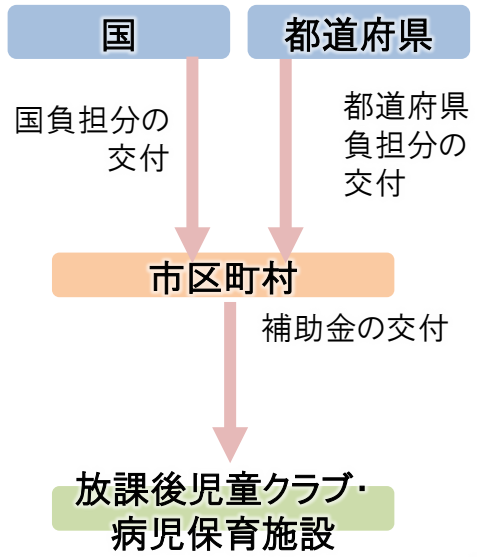
【補助対象事業者】
市区町村、社会福祉法人、学校法人、市区町村が認めた者　等

【補 助 率】

		国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費					
市区町村が整備を行う場合	通常 【待機児童解消目的の嵩上げ後】 （※緊急性の高い自治体）	1/3 【2/3】 （5/6）	1/3 【1/6】 （1/12）	1/3 【1/6】 （1/12）	―
市区町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	通常 【待機児童解消目的の嵩上げ後】 （※緊急性の高い自治体）	2/9 【1/2】 （5/8）	2/9 【1/8】 （1/16）	2/9 【1/8】 （1/16）	1/3 【1/4】 （1/4）
病児保育施設整備費					
市区町村が整備を行う場合		1/3	1/3	1/3	―
市区町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合		3/10	3/10	3/10	1/10

※　嵩上げは財政力指数１未満の市区町村又は原則の補助率で算出した国庫補助額が１億円を超えない自治体が対象

【交付の流れ】



こども家庭庁

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用・改修 拡充

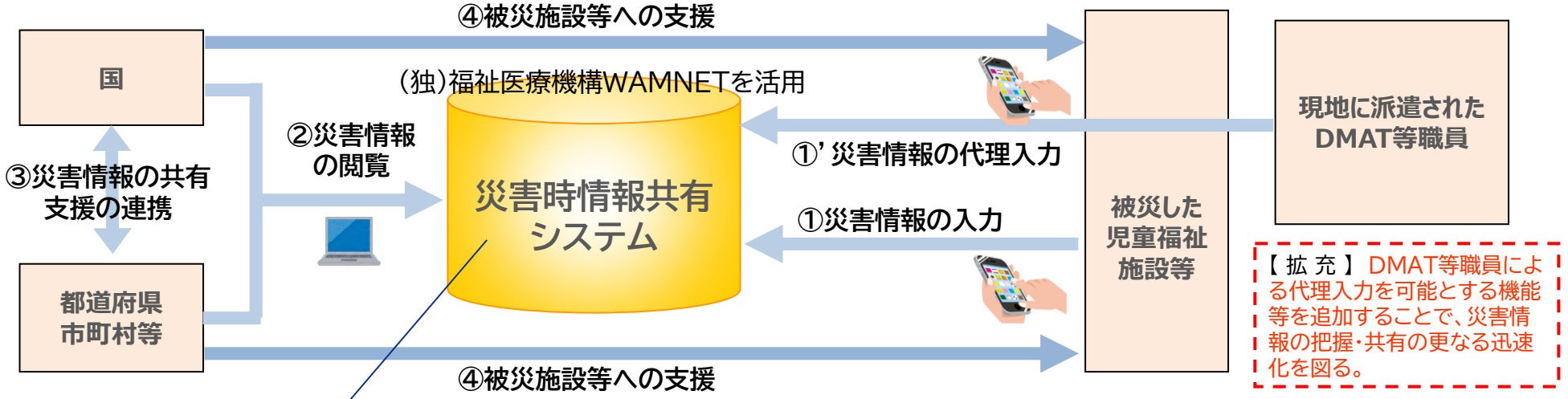
成育局　参事官（事業調整担当）

令和９年度概算要求額　2.6億円

事業の目的

- 災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげることを目的として、「災害時情報共有システム」の運用・保守を行う。
- また、迅速かつ正確な被災状況の把握及び関係者間の共有の観点から、現地派遣されたDMAT等における被災状況の報告等を行うことができるようにするとともに、災害発生時に迅速に必要な物資の供給ができるよう、平時から施設の備蓄状況等をより詳細に登録できるようにするなど、災害時情報共有システムの改修を行う。

事業の概要



【拡充】DMAT等職員による代理入力を可能とする機能等を追加することで、災害情報の把握・共有の更なる迅速化を図る。

システムで取り扱う主な災害情報

・人的被害の有無　・建物被害の有無　・建物被害の状況　・ライフライン（電気・水道）の状況　・物資（食料・おむつ等）の状況　・支援の要否　・避難又は開所の有無　・他施設からの受入可否　・感染症対策物資やその他備蓄等の状況　など

【拡充】災害発生時に迅速に必要な物資の共有ができるよう、詳細な備蓄状況等の入力できる項目を追加。

実施主体等

交付先：独立行政法人福祉医療機構　　補助率：定額

こどもまんなか
こども家庭庁

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
【復興庁一括計上】

成育局　参事官（事業調整担当）

＜復興庁所管・被災者支援総合交付金＞ 令和９年度概算要求額　39億円の内数

事業の目的

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

事業の概要

（１）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（２）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（原子力災害被災地域）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（３）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取組を支援する。

実施主体等

【実施主体】

原子力災害被災地域（福島県及び福島県内の市町村）

※　市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※　各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

【補 助 率】　定額

国民年金第１号被保険者の育児期間における保険料免除措置について

令和９年度概算要求額　305億円

１．概要

自営業・フリーランス等の国民年金第１号被保険者について、その子が１歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置。
※当該期間に係る被保険者期間の各月を保険料納付済期間に算入する。

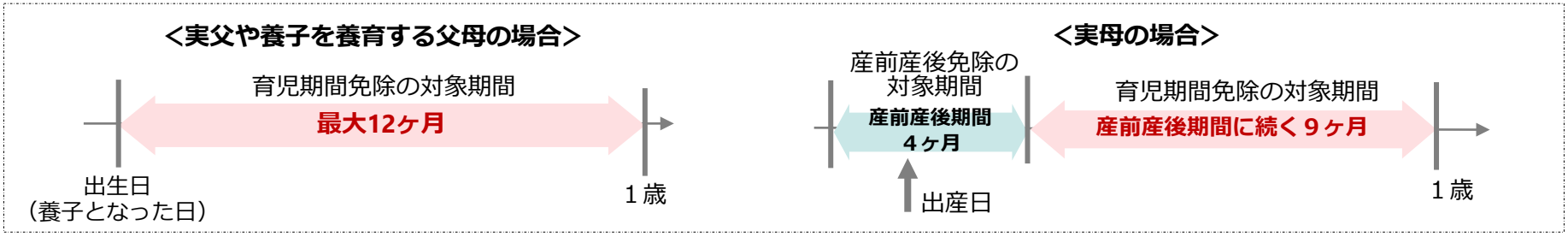
２．免除に係る要件等について

①対象期間や要件等

・　子を養育する国民年金第１号被保険者を父母ともに措置の対象とする。
・　育児休業を取得することができる被用者とは異なり、自営業・フリーランス・無業者等の国民年金第１号被保険者については、育児期間における就業の有無や所得の状況はさまざまであることから、その多様な実態を踏まえ、第１号被保険者全体に対する育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置とすることとし、一般的に保険料免除を行う際に勘案する所得要件や休業要件は設けない。

②対象となる免除期間の考え方

・　原則として子を養育することになった日から子が１歳になるまでを育児期間免除の対象期間とし、産前産後免除が適用される実母の場合は産後免除期間に引き続く９ヶ月を育児期間免除の対象期間とする。
・　育児期間免除の対象期間における基礎年金額については満額を保障する。



３．財源について

育児期間における保険料免除措置は、必ずしも所得の減少が生じない者も含めて育児期の被保険者を広く対象とし、社会全体で子育て世代を支える育児支援措置の一環として実施するため、「子ども・子育て支援金」を充てる。

４．施行時期

・　2026年（令和８年）10月１日施行

共働き・共育て推進のための給付

職業安定局雇用保険課
（内線5138、5757）

令和９年度概算要求額　690億円

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
			○	

1　事業の目的

若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていくため、夫婦ともに働き、育児を行う「共働き・共育て」を推進する必要がある。

- 特に男性の育児休業取得の更なる促進の観点から、子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業をした場合に、育児休業給付に加え、雇用保険制度において出生後休業支援給付金を支給する。
- 育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくなるよう、時短勤務中に賃金が低下した場合に雇用保険制度において育児時短就業給付金を支給する。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

	出生後休業支援給付金	育児時短就業給付金
支給要件	・育児休業開始前２年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること ・被保険者が子の出生後８週間（注）以内に14日以上の育児休業をしたこと ・配偶者が子の出生後８週間以内に14日以上の育児休業をしたこと（例外あり） （注）産後休業をした場合は16週間	・時短就業開始前２年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること又は育児休業給付に係る育児休業から引き続き時短就業を開始したこと ・２歳未満の子を養育するため、週所定労働時間を短縮して就業したこと
支給額	育児休業をした日数（最大28日）×休業前賃金額の13%相当額 ※　育児休業給付（休業前賃金額の67%相当額を支給）と合わせて80%（手取り10割）相当額となる	時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額 ※　時短就業中の各月に支払われた賃金額が時短前の賃金額の90%超～100%未満の場合は、給付率を逓減させる

スキーム

